

# 61.8.5集中豪雨水害の記録

福 島 県



# 61.8.5集中豪雨水害の記録

福 島 県



正 誤 表

ページ	行	誤	正
39	上から6	今日く杯	今日一杯
44	表2-1	(文教その他被害額) 97,734	97,730
63	上から10	900万円	9億円
65	表2-15	(福島・農作物被害面積) 1,951	1,915
〃	〃	(いわき・農作物被害面積) 1,603	1,063
71	表2-20	(白河・橋梁被害額) 19	99
83	表2-26	(湊中・復旧工事) 39.2m <sup>2</sup>	3,902m <sup>2</sup>
〃	〃	( 〃 ) 39.02m <sup>2</sup>	3,902m <sup>2</sup>
84	〃	(石川町・市町村費計) 1,579	1,519
90	下から5	被害はとおり	被害は次のとおり
102	表3-7(1)	(表題) 寝具その生活	寝具その他生活
104	表3-10	(郡山市) 978	998
106	上から11	自衛隊	自衛隊
116	上から2	大平洋	太平洋
〃	上から3	増大したあめ	増大したため
〃	下から1	表3-11とおり	表3-11のとおり
123	表3-14	(計・給水車) 32	33
124	上から15	総稼働	総稼働
148	表3-25	(規制箇所・289号) 下郷村	下郷町
167	下から12	60年8月	61年8月
169	上から14	「No.5生活	「No.6生活
176	上から11	補災	被災
200	表5-3	(玉川村・件数) 19	16
206	下から4	1,663	1,633
209	表5-8	(河川・県申請箇所数) 1,728	1,928
223	上から1	名会派	各会派
241	表7-3	(8月7日計) 60	61
〃	〃	(8月8日計) 39	33
276	上から6	12町村	13町村



## はじめに



昭和61年8月4日から5日にかけての、台風10号くずれの温帯低気圧は、福島県の中通り、浜通り地区に300～400mmの豪雨をもたらしました。あれから、早や7か月余が経過しましたが、当時の状況は今も私達の脳裏に生々しく残っております。人的被害11名、住宅被害1万4千余棟、被害総額は1,000億円を超える本県災害史上例を見ない大災害となりましたが、ここに改めてこの災害により尊い命をなくされた方々の御めい福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

災害発生と同時に、県内をはじめ、全国各地の皆様方から温かい救援の手をさしのべていただき、私達県民に力強い励ましと復興への勇気を受けてくださいました。お寄せいただきました皆様方の御厚情に対し、心から厚く御礼申し上げます。

かねてから県民生活の安全確保には最大限の努力をはらって参ったところでありますが、今次災害は各種情報の収集及び伝達をはじめ、住民の避難体制など多くの面で貴重な教訓を残してくれました。

本書は、今後の防災対策の一助とするため、災害の発生から応急対策が一応の終了をみたところまでの経過、施策、措置等の概要をとりまとめたものであります。内容その他不十分な点が多いとは存じますが、この記録が、今後の豪雨災害対策の資料としてお役に立つことができれば幸いです。

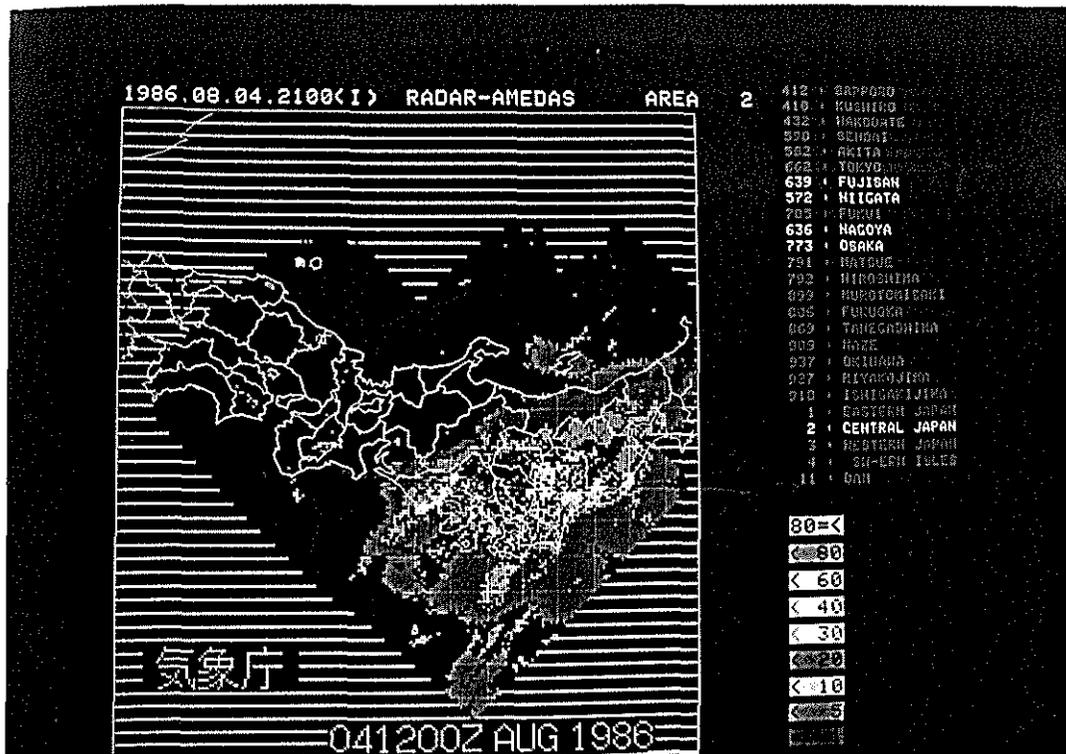
なお、本書の刊行に当たり、各防災関係機関から寄せられました御協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

昭和62年3月

福島県知事

西村 勇太



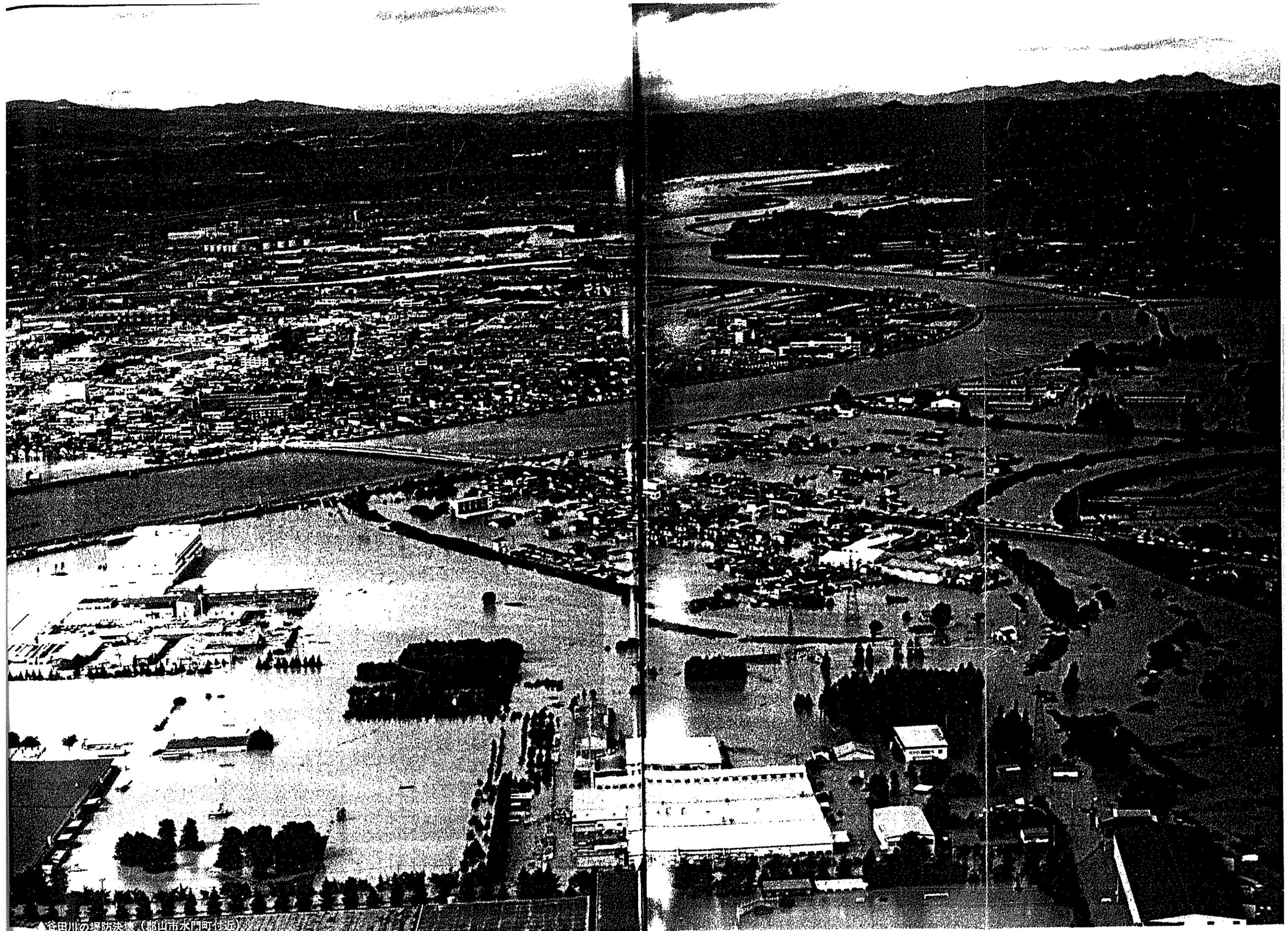


レーダー・アメダス雨量合成図

(上) 昭和61年8月4日21時の1時間雨量

(下) 昭和61年8月5日3時の1時間雨量





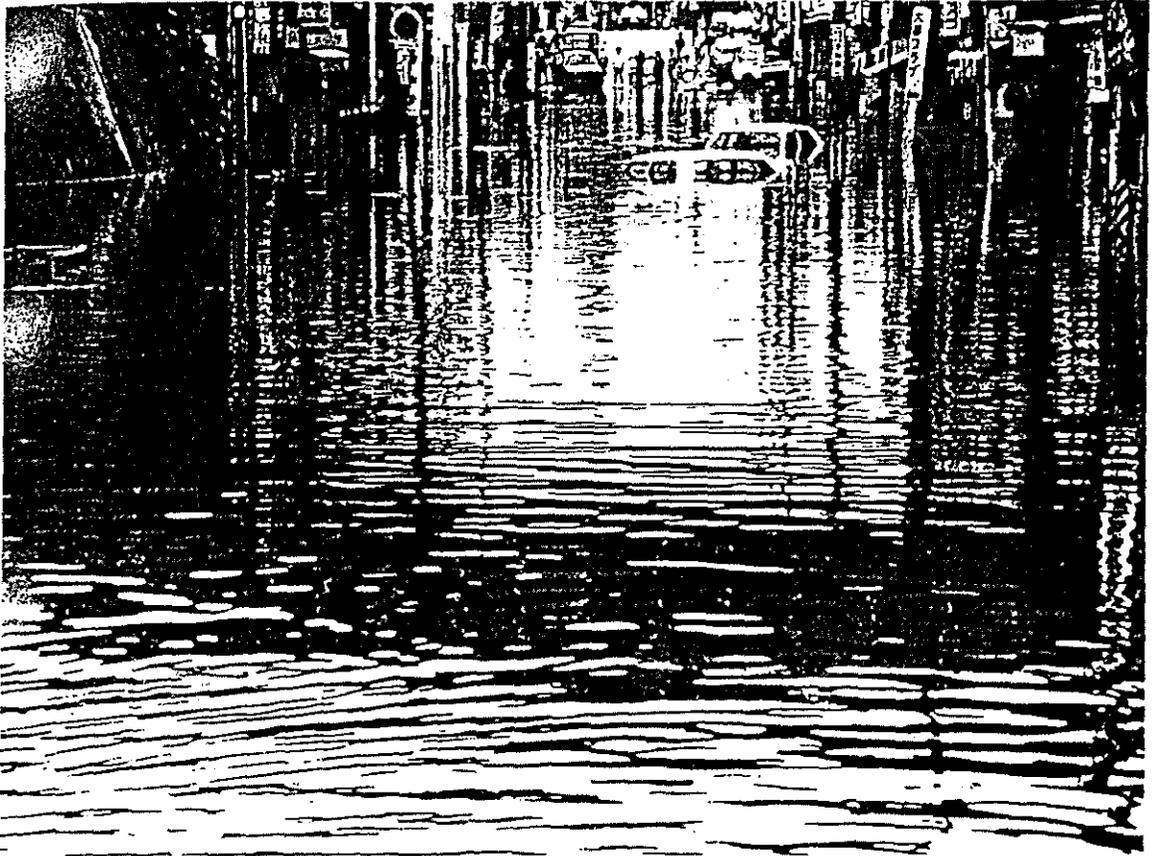
谷田川の堤防決壊（郡山市水門町付近）



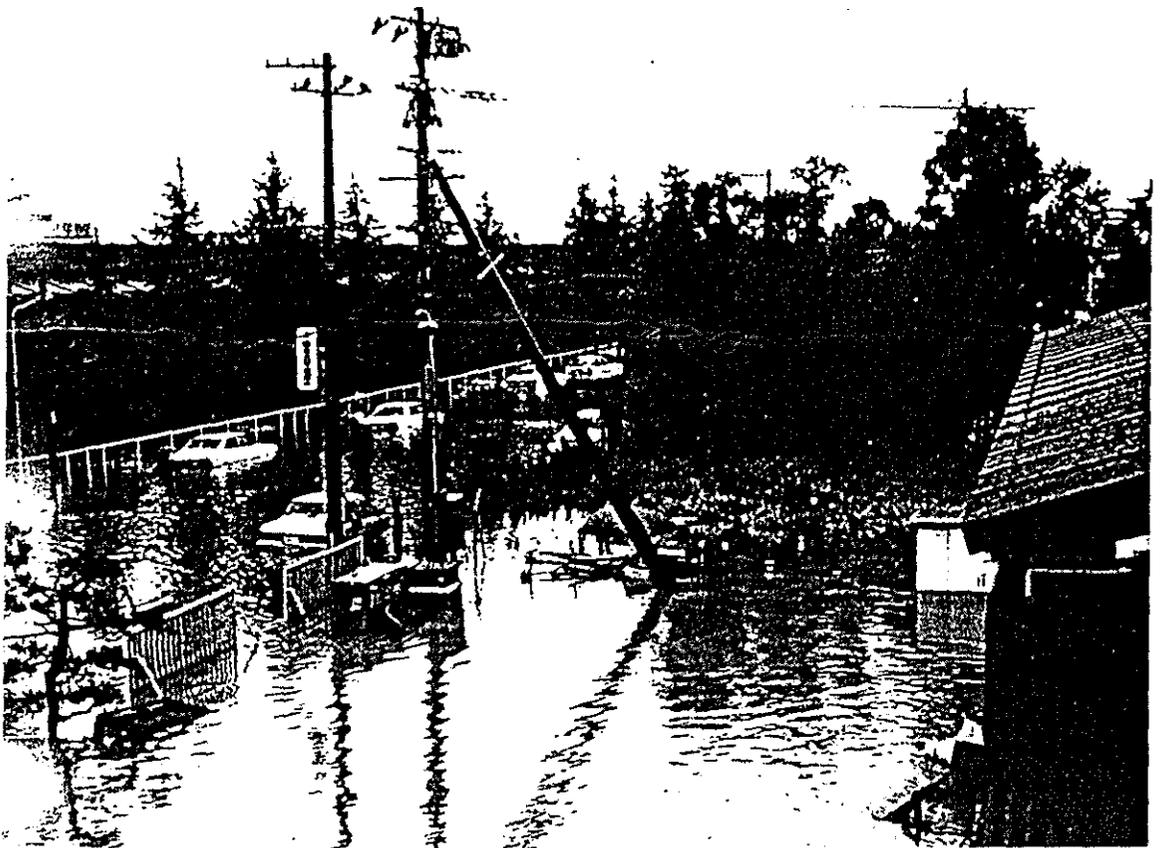
▲達瀬川の決壊（郡山市）



▲食品工業団地の浸水状況（郡山市）



▲屋根だけ残して沈む車（郡山市）

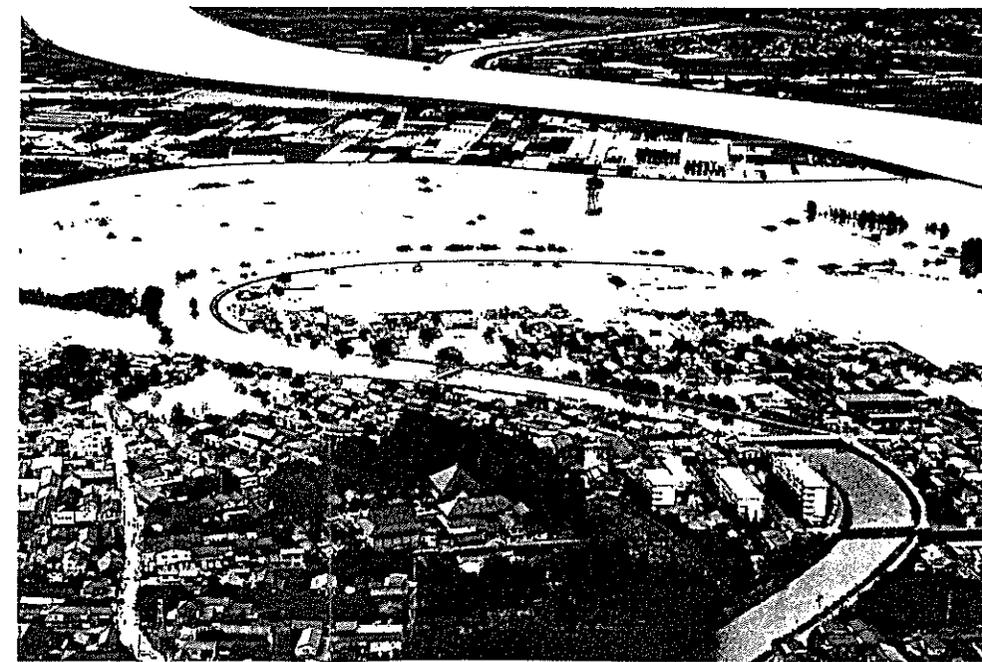




◀ 完全に冠水した広瀬橋（梁川町）



▲ 最高浸水深さ170cm（梁川町）



▲ 阿武隈川・広瀬川・塩野川合流点（梁川町）



▲旧国道4号の崩壊（福島市伏拝）



▲軒下まで浸水（福島市南町）



▲濁川のはらん（福島市郷野目）



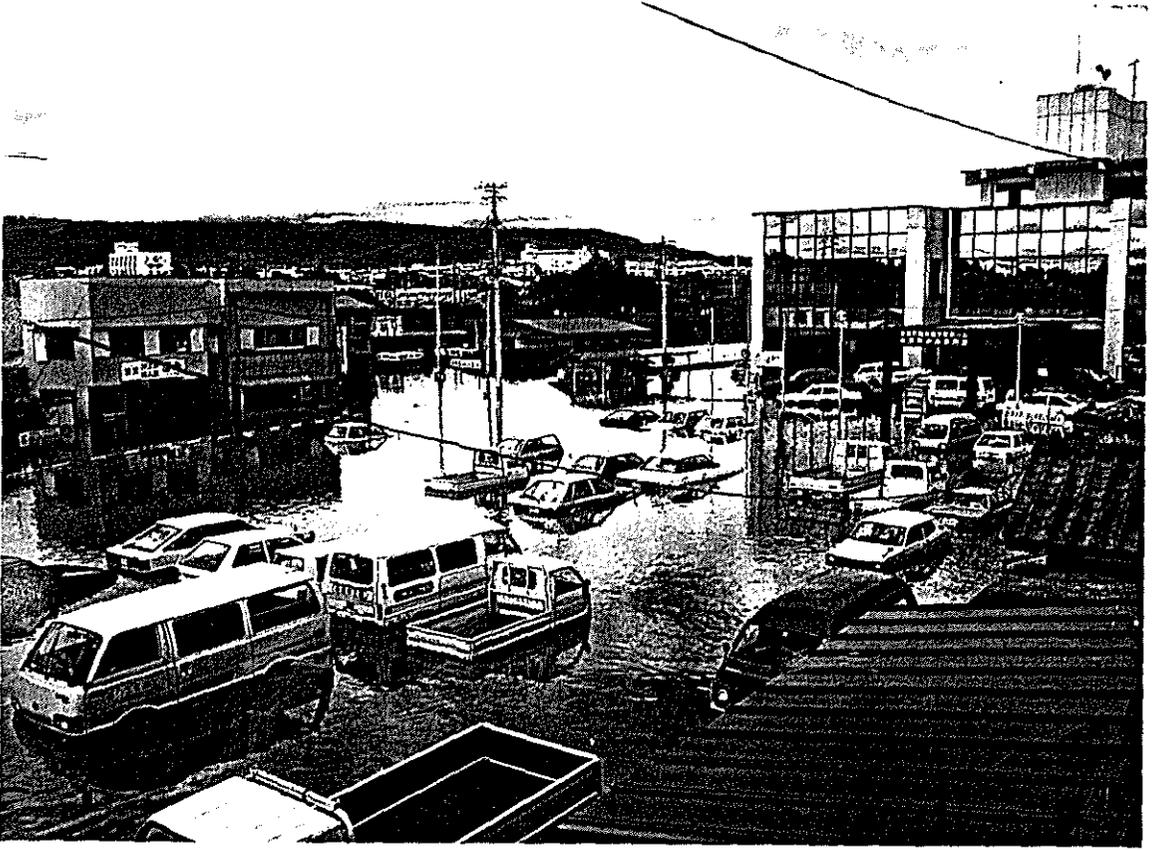
▲浪自街を流れる濁川（福島市飯坂町）



▲両岸の低地は泥海の中（本宮町・安達太良川）



▲安達太良川の溢水（本宮町）



▲逃げる間もなく水没した車・車・車（本宮町）



▲ボートで避難する住民（本宮町）



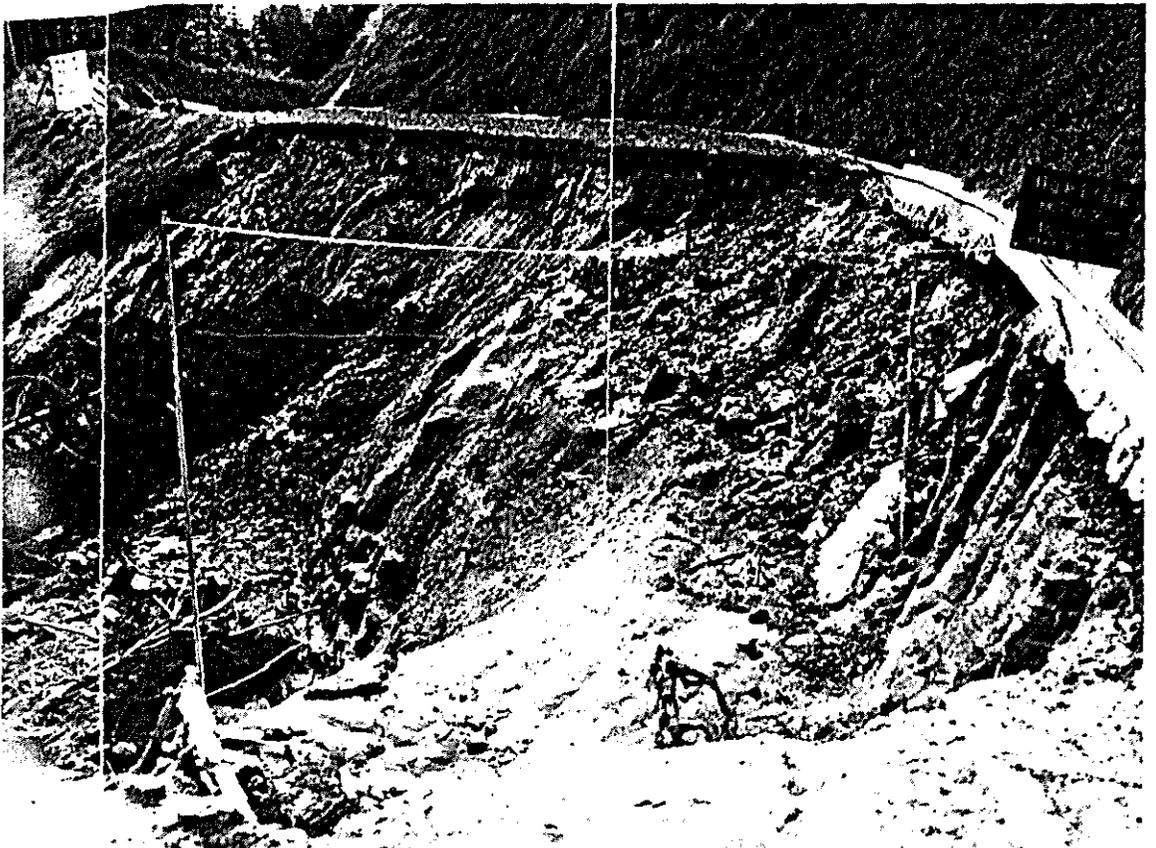
▲ 釈迦堂川はんらん状況（須賀川市）



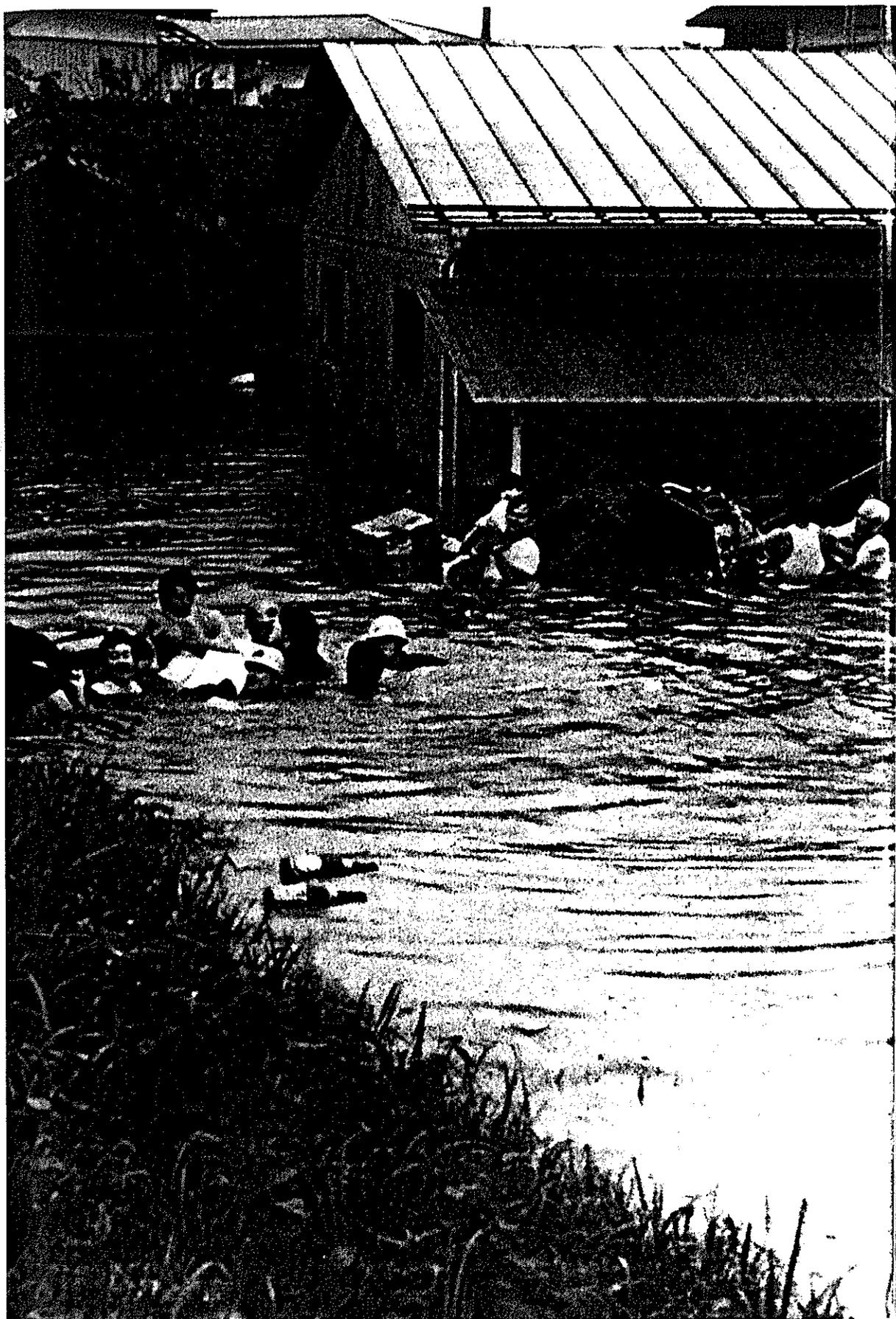
▲ 水路と化した道路（いわき市平鎌田）



▲三滝川の堤防溢水（新地町）



▲析窪大倉線の欠壊（鹿島町）



▲首まで水につかりながら必死の救助活動（福島市南町）



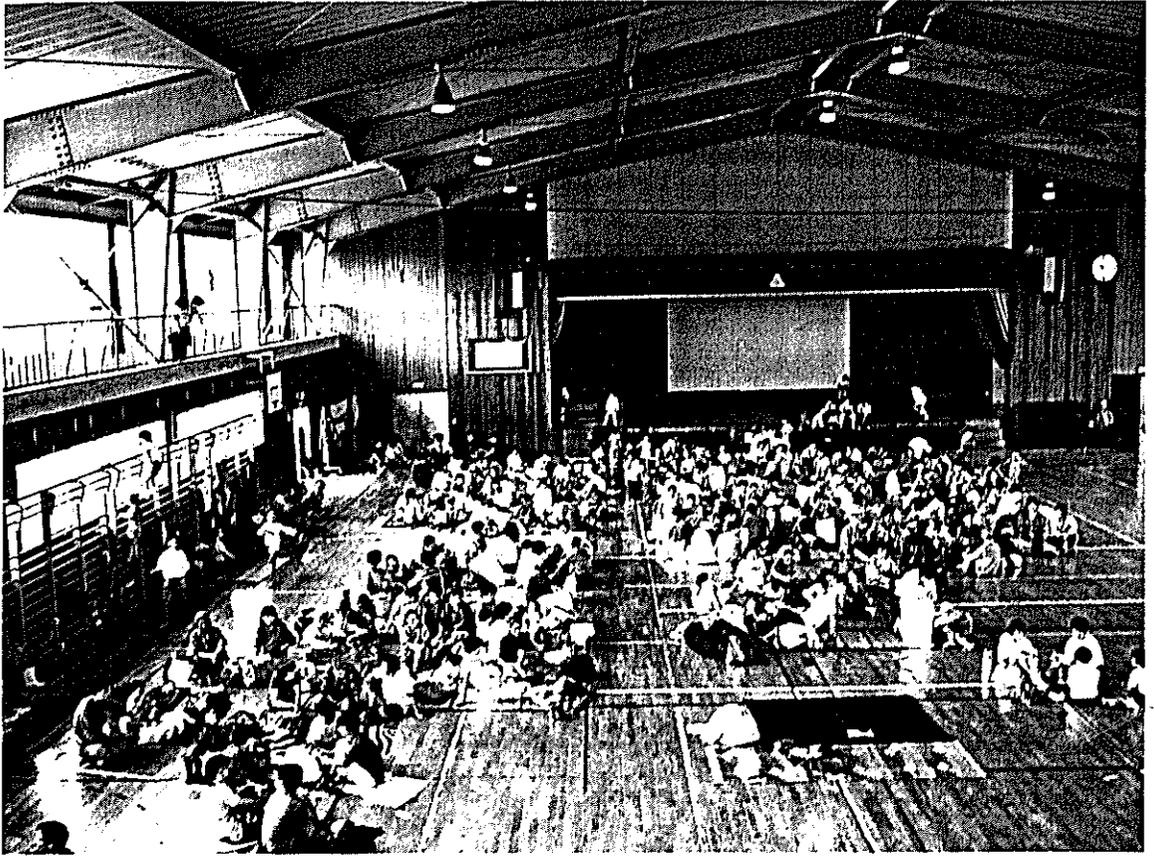
▲県警察の救出活動(郡山市工業団地)



▲ボートで救助される住民(福島市南町)



▲自衛隊ヘリコプターによる救出活動(郡山市食肉センター)



▲避難した被災者（本宮小体育館）



▲日赤救護班の活躍（梁川町）



▲冠水した製品の整理に追われる（郡山市工業団地）



▲浸水した家屋から出されたゴミの山（梁川町）



▲床上浸水の中、災害対策に追われる町災害対策本部（本宮町）



▲被害説明を受ける天野建設大臣、松平知事、渡辺県議会議員（本宮町）



# 目 次

はじめに

## 第1部 気 象

第1章 台風10号とそれから変った低気圧の経路	3
第2章 低気圧に伴う降雨状況	6
第1節 降雨のはじまり	6
第2節 降雨の推移	10
第3節 降雨の終わり	10
第4節 降雨の特徴	14
第5節 雨の記録	16
第3章 主な被災地の降雨状況	24
第1節 筋 島 市	24
第2節 郡 山 市	24
第3節 梁 川 町	26
第4節 本 宮 町	27
第5節 須賀川市	27
第6節 相 馬 市	28
第7節 いわき市	29
第4章 過去の大水害との比較	30
第1節 昭和16(1941)年7月21～23日の水害	30
第2節 昭和23(1948)年9月15～16日の水害	32
第3節 今回の水害との比較	33
第5章 注意報・警報・情報文	35
第1節 気象注意報・警報・情報文	35
第2節 阿武隈川上流洪水注意報・警報・情報文	39

## 第2部 被 害 状 況

第1章 概 況	43
第2章 人的被害及び住家被害	45
第1節 人的被害	45
第2節 住家被害	45
第3章 生活関連被害	48
第1節 電力施設	48
第2節 水道施設	48
第3節 ガス施設	50
第4節 通信施設	50
第5節 交通機関	51
第4章 社会福祉施設被害	56
第1節 児童福祉施設	56



第2節	その他の福祉施設	56
第5章	保健環境被害	57
第1節	医療関係施設	57
第2節	廃棄物処理施設	57
第3節	その他	58
第6章	商工業・観光被害	59
第1節	商工業	60
第2節	観光関係	63
第3節	その他	64
第7章	農水産業被害	65
第1節	農作物関係	66
第2節	畜産関係	68
第3節	農業関係施設	68
第4節	水産関係	69
第8章	農地林業被害	71
第1節	農地・農業用施設	71
第2節	林産物・治山等施設	72
第9章	土木被害	75
第1節	河川	76
第2節	道路及び橋梁	77
第3節	砂防・地すべり・急傾斜地施設	77
第4節	下水道施設	78
第5節	その他	79
第10章	文教関係被害	81
第1節	学校教育施設	81
第2節	社会教育施設	86
第3節	社会体育施設	87
第4節	文化財・文化施設	88
第11章	公用・公共施設被害	90
第1節	警察施設	90
第2節	公営住宅	90
第3節	その他公用・公共施設	90

### 第3部 災害応急対策

第1章	災害緊急体制	95
第1節	県災害対策緊急会議及び県災害対策本部等	95
第2節	県水防本部	96
第3節	市町村災害対策本部	98
第2章	国等の救援対策	99
第3章	救助救援活動	101
第1節	災害救助法の適用	101
第2節	自衛隊の活動	105

第3節	警察の活動	108
第4節	消防の活動	110
第5節	海上保安部の活動	118
第6節	日本赤十字社の活動	118
第4章	生活関連応急対策	121
第1節	電 気	121
第2節	生活用水	123
第3節	ガ ス	123
第4節	電 話	124
第5節	交通機関	124
第6節	保健衛生	137
第7節	災害廃棄物処理	139
第5章	道路・河川等の応急対策	141
第1節	河 川	141
第2節	道 路	141
第3節	橋 梁	144
第4節	下水道施設	145
第6章	交通規制	146
第1節	道路管理者による規制	146
第2節	公安委員会による規制	153
第7章	その他の応急対策	155
第1節	罹災対策総合相談窓口の開設	155
第2節	県税等の特例措置	155
第3節	地方交付税の特例措置	156
第4節	生活福祉関係	158
第5節	住 宅 関 係	161
第6節	商工業関係	162
第7節	農水産業関係	169
第8節	農地林業関係	171
第9節	文 教 関 係	173
第10節	広 報 活 動	176
第11節	そ の 他	178

## 第4部 義援金品

第1章	県に対する義援金	181
第1節	義援金の受付け	181
第2節	義援金の状況	181
第3節	義援金の配分	182
第2章	その他の義援金品	184
第1節	日本赤十字社への義援金品	184
第2節	市町村への義援金品	184

## 第5部 災害復旧

第1章 要望活動	187
第1節 県災害対策本部の活動	187
第2節 県並びに知事会の要望	188
第3節 各省庁への要望	188
第2章 災害復旧予算	194
第3章 激甚災害指定等	198
第1節 土木関係	198
第2節 農林水産関係	198
第3節 中小企業関係	199
第4節 天災融資法の適用	199
第5節 災害対策に係る財源措置状況	200
第4章 施設等の復旧	202
第1節 福祉施設	202
第2節 保健環境施設	202
第3節 商工業施設	203
第4節 農業・畜産・水産関係施設	204
第5節 農地林業施設	205
第6節 土木施設	208
第7節 文教施設等	215
第8節 その他公用・公共施設	217

## 第6部 県議会等の活動

第1章 災害現地調査	221
第2章 各会派の要請・申し入れ	223
第3章 臨時会・定例会	228
第1節 8月臨時会	228
第2節 9月定例会	230
第3節 12月定例会	233

## 第7部 市町村の被害と活動状況

第1章 災害救助法適用市町	237
第1節 福島市	237
第2節 郡山市	244
第3節 いわき市	250
第4節 須賀川市	256
第5節 相馬市	262
第6節 梁川町	268
第7節 本宮町	272
第2章 市町村別災害復旧事業の状況	276

おわりに

第 **7** 部

---

氣 象

## はじめに

昭和61年8月4日から5日にかけて、台風10号から変った温帯低気圧が房総半島を縦断して福島県沖をゆっくり北上、関東地方から東北地方にかけての太平洋側各地に、記録的な大雨を降らせた。このため、福島県から宮城県にかけての阿武隈川・福島県浜通り地方の宇田川・夏井川・藤原川の各河川がはらんし、堤防決壊・低地浸水・崖崩れなどが併発して、大きな被害となった。

ここでは福島県の降雨の推移をたどってその特徴を述べ、過去の大水害とも対比してみることにした。

## 第1章 台風10号とそれから変った 低気圧の経路

昭和61年7月29日21時、フィリピンの東海上に発生した弱い熱帯低気圧は、8月1日3時にルソン島の東で台風10号となり、発達しながら北東に進んで、3日15時には中心気圧985mbの大型で並の台風になった。

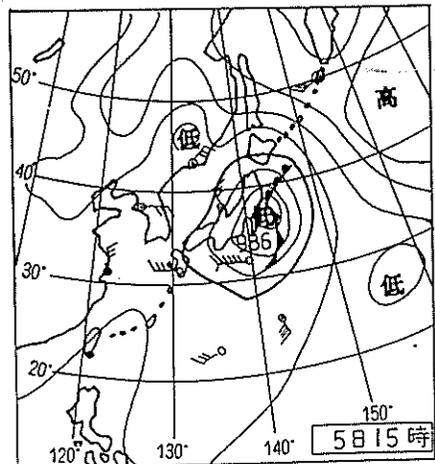
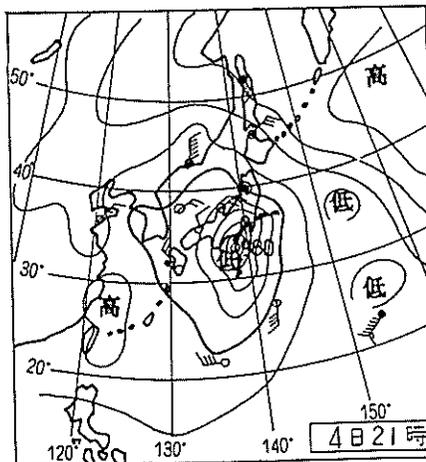
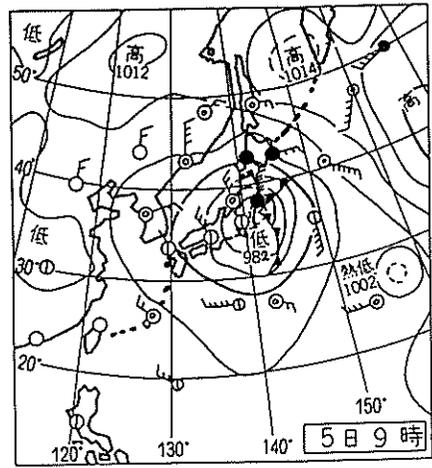
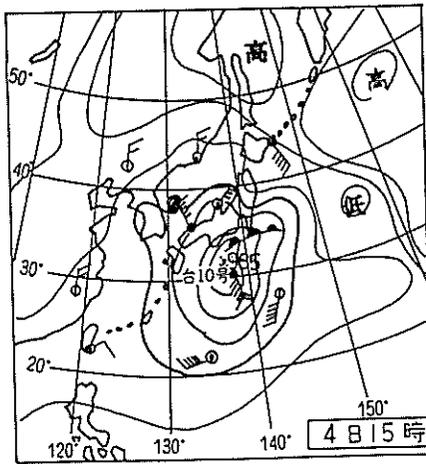
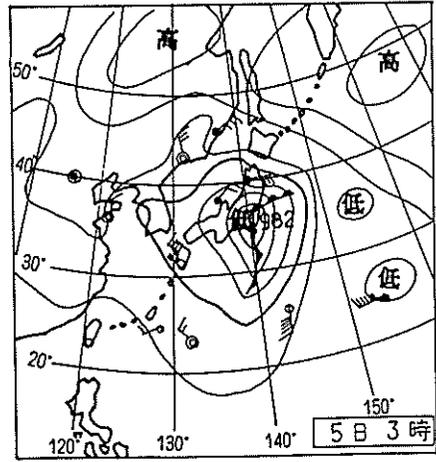
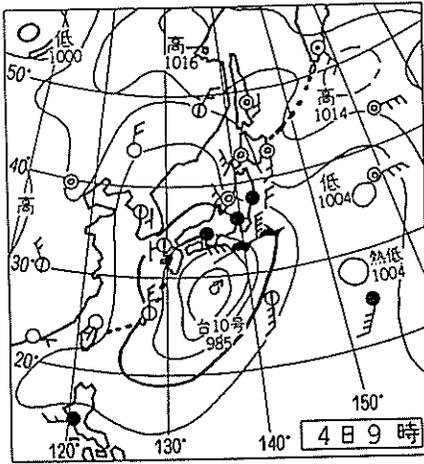
4日6時には、台風の北側にあった弱い熱帯低気圧に勢力を移して速度を早め12時には潮岬の南約420kmに、21時には石廊崎の南西約130kmに達して温帯低気圧となった(図1-1)。

一方このころ北方には、千島付近に中心を持つ寒冷な高気圧があり、北日本から東日本に張り出して、東北地方や関東地方に対して、冷涼な北東風を送り込んでいた。このため低気圧が関東地方に近づくとつれ、顕著な温暖前線が形成されて、18時ころ、千葉県南部から茨城県にかかって来た。その後低気圧は多少勢力を弱めて房総半島に上陸。5日3時に銚子の西40km付近で向きを北東に変え、減速しながら5日21時には金華山の南東約130kmに達した。以後低気圧は更に減速して三陸沖に進み、停滞気味となって衰弱。10日には消滅した(図1-2)。





图1-2 地上天气图



## 第2章 低気圧に伴う降雨状況

### 第1節 降雨のはじまり

県内の降雨は、台風10号が四国の南方600kmの海上に差しかかったころから始まり、気象官署の観測によると、降雨のはじまりは、小名浜4日3時55分、白河同4時00分、福島、若松同4時35分となっている。但しこの雨は、北方の高気圧からの北東風によるものなのでまだ弱く、実際に1時間1mm以上を観測しだしたのは、それより数時間あとであった。

図1-3は、1時間1mm以上の雨域の移動を示したもので、8時ころには県内の南半分が、10時ころには県内全域に広がった。

また降雨が1時間10mm以上に強まったのは、図1-4のとおり浜通り地方が夕方、県内全域は夜半ごろであった。

この時の雲の動きをひまわり雲解析図(図1-5)で見ると、台風がまだ南海上にあるのに、その前面の日本付近では、既に発達した大きな雲域Kが存在している。雨が降り出したのは更にその北方に広がる⑦の雨雲(4日03時参照)に対応している。また1時間10mm以上に強まったのは、海上から進入する対流雲(4日15時参照)により始まったと見られる。

図1-3 1時間1mm以上の雨域の移動

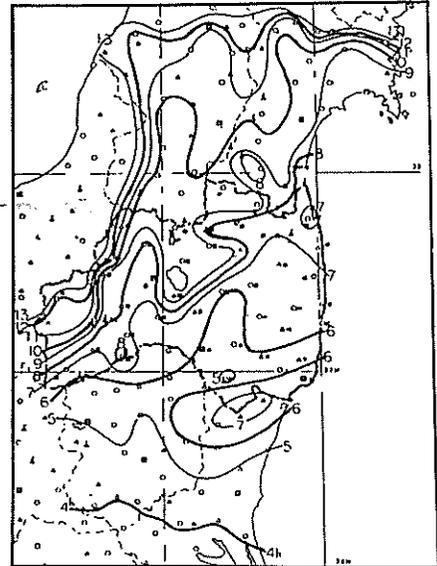


図1-4 1時間10mm以上の雨域の移動

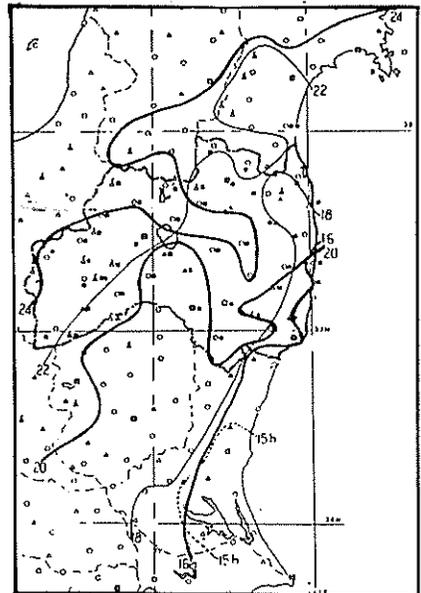
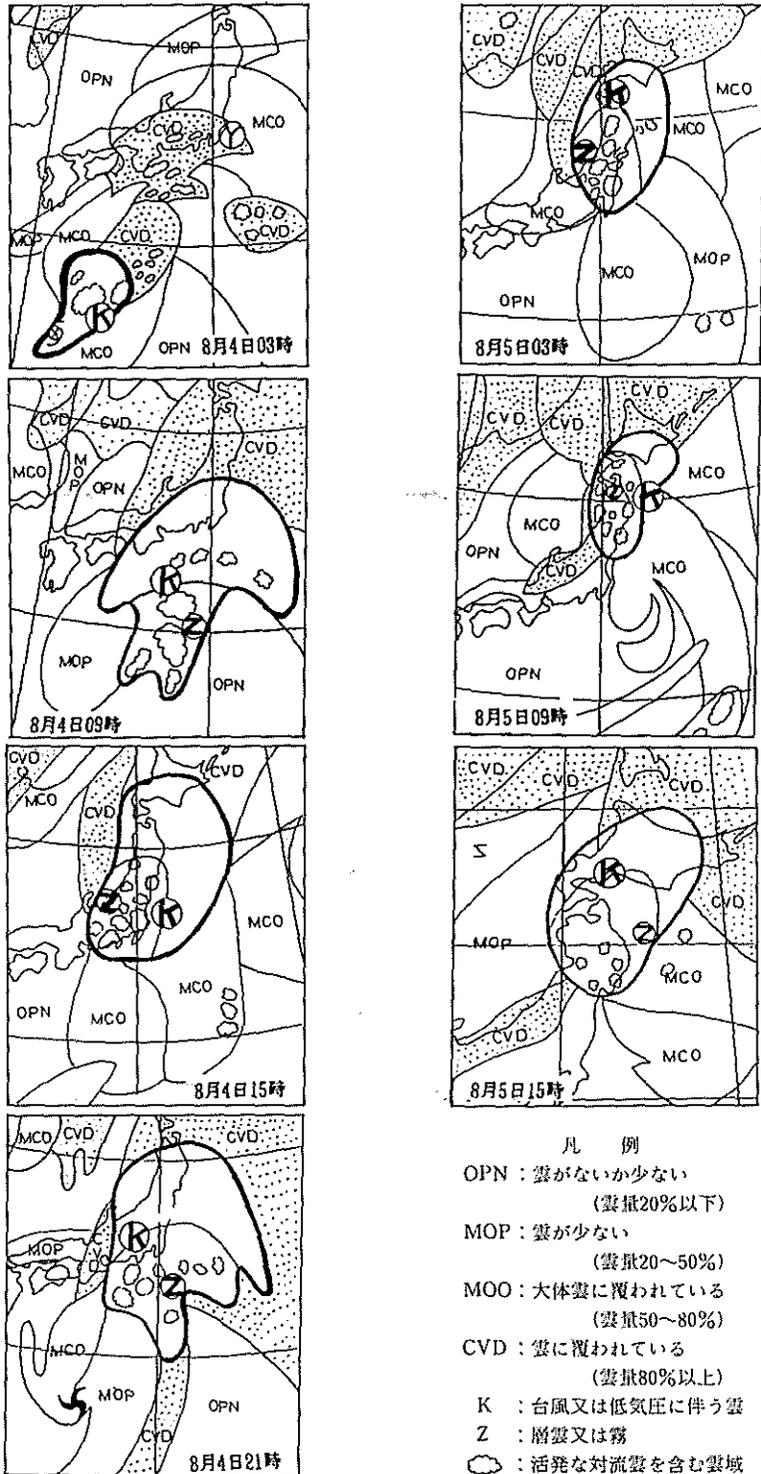
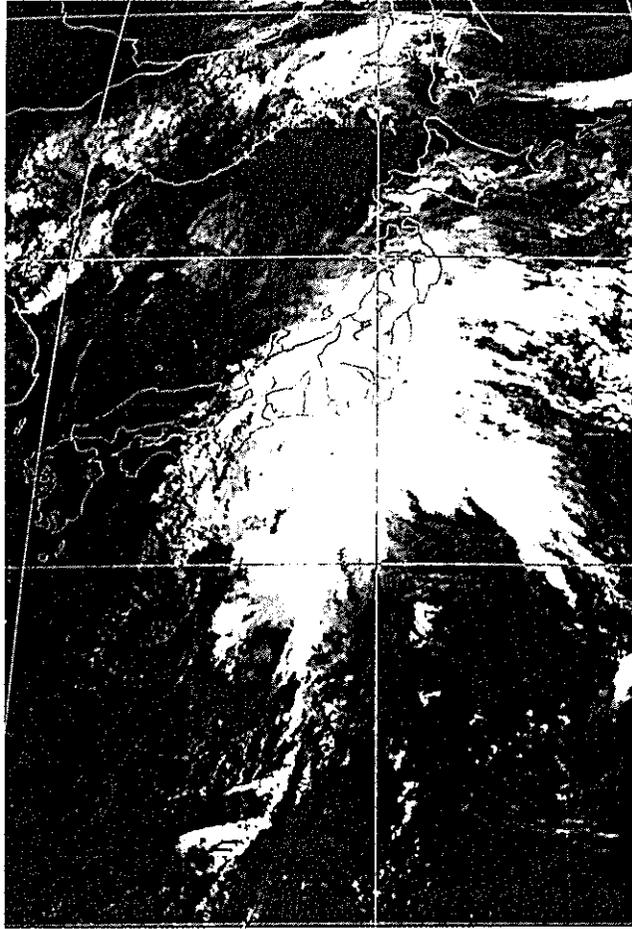


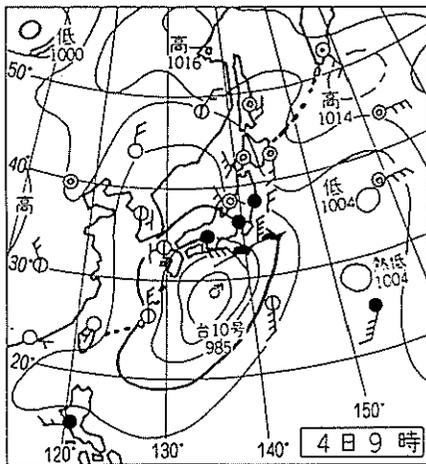
図1-5 ひまわりによる雲解析図



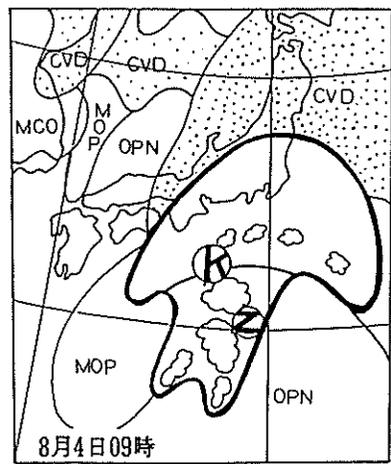


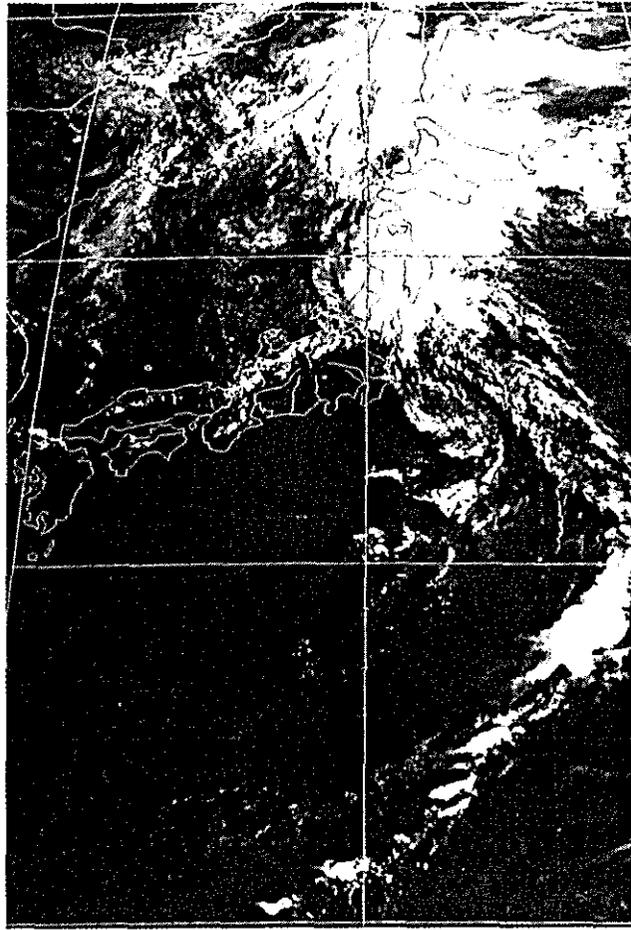
気象衛星「ひまわり」から撮影した台風10号  
昭和61年8月4日09時（可視画像）

地上天気図



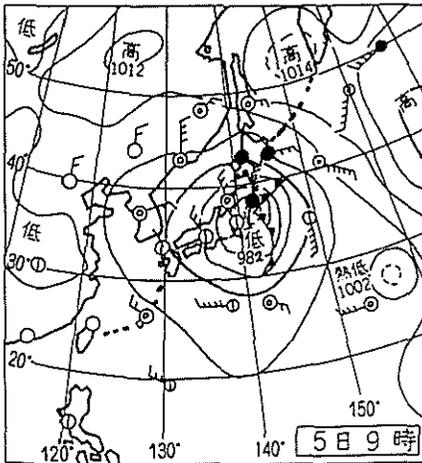
ひまわりによる雲解析図



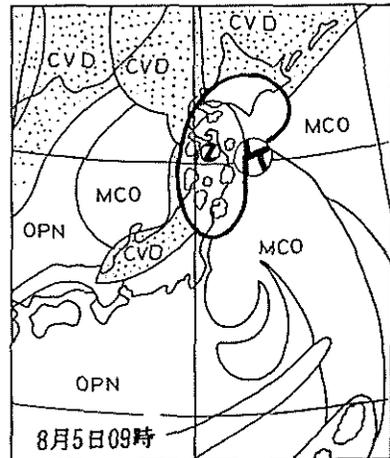


台風10号から変わった温帯低気圧  
昭和61年8月5日09時(可視画像)

地上天気図



ひまわりによる雲解析図



## 第2節 降雨の推移

図1-6はアメダスによる3時間毎の雨量分布を示したものである。これから降雨の推移をたどって見よう。

4日15～18時 千葉県南部から茨城県南東部にかけて、3時間60～80mmの強雨域が見られるが、これは房総半島南部に北上してきた温暖前線に対応している。

本県でも浜通り南部では15時過ぎから雨足が強くなり出し、40mm以上の区域が茨城県から海岸沿いに北にのび、富岡付近にまで及んでいる。

4日18～21時 台風10号は21時に温帯低気圧に変わったが、中心の気圧が980mbとむしろ深まり、温暖前線は霞ヶ浦付近にまで北上した。3時間60～80mmの強雨域が茨城県南部から海岸沿いに北にのびて、本県の小名浜付近にまで達し、更に広野付近にも見られる。

一方茨城県西部から千葉県北西部にかけては、60mm以上の強雨域が現れるようになり、40mm以上の区域も、栃木県、茨城県の全域と福島県浜通り地方南部一帯に及んでいる。なお、ひまわりの雲解析図では、本県にも活発な雨雲が見られるようになった。(図1-5、4日21時)。

4日21～24時 3時間60mm以上の降雨域が茨城県西部山地から阿武隈山地南部にかけての東斜面と、栃木県西部から会津地方南部及び吾妻山地東斜面にかけて現れ、二つの帯状強雨域が形成されるようになった。なお福島県内の降雨は、この時間帯から全般に強くなり出した。

5日0～3時 24時の時点で見られた二つの帯状の強雨域は、この時間帯も継続しており、新たに那須、日光山地の南東部から八溝山地の西斜面と、宮城県の平野部にも60mm以上の強雨域が見れるようになった。ひまわりの雲解析図では、本県全域に活発な雲が見られ、(図1-5 5日3時) 県内はこの時間帯で最も降雨が強かった。

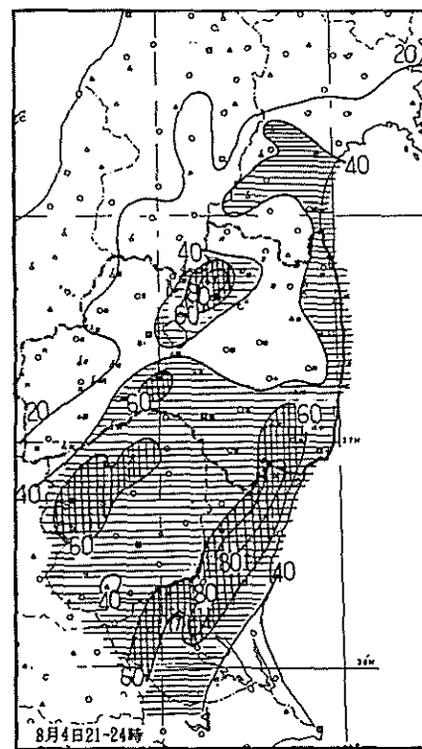
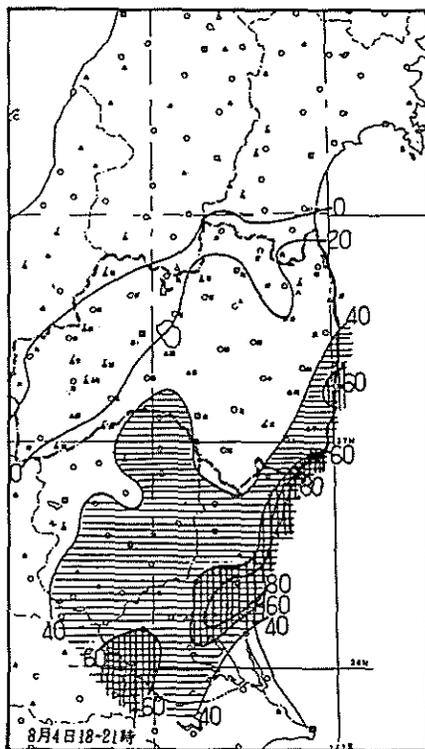
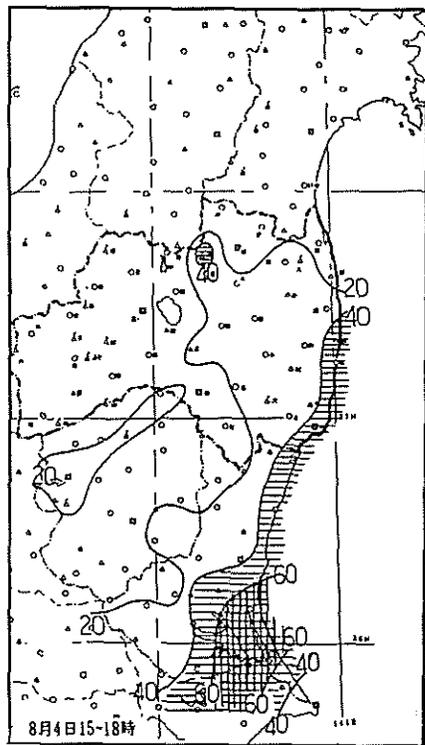
5日3～6時 栃木、茨城両県の雨は弱まり、3時間60mm以上の強雨域は、阿武隈山地南部から八溝山地にかけてと、会津地方南東部及び吾妻山地から宮城県の平野部一帯に見られ、強雨域の中心は宮城県に移った。これをひまわりの雲解析図で見ると、雨雲Kの北上通過に対応している(図1-5 5日9時)。

5日6～9時 3時間60mm以上の地域は、宮城県を中心に浜通り地方北部に見られ、40mm以上の地域は浜通り地方中部以北に限られるようになった。

## 第3節 降雨の終わり

県内で降雨が完全に終わったのは、気象官署の観測によると、白河5日7時55分、若松同10時00分、小名浜同10時40分、福島同11時30分であった。これもひまわりによる雲解析図での雲域通過

図1-6 アメダスによる3時間ごとの雨量分布



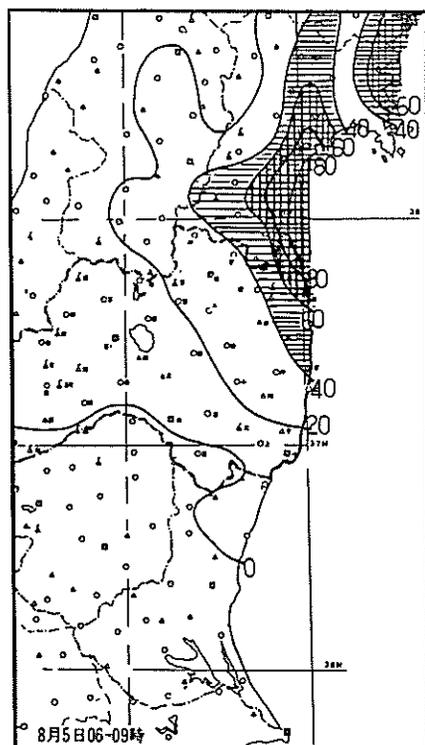
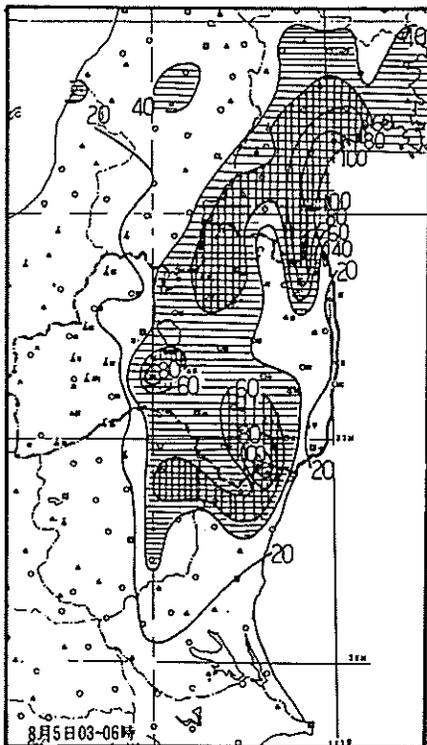
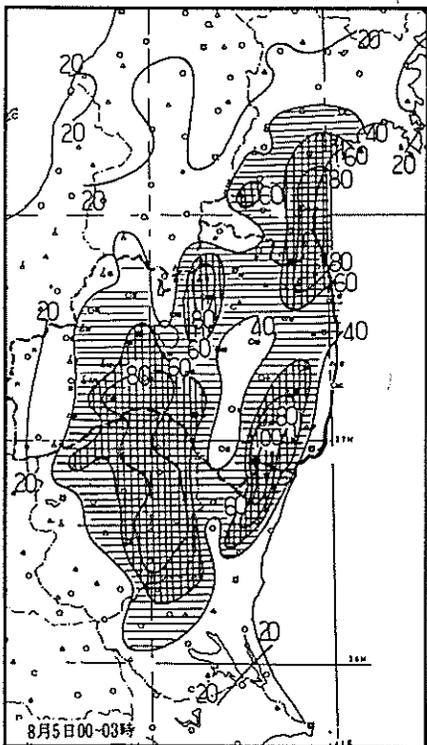


表 1-1 気象官署観測表

地名 要素 日時	福 島					岩 松					白 河					小 名 浜					
	気圧海面	風向16方位	風速	降水量	天気	気圧海面	風向16方位	風速	降水量	天気	気圧海面	風向16方位	風速	降水量	天気	気圧海面	風向16方位	風速	降水量	天気	
	(mb)		(m/s)	(mm)		(mb)		(m/s)	(mm)		(mb)		(m/s)	(mm)		(mb)		(m/s)	(mm)		
04・03	1007.6	SSE	0.9	—	☉	1005.7	SSW	1.9	—	☉	1007.1	WNW	1.1	—		1006.9	N	1.5	—	☉	
06		S	1.0	0.0		1006.3	SW	0.8	0.0	●		NNW	1.1	1.5		1006.1	N	1.9	2.0	●	
09	1005.1	NE	1.8	0.5	●	1004.5	SSW	1.3	0.5	●	1004.9	—	0.2	4.5	●	1004.6	NW	1.7	15.0	●	
12		NE	1.6	8.0		1002.7	ENE	1.6	1.5	●		ENE	2.8	10.5		1002.2	N	3.2	31.5	●	
15	1001.0	NE	1.8	8.0	●	999.2	WNW	1.5	4.5	●	1000.2	NE	1.9	13.5	●	1000.3	ENE	4.3	15.0	●	
18		—	0.0	16.0		998.0	E	3.7	4.5	●		NE	3.6	17.0		998.6	NE	4.3	49.5	●	
21	999.1	NNW	2.2	20.0	●	996.5	W	1.8	9.5	●	996.2	NNE	5.8	37.0	●	994.9	NE	6.0	53.0	●	
24		NNE	5.2	42.0		993.5	SSW	0.9	27.0	●		NNE	7.9	41.0		991.4	E	8.8	28.5	●	
05・03	991.0	NNW	2.3	43.5	●	990.6	SSE	1.2	63.0	●	987.8	N	5.9	71.0		986.1	ESE	8.3	38.5	●	
06		NNE	1.2	82.0		989.4	SSW	1.3	31.5	●		N	4.9	40.5		984.4	ESE	7.3	16.5	●	
09	988.7	NNW	3.0	39.0	●	990.3	NNW	2.8	10.0	☉	987.5	N	5.3	5.0	☉	986.3	NW	3.5	15.5	●	
12		NE	2.2	5.0		990.7	WNW	4.4	0.0	☉		N	5.6	—		986.8	N	5.1	1.0	⊙	
15	990.6	NNW	3.3	—	☉	992.8	W	4.9	—	☉	988.8	NW	8.9	—	⊙	988.6	NW	6.8	—	⊙	
18		NW	6.1	—		995.1	W	6.9	—	☉		NNW	6.5	—		991.3	N	4.0	—	⊙	
21	995.2	WNW	6.4	—	⊙	998.3	WNW	3.5	—	☉	994.2	NW	6.4	—	○	994.4	NNE	1.9	—	⊙	
24		W	3.5	—		999.0	WNW	2.0	—	⊙		NNW	6.1	—		995.8	NW	5.0	—	⊙	
合計				264.0					152.0					241.5						266.0	

(注)☉:曇 ●:雨 ○:晴 ⊙:快晴

と良い対応が見られる (図 1-6)。

なお、これら強雨域の移動については、巻頭にあるアメダス・レーダー雨量合成図ではっきり追跡出来よう。なお、表 1-1 は県内気象官署における毎時間の気象観測表である。

## 第4節 降雨の特徴

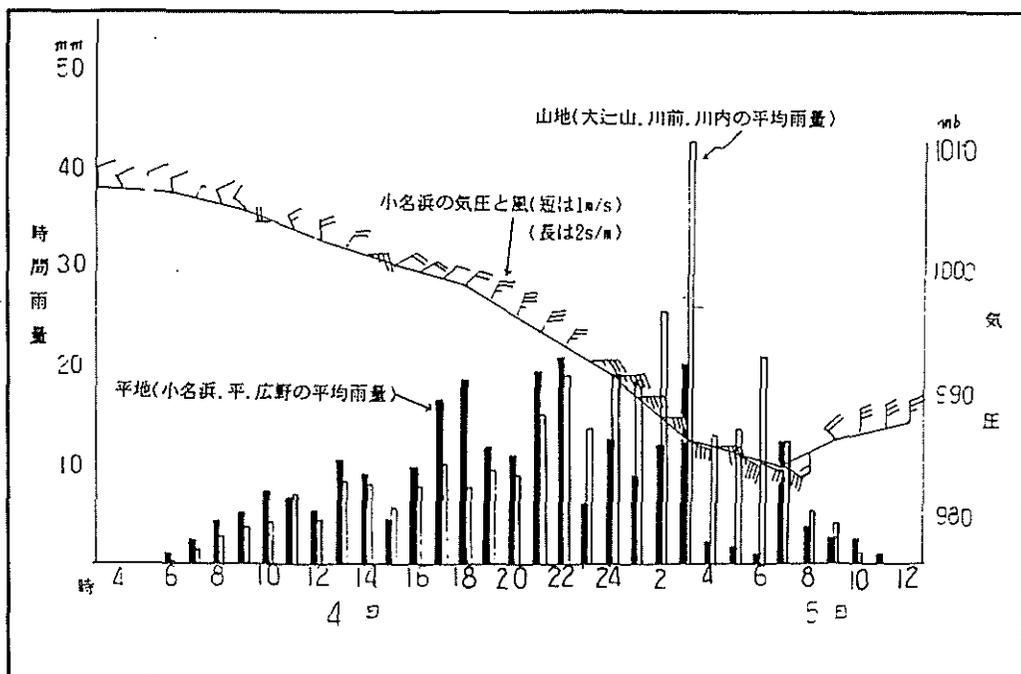
今回の大雨機構については、今後次第に明らかにされると思うが、ここでは降雨状況の推移の中での特徴めいたものを列記する。

### 1 浜通り地方に見られる降雨の特徴

図1-7は、低気圧の経路に近い小名浜の気圧及び風の変化と、浜通り地方の平地の雨量及び山地（阿武隈山地の東斜面）の雨量とを対比させたものである。これによると、小名浜の気圧が次第に低下するにつれ、風向が北から北東に変わり、風速も少しずつ増している。気圧が更に低くなるころには、風向が東寄りに変化して風速も一層強まり、この時点で強雨域が平地から山地に転移していることが明瞭である。これは東風が阿武隈山地の東斜面を強制上昇し、雨雲を強化したものと受け取られる。

また図1-8は、浜通り地方沿岸部各地点の風向変化だが、A-Aで示した線は、強雨域がこの時点から平地から山地に転移したその時刻とほぼ一致する。B-Bで示した線は、沿岸部に現れた風の収束線（図1-9）の移動を示し、C-Cは収束線通過後の寒気移流開始時刻に相当する。なおこの収束線は極めてはっきりし、その近傍には強雨も伴っている（図1-6 3～6時参照）ので、単なる地形性だけで形成されたものかどうかは、今後の調査を待つしかない。

図1-7 小名浜の風の変化と浜通り南部の平地・山地雨量の比較



## 2 中通り地方に見られる降雨の特徴

図1-10は仙台の高層実況であるが、4日21時の800mb以上では南東風で、上層に暖湿気塊の進入があることを示しており、850mbから下層では、強い東風になっていて、冷たく湿った気流の侵入が認められる。一方地上では、図1-9にも認められるように、中通り地方は北東ないし北風となっている。これは下層の東風が、宮城県側から中通り地方に廻り込み、奥羽山地の東斜面で地形上昇し、内陸部を北上して来た雨雲を、強化させたものと見られよう。

図1-8 沿岸部の風のシーケンス

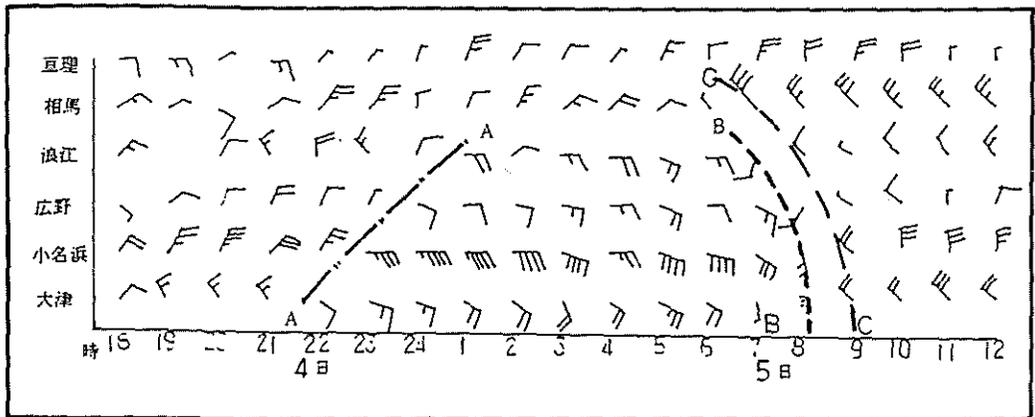


図1-9 海岸部に見られる収束線 (8月5日06時)



図1-10 仙台の高層実況

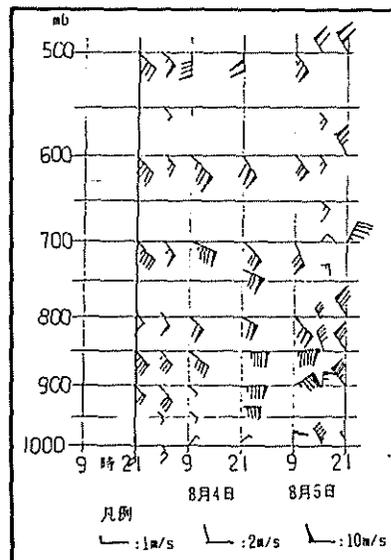
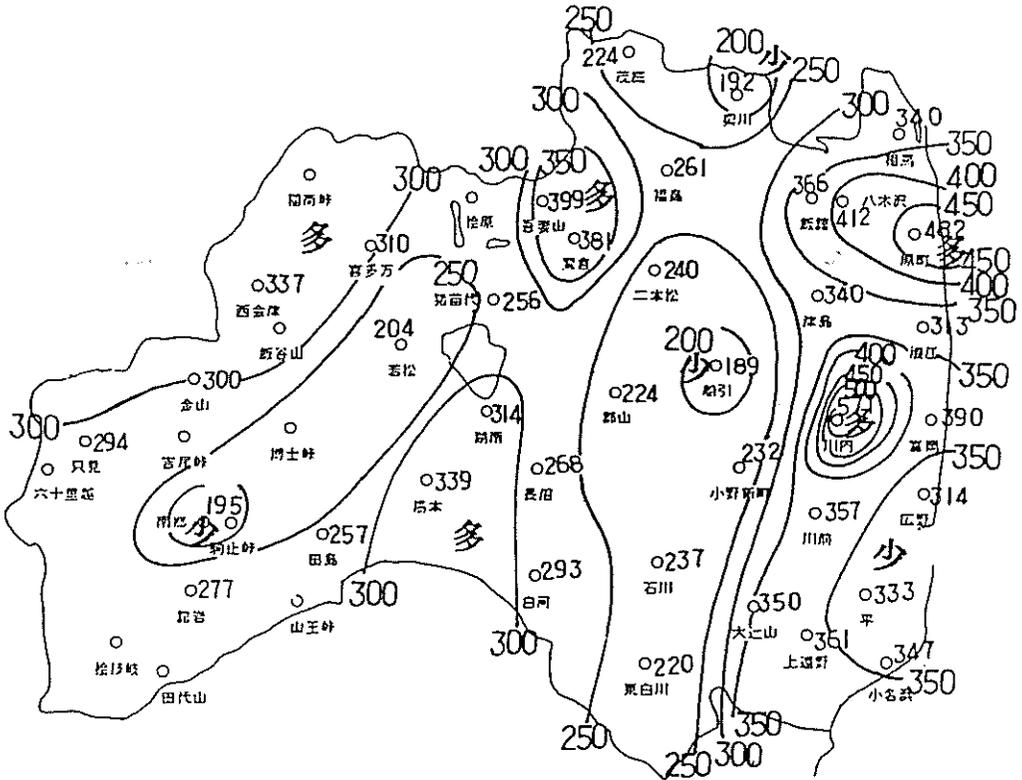


図1-11は、県内における既往二日間合計雨量最大値の分布図であるが、このうち会津西部のものは主として梅雨前線により、奥羽山地や浜通り地方のものは、主に内陸や太平洋側を通る台風により起っている。このうち奥羽山地や浜通り地方の大雨は、通常「下層の東風効果」として処理されており、今回の大雨も、この範ちゅうに入るものと考えられる。

図1-11 既往二日間の合計雨量の最大値分布図mm(今回のものも含む)



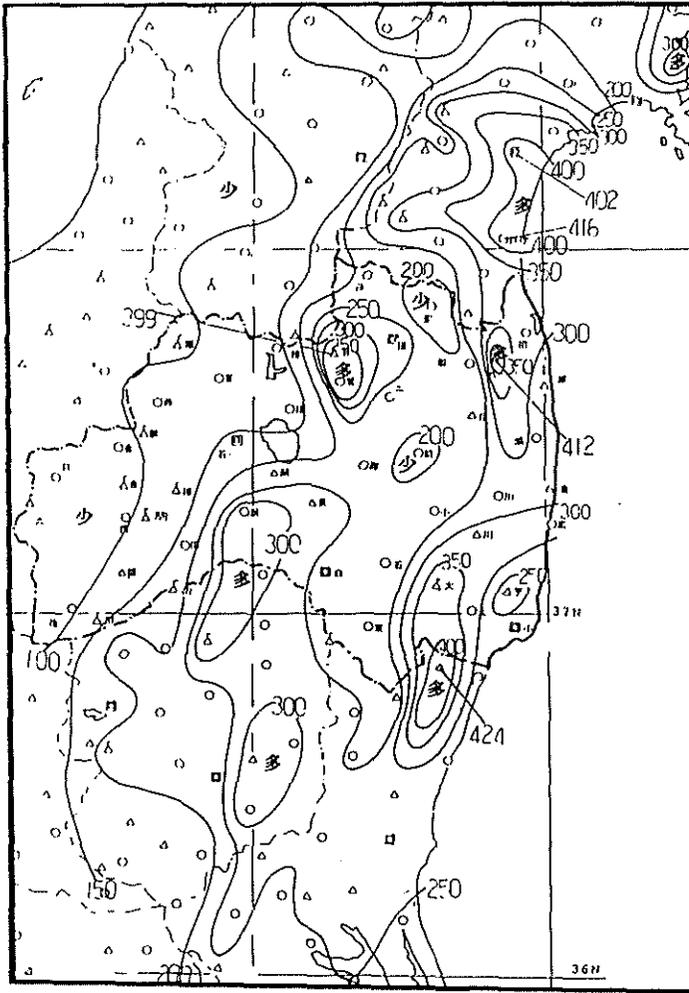
## 第5節 雨の記録

### 1 総雨量分布図

図1-12は、8月4～5日の総雨量分布図である。これを見ると中通りと浜通り地方は、ほとんど200mm以上で、奥羽山地の南と北の東斜面及び阿武隈山地の東斜面並びに海岸の一部では300mm以上となっている。このうち最も雨量の多かったのは八木沢で、412mmを記録しているが、これらの雨が各河川に流れ込んで、大きな被害をもたらしたのである。

ただしこの雨は、前節でふれたように、4日22時ころまでのものは低気圧前面の雨(図1-13

図1-12 8月4～5日の合計雨量分布図



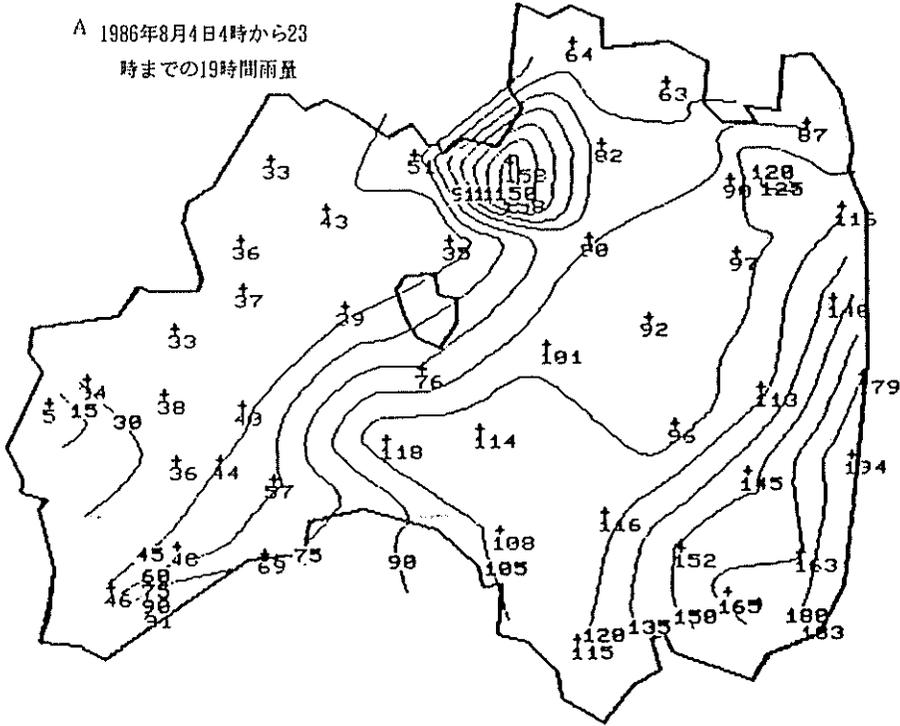
A), 23時以後のものは低気圧近傍の雨(図1-13B)の二つに分けられる。

すなわち前半は浜通り地方の沿岸部平地に集中していて、最も多い所で18時間に180mm程度の雨である。

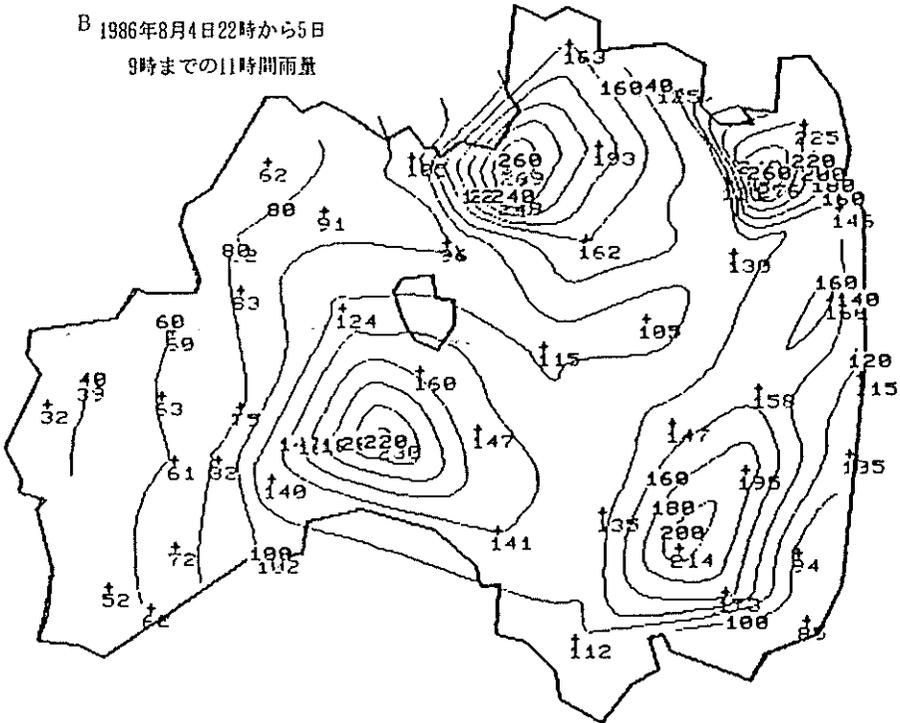
これに対し後半は山地に集中し、多い所は11時間に200～260mmの雨になっていて、結局は前半の降雨分布パターンを、後半の雨がすっかり変えてしまったことになる。

図1-13 前半と後半における降水量分布

A 1986年8月4日4時から23  
時までの19時間雨量



B 1986年8月4日22時から5日  
9時までの11時間雨量



## 2 記 録

表1-2は、アメダスによる毎時降水量表、表1-3は表1-2に基づく日降水量、総降水量及び一時間最大降水量の一覧表である。このうち日降水量と総降水量（2日間合計降水量）の記録更新を示したのが表1-4及び表1-5である。

これらから見ると、中通り地方における記録更新が目立っている。しかし他の地点も更新までは至らなかったが、2位ないし3位に相当する多い値を示している。なお8月における気象官署の記録表を表1-6に示してある。

表1-2 地点別毎時降水量表 (アメダス)

1986年8月4日

地点	時	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
茂庭											1	2	5	3	4	3	1	3	5	4	5	6	10	12	12
梁川											2	2	3	3	4	3	1	4	8	6	7	4	8	8	5
船荷峠												1	1	2	1	2	2	2	4	2	3	4	4	5	6
松原											1	1	4	2	2	2	1	2	3	2	4	7	6	14	5
吾妻山									1		1	3	5	5	6	9	8	19	13	8	13	15	20	32	28
福島									1			2	6	2	4	2	4	5	7	5	8	7	14	15	14
相馬							1		1	3	5	6	2	3	4			2	4	8	9	8	15	16	21
喜多方									1			1	2	2	2	2	1	2	2	2	4	7	5	10	8
鷲倉									1	1	6	8	5	9	9	14	9	12	8	11	13	24	28	22	
飯館							1	1	3	2	3	6	2	4	10	5	6	11	7	7	5	8	9	8	
八木沢								1	4	3	4	6	3	5	7	6	10	13	10	12	9	15	17	20	
原町								1	9	4	5	3	3	1	1	2	5	10	9	9	11	20	23	13	
西会津												1	1	2	1	2	2	3	2	3	6	7	6	10	
飯谷山											1		2	1	2	2	1	2	3	1	3	6	5	8	9
猪苗代											1	1	2	1	2	1	3	2	1		2	6	5	8	4
二本松											1	5	5	1	3	6	6	6	9	6	10	7	12	13	9
津島							1	1	1	1	7	3	4	8	9	9	8	10	5	8	7	8	7	9	
金山													1	1	2	1	2	4	2	4	8	4	4	10	
若松								1			1	1	1	1	2		2	2	1	4	5	7	11	9	
船引							1	1		2	8	4	3	3	6	6	9	7	6	6	10	11	9	7	
浪江							1	1	4	2	8	3	6	2	8	5	17	11	10	9	17	17	19	23	
六十里越													1			1		1		1	1			4	
只見												1	1	2	1	2	2	3	4	4	7	2	5	11	
吉尾峠											2	1	2	2	1	2	1	3	3	3	7	5	6	7	
博士峠									1		2	1	2	2	1	2	1	3	1	4	8	5	7	8	
湖南											2	1	2	3	4	3	5	4	5	3	8	13	13	10	13
郡山						1		1		2	3	5	3	5	4	6	11	6	7	9	13	15	10	7	
川内							1	2	1	5	7	4	3	13	8	6	10	8	8	5	12	11	9	12	
富岡							2	1		2	7	1	5	13	8	16	14	19	16	15	27	21	12	8	
南郷											2	1	1	2	1		2	2	2	4	7	6	6	8	
駒止								1		1	1	1	2	2		2	1	2	3	5	6	8	9	9	
湯本							1		1	1	2	2	4	7	5	6	5	5	6	13	17	20	23	25	
長沼						1		1		5	2	5	3	8	5	8	7	6	8	12	15	18	10	16	
小野新町							1	1	1	3	8	4	6	4	4	6	8	7	6	5	11	10	11	15	
川前							1	2	4	3	8	4	12	6	4	9	11	9	9	10	17	20	16	19	
広野							2	1	3	8	6	2	11	15	7	10	21	16	18	18	26	25	5	16	
田島							1			1	1	1	2	3	2	2	1	1	2	5	12	12	11	22	
白河						1	2		3	4	3	4	3	6	4	6	6	6	10	13	13	16	8	18	
石川						1	1	2	3	4	5	5	4	7	5	7	8	6	9	9	10	16	14	15	
檜枝岐							1				3	3	2	3	1	2	1	2	2	4	8	7	7	14	
館岩							1			1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	5	6	9	7	15	
山王								1		1	2	3	2	3	3	3	2	2	2	9	13	12	11	21	
大江山						1	2	4	6	4	6	5	10	5	5	8	9	6	11	12	16	26	16	26	
上遠野							2	6	9	8	11	8	9	5	4	9	12	10	16	10	14	25	12	27	
平						1	1	8	4	3	4	4	12	8	4	10	12	15	15	14	13	25	10	17	
田代山						2	1	1	1	1	5	5	6	5	6	4	6	6	5	7	10	10	10	14	
東白川					1		3		2	4	4	5	6	4	6	7	5	5	13	9	16	18	7	16	
小名浜						2	4	4	8	11	10	10	8	4	2	9	17	25	17	16	20	13	3	12	

1986年8月5日

地点	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
茂庭	14	9	14	30	29	12	12	10	9	7	1	1													
梁川	13	9	18	20	8	9	7	22	6	5	6	1													
稲荷峠	9	8	12	7	1	1	10	3																	
桧原	8	7	12	13	11	25	7	3		1															
吾妻山	27	32	31	36	27	28	14	8	6	3	1														
福島	14	11	19	37	28	16	17	10	12	1	3														
相馬	34	20	30	18	8	4	39	24	11	4	7	3	1	1											
喜多方	10	16	18	9	3	5	9	3																	
鷲倉	25	31	35	33	26	28	11	5	4	3															
飯館	15	12	18	18	8	8	15	9	1	2	2														
八木沢	20	34	45	42	24	23	27	17	7	8	16	4													
原町	20	11	17	11	4	1	10	23	13	5	3	7													
西会津	10	21	14	14	3	3	1																		
飯谷山	14	20	14	9	6	2	1																		
猪苗代	7	12	9	13	15	14	6	2	6																
二本松	10	15	21	26	16	13	16	13	10	1															
津島	12	11	18	18	6	11	21	14	3	11	2														
金山	12	14	9	4	3	1	2	1																	
若松	14	25	24	13	8	11	8	1																	
船引	9	9	10	10	4	19	17	8	3	1															
浪江	25	6	20	6	4	10	20	25	8	4	6	1													
六十里越	9	5	1	2	3	2	3	1	2	1	2	2		2		2	2	2	2	2	3	3	1	1	2
只見	12	6	1		3			1						1											
吉尾峠	13	14	9	5	3	3	1	2																	
博士峠	15	21	10	6	2	4		1	1							1		1				1			
湖南	16	19	23	27	20	20	10	1	1																
郡山	11	12	14	19	13	13	7	9																	
川内	14	19	35	17	8	10	15	11	8	3															
富岡	17	2	17	3	2	12	22	11	9	9	1	2													
南郷	15	13	7	4	3	2	1	2																	
駒止	20	17	10	4	3	5	2	3										1	1	1					1
湯本	30	34	27	16	44	25	6																		
長沼	16	19	19	22	20	15	7	3																	
小野新町	9	14	22	8	5	36	23	2	2																
川前	17	31	48	8	11	23	15	3	4																
広野	11	3	15	3	4	12	21	9	6	6	3														
田島	36	38	15	6	4	6	1		1																
白河	30	24	17	12	21	7	3	1																	
石川	13	10	9	15	32	18	6	3																	
檜枝岐	17	4	4	3	3																				
館岩	21	10	8	5	4		2																		
山王	27	22	10	3	3	4		1																	
大江山	25	27	45	14	22	30	7	2																	
上遠野	20	23	31	2	18	31	8	1																	
平	11	16	30	3		1	5		1	1															
田代	18	5	8	3	3		1																		
東白川	12	5	3	23	31	6	8	1																	
小名浜	5	17	16		1	17	11	2	1	1															

表1-3 日降水量・総降水量及び一時間最大降水量一覧表（アメダス資料）

単位 mm

観測所	4日	5日	総量	一時間最大量		観測所	4日	5日	総量	一時間最大量	
				mm/日	時					mm/日	時
茂庭	76	148	224	30	5 04	博士峠	48	63	111	21	5 02
梁川	68	124	192	22	// 08	湖南	89	137	226	27	// 04
稲荷峠	39	51	90	12	// 03	郡山	108	98	206	19	// 04
桧原	56	87	143	25	// 06	川内	125	140	265	35	// 03
吾妻山	186	213	399	36	// 04	富岡	187	107	294	27	4 21
福島	96	168	264	37	// 04	南郷	44	47	91	15	5 01
相馬	108	204	312	39	// 07	駒止	53	68	121	20	// 01
喜多方	51	73	124	18	// 03	湯本	143	183	326	44	// 05
鷲倉	180	201	381	35	// 03	長沼	130	121	251	22	// 04
飯館	98	108	206	18	// 04*	小野新町	111	121	232	36	// 06
八木沢	145	267	412	45	// 03	川前	164	160	324	48	// 03
原町	129	125	254	23	// 08*	広野	210	93	303	26	4 21
西会津	46	66	112	21	// 02	田島	79	107	186	38	5 02
飯谷山	46	66	112	20	// 02	白河	126	115	241	30	// 01
猪苗代	39	84	123	15	// 05	石川	131	106	237	32	// 05
二本松	99	141	240	26	// 04	檜枝岐	60	31	91	17	// 01
津島	106	127	233	21	// 07	館岩	63	50	113	21	// 01
金山	43	46	89	14	// 02	山王	90	70	160	27	// 01
若松	48	104	152	25	// 02	大江山	178	172	350	45	// 03
船引	99	90	189	19	// 06	上遠野	197	134	331	31	// 06*
浪江	163	135	298	25	// 08*	平	180	68	248	30	// 03
六十里越	9	53	62	9	// 01	田代山	105	38	143	18	// 01
只見	45	24	69	12	// 01	東白川	131	89	220	31	// 05
吉尾峠	45	50	95	14	// 02	小名浜	195	71	266	25	4 18

\*は他の時間にもあることを示す。

表1-4 日最大降水量の記録更新表

観測所名	8月の記録			年の記録			統計開始年
	今回の値	既往最大		既往最大			
	mm 月 日	mm 年 日	mm 年 日	mm 年 月 日			
福島	168.5 8 5	164.5 1913 27	164.5 1913 27	164.5 1913 8 27			1890
長沼	130 4	116 1971 31	116 1971 31				1923
石川	131 4	127 1981 22	127 1981 22				1911
東白川	131 4	121 1982 3	121 1982 3				1961

表1-5 2日間合計最大降水量の記録更新表

観測所名	8月の記録		年間の記録		統計開始年
	今回の値 mm	既往最大 mm 年 日	既往最大 mm 年 月 日		
福島	264	199 1933 24	199 1983. 8. 24		1890
白河	241	179 1971 31	293 1941. 7. 23		1940
茂庭	224	158 1967 29	158 1967. 8. 29		1941
梁川	192	177 1971 31	179 1962. 7. 14		1915
郡山	206	200 1949 31			1908
船引	189	143 1926 2	189 1948. 9. 16		1928
小野新町	232	227 1913 27	232 1938. 6. 29		1911
長沼	251	142 1971 31			1923
石川	237	228 1913 27	232 1961. 6. 28		1911
東白川	220	145 1982 3	176#1961. 9. 6		1961

#は同じ値が他にもあることを示す

表1-6 8月としての気象官署の記録表

要素	地名	観測値 mm	観測年月日	順位	従来 の値 mm	統計 開始年
日降水量	福島	169.5	1986年8月5日	第1位	164.5 1913年8月27日	1890
〃	若松	104.5	〃	第2位	66.5 1976年8月14日	1953
〃	白河	125.0	1986年8月4日	〃	111.4 1961年8月5日	1940
〃	〃	116.5	1986年8月5日	第3位	108.7 1940年8月27日	〃
〃	小名浜	194.5	1986年8月4日	第2位	152.4 1924年8月27日	1910
24時間降水量	福島	260.5	1986年8月4日	第1位	119.5 1981年8月22日	1971
〃	若松	151.5	〃	〃	77.0 1976年8月14日	〃
〃	白河	238.0	〃	〃	165.0 1971年8月31日	〃
〃	小名浜	257.5	〃	〃	228.0 1971年8月31日	〃
日最大 1時間降水量	福島	38.5	1986年8月5日	第3位	33.0 1969年8月1日	1940
〃	若松	30.0	〃	第2位	29.0 1973年8月29日	1953

## 第3章 主な被災地の降雨状況

福島県のこのたびの水害は、記録的な大雨が直接の原因だが、一つの特徴として、内陸を縦貫する阿武隈川が、既往最高水位を更新するほど増水し、それにより、各支川、とりわけ都市部の支川が逆流溢水して堤防を破壊、雨水が低地に流れ込むなどして滞水したための被害が目立つことである。

ここでは大きな被害を受けたために、災害救助法が適用された7市町についての降雨状況の概要を述べる。

なおここで用いた水位は、建設省福島工事事務所及び本県の資料によった。

### 第1節 福島市

福島市付近は吾妻山地も含め、4日21時過ぎから雨の勢いが強くなり、5日9時ころまで続いた。このうち最も強かったのは、5日2時ころから7時までだが、吾妻山は5日1時過ぎから4時までの3時間に99mm、福島でも3時過ぎから5時までの2時間に65mmという強雨を観測した。

この降雨により、吾妻山地を水源とする須川の八木田量水標は、5日5時30分に、また本川である阿武隈川の福島量水標は、5日10時30分に最高水位を記録した(図1-14)。

### 第2節 郡山市

郡山市も福島市と同様、4日21時ころから雨の勢いが強まり、1時間10mm以上の強雨が5日6時ころまで続いた。このうち最も強かったのは、5日の4時前後で、この降雨により支川の谷田川の堤防が決壊した。

一方阿武隈川阿久津観測所では、13時に最高水位を記録したが、支川である逢瀬川の堤防が決壊したのは、これより後で、雨が止み、青空ののぞく中であった(図1-15)。

図1—14 福島の一時間雨量と福島・吾妻山の積算雨量及び福島・八木田の水位

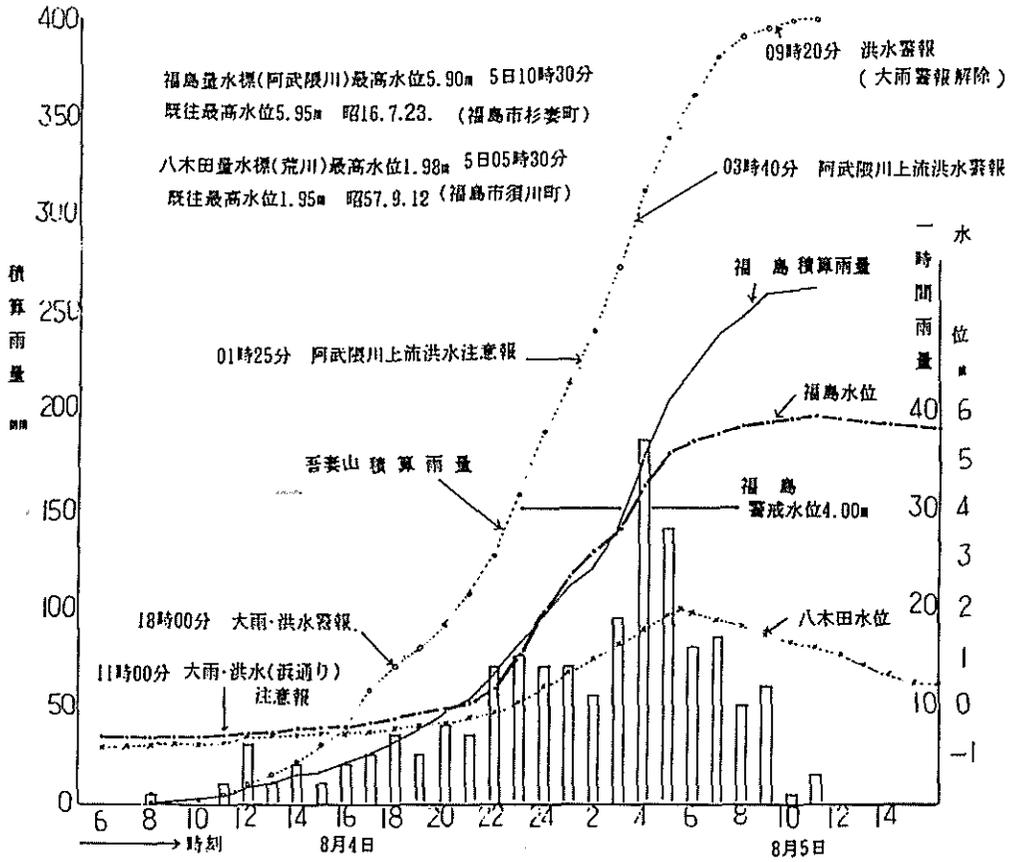
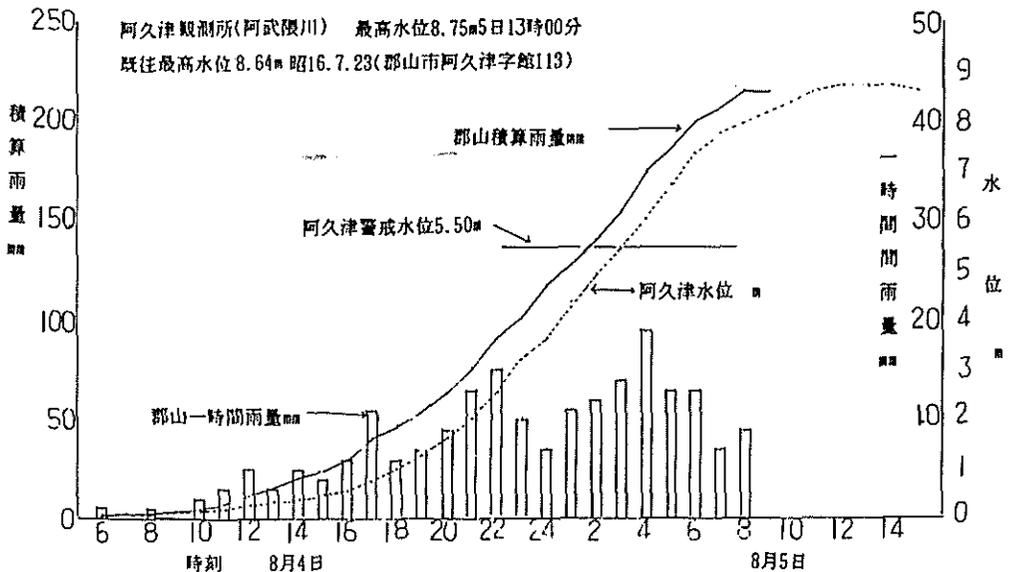


図1—15 郡山の一時間雨量と積算雨量及び阿久津の水位



### 第3節 梁川町

梁川町の降雨は、5日0時過ぎから4時ころまでと、7時から8時にかけて強かった。阿武隈川の伏黒量水標水位が最高を示したのは、5日8時30分ころで、これにより支川である広瀬川と塩野川の合流点付近が逆流はらん、この町始まって以来の大きな水害を受けた（図1-16）。

図1-16 梁川の一時間雨量と積算雨量及び伏黒の水位

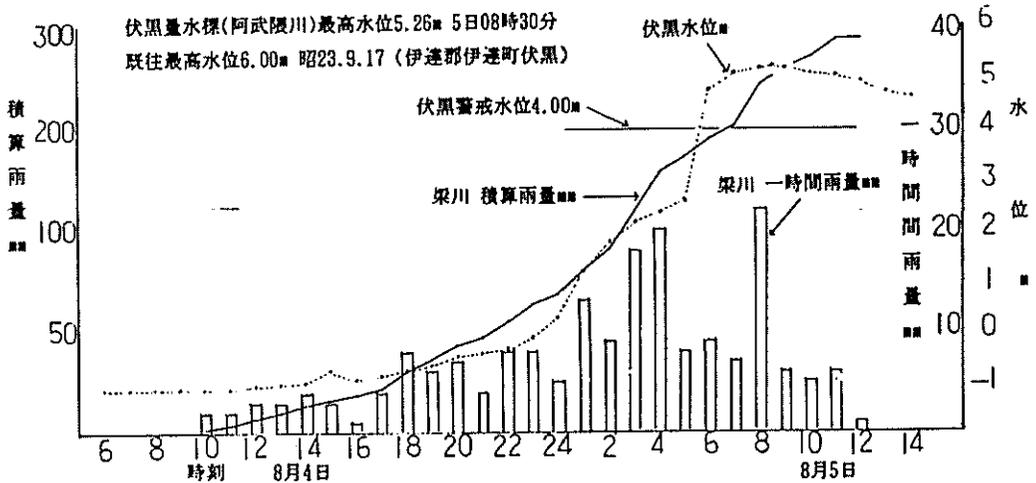
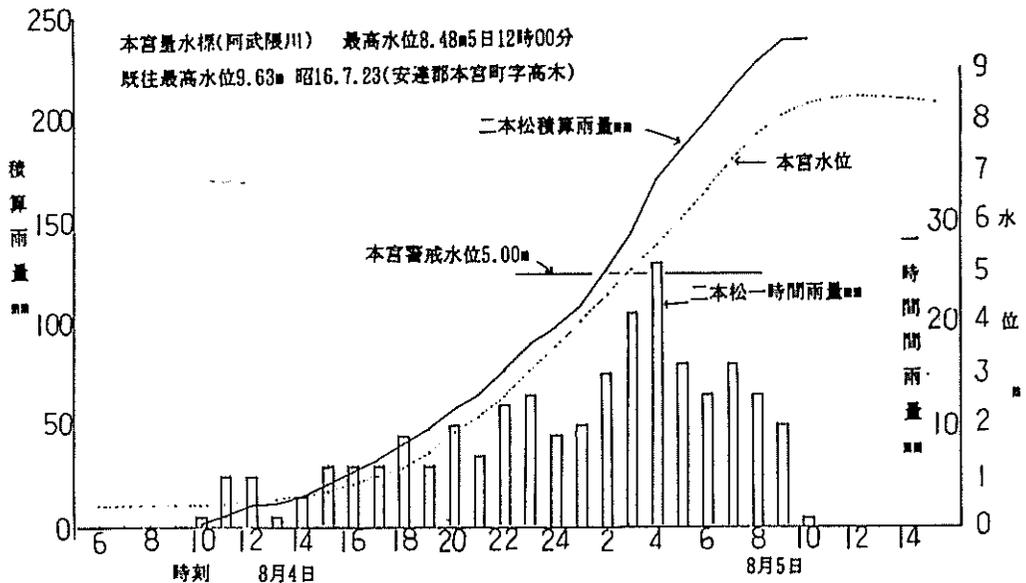


図1-17 二本松の一時間雨量と積算雨量及び本宮の水位



## 第4節 本宮町

本宮町の降雨も二本松の資料で見ると、強雨は4日21時過ぎから5日9時ころまで続いたと見られ、特に5日2時から4時までの2時間に、二本松では47mmを記録している。

阿武隈川の本宮量水標水位は、5日3時ころに警戒水位を突破、最高水位は12時ころに現れている（図1-17）。

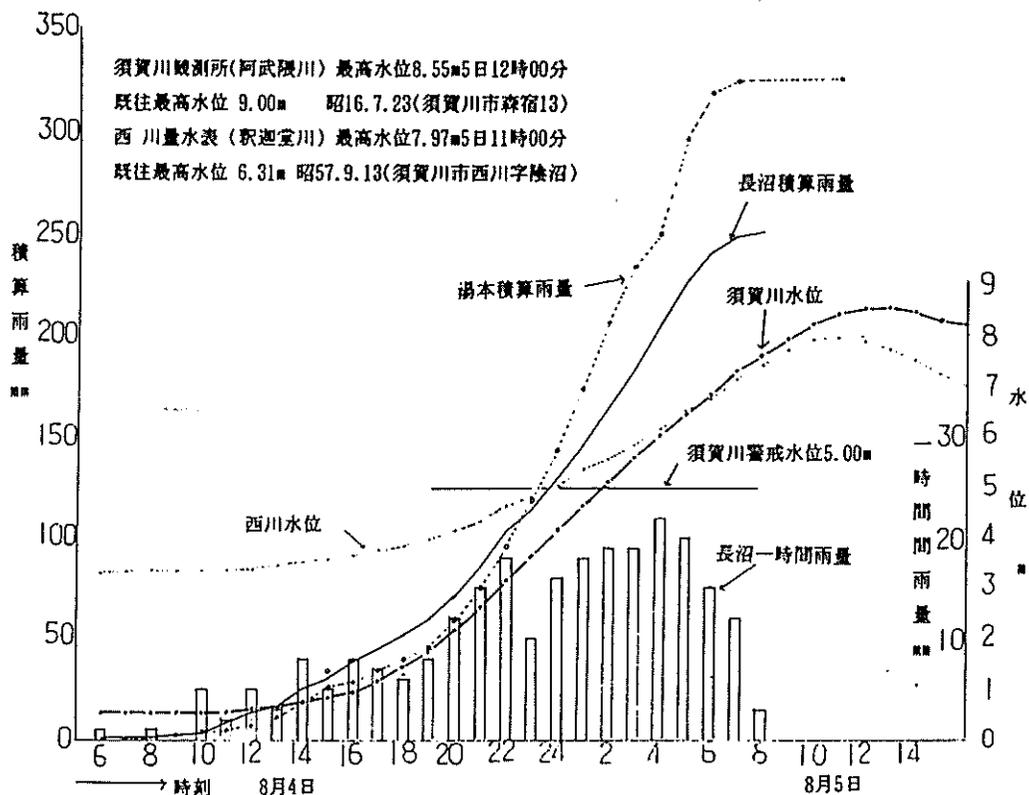
## 第5節 須賀川市

須賀川市の降雨を、長沼の資料で見ると、4日20時ころから5日7時ころまで雨の勢いが強かったと見られ、特に5日0時から5時までの間は、長沼で1時間20mm前後の強雨が続いた。

これを湯本の雨量で見ると、4日21時過ぎから5日3時まで及び4時過ぎから6時までの二つのピークがあり、前者は7時間で159mm、後者は僅か2時間で69mmを記録している。

このような降雨により、支川である釈迦堂川の西川量水標では11時ころに最高水位が出、既往

図1-18 長沼の一時間雨量と長沼・湯本の積算雨量及び須賀川・西川の水位

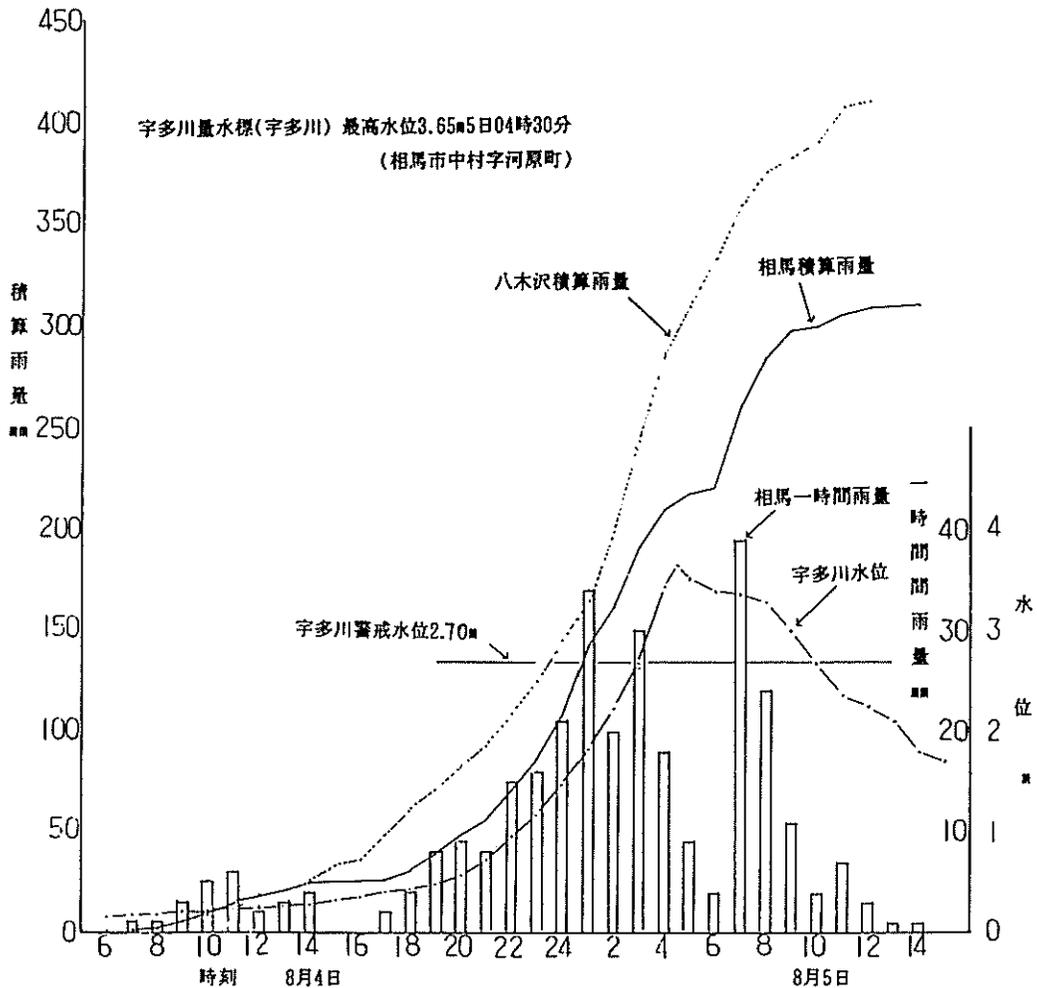


最高水位を1.5mも上廻っている。また本流である阿武隈川の須賀川観測所では、12時に最高水位となり、阿武隈川と釈迦堂川の合流点付近を中心に大きな被害を受けた（図1—18）。

## 第6節 相馬市

相馬市の降雨は、4日21時過ぎから5日4時までと、6時から9時までの間が強かったが、このうち5日0時から3時までの3時間に84mm、6時過ぎから8時までの2時間に63mmの強い雨が降った。特に宇多川の水源地付近の八木沢では、5日1時過ぎから4時までの3時間に121mmという強雨で、このため宇多川の宇多川量水標水位は、5日3時ころに警戒水位を超え、4時30分に最高が出て、下流域に大きな被害をもたらした（図1—19）。

図1—19 相馬の一時間雨量と相馬・八木沢の積算雨量及び須賀川・宇多川の水

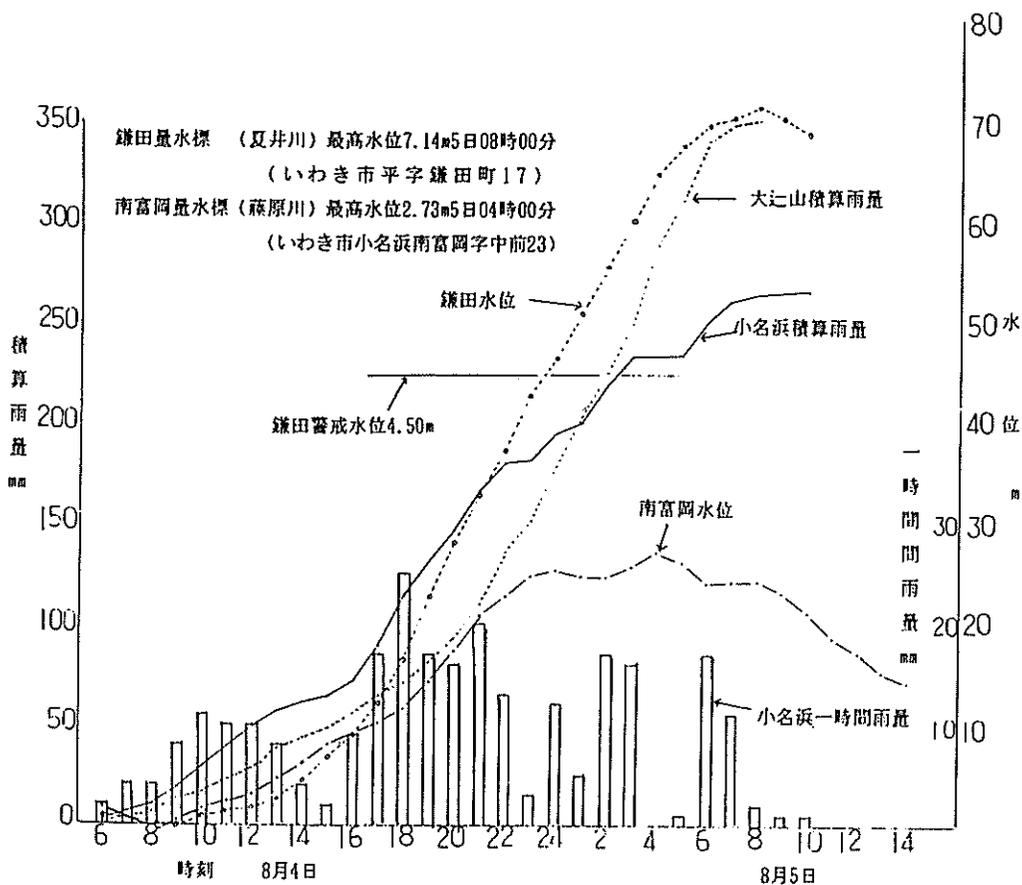


## 第7節 いわき市

いわき市の降雨を、海岸部である小名浜の資料でみると、4日16時過ぎから22時までと、5日1時から3時まで及び5時過ぎから7時までの三つの強雨のピークがある。一方山地である大辻山の雨量をみると、4日21時過ぎから5日6時ころまで強雨が続き、このうち、4日23時過ぎから5日3時までの4時間に、123mmという強雨が降った。

これを藤原川の南富岡量水標水位でみると、4日23時にはかなりの高まりを見せ、最高水位の出現は5日4時であった。また夏井川の鎌田量水標水位も、4日23時ころに警戒水位を超え、5日8時ころに最高が出ている(図1-20)。

図1-20 小名浜の一時間雨量と小名浜・大辻山の積算雨量及び鎌田・南富岡の水位



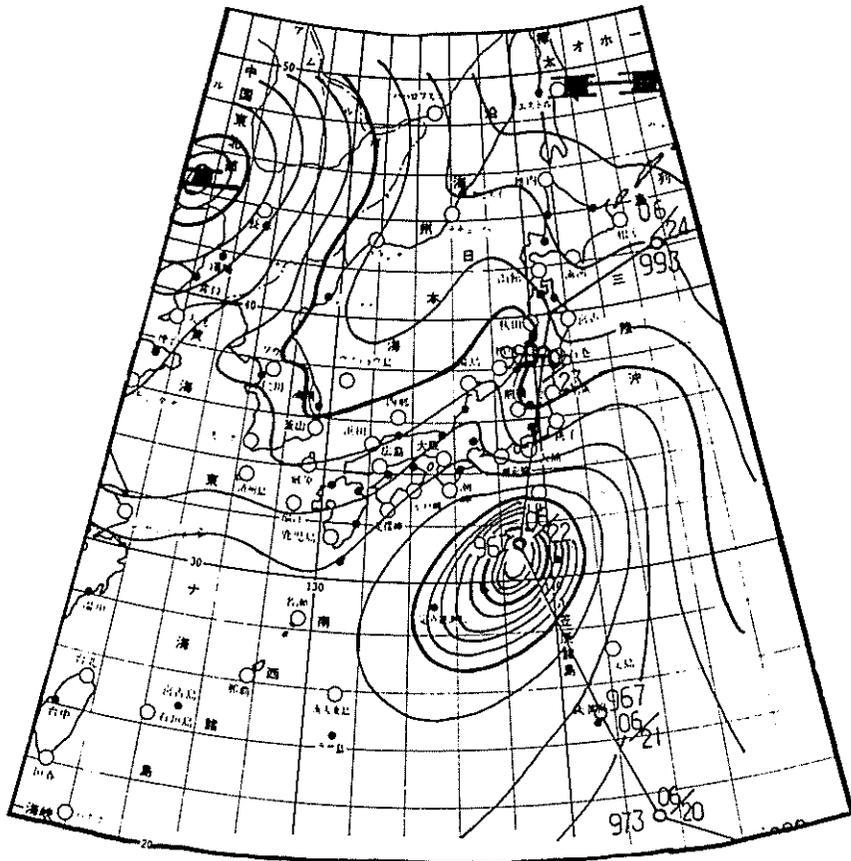
## 第4章 過去の大水害との比較

本県の過去の大水害は、台風と梅雨前線に伴う豪雨に限られるが、台風の方が規模・頻度共に多い。このうち台風によるもの二つをとりあげ、今回の水害と対比させてみる。

### 第1節 昭和16(1941)年7月21～23日の水害

昭和16年7月22日朝、八丈島南方海上に達した台風は、進路を北北東に変えて同日夕刻東京湾を、同夜半には筑波山付近を通過し、さらに猪苗代湖付近を通過して、翌日6時ころ山形県に抜け、

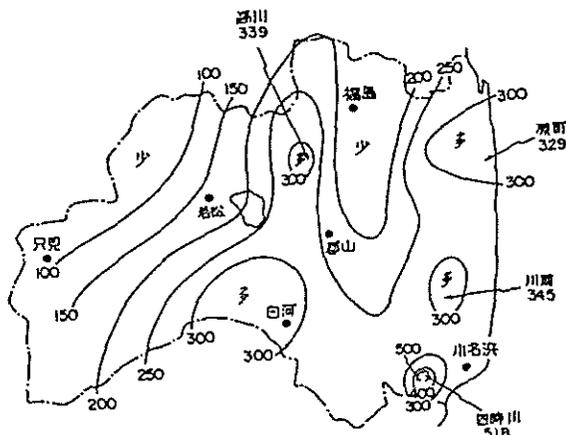
図1—21 1941年7月22日06時の天気図と台風の経路図



奥羽山脈沿いに北上した（図1-21）。 図1-22 1941(昭和16)年7月20~22日雨量分布図(mm)

このように台風が本県中央部を縦断したため、県下全域が暴風雨となり、降水量はほとんど全県にわたり100mmを超え、吾妻山地や浜通り地方では300mm以上の豪雨となった（図1-22）。

この豪雨の降る半月も前から本県は梅雨前線の影響により、連日のように雨が降り続けていたため、県内の各河川がはんらんし、特に阿武隈川沿いに被害が大きかった。



福島市付近の阿武隈川は、昭和13（1938）年9月1日の水害時をしのぐ増水で、流木が著しく、このため市内中央公園の周囲でも下水溢水による床上浸水が見られたほか、清明町第5国民学校は浸水1尺、腰の浜地内の畑は浸水4~5尺、恵風園及びNHK付近は3尺と、市周辺地帯はほとんど浸水する有様であった。この時NHK福島放送局は、松川のはんらんによる浸水で、放送を中止せざるを得ないという不測の事態も起こった。

また安達郡本宮町付近の阿武隈川小和港量水所では、計画高水位よりも1.75m高くなり、随所でははんらんがみられた。郡山市付近では永盛村地内の阿武隈川狭さく部付近から水が溢れ、国道4号線上に1mも浸水するなど、この方面の被害も大きかった。

このため国鉄各線は不通になり、東北本線は5日ぶりの26日、磐越東線は7日ぶりの28日ようやく開通した。

一方、双葉郡富岡町付近では高波が押し寄せ、海岸堤防が90mにわたって決壊、損害額は1,109万円にも上り、また会津地方でも洪水により死者1名、負傷者2名、住宅流失9戸、浸水973戸、非住家流失3棟、浸水522棟、田畑の浸冠水4,266町歩などの被害があった。

この台風による総合被害は次のとおりである。

死者41名、負傷者11名、行方不明5名、住家全壊54戸、家屋流失85戸、床上浸水12,011戸、床下浸水13,394戸、田冠水16,751町歩、畑冠水7,974町歩、道路損壊851か所、橋流失409か所、堤防決壊592か所、鉄軌道被害10か所。

なお台風の間路付近にあった白河測候所で、本県では珍しい「台風の目」らしいものを観測した（福島県60年間の異常気象から抜粋）。

## 第2節 昭和23（1948）年9月15～16日の水害

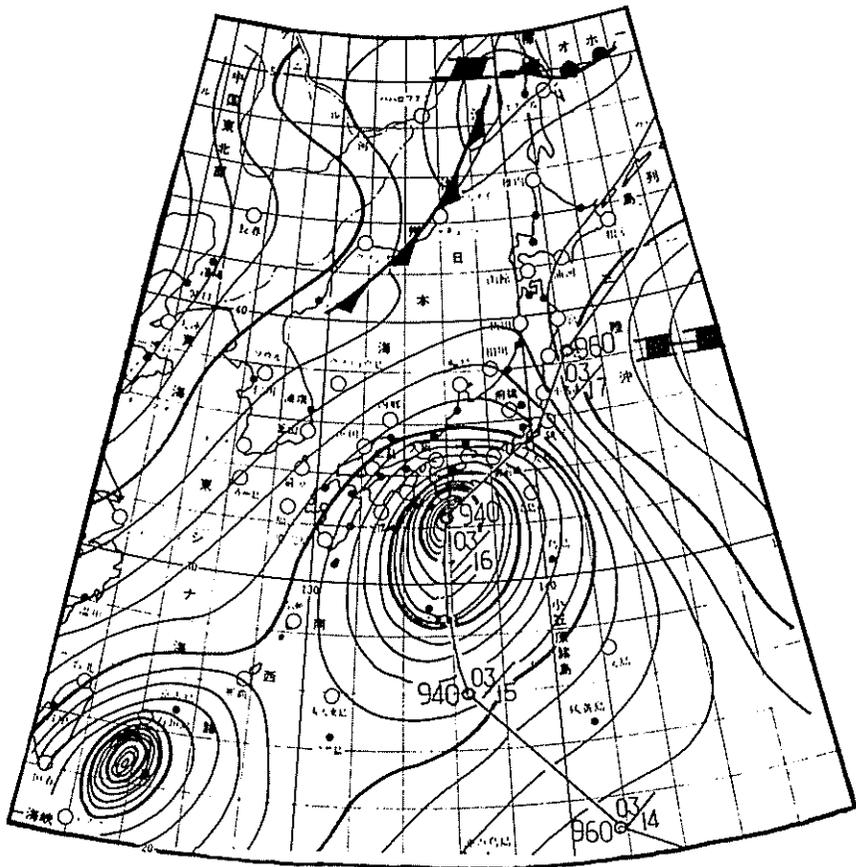
昭和23年9月9日、マーシャル諸島東部に発生したアイオン台風は、発達しながら北西に進み、16日朝には中心気圧が940mbに深まって、紀伊半島の南約150kmの海上に達した。これから北東に向きを変えて房総半島を横切り、16日夜半ごろ小名浜沖約70km付近を北東進して、17日朝には宮城県東方海上に抜けた（図1-23）。

このため本県では、15日夜半ごろから所により強い雨が降り出し、16日朝からは全般に風雨が強く、10時過ぎには暴風雨となって、1時間25mm以上という強雨をまじえ、17日の10時ごろまで雨が降り続いた。

雨量は、山岳部の多い所で250mmを越し、平野部でも150mm以上になった（図1-24）。

また、浜通り地方では、台風の接近につれて南寄りの風が強まり、台風の通過後には北寄りの風に転じて共に強く、10m/s以上の強風が13時間にも及んで継続した。

図1-23 1948年9月16日03時の天気図と台風の経路図

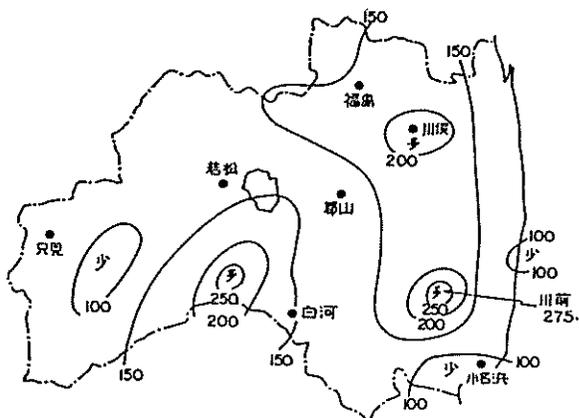


中通り・会津地方でも、台風通過後の北寄りの強風が数時間続いたため、県下全域では次のような大被害になった。

死者15名、負傷者13名、行方不明1名、住家全壊40戸、半壊282戸、流失38戸、床上浸水2,475戸、床下浸水7,304戸、非住家浸水107棟、田流失1,331町歩、田冠水7,802町歩、畑流失420町歩、畑冠水12,277町歩、道路損壊910か所、橋流失801か所、堤防決壊811か所、船舶破壊1隻、沈没1隻。

このうち阿武隈川流域の洪水被害は、昭和22（1947）年9月のカスリン台風を上まわり昭和16（1941）年以來の大被害となった。阿武隈川本流直接の堤防決壊による被害もあるが、大部分は本流の増水による支流への逆流によるものであって、特に伊達郡梁川町では、耕地の60%が浸水し、安達郡本宮町では全町のほとんどが浸水するなど、阿武隈川筋の被害が著しかった（福島県60年間の異常気象から抜粋）。

図1—24 1948（昭和23）年9月15～16日 雨量分布図（mm）



### 第3節 今回の水害との比較

前述2例の水害と、今回の水害とを比較すると、次のことが特徴として挙げられる。

- 1 前述の2例は台風が台風としての勢力を保持したまま東北地方を通過しているが、今回のものは温帯低気圧になっており、しかも本県の東海上で消滅している。
- 2 昭和23（1948）年の台風は、日本付近が気圧の深い谷となり、その中を比較的早い速度で通過している。これに対し今回のものは昭和16（1941）年のものと同様、北方の強い高気圧に進路を押えられ、進行速度が日本付近で急速に落ちている。
- 3 前述の2例では、地上風がかなり強かったが、今回のものは弱かった（第1—7表）。

表1—7 福島風の風速の比較

	最大風速 s/m	風 向	起日 時 分	瞬間最大風速 s/m	風 向	起日 時 分
昭和61年8月4～5日	7.2	NNE	5 02. 00	15.5	WNW	5 22. 20
昭和16年7月21～23日	13.3	S	23 08. 20	—	—	— —
昭和23年9月15～16日	11.7	WNW	17 08. 10	17.8	WNW	17 05. 48

4 雨量分布はいずれも阿武隈・奥羽両山地の東斜面に多いのが共通しているが、今回のものの方が遙かに多く200mm以上の豪雨範囲が広い。

5 被害はいずれも阿武隈川沿いに大きく、支川の、逆流溢水による低地浸水や滞水によることは共通だが、被害の発生場所や被害の受け方は若干異なっているようである。

6 前述の2例では死者の数が多いが、今回の場合は少ない。一方、浸水家屋や浸水田及び道路損壊等の多さでは、前述2例を上廻っており本県としてはこれまでにない記録的な大被害であったといえる。

## 第5章 注意報・警報・情報文

### 第1節 気象注意報・警報・情報文

8・5 豪雨に際して、福島地方気象台が発表した注意報、警報、情報は次のとおりである。

8月4日9時40分発表

強風，波浪，濃霧注意報（沿岸の海域）

沿岸の海域の濃霧注意報をつけ加えます。

本州の南海上に台風10号があつて北東に進んでいます。このため沿岸の海域では、これから明日にかけ、次第に東よりの風が強まり波も高くなりますので船は十分注意して下さい。沿岸の海域の最大風速は12～15m/s、波の高さは3～5mとなる見込みです。なお、沿岸の海域の濃霧注意報は継続中ですので併せて注意して下さい。

8月4日11時00分発表

大雨，洪水（浜通り）強風，波浪，濃霧注意報（沿岸の海域）

沿岸の海域の強風，波浪，濃霧注意報に浜通りの大雨，洪水注意報を付け加えます。

台風10号が本州の南海上にあり北東に進んでいます。このため、これから明日にかけ東よりの湿った風が吹きつけ、浜通りでは大雨となる恐れがありますので、中小河川の増水、低い土地の浸水、崖崩れ、土砂崩れなどに十分注意して下さい。降り始めからの雨量は浜通りで80mmから100mm、その他の地方では40～50mmとなる所がある見込みです。なお、引き続き沿岸の海域の強風，波浪，濃霧注意報は継続しますので、併せて注意して下さい。

8月4日18時00分発表

大雨，洪水警報」強風，波浪」濃霧注意報（沿岸の海域）

「これから明日朝にかけて浜通りを中心に大雨が降り、総雨量が200mmに達する所があるので警戒」これまでの注意報を全県に対する大雨洪水警報，強風，波浪注意報，沿岸の海域の濃霧注意報に切り替えます。

大型で並の台風10号は午後5時に御前崎の南々西270kmの海上にあり北々東に進んでいます。このため県内では東よりの風が次第に強くなり明日朝までにさらに強くなる見込み。今後の雨量は浜通りで100mm、降り始めからの総雨量は浜通りで200mm、中通り、会

津は100～120mmに達する見込み。

河川の増水、はんらん、低地の浸水、がけ崩れなど厳重に警戒を要す。

最大風速は陸上で12～15m/s、海上で15～17m/s、波の高さ3～5mの見込み。

8月4日20時30分発表

#### 台風10号に関する福島県気象情報

大型で並の台風10号は午後7時現在中心気圧が980mbで御前崎の南約180kmの海上にあって毎時55kmで北々東に進んでいます。本県にもっとも接近するのは夜半すぎころの見込みです。このため県内には引き続き南よりの風のち北よりの風が共に強く、また雨も浜通りの地方を中心に強く降る見込みです。河川の増水、はんらん、低地の浸水、がけ崩れ、土砂崩れ等には厳重に警戒して下さい。また海上ではしけが続きますので併せて注意して下さい。降り始めから午後8時までの雨量は、福島46mm、郡山63mm、小名浜147mm、若松16mm、白河71mm、広野138mm、平115mm、鷺倉93mmとなっています。現在県内には大雨、洪水警報、強風、波浪注意報、沿岸の海域には濃霧注意報が出ています。

8月4日22時40分発表

#### 台風10号に関する福島県気象情報第2号

大型で並の台風10号は午後9時には温帯低気圧にかわり、石廊崎の南西約100kmの海上を毎時35kmで北々東に進んでいます。県内では1時間に20mm前後の強い雨が降っており、風も南よりのち北よりの風が強まって来る見込みです。河川の増水、はんらん、低い土地の浸水、がけ崩れ、土砂崩れなどに厳重に警戒して下さい。また海上はしけていますので注意して下さい。今後の雨量は40～70mm多い所で100mm位、最大風速は15m/s、突風で20～25m/s、波の高さは4～5m。

降り始めから午後10時までの各地の雨量は、小名浜180mm、白河100mm、福島67mm、若松28mm、郡山91mm、広野189mm、鷺倉130mmとなっています。福島県には大雨、洪水警報、強風、波浪注意報、沿岸の海域には濃霧注意報が出されています。

8月4日23時30分発表

#### 大雨、洪水警報、強風、波浪、濃霧注意報（沿岸の海域）

「これから明日朝にかけ浜通りを中心に大雨が降り、総雨量が300mmに達する所があるので警戒」

大雨、洪水警報の内容を更新し、強風、波浪注意報、沿岸の海域の濃霧注意報は継続します。台風10号は午後9時には石廊崎の南海上で温帯低気圧に変わりましたが、いぜんとして強い雨雲を伴い北々東に進んでいます。このため今夜半から明朝にかけ本県に接近し、南よりのち北よりの風が共に強く、雨量も更に多くなる見込みですので、河川の増水、は

らん、低い土地の浸水、がけ崩れ、土砂崩れなどに厳重に警戒して下さい。今後の雨量は40～70mm、多い所は100mm位、降り始めからの総雨量は100～150mm、多い所は200～300mmに達する見込み。最大風速は15m/s前後、突風で20～25m/s、波の高さは4～5mの見込みです。

8月5日2時20分発表

大雨に関する福島県気象情報

台風から変わった低気圧により、昨日の朝から県内に降っている大雨は、すでに200mmを超えた所があり、まだ1時間に30mm以上の強い雨が降り続いています。5日2時までの雨量は、吾妻山245mm、小名浜217mm、相馬162mm、郡山131mm、福島121mm、白河180mmとなっており、まだしばらく降り続く見込みです。河川の増水、はんらん、低地の浸水、土砂・山崩れなどに厳重に警戒して下さい。現在県内には、大雨、洪水警報、強風、波浪注意報、沿岸の海域に濃霧注意報が出ています。

8月5日4時30分発表

大雨に関する福島県気象情報第2号

台風から変わった低気圧により、昨日朝から県内に降っている大雨は、すでに300mmを超えた所があり、まだ1時間に30～40mmの強い雨が降っています。5日4時までの雨量は、吾妻山312mm、小名浜233mm、福島177mm、郡山164mm、白河209mmなどとなっており、この強い雨はあと数時間続く見込みです。雨量がかなり多くなっていますので、河川の増水、はんらん、低地の浸水、土砂・山崩れなどに厳重に警戒して下さい。現在県内に大雨、洪水警報、強風、波浪注意報、沿岸の海域に濃霧注意報が出ています。

8月5日6時30分発表

大雨に関する福島県気象情報第3号

県内の雨は午前5時から6時にかけての1時間に20～30mmの強い雨になっています。昨日の降り始めからの総雨量は山間部で多く、吾妻山367mm、鷲倉358mm、八木沢333mm、平地でも小名浜251mm、相馬222mm、白河237mm、郡山190mm、福島221mm、若松143mm、田島184mmとなっています。この強い雨はまだ2～3時間続く見込みですから引き続き、河川の増水、はんらん、低地の浸水、土砂・山崩れなどに厳重に警戒して下さい。県内に大雨、洪水警報と強風、波浪注意報、沿岸の海域に濃霧注意報が継続中です。海や山は荒れ模様になっているので併せて注意して下さい。

8月5日9時20分発表

洪水警報」大雨、強風、波浪」濃霧注意報（沿岸の海域）

『県内の河川は増水中、はんらんのおそれあり引き続き厳重警戒』

洪水警報を継続し、大雨警報は大雨注意報に切り替え、強風、波浪注意報と沿岸の海域の濃霧注意報を継続します。

強い雨の峠は越しましたが、午前中はまだ雨が続き、県内の河川は増水中ですから、はんらんのおそれがありますので厳重に警戒して下さい。また低地の浸水や土砂崩れ、がけ崩れなどにも注意して下さい。また今後の雨量は少ない所で20～30mm 多い所で50mm、降り始めからの総雨量は山間部で400mm、平地で300mm を超す所があります。また最大風速は北よりの風で15m/s 位の見込み。海や山は荒れ模様ですから併せて注意して下さい。

8月5日10時45分発表

大雨に関する福島県気象情報第4号

県内の雨は午前9時から10時にかけての1時間に浪江町津島で11mm ですが、その他は10mm 以下に弱まってきました。

一 昨日の降り始めから10時までの主な地点の総雨量は、山間部の吾妻山398mm、八木沢392mm、大辻山350mm、平地では相馬300mm、浪江291mm、富岡291mm、広野300mm、小名浜266mm、福島261mm、郡山206mm、石川237mm、白河241mm、喜多方124mm、若松152mm、田島186mm、只見68mm でした。県内には洪水警報、大雨、強風、波浪、沿岸の海域に濃霧注意報が継続中です。引き続き厳重に警戒して下さい。

8月5日13時30分発表

洪水警報、強風、波浪、濃霧注意報（沿岸の海域）

【県内の河川は増水中、はんらんのおそれあり引き続き厳重警戒】

大雨の心配はなくなりましたが、県内の河川は増水中でははんらんのおそれがありますから引き続き厳重に警戒して下さい。これまで各地ともかなりの雨量になっていますので、がけ崩れ、土砂崩れなどにはまだしばらく注意が必要です。なお、今日一杯は、北又は西の風が強く沿岸の海域ではしけが続き霧のため見通しの悪い所がありますから併せて注意して下さい。最大風速は15m/s、波の高さは4～5 mの見込みです。

8月6日4時20分発表

洪水、強風、波浪、濃霧注意報（沿岸の海域）

洪水警報を洪水注意報に切り替え、その他の注意報は継続します。

4日朝から5日にかけて降り続いた大雨のため増水した河川は次第に減水してきましたが引き続き注意が必要な状態で、土砂崩れ、がけ崩れのおこるおそれもあります。また、風も日中時々強く吹き、沿岸の海域では波も高く霧のため見通しが悪い状態が続いていますので各方面とも十分注意して下さい。

最大風速は12m/s 前後、沿岸の海域では波の高さが3～4 m、見通しは500m 以下になる

所がある見込みです。

8月6日7時00分発表

強風、波浪、濃霧注意報（沿岸の海域）

洪水注意報を解除し、強風注意報を沿岸の海域に切り替え、波浪、濃霧注意報を継続します。

沿岸の海域では今日く杯、北よりの風が強く波の高い状態が続き、霧のため見通しが500m以下になる所がありますから船は注意して下さい。沿岸の海域の最大風速は12m/s、波の高さは3～4mの見込みです。

## 第2節 阿武隈川上流洪水注意報・警報・情報文

8・5豪雨に際して、東北地方建設局福島工事事務所と福島地方气象台とが共同発表した阿武隈川上流洪水注意報、警報、情報は次のとおりである。

8月5日1時25分発表

阿武隈川上流洪水注意報

阿武隈川は警戒水位に達する出水となる見込みです。台風から変わった低気圧の接近により、4日6時から降り続けている大雨は5日1時までには吾妻山で213mmに達しました。

このため阿武隈川の水位は1時現在、郡山市阿久津地点で4m28cmと急激に上昇し、警戒水位に達するものと思われますので各地とも十分注意して下さい。なお、今後の雨量は多い所で70～100mmの見込みです。

8月5日3時40分発表

阿武隈川上流洪水警報

阿武隈川上流洪水注意報を阿武隈川上流洪水警報に切り替えます。台風から変わった低気圧の接近により、4日6時から降り続けている大雨は、5日3時までには吾妻山で276mmに達しました。このため阿武隈川の水位は3時30分現在、郡山市阿久津地点で5m78cm、本宮町本宮地点で5m13cmと急激に上昇し、警戒水位をそれぞれ28cm、13cm超え、まだ当分の間各地とも警戒水位以上の高い水位が続く見込みですから厳重な警戒が必要です。

なお今後の雨量は多い所で60～80mmの見込みです。

8月5日7時45分発表

阿武隈川上流洪水情報

阿武隈川は警戒水位を大幅に超える大出水となる見込みです。阿武隈川の水位は7時30分現在、郡山市阿久津地点7m93cm、本宮町本宮地点7m36cm、福島市福島地点5m37

cm, 伊達町伏黒地点 5 m18cm と急激に上昇し, 警戒水位を 2 m43cm, 2 m36cm, 1 m37cm, 1 m18cm と, それぞれ大幅に超えておりますので引き続き厳重な警戒が必要です。

8月5日11時50分発表

阿武隈川上流洪水情報第2号

阿武隈川の水位は11時30分現在, 本宮町本宮地点で 8 m43cm, 福島市福島地点 5 m67cm, 伊達町伏黒地点 5 m と緩慢に上昇し, 警戒水位を, それぞれ 3 m43cm, 1 m67cm, 1 m 超え, まだ当分の間各地で警戒水位を大幅に超えるので引き続き厳重な警戒が必要です。

8月5日15時15分発表

阿武隈川上流洪水情報第3号

阿武隈川の水位は15時現在, 郡山市阿久津地点で 8 m63cm, 本宮町本宮地点 8 m41cm, 福島市福島地点 5 m44cm, 伊達町伏黒地点 4 m56cm と減水し, 最高水位は過ぎましたが, まだ警戒水位を超えていますので引き続き厳重な警戒が必要です。

8月5日21時15分発表

阿武隈川上流洪水情報第4号

阿武隈川の水位は21時現在, 郡山市阿久津地点で 7 m27cm, 本宮町本宮地点 7 m30cm, 福島市福島地点 4 m95cm, 伊達町伏黒地点 3 m97cm と減水しましたが, まだ当分の間警戒水位以上の高い水位が続く見込みですから厳重な警戒が必要です。

8月6日3時40分発表

阿武隈川上流洪水注意報

洪水警報を洪水注意報に切り替えます。阿武隈川の水位は3時現在, 郡山市阿久津地点で 5 m, 本宮町本宮地点で 4 m, 福島市福島地点で 3 m99cm, 伊達町伏黒地点で 3 m35cm と全般に減水しましたが引き続き注意して下さい。

8月6日6時30分発表

阿武隈川上流洪水注意報解除

## 第 2 部

---

# 被 害 状 況

# 第1章 概 況

今回の8・5豪雨水害は、県内においていわゆる「中通り地区」と呼ばれる阿武隈川沿いの地域と「浜通り地区」と呼ばれる太平洋沿岸地域に特に大きな被害があった。

被害が広範囲かつ大規模であったにもかかわらず、人的被害が死者3名、重傷者1名、軽傷者7名、合計11名に止まったのは、被害が主として浸水によるものであって、崖崩れ、土石流等が家屋を直撃するような例が少なかったことによるものである。

一方住家被害をみると、全壊14棟、半壊33棟、一部破損125棟、床上浸水5,501棟、床下浸水8,520棟の多きに及んでいる。このように大きな被害を受けたのは、前述のように未曾有の降雨量があったことに加えて、下流における増水時と降雨時が一緒になり、本川、支川の増水に加えて、その流れが本川に流出されず、堤防の決壊、溢水、内水はらん等が各所に発生し、河川沿岸の住家が多数浸水したことによるものである。

物的被害（住家を除く）をみると、商工業関係の被害が最も大きく、被害総額の41%を占める約445億円、次いで公共土木施設関係被害が同36%395億円、農林水産業関係被害が同22%235億円等がその主なものとして挙げられる。

商工業関係被害がこのように大きな額に上ったのは、郡山市の郡山中央工業団地が罹災したことによるものであり、同団地内にはエレクトロニクス関連の事業所が多く、これら事業所の機械設備、原材料、製品等が浸水によって被害をうけたため、同団地のみで約317億円の被害をみた。

公共土木施設被害では、河川の堤防、護岸等の欠壊が最も大きな部分を占め、次いで道路の欠壊、橋梁の流失等と続き、今次水害のすさまじさを如実に示している。

農林水産業関係では、かんがい用排水路、ため池、農道等の農業用施設が大きな被害を受けたほか、地すべり等治山関係の被害箇所も多く、また水稻、野菜の冠水による農作物被害も著しいものがある。

これら種類別被害額は表2-1のとおりである。



表 2-1 被害数量及び被害額

被害の種類		単位	被害数量	被害額(千円)
人的被害	死者	人	3	
	行方不明者	人	0	
	重傷者	人	1	
	軽傷者	人	7	
	計	人	11	
住家	全壊	棟	14	
		世帯	14	
		人	44	
	半壊	棟	33	
		世帯	33	
		人	127	
	一部破損	棟	125	
		世帯	125	
		人	593	
	床上浸水	棟	5,501	
		世帯	5,576	
		人	19,717	
	床下浸水	棟	8,520	
		世帯	8,556	
		人	30,757	
	計	棟	14,193	
世帯		14,304		
人		51,238		
商工業	商工被害	件	1,694	44,531,000
	その他	件	2	17,769
	計			44,548,769
土木	河川	か所	2,812	29,253,400
	下水道	か所	7	435,000
	砂防	か所	57	438,100
	道路	か所	1,921	7,878,300
	橋梁	か所	69	1,378,000
	地すべり防止施設	か所	1	60,000

被害の種類		単位	被害数量	被害額(千円)	
土木	急傾斜地崩壊防止施設	か所	1	15,000	
	その他	か所	2	5,500	
	計			39,463,300	
農地林業	農地被害	ha	350	1,962,000	
	農地関係施設	か所	2,668	9,843,000	
	林道施設	か所	933	1,121,000	
	治山施設	か所	419	6,211,000	
	林産物等	か所	176	156,000	
	計			19,293,000	
農水産業	農作物被害	ha	12,416	3,594,396	
	畜産等被害	頭羽	16,021	373,234	
	農業関係施設	施設	414	122,270	
	水産関係被害			118,400	
	計			4,208,300	
保健環境	医療関係施設	施設	42	96,000	
	廃棄物処理施設	施設	4	118,775	
	水道施設	件	30	61,129	
	その他	施設	5	67,851	
	計			343,755	
福祉	児童福祉施設	施設	6	20,816	
	その他	か所	9	7,060	
	計			27,876	
文教	学校	公立	か所	80	239,795
		私立	か所	2	28,443
	その他	件	28	97,734	
	計			365,968	
警察施設	か所	15	15,157		
その他	公営住宅	戸	1,270	38,794	
	公用・公共施設	か所	8	136,150	
	その他	件	4	46,318	
	計			221,262	
被害総額				108,487,387	

## 第2章 人的被害及び住家被害

### 第1節 人的被害

人的被害は、死者3人、重傷者1人、軽傷者7人であった。死者・負傷者のほとんどが中通り地方に集中し、阿武隈川水系沿いにみられた。

死者の原因を見ると帰宅途中等の者が2人、土砂崩れによるものが1人となっており、重軽傷者は警戒中又は排水及びごみ除去作業中に負傷したものである。

人的被害の市町村別被害状況は表2-2のとおりである。

表2-2 市町村別人的被害の状況

市町村名	死者(人)	負傷者(人)	
		重傷	軽傷
福島市	0	0	1
郡山市	2	0	0
会津若松市	0	0	1
本宮町	0	0	1
岩代町	1	1	0
西郷村	0	0	1
三春町	0	0	2
船引町	0	0	1
合計	3	1	7

### 第2節 住家被害

住家被害は、河川のはんらん、山崩れ等により各地で発生しており、倒壊、浸水等14,193棟、罹災者は51,238人に及んだ。特に中通り地方及び浜通り地方において大きな被害となった。

なお、市町村別住家被害状況は表2-3のとおりである。



▲濁流で倒壊した家屋（福島市大森）

表 2-3 住家被害の状況

項目 市町村名	全 壊			半 壊			一 部 破 壊			床 上 浸 水			床 下 浸 水			計		
	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
福島市	3	3	10	1	2	4	5	5	22	1,169	1,185	3,726	1,307	1,342	4,670	2,485	2,537	8,432
会津若松市										65	65	227	481	481	1,683	546	546	1,910
郡山市	2	2	5	9	9	36				1,212	1,321	4,395	1,363	1,386	4,484	2,586	2,718	8,920
いわき市	1	1	4	2	2	6	4	4	14	771	771	2,621	1,520	1,527	5,191	2,298	2,305	7,836
白河市										9	9	41	76	86	348	85	95	389
原町市										1	1	7	95	95	339	96	96	346
須賀川市				1	1	3				293	313	1,211	126	137	512	420	451	1,726
喜多方市													16	16	50	16	16	50
相馬市				2	2	6				382	382	1,337	1,115	1,115	3,903	1,499	1,499	5,246
二本松市	1	1	5				7	7	38	25	25	102	47	47	186	80	80	331
桑折町										28	28	141	48	48	223	76	76	364
伊達町										3	3	18	41	41	164	44	44	182
国見町										16	16	79	4	4	10	20	20	89
梁川町	4	4	8	7	6	17	2	2	6	380	358	1,479	109	109	444	502	479	1,954
保原町										65	70	250	250	263	789	315	333	1,039
霊山町										14	14	62	63	63	269	77	77	331
月館町										1	1	5	9	9	26	10	10	31
川俣町							6	6	29	5	5	21	13	13	55	24	24	105
飯野町							9	9	44				4	4	15	13	13	59
安達町	1	1	6				14	14	71	7	7	35	19	19	89	41	41	201
大玉村										1	1	4	16	16	90	17	17	94
本宮町										717	656	2,492	314	272	1,018	1,031	928	3,510
白沢村				2	2	6	1	1	1	3	3	9	2	2	7	8	8	23
岩代町				7	7	41	10	10	46	12	12	50	39	39	194	68	68	331
東和町							7	7	38	3	3	16	6	6	31	16	16	85
長沼町													26	26	100	26	26	100
鏡石町										29	27	139	48	46	225	77	73	364
岩瀬村							1	1	5				16	16	76	17	17	81
天栄村										13	6	35	57	51	215	70	57	250
田島町													3	3	8	3	3	8
下郷町													62	48	210	62	48	210
館岩村																		
桧枝岐村																		
伊南村																		
南郷村																		
只見町																		
北会津村										2	2	12	6	6	25	8	8	37
熱塩加納村																		
北塩原村													14	14	66	14	14	66
塩川町													12	12	44	12	12	44
山都町																		
西会津町													3	3	12	3	3	12
高郷村																		
磐梯町													6	6	21	6	6	21
猪苗代町										2	2	10	17	17	48	19	19	58
会津坂下町													5	5	15	5	5	15
湯川村										3	3	10	3	3	13	6	6	23

項目 市町村名	全 壊			半 壊			一 部 破 壊			床 上 没 水			床 下 没 水			計		
	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
柳津町																		
河東町													43	43	196	43	43	196
会津高田町																		
本郷町													1	1	2	1	1	2
新鶴村													2	2	8	2	2	8
三島町																		
金山町																		
昭和村																		
西郷村							1	1	4	9	8	34	66	66	226	76	75	264
表郷村	1	1	1	1	1	6				13	13	52	32	32	128	47	47	187
東村										10	10	49	28	28	151	38	38	200
泉崎村													24	24	102	24	24	102
中島村										2	2	5	12	12	47	14	14	52
矢吹町										21	21	75	61	58	205	82	79	280
大信村										1	1	4	17	17	73	18	18	77
棚倉村							2	2	3	2	2	7	28	28	81	32	32	91
矢祭町							1	1	3	5	3	17	14	13	54	20	17	74
塙町										6	6	21	85	80	320	91	86	341
鮫川村													4	4	15	4	4	15
古殿町							5	5	20	3	2	8	28	24	96	36	31	124
石川町							4	4	31	3	3	11	6	6	23	13	13	65
玉川村							1	1	3	17	15	80	15	15	89	33	31	172
平田村										2	1	5	14	13	46	16	14	51
浅川町										1	1	5	5	5	21	6	6	26
三春町							28	28	141	3	3	12	131	131	655	162	162	808
小野町				1	1	2	4	4	22				25	25	98	30	30	122
滝根町													8	8	35	8	8	35
大越町							1	1	3				7	7	30	8	8	33
都路村																		
常葉町																		
船引町	1	1	5				10	10	41	19	19	57	49	48	144	79	78	247
広野町													2	2	7	2	2	7
檜葉町										1	1	2	11	11	43	12	12	45
富岡町													9	9	30	9	9	30
川内村							1	1	2	1	1	3	6	6	17	8	8	22
大熊町													12	12	46	12	12	46
双葉町													6	6	25	6	6	25
浪江町										27	30	100	153	169	736	180	199	836
葛尾村													1	1	8	1	1	8
新地町							1	1	6	14	14	58	50	50	220	65	65	284
鹿島町										107	128	572	174	174	808	281	302	1,380
小高町										3	3	6	24	24	81	27	27	87
飯館村													6	6	23	6	6	23
計	14	14	44	33	33	127	125	125	593	5,501	5,576	19,717	8,520	8,556	30,757	14,193	14,304	51,238

## 第3章 生活関連被害

### 第1節 電力施設

東北電力㈱福島支店管内の発電電、送電、配電などの設備に大きな被害を受けた。

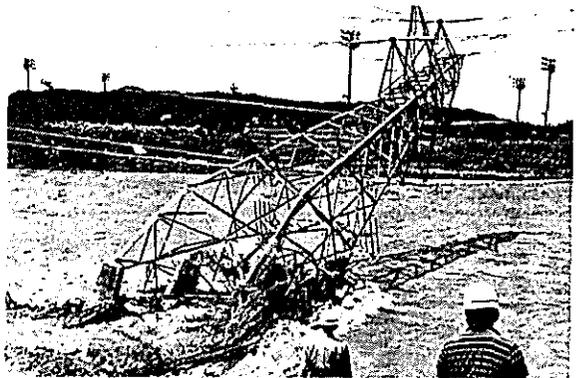
停電した家庭は、中通りを中心として、福島支店管内の需要家総数631,384戸のうち、停電発生最大時（8月5日午前9時）には25,526戸に達した。

この停電戸数は需要家総数の4%に当たるが、これは、福島市、郡山市などの住宅、工場地の浸水によるほか、柱上変圧器及び高圧需要家受電設備の冠水、電柱倒壊、流失、また県南方部に供給している送電線の鉄塔倒壊、鉄柱傾斜などによるものである。

福島市、郡山市、梁川町、本宮町などの一部地域では、住家の浸水に対して、一般公衆の感電防止のため、一戸一戸の電気設備を点検した後送電するなど安全確保に万全を期した。

#### ○ 被害状況

発電所土木設備	3か所
発電所停止（出力減退を含む）	46か所
送電線支持物倒壊、傾斜	2か所
配電線支持物倒壊、傾斜ほか	317か所
配電線断線（引込線を含む）	32か所
積算電力量計器取替	1,090個



▲濁流に基礎が洗われ倒れた送電用鉄塔  
（白河市阿武隈川・毎日新聞福島支局提供）

### 第2節 水道施設

水道の被害は、取水、導水、配水管路施設の流失、破損や浄水場の冠水等が6市12町2村、30施設に及び、給水機能が麻痺したため15,370世帯が断減水した。被害総額は6,113万円に達し、その状況は表2-4及び表2-5のとおりである。

表 2-4 水道施設の被害状況

区 分	所在地等	被害の状況	断減水 世帯数	被害額	対応の状況
上水道関係	福島市ほか10件 5市5町1村 (11事業体)	浄水場冠水……………4件 導水管、配水管の流出・破損……………7件	世帯 13,391	千円 40,888	①給水車の出動 ②配水系統の切り替え
簡易水道	福島市ほか13件 4市8町2村 (19事業体)	浄水場冠水……………2件 導水管、配水管の流出・破損……………12件 その他(停電等)……………5件	1,979	20,241	①給水車の出動 ②配水系統の切り替え ③上水道からの連絡管布設
合 計	福島市ほか19件 6市12町2村 (30事業体)	浄水場冠水……………6件 導水管、配水管の流出・破損……………19件 その他(停電等)……………5件	15,370	61,129	

表 2-5 市町村別水道施設被害状況

(千円)

事業体名	種 別		被 害 状 況						合 計
	上水道	簡易水道	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	
1 福島市	○		2,482					6,760	9,242
2 塙町		○			800				800
3 梁川町	○					100	3,000		3,100
4 靈山町		○							0
5 岩代町 小 浜		○					746		746
6 郡山市	○		350			8,600		6,000	14,950
7 舟 津		○						194	194
8 中ノ入		○			86				86
9 横 沢		○			15				15
10 三 代		○					134		134
11 逢 瀬		○							0
12 三春町	○		2,546				500	400	3,446
13 須賀川市	○		300					420	720
14 鏡石町 成 田		○	7,573			234		5,217	13,024
15 天栄村	○				2,000				2,000
16 居 平		○			400				400
17 野 仲		○			600				600
18 古殿町		○						100	100
19 白河市 東 部		○							0
20 東 村		○							0

事業体名	種 別		被 害 状 況						
	上水道	簡水 易道	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	合 計
21 棚倉町	○							150	150
22 矢祭町 2		○						50	50
23 塙高町 城		○							0
24 原町市 (原町中・部)	○				5,000				5,000
25 相馬市	○							1,900	1,900
26 〃 下 坂		○				1,000	2,182		3,182
27 新地町	○							200	200
28 鹿島町	○							180	180
29 〃 下 山		○						570	570
30 広野町		○						340	340
上水道計	5市5町1村 11事業体		5,678		7,000	8,700	3,500	16,010	40,888
簡易水道計	4市8町2村 19事業体		7,573		1,901	1,234	3,062	6,471	20,241
合 計	6市12町2村 30事業体		13,251		8,901	9,934	6,562	22,481	61,129

### 第3節 ガス施設

ガス供給施設で大きな被害があったのは、郡山市の東部瓦斯(株)で、逢瀬川の破堤によりガスの供給停止が約2日間続いた。

また福島市の福島ガス(株)でもガス供給管が洗掘されるなどの被害が発生したが、供給停止にはいたらなかった。

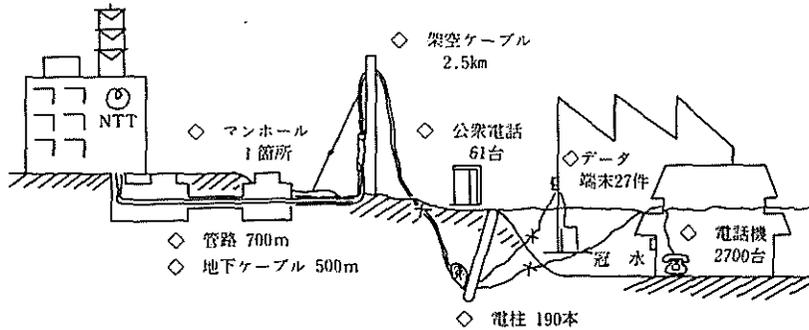
### 第4節 通信施設

大雨による土砂崩れ、樹木の倒れなどにより地下通信設備や電柱、電話ケーブル等に被害を受けたが、電話局の迅速な応急措置により通信は確保された。

また、河川のはんらんにより住宅や会社、工場等において、電話機をはじめ郵便局、銀行等のオンラインシステム・キャッシュカード等のデータ端末装置や公衆電話機が冠水被害を受けた。

その状況は図2-1のとおりである。

図2-1 通信設備被害状況



## 第5節 交通機関

道路の陥没・欠壊等のほか流水等により、国鉄、私鉄の足に大きな影響を及ぼした。

### 1 鉄 道

#### (1) 日本国有鉄道

国鉄は、線路の冠水、切取崩壊、道床流出などで東北本線、常磐線、奥羽本線、磐越西線、磐越東線、会津線及び只見線の全線が不通となった。各線の被害の状況は次のとおりである。

##### ア 東北新幹線

新白河～郡山間の大崎トンネル内の出水等のため5日初列車から大幅にダイヤが乱れた。

##### イ 東北本線

4日21時35分に白河～鏡石間で速度25km/H以下の運転規制が行われたのをはじめ、順次各駅間で運転規制となり、5日7時11分全区間運転中止となった。

##### ウ 常 磐 線

4日18時32分に速度30km/H以下の注意運転となったのをはじめ、22時には全線区にわたって運転中止となった。5日は勿来～植田間の鮫川橋梁及び日立木～相馬間の宇田川橋梁が河川増水のため線路が冠水、終日運休した。

##### エ 奥 羽 本 線

4日23時31分ころ庭坂～赤岩間で電化柱が傾斜したこと、のり面崩壊により全区間運転中止となった。

##### オ 磐 越 西 線

4日21時53分に磐梯熱海～上戸間で速度25km/H以下の運転規制が行われたが、広田～会津若松間の道床流失などにより5日2時55分広田～塩川間が運転中止となり、その後猪苗代～磐梯町、塩川～喜多方間を除き運転中止となった。



▲運転再開を待つ乗客で混雑する福島駅西口（福島民報社提供）

#### カ 磐越東線

4日21時46分に小川郷～夏井間で速度25km/H以下の運転規制が行われたが、23時25分には運転中止となり、三春～要田間の線路浸水などにより、5日6時35分全区間が運転中止となった。

#### キ 会津線

5日0時05分に湯野上～会津田島間で速度25km/H以下の運転規制が行われたが、西若松～門田間の道床流失により2時55分同区間が運転中止となり、その後湯野上～弥五島間の道床流失などにより、3時50分全区間が運転中止となった。

#### ク 只見線

5日2時05分に新鶴～会津柳津間で速度25km/H以下の運転規制が行われたが、西若松～会津本郷間の大川の河川増水などにより、2時55分会津若松～新鶴間が運転中止となり、その後線路浸水により4時30分会津若松～会津宮下間が運転中止となった。

#### ケ 水郡線

4日22時ころから雨量が110mmから140mmに達したため、直ちに全線区で運転中止となった。この雨により各所で線路道床、築堤崩壊や線路冠水等が発生したため、8月5日は全面的に列車が運休した。

これら列車の運休状況は表2-6、また線区別被害箇所は図2-2のとおりである。

図2-2 線別水害発生概況

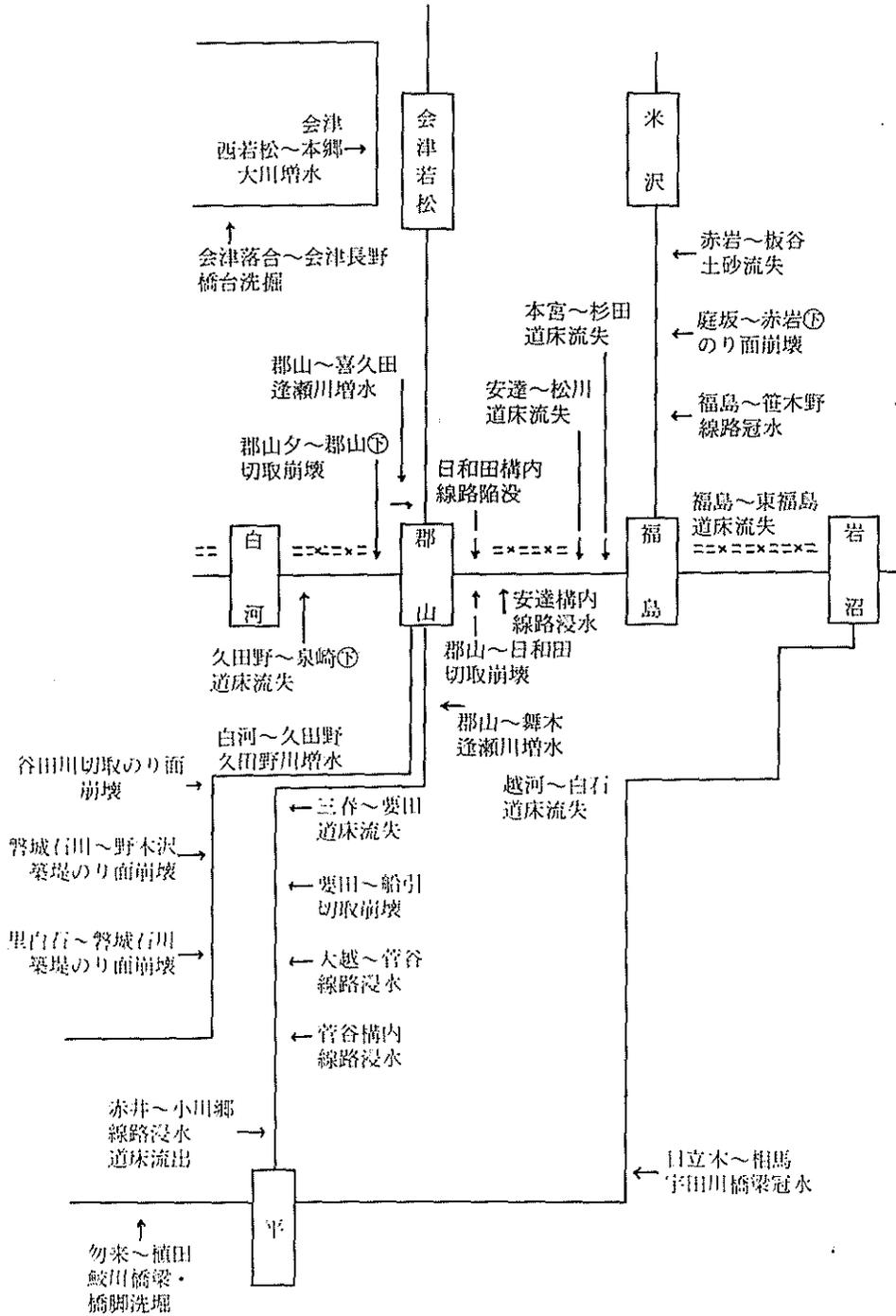


表 2-6 列車運休本数

(仙台鉄道管理局調べ)

線区	種別	5 日		6 日		7 日		計	
		旅客	貨物	旅客	貨物	旅客	貨物	旅客	貨物
東北新幹線		17						17	
東北本線		244	67	94	65	33	24	371	156
常磐線		47		11		12		70	
奥羽本線		44	4	16	3		1	60	8
磐越西線		16	5		2			16	7
磐越東線		28	1		1	1	2	29	4
会津線		6						6	
只見線		6	2		2			6	4
水郡線		21		20		5		46	
合計		429	79	141	73	51	27	621	179

注 一部福島県外運休分も含まれる。

## (2) 福島交通(株)飯坂線

前日からの雨のため松川、小川が増水し危険水位を超えたので、5日は1番列車から運休となった。

線路は各所で冠水したが、大きな被害はなかった。

その後、小川橋梁第4、第5号橋脚の根元が洗掘され下流側に大きく傾いたため同橋梁は通行不能となった。

## 2 バス

## (1) 福島交通(株)

施設被害状況は、建物関係では梁川営業所の事務所内が1mまで浸水し、燃料スタンド及び隣接する寮、検車場等を含め、被害総額は608万円であった。

また、郡山支社では事務所内が床上10cmまで浸水したが、大きな被害は受けなかった。

バスの運行状況については、福島市の信夫橋付近の道路が長さ500mにわたり冠水したり、同市伏拝新田地内の道路が長さ50mにわたり欠壊するなど、福島交通バス路線371系統のうち約半分の186系統が運休、迂回及び折返し運転となった。その内訳は全面運休及び一部運休が146系統、迂回及び折返し運転が40系統である。

## (2) 常磐交通自動車(株)

8月5日のバス運行状況は、運休が56系統504本で全運行本数の21.2%であった。また途中折返しあるいは迂回運行を余儀なくされたもの15系統94本で全運行本数の4.0%であった。

8月6日の運休は6系統34本で全運行本数の1.4%、途中折返しあるいは迂回運行したもの7系統24本で全運行本数の1.0%であった。

(3) 会津乗合自動車(株)

施設、設備等についての被害はなかったが、土砂崩れ、落石等が発生し、定期バスの一部が運行不能となり、運休路線は上下線合わせて15本となった。

## 第4章 社会福祉施設被害

### 第1節 児童福祉施設

保育所の被害は、床上浸水3、園庭の土砂の崩壊等1、汚泥の排除及び表土の入替等1で、被害額は1,622万円であった。最も大きな被害を受けた本宮第一保育所(本宮町字馬場27-1、定員90人)のように、土盛りをして建設(昭和60年)したにもかかわらず、予想外の降雨のため浸水を受けた例もあった。復旧は、保育所職員をはじめ地域住民の協力により、被災1週間以内には開所できた。

児童館の被害は本宮町本宮第一児童館1館で浸水は床上1.5mに達し、床、壁、備品、図書等に460万円の被害があった。

同児童館は昭和39年に建設された木造の建物で、老朽化のため近く移転改築の構想があることから、応急的措置はとったものの災害復旧工事(国庫補助による復旧工事)は行わなかった。

なお、同児童館を利用していた児童については、移転改築まで保育を中心に運営している本宮第二児童館に移し同館で児童館活動を継続することとした。

### 第2節 その他の福祉施設

#### 1 保護施設の被害

保護施設の被害は、床下浸水1、敷地裏山の土砂崩れ1の計2施設で、被害額は約50万円であった。

#### 2 老人福祉施設の被害

老人福祉施設の被害は、老人ホーム3、老人福祉センター1で、被害程度は道路決壊、のり面崩壊、崖崩れ等で、被害額は約570万円であった。

#### 3 障害福祉施設の被害

障害福祉施設の被害は、身体障害者更生援護施設1、精神薄弱者援護施設2、その他施設1、計4施設であった。

被害程度は飲料水用水道管破断、施設進入道路路面損傷、園舎進入路沿いの土手の一部崩壊、床上浸水などで、被害額は86万円であった。

## 第5章 保健環境被害

### 第1節 医療関係施設

#### 1 医療機関の被害

本宮町を中心に病院及び診療所の医療機材等設備備品に次のとおり浸水被害を受けた。

医療機関 3施設 被害額 9,600万円

#### 2 薬局等の被害

薬局等医薬品販売業者及び毒物劇物営業者の被害は、郡山市を中心に県北、会津、浜通りと県内各地に及び、建物等施設面の被害に加えて医薬品及び毒劇物の浸水等によるもので、次のとおりである。

##### (1) 施設（建物等）

ア 薬局等医薬品販売業 6施設

イ 毒物劇物営業 11施設

##### (2) 医薬品等

ア 薬局等医薬品販売業 9施設

イ 毒物劇物営業 13施設

### 第2節 廃棄物処理施設

県内に設置されている一般廃棄物処理施設は129施設あり、そのうち冠水や土砂流入等で被害を受けた施設は、し尿処理施設6施設、ごみ処理施設6施設計12施設であった。

これら12施設のうち8施設は、被害の程度も軽く短期間で機能が回復したものの、し尿処理施設4施設は修理に相当の日数を要した。

なお、被害状況は表2-7のとおりである。

表 2-7 廃棄物処理施設の被害状況

設置主体名	施設名	規模	処理対象人口	被害報告額	備考
福島市	し尿処理場	200kl/日	人 77,600	千円 62,130	各種電気設備分解修理 部品交換等
郡山市	第二衛生処理場	170kl/日	76,900	30,236	同上
伊達地方衛生処理組合	し尿処理場	200kl/日	81,600	14,463	同上
須賀川地方保健環境組合	し尿処理場	83kl/日	49,900	11,946	同上
計	4		286,000	118,775	

### 第3節 その他

前述以外の保健環境関係施設の被害としては、保健所等が浸水し、建物及び設備に表2-8の被害があった。

表 2-8 その他の保健衛生関係施設の被害状況

(千円)

施設名	被害額				備考
	施設	設備	その他	合計	
福島保健所 食肉衛生検査課検査室		5,870		5,870	浸水による検査用備品等の被害
犬抑留所			1,100	1,100	流入土砂除去及び土止め工事
原町保健所 相馬支所		1,550		1,550	浸水による検査用備品等の被害
食肉衛生検査所	7,678	33,942		41,620	浸水による建物・検査用備品等の被害
大気監視測定局 (福島市南町)	300	17,411		17,711	冠水による建物・測定用機器等の被害

## 第6章 商工業・観光被害

8・5豪雨は、県中、県北地区を中心に本県商工業に大きな被害をもたらした。

特に阿武隈川流域の郡山市・福島市・梁川町・本宮町の4市町に被害が集中しており、商工業関係被害額は約445億円と県全体の被害額の40%強を占めた。

地区別にみると郡山中央工業団地の被害額が約317億円と大きく、県全体の30%弱、商工業関連の70%を占めている。

一方市町村別にみると郡山市の被害額が約387億円で商工業全体の87%を占めているが、そのほか、県内全域において軽微ではあるが被害が報告された。

被害状況は表2-9、表2-10及び表2-11のとおりである。

表2-9 地区別被害額 (百万円)

区 分	被 害 額
郡山食品団地	4,950
郡山中央工業団地	31,661
郡山市地方卸売市場	1,172
梁川ニット編機	1,012
梁川商店街	812
本宮町製造業・商店街	1,197
福島市製造業・商店街	1,230
郡山市商店街	875
その他(観光含)	1,640
合 計	44,549

表2-10 市町村別被害額 (百万円)

市町村別	被 害 額
郡山市	38,676
福島市	1,298
梁川町	1,824
本宮町	1,197
その他	1,554
計	44,549

表2-11 方部別被害箇所数・被害額

方部別 区分	方部別							合 計
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	
箇 所 数	732	672	19	26	4	138	105	1,696
被害額(百万円)	4,491	39,385	354	20	5	133	161	44,549

## 第1節 商 工 業

### 1 郡山中央工業団地

郡山中央工業団地は、阿武隈川と同支流でその東側を流れる谷田川の間広がる（図2-3）面積約189haの工業団地であり、郡山市開発公社が主体となってハイテク企業の立地を進め、現在までに先端技術の基幹工場など大小あわせて約150事業所（うち誘致企業61事業所）が立地している。

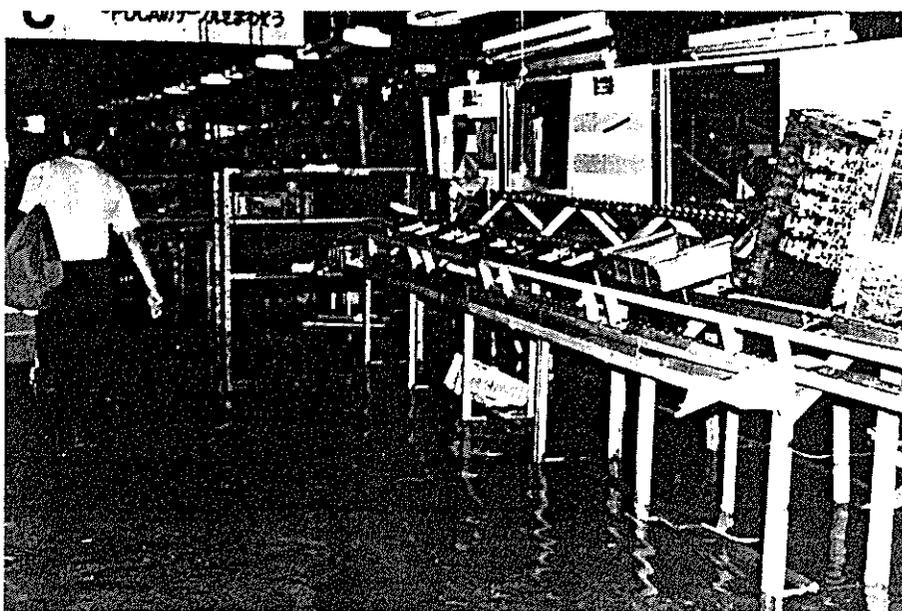
谷田川は4日夜からの豪雨で水位が上昇、溢水は5日9時ころ堤防の2か所から団地内に一気に流れ込み、30分もしないうちに団地内事業所の一階部分を水没させてしまった。

同団地の周囲の河川堤防は50年確率（50年に一度起きる大洪水を想定して割り出した数字）に基づき建設されていたが、今回の水量は想定した計画洪水のスケールを大きく上回っていた。

団地内には一時、14事業所約500人が取り残されたが、同日夕方までに全員が救命ボートで救出された。

6日朝になっても団地の一部はまだ1mの水深で、団地内中央幹線道路は約100mにわたって冠水した状態であった。

団地内の約90%の事業所が冠水したが、このうち大手12～13社の被害額は約255億円にも上り、多いところでは100億円もの被害を受けた事業所もあった。ほとんどが県外からの進出企業で、電子機器、通信機器、精密機械などを扱うハイテク産業であったため、製品や生産ライン・機械設備等に膨大な被害を受けることとなった。



▲泥海と化した工場内部（郡山中央工業団地）

谷田川のすぐ西側に立地し、最も浸水のひどかったA事業所の場合は、2mもの泥水に見舞われ、工場の内外一面にヘドロがたまつた。また製品がエレクトロニクス精密技術の交換機のため、設備・機械類・原材料・仕上がり品等が使用不能になり、年商の半分以上を越す膨大な損害額となつた。同社は復旧資金を確保するため、発注予定であつた新工場棟の建設延期を余儀なくされた。

B事業所の場合は、一階の電話組立てラインとコンピューター部門、それに出荷直前の電話機製品が水没した。

また、C事業所の場合は、巻上機がすべて水浸しとなり、オーバーホールが必要となつたため、その後の生産が完全にストップした。

このほか、団地内のほとんどの事業所が施設・機械・製品・原材料等に大きな被害を受けた。

なお、同団地に隣接する鉄工業者12社からなる鉄工団地についても同様に約7億円の被害があり、中央工業団地の被害額と合わせて、同一地区内で約317億円の被害額となつた。

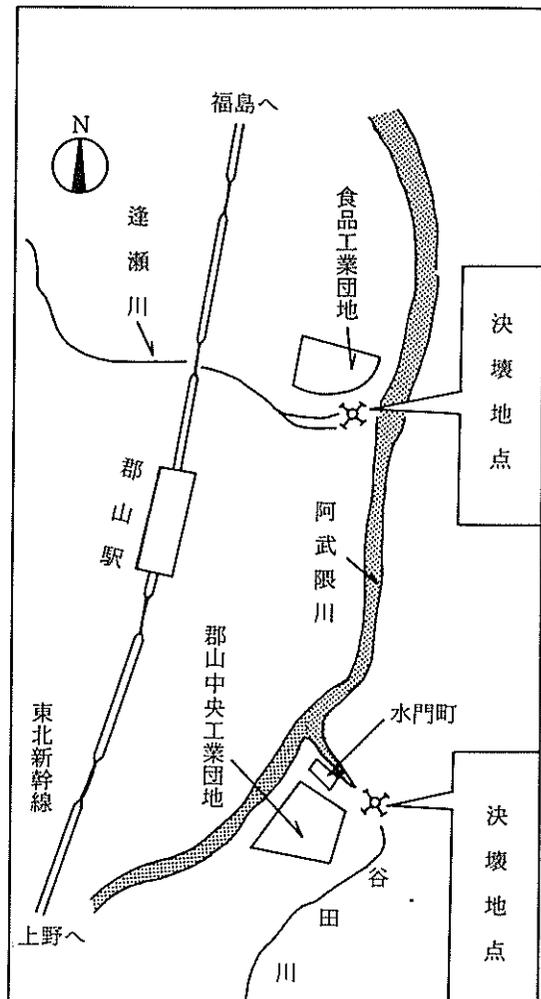
## 2 郡山食品工業団地

郡山市民の台所ともいふべき郡山食品工業団地には、漬物・菓子製造業等食品関係の12事業所があり、49億5,000万円の被害額があつた。

同団地は、阿武隈川とその支流である逢瀬川の合流点にある(図2-3)が、5日15時過ぎ、合流部から約200m上流の逢瀬川堤防が幅約30mにわたって決壊し、団地内に濁流が流れ込んだ。団地はあっという間に軒下まで水に飲み込まれ、従業員等300人以上が二階、屋根等によじ登って救助を待った。

6日0時過ぎになって全員救出されたが、同団地はお盆を前にしてフル操業体制に入つていたため、設備・製品・原材料等に大きな被害がでた。

図2-3 郡山市水害見取り図



### 3 郡山市地方卸売市場

食品工業団地に隣接している郡山市地方卸売市場においても、逢瀬川の決壊により約12億円の被害があった。市場建物に直接の被害はなかったものの、卸売業者・仲卸売業者等市場関係業者の冷蔵庫・コンピューター等の機械設備及び取扱い商品が冠水被害にあった。

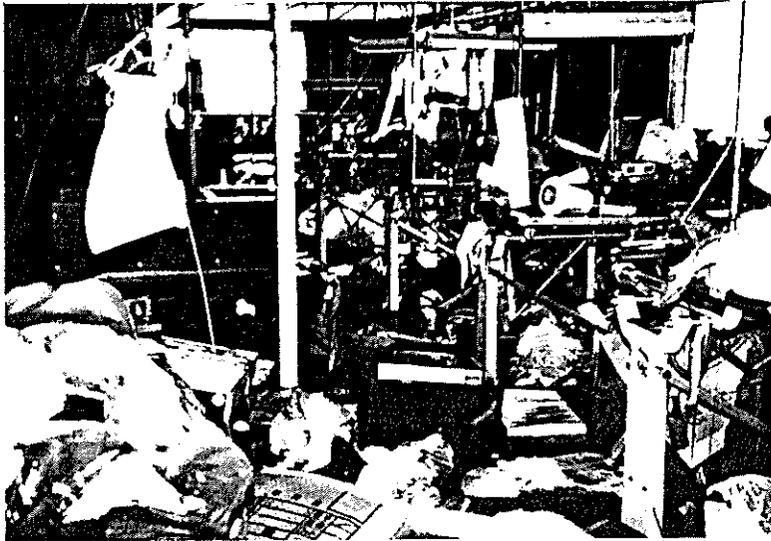
### 4 梁川ニット

県内有数のニット産地である伊達郡梁川町のメリヤス協同組合（26社）では、阿武隈川支流の広瀬川・塩野川の堤防決壊により、大手7社を始め下請け業者多数が床上浸水となったが、一年で最も忙しい秋冬物の製品出荷の直前であったため、被害額は約10億円と大きなものになった。

最も大きな被害を受けたA社の場合は、広瀬川堤防沿いに位置していたため、最高時には床上2mにも水位が達し、コンピューター編み機・自動ミシン・原料糸などすべて水没した。

またB社の場合は、塩野川堤防そばの町裏にあったため、一晩の大雨で年商の1/3にあたる被害を受けることになった。

最近の円高の影響で、安いニット製品が大量に輸入され地場ニットに大きな影響を与えていただけに、ニット業界は今回の水害により二重のダメージを受けることとなった。



▲減水後のニット工場内部（梁川町）

### 5 梁川町商店街

広瀬川と塩野川の堤防決壊による濁流により、梁川町の商店街も浸水し、商品・施設等に約8億円の被害があった。

### 6 本宮町商店街・製造業

阿武隈川とその支流である安達太良川流域に広がる安達郡本宮町では、5日11時には堤防の各

所から水があふれ出し、旧町内の商店街や製造事業所はあっという間に水没し、昭和16年以来戦後最悪の事態となった。町の中心街の県道は胸までつかる深さとなり、商店街の商品・施設、製造事業所の設備・機械・原材料等に約12億円の被害を受けた。

### 7 福島市商店街・製造業

阿武隈川と荒川の合流する福島市南町一帯では、浸水が深いところで2 m近くになり、主要道路が冠水するとともに、商店街・製造業者の建物が床上浸水となった。

被害額は、市内を流れる中小河川のはんらんによる旧市内・松川町等も含め約12億円となった。

### 8 郡山市商店街

阿武隈川、逢瀬川、谷田川のほかに市内各所で中小河川のはんらんが相次いだ郡山市では、中央工業団地、食品工業団地のほかにも商店街で約900万円の被害があった。

### 9 その他の工業地区

その他の工業地区での被害状況は表2-12のとおりである。

表2-12 その他の工業地区の被害状況

団地名	大熊東工業団地	小野第二工業団地	大平工業団地	矢祭工業団地
所在地	双葉郡大熊町	田村郡小野町	田村郡三春町	東白川郡矢祭町
団地面積	31.7ha	25.7ha	14.8ha	8.4ha
立地企業数	3社	4社	7社	4社
被害状況	排水路崩壊	のり面崩壊	のり面崩壊	のり面崩壊
被害額 (千円)	1,905	8,030	9,290	25,000

## 第2節 観光関係

観光関係の被害は、福島市の温泉街に集中した。被害状況は表2-13のとおりであり、福島市の温泉旅館147軒中45軒と3割が被災した。

被害の状況は浸水及び冠水が大部分

で、飯坂温泉では一階にある風呂場への浸水が19件と目立った。土湯温泉は土砂崩れと床下浸水の被害が多く、高湯温泉では床上浸水の被害が多かった。

一方、遊歩道・探勝道なども被害を受け、復旧総額は330万円である。

会津若松地区では、東山・芦ノ牧温泉のほかに飯盛山の土産品店で被害を受けた。

次に、猪苗代湖南岸・太平洋側の各海水浴場においては、河川から流出した雑木・ごみ等を砂

表2-13 温泉地被害額

	飯坂	土湯・高湯	東山・芦ノ牧
件数	31	14	4
被害額 (千円)	60,000	8,000	3,900

浜から撤去するための費用として、郡山市湖南地区で400万円、いわき市・相馬市の海水浴場であわせて300万円を要した。

特に海（湖）水浴場の場合は、7月末の天候不順に加えて、水害により海（湖）水浴場の使用が不可能となったため、間接的な被害も大きく、8月の海（湖）水浴場客の入り込みは、前年同月比で89%、20万人の減となった。

裏磐梯地区においては、直接的な被害はなかったものの、観光客の入り込み状況は前年同月比で21,000人の減となった。

このほか、被害が軽微であった県内観光地においても入り込みは減少したが、これは今回の水害によって東北新幹線が開業以来初めて全面ストップしたほか、鉄道、バス等の輸送機関の運休が相次いだためとみられている。

### 第3節 そ の 他

県立郡山高等技術専門校では、阿武隈川支流の谷田川堤防の決壊によって、体育館を除く全棟が床上10cm～50cmの浸水被害を受けた。被害額は、各実習棟にある実習用設備機械が冠水したため、その修繕等に要した1,764万円である。

また、県立相馬技術専門校では、土砂流失のため電柱が倒れる被害を受け、被害額は13万円となっている。

## 第 7 章 農水産業被害

農水産業の被害は42億800万円に達し、このうち水産業を除いた農業被害は40億9,000万円で、本県農業粗生産額4,002億円（60年）の約1%に及んだ。

被害の種類別では、農作物被害が最も大きく全体の85.4%を占めており、次いで畜産等8.9%、農業関係施設2.9%、水産関係2.8%の順となっている。なお、種類別の被害状況は表2-14のとおりである。

一方、農政事務所別では表2-15に示すとおり、被害が最も大きかったのは郡山農政事務所管内で、県全体被害額の41.6%、17億5,148万円を占めており、続いて福島農政事務所管内23.9%、10億781万円、原町農政事務所管内17.6%、7億4,119万円、白河農政事務所管内7.1%、2億9,625万円、いわき農政事務所管内5.1%、2億1,196万円、会津若松農政事務所管内4.5%、1億9,121万円、田島農政事務所管内0.2%、839万円の被害となっており、郡山及び福島農政事務所管内において県全体の65.5%の被害が発生している。

表 2-14 種類別農水産業被害額（千円）

種 類	被 害 額
農 作 物	3,594,396
畜 産 等	373,234
農 業 関 係 施 設	122,270
水 産 関 係	118,400
合 計	4,208,300

表 2-15 農政事務所別被害総括表

農 政 事 務 所	被 害 面 積						被 害 額 (千円)						
	施設被害 (件、㎡)	農作物被害 (ha)	樹体被害 (ha)	家畜等被害	在庫品	合計 (ha)	施設被害	農作物被害	樹体被害	家畜等被害	在庫品	水産被害	合計
福 島	32 21,948	1,951	45	98頭5,660羽 2,000コ 58.3箱	生産資材	1,960	29,962	914,960	35,010	8,250	19,630		1,007,812
郡 山	352 56,694	3,699	1	53頭 1.5箱		3,700	61,879	1,304,103	936	359,617		24,943	1,751,478
白 河	6 499	1,264	1	210頭 31.5箱	150袋	1,265	831	292,095	122	3,017	192		296,257
会津若松	11 10,100	795				795	618	190,596					191,214
田 島		60				60		8,391					8,391
原 町	7 246	3,567				3,567	2,800	651,761				86,630	741,191
い わ き	3 678	1,603	7	2頭 10,000羽		1,070	6,358	195,895	527	2,350		6,827	211,957
合 計	411 90,165	12,363	54	363頭2,000コ 15,660羽91.3箱	生産資材等	12,417	102,448	3,557,801	36,595	373,234	19,822	118,400	4,208,300

## 第1節 農作物関係

農作物関係の被害は、浸冠水、土砂流入等により76市町村に及び、被害面積12,416ha 被害額35億9,440万円に達した。作物別の被害は表2-16及び次のとおりである。

### 1 水陸稲

水陸稲の浸冠水総面積は10,574haであった。そのうち浸冠水時間別では、約1日間(22~23時間)浸冠水した面積は3,338ha、約2日間(42~43時間)は264haであった。浸冠水は穂ばらみ期であったため、不稔障害や二段穂が発生し、登熟歩合の低下につながった。

その被害は、76市町村で被害面積9,731.3ha 被害額16億178万円となり、農作物全体の被害額の44.6%を占めた。

### 2 野菜

浸冠水等により野菜の枯死や流失が起こり、夏秋野菜に大きな被害が発生した。

被害は64市町村に及び、被害面積850.5ha 被害額12億2,900万円で、農作物全体の被害額の34.2%となり、水稻に次ぐ大きなものとなった。

品目別では、きゅうりが最も大きく被害面積・被害額はそれぞれ153.3ha 5億5,416万円、次いでトマト(生食用)が64.3ha 1億8,763万円、サヤインゲン110.1ha 8,570万円となっている。その他、なす、加工トマト、イチゴ等々20品目で被害が認められた。



▲冠水したきゅうりほ場(鏡石町)

### 3 果樹

浸冠水により落果落葉し、中通りを中心に14市町村で果樹の被害がみられ、その面積及び金額は、733.5ha 4億1,461万円となった。品目別では、ももが509.2ha 2億8,089万円、りんご201.1ha 1億1,061万円が主なものであり、その他、なし、ぶどう、かきに被害がみられた。

### 4 工芸作物

工芸作物は、浸冠水により枯死や流失があり、中通り、浜通り42市町村で204.6ha 1億6,474万

表 2-16 農作物関係被害内訳

	被害面積 (ha)	被害額 (千円)	比率	被害状況	主な発生地域	
水陸稲	9,731.3	1,601,776	44.6	浸冠水により不稔障害や2段階の発生	県内全域 76市町村	
雑穀いも類	407.6	52,911	1.5	浸冠水による枯死、流失	〃 42 〃	
野菜	850.5	1,229,000	34.2	〃	〃 64 〃	
果樹	733.5	414,608	11.5	浸冠水による落果、落葉	中通り 14 〃	
工芸作物	204.6	164,741	4.6	〃 枯死、流失	中通り、浜通り 42 〃	
飼料作物	107.5	17,006	0.5	〃 〃	県内全域 20 〃	
花き	6.1	12,470	0.3	〃 〃	県北、浜通り 9 〃	
桑	321.8	65,289	1.8	〃 落葉	〃 〃 30 〃	
樹体	果樹	27.5	31,094	0.9	土砂流入、流出により埋没、流失及び冠水による枯死	福島市、保原町、梁川町、国見町 4市町
	桑	26.0	5,501	0.1		福島市、いわき市、鏡石町、梁川町、表郷村 5市町村
	(小計)	(53.5)	(36,595)	1.0		
合計	12,416.4	3,594,396	100			

円の被害となった。

品目別では、こんにゃく35.7ha9,046万円、たばこ167.1ha6,878万円が主なものであり、その他、ホップ、薬用ニンジンに被害が発生した。



▲一時は急流となったこんにゃく畑 (福島市荒井)

#### 5 その他作物

その他の作物では、浸冠水により落葉、枯死、流失などの被害を受け、雑穀いも類407.6ha5,291万円、桑321.8ha6,529万円、飼料作物107.5ha1,701万円、花き6.1ha1,247万円の被害となった。

#### 6 樹体被害

果樹園・桑園に土砂の流入、流出、長期間の浸冠水があり、樹体に埋没・流失や枯死が見られ、県北地方を中心に、果樹27.5ha3,109万円、桑26.0ha550万円の被害となった。

## 第2節 畜産関係

畜産等の被害額は3億7,323万円で、内訳は、蚕繭425万円、家畜(畜産物を含む)1,034万円、(株)福島県食肉流通センターほか2件が3億5,864万円となっている。特に、郡山市内を東に流れる逢瀬川の堤防決壊による(株)福島県食肉流通センターほか2件の施設被害が大きかった。

家畜の被害状況を見ると、発生場所は阿武隈川流域に多く、豚・鶏(ブロイラー含む)が被害を受け、大家畜は概して被害を免れた。

被害の内訳は表2-17のとおりである。

表2-17 畜産関係被害内訳

区 分	被害頭羽数	被害額 (千円)
豚	361頭	5,606
肉用牛	2頭	600
採卵鶏	3,500羽	2,155
ブロイラー	12,160羽	1,901
畜産物(卵)	—	80
蚕 繭	91.3箱	4,253
その他(食肉流通センター等)	—	358,639
計		373,234



▲食肉センターの浸水状況(郡山市富久山町)

## 第3節 農業関係施設

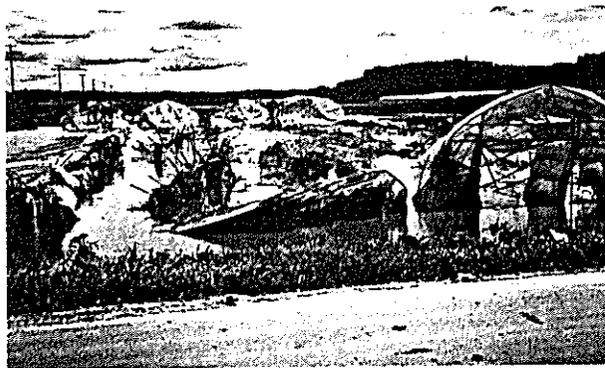
農業関係施設の被害額は1億2,230万円で、河川の決壊により梁川町農協の有線放送施設が浸水したほか、パイプハウス等園芸施設の流出等が396件、その他の施設で14件の被害が発生した。

被害発生を方部別に見ると郡山方部が352件と大部分を占めており、次いで福島方部の31件となっている。

これら被害の内訳は表2-18のとおりである。

表2-18 農業関係施設被害内訳 (千円)

区 分	被害額
耕種関係(ハウス、格納庫、倉庫等)	1,652
園芸関係(ハウス、集荷所、果樹棚等)	32,164
畜産関係(鶏舎、豚舎)	4,836
蚕糸関係(蚕室等)	1,043
農協(連)有農業資材	19,822
その他(有線放送等)	62,753
小 計	122,270



▲倒壊したパイプハウス（鏡石町）

## 第4節 水産関係

水産関係の被害は、河川の増水に起因した下流・内湾・溜池・水域での増養殖関係の被害が多く、8件1億1,840万円に及んだが、外海域、会津方部での直接被害はなかった。被害の内容は表2-19及び次のとおりである。

表2-19 水産関係被害内訳 (千円)

区 分	被害額
アサリ漁場(相馬市松川浦)	78,200
漁 船	4,500
さけ増殖施設	5,547
その他(川舟・養殖魚の流失等)	30,153
小 計	118,400

### 1 養殖アサリの被害

本県唯一の内湾漁場で、アサリ、カキ、ノリの養殖が行われている松川浦では、流入する宇多川、小泉川の増水のため、大量の土砂堆積と塩分低下があり、地まき式養殖アサリ196t(7,820万円)がへい死した。土砂堆積は195,400m<sup>2</sup>の範囲に及び堆積量およそ36,900m<sup>3</sup>と推定された。

なお、カキについては養殖場所が河口から遠隔であったこと、ノリは養殖時期外であったことから難を免れた。

### 2 内水面増殖施設の被害

サケ、アユ増殖施設はいずれも下流、河口部に位置しているため、増水の影響を受け易く、サケふ化施設の冠水、一部流失2件、サケ、アユ梁場の欠損流失3件のほか作業用川舟流失14隻などの被害があり、5件1,076万円の被害となっている。なお、時期外れのため施設内に飼育魚は收容されていなかった。

### 3 漁船の被害

河口港の真野川漁港に係留中の漁船(3.10t)一隻が外海域に流出したが、転覆漂流しているところを後日発見し曳航回収した。(機器損傷450万円)

#### 4 養殖魚の被害

本県では、溜池を利用した食用コイの養殖が盛んであるが、流入水の急激な増加により溢水、14の池で飼育魚の逸散、へい死があった。被害は、郡山を中心に食用コイ 2才魚21 t 925万円、食用コイ新仔15 t 925万円、テラピア、金魚など113万円に及んだ。

## 第8章 農地林業被害

### 第1節 農地・農業用施設

#### 1 被害の状況

農地関係では1,670か所が埋没或いは流出し、農業用施設については、2,668か所が欠壊或いは崩落した。

このため、農地及び農業用施設の被害額は118億500万円で80市町村に及び、過去に例をみない大被害となった。被害の種類別、農地事務所別内訳は表2-20のとおりである。

表2-20 農地及び農業用施設の被害額

(百万円)

区分 (管内) 農地事務所	被害額合計		農地			農業用施設													
	箇所	被害額	箇所	面積 (ha)	被害額	ため池		頭首工		水路		道路		橋梁		揚水機		計	
						箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
福島	520	1,609	128	41.59	242	8	36	45	245	221	760	109	293	4	19	5	14	392	1,367
郡山	1,337	2,519	549	76.70	421	29	268	70	614	336	549	300	455	43	186	10	26	788	2,098
白河	648	1,860	196	46.10	276	29	197	26	311	277	782	107	191	10	19	3	4	452	1,584
会津若松	167	298	88	12.64	90	1	15	5	33	57	121	10	14	1	15	5	10	79	208
田島	112	393	60	12.00	60	-	-	10	220	33	103	9	10	-	-	-	-	52	333
原町	1,074	4,195	383	112.36	533	68	1,566	73	656	379	956	132	315	31	153	8	16	691	3,662
いわき	480	931	266	48.91	340	10	26	41	160	116	250	41	141	6	14	-	-	214	591
計	4,338	11,805	1,670	350.30	1,962	145	2,108	270	2,239	1,419	3,521	708	1,419	95	486	31	70	2,668	9,843

#### 2 被害の特徴

県下全域にわたって、農地、農業用施設に多大の被害を被ったが、その特徴は次のとおりである。

##### (1) 農地災害

中小河川の沿岸農地では、河川のはんらんによって、土石流の堆積や耕土はもちろん心土までの流失被害が生じた。



▲農地の流出（いわき市遠野町）

他の地域については農地畦畔の崩落が多発し、河口付近や合流地点の湛水は広大な面積に及んだ。

また、今次災害の特徴の一つとして、湛水防除施設が整備された地域においては、3日以内の強制排水が可能であったため、最少の被害に止めることができた。

一方、「ほ場整備事業」や「かんがい排水」等の土地改良事業を実施した地域においては、被害が少なかったものの、中山間農地の未改良地域においては多くの被害が発生した。

## (2) 農業用施設災害

農業用施設の災害を工種別にみると、かんがい用排水路の被害は1,419か所に及び被害額で農業用施設全体の35.8%に達している。次いで、頭首工270か所(22.7%)、ため池145か所(21.4%)、農道708か所(14.4%)の順となっている。

今次の災害では河川に関する施設被害が多く、特に原町市の鉄山ため池地区は、1地区で7億6,600万円の被害となっており、最大の被害であった。

## 第2節 林産物・治山等施設

### 1 被害の状況

林業施設及び林産物の被害額は1億5,600万円となっており、その主なものは、造林地の山腹崩壊等22ha2,400万円、シイタケ榎木の流出、苗畑等の流出・埋没の被害が1,800万円となっている。また、作業道の被害は25km6,300万円に及んだ。

林道施設の被害は、路線数で390路線、箇所数で933か所となっており、被害額は11億2,100万円に及んだ。



▲農道の欠壊（いわき市田人町）

治山関係では、林地崩壊による被害が405か所、被害額41億9,500万円余りとなっており、また、地すべりによる被害は、いわき市、棚倉町、柳津町の3市町で4か所発生し、被害額は18億5,600万円となっている。一方、治山施設の被害は10か所1億6,000万円余に及んだ。

これらの被害を、種類別、林業事務所別に示すと表2-21のとおりである。

表2-21 林業関係被害総括表

(百万円)

区分 林業事務所	被害額合計		林道施設				治山										林業施設 林産物		
	(路線) 箇所	被害額	(路線) 箇所	延長 m	被害額	林地崩壊		地すべり		治山施設		計		箇所	被害額				
						箇所	数量	被害額	箇所	数量	被害額	箇所	数量			被害額	箇所	数量	被害額
福島	(80) 321	1,063	(80) 198	55,912	272	90	5.57	708	-	ha	-	2	0.40	43	92	5.97	751	31	40
郡山	(58) 302	736	(58) 194	17,015	129	41	5.63	553	-	-	-	2	0.13	14	43	5.76	567	65	40
棚倉	(47) 179	779	(47) 121	6,614	193	34	8.83	555	1	0.06	5	-	-	-	35	8.89	560	23	26
喜多方	(6) 14	88	(6) 9	133	12	5	1.09	76	-	-	-	-	-	-	5	1.09	76	-	-
会津若松	(15) 26	146	(15) 19	332	22	5	0.26	3	1	0.40	51	1	0.40	70	7	1.06	124	-	-
田島	(13) 40	31	(13) 36	1,656	26	4	0.06	5	-	-	-	-	-	-	4	0.06	5	-	-
原町	(48) 199	1,177	(48) 99	7,935	148	76	15.20	997	-	-	-	3	0.50	17	79	15.70	1,014	21	15
富岡	(31) 158	861	(31) 45	5,142	52	87	9.94	781	-	-	-	-	-	-	87	9.94	781	26	28
いわき	(92) 289	2,607	(92) 212	36,271	267	63	10.08	517	2	60.0	1,800	2	0.15	16	67	70.23	2,333	10	7
計	(390) 1,528	7,488	(390) 933	131,010	1,121	405	56.66	4,195	4	60.46	1,856	10	1.58	160	419	118.7	6,211	176	156

## 2 被害の特徴

被害の特徴は、小河川、沢に土石流が発生し、樹木の枝葉等とともに土砂が堆積し、排水施設を破壊、埋没し、路面流水に伴う路床の洗掘被害が圧倒的に多いことである。

また、公共災害に該当しない小規模の災害が多く発生し、路線数で49%、被害額で34%を占めており、被災延長は年間に開設する延長の1.6倍に及ぶ130km余となり、地域林業生産活動に多大の影響を受けた。



▲造林地の崩壊（いわき市田人町）

## 第9章 土木被害

河川、道路を始めとする公共土木施設等の被害は甚大であり、県と市町村を合わせ4,870件約394億6,000万円にのぼった。

工種別、建設事務所別の内訳は表2-22のとおりであり、第1部気象で述べた降雨状況から、中通り、浜通り地方の被害は記録的なものとなった。

表2-22 公共土木施設被害状況（県・市町村分）

上段・県工事  
下段・市町村工事  
(金額単位：千円)

建設 事務所名	河川		下水道		砂防		道路		橋梁		地すべり 防止施設		急傾斜地崩 壊防止施設		合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
鹿島	408	4,555,700			13	147,600	99	1,500,200			1	60,000			521	6,263,500
	93	657,800	4	396,000			346	1,118,800	11	147,000					454	2,319,600
郡山	586	6,894,300			6	54,000	102	404,500	1	10,000					695	7,362,800
	208	1,084,000					514	1,352,800	22	606,000					744	3,042,800
白河	295	2,773,900			14	78,900	66	193,900	5	21,500					380	3,068,200
	150	800,500					128	242,400	8	94,500					286	1,137,400
喜多方	30	548,000			1	20,000	2	13,000							33	581,000
	8	18,000					2	5,000							10	23,000
会津若松	40	474,000					17	81,000	2	55,000			1	15,000	60	625,000
	16	84,000					17	59,000							33	143,000
田島	26	645,000			4	52,600	13	148,000							43	845,600
	14	61,200					18	142,700							32	203,900
原町	307	4,306,000			6	29,000	89	584,000							402	4,919,000
	163	1,018,000					140	417,000	9	170,000					312	1,605,000
いわき	(7)	(127,000)												(7)	(127,000)	
	236	4,206,000			13	56,000	93	781,000						342	5,043,000	
	232	1,127,000	3	39,000			275	835,000	11	274,000				521	2,275,000	
計	1,928	24,402,900			57	438,100	481	3,705,600	8	86,500	1	60,000	1	15,000	2,476	28,708,100
	884	4,850,500	7	435,000			1,440	4,172,700	61	1,291,500					2,392	10,749,700
合計	(7)	(127,000)												(7)	(127,000)	
	2,812	29,253,400	7	435,000	57	438,100	1,921	7,878,300	69	1,378,000	1	60,000	1	15,000	4,868	39,457,800

( ) 内書はダム

# 第1節 河 川

## 1 出水の状況

中通り、浜通り地方の河川はほとんど溢水し、出水のピーク時には溢水、欠壊等は275か所に及んだ。また、中通り地方を貫流する阿武隈川の水位は、福島地点において警戒水位の4.0mを大きく上回る5.9mと、昭和16年の出水（台風8号）に次ぐ観測史上2番目の記録となった。

出水の特徴は、阿武隈川本川の出水が異常に早く、流入する支川の出水と重なり合ったことである。これは、雨域が阿武隈川の上流部から逐次本川の流下方向に移動したことにより、降雨のパターンが河川にとって最も危険な後方山形となったため急激な水位上昇となり、このことが短時間に流入して来る支川の本川合流点付近の水位を異常に高くしたものと考えられる。

## 2 被害の状況

主な河川被害箇所は、阿武隈川支川逢瀬川及び谷田川の破堤により郡山市の住宅街や工業団地が浸水し、広瀬川の破堤により梁川町の中心部が浸水する等甚大な被害となったほか、阿武隈川鏡石地区、社川、地蔵川、鮫川支川山田川でも破堤し、農地等が相当規模にわたって浸水した。

また破堤には至らなかったものの、溢水及び漏水により本宮町の商店街等が広範囲に浸水し、福島市の南町、渡利地区、いわき市の平鎌田や白土地区等では近年にない甚大な内水被害となっ



▲護岸の欠壊（福島市・摺上川）



▲河岸の決壊（郡山市・逢瀬川）



▲破堤によるはんらん（梁川町・広瀬川合流点）

た。

このほか堤防の欠壊、漏水、護岸の欠壊、河岸の欠壊等河川の被害はひとつの異常気象でみた場合、件数、金額とも近年にない規模となった。

## 第2節 道路及び橋梁

主な道路被害は、一般国道114号の福島市小倉寺地内、主要地方道本宮熱海線の郡山市安子島地内、一般県道草野大倉鹿島線の飯館村大倉地内等において道路の欠壊が発生し、道路交通機能が完全に損われた。

また、福島市伏拝地内の市道南町浅川線（旧4号国道）は50mにわたり全面陥没するなど県都福島の交通網は各地で寸断された。

このほか、中通り、浜通り地方を中心に会津地方の一部を含めて、路肩の欠壊、土石の崩落及び地滑り等が発生した。

橋梁被害は、福島、郡山、原町、いわきの各建設事務所管内において、生活道路として利用されていた橋梁（特に木橋）の流失が各地に発生し、住民の生活に大混乱を与えた。



▲市道の欠壊（原町市仲町）



▲一般県道大芦・鹿島線の欠壊（鹿島町）

## 第3節 砂防・地すべり・急傾斜地施設

砂防関係施設の被害は砂防設備57か所、地すべり防止施設1か所、急傾斜地崩壊防止施設1か所、計59か所となっている。

砂防関係施設の被害発生は、河川・道路等と同じく中通り・浜通り地方に多く見られ、地すべり防止施設は福島市小田地内で、急傾斜地崩壊防止施設は会津若松市東山地区でそれぞれ被害を受けた。



▲瞬時に土石流に押し流され全壊した住宅  
(福島市小田・福島民友新聞社提供)

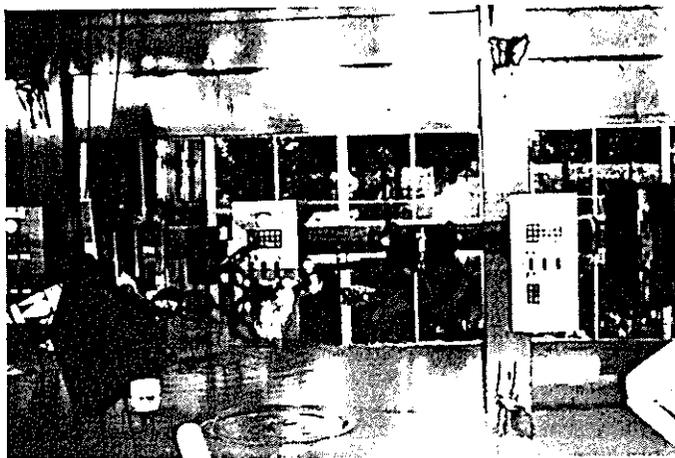
## 第4節 下水道施設

下水道施設では、福島市の公共下水道施設4か所と、いわき市の公共下水道施設3か所が被害を被ったが、特に福島市の堀河町終末処理場では処理区域の大半が合流地区で、雨水も排除する方式であったため、今回の未曾有の降雨により放出先の阿武隈川の増水と、下水道区域の内水が上昇する状況が重なって、処理場施設が浸水し汚水処理及び雨水排水機能が全面停止する甚大な被害となった。

今回、下水道処理施設が被害を被ったことにより、一時生活排水の処理が不能となって、住民の日常生活に大きな影響を与えた。

また雨水施設の被害箇所はいわき市の管渠2か所である。

下水道施設の被害箇所一覧は表2-23のとおりである。



▲浸水した下水道浄化センター (福島市堀河町)

表 2—23 下水道施設被害状況

市 名	施 設 名	位 置	被 害 内 容
福 島 市	堀河町終末処理場	福島市堀河町	汚水・雨水ポンプ及び処理施設の機械電気設備が冠水
〃	五十辺中継ポンプ場	福島市古川	脱臭装置及び流量計が冠水
〃	柳町中継ポンプ場	福島市清明町	脱臭装置及び流量計が冠水
小 計	4 か 所		
いわき市	手 摺 ポ ン プ 場	いわき市平字城東	汚水ポンプ（2台）の機械、電気設備が冠水
〃	御厩1号再水幹線	いわき市内郷御厩町	道路陥没42.8m、舗装損壊12.0㎡ 土砂埋そく95.8㎡
〃	御厩2号再水幹線	いわき市内郷御厩町	雨水管マンホール損壊3か所 舗装損壊236.0㎡
小 計	3 か 所		
合 計	7 か 所		

注）福島市の堀河町終末処理場については、被災2か所（ポンプ、処理施設）として報告

## 第5節 そ の 他

### 1 都市公園の被害

都市公園の被害状況は表2—24のとおりである。

表 2—24 都市公園の被害状況

市町村名	公 園 名	被害額(千円)	被 災 状 況
二本松市	愛宕山公園	2,500	のり面崩落延長W=10m、のり長L=18m
本 宮 町	本宮運動公園	3,000	のり面崩落延長W=20m、のり長L=18m
2 か 所		5,500	

### 2 宅地造成等規制区域における被害

福島市の宅地造成規制区域は、飯坂地区、信夫山地区、渡利地区及び清水地区の4か所1,163haが指定されているが、今回災害のあった渡利地区の被害は住宅1戸で、地形的にみて裏山の土石流による家屋埋没である。

### 3 開発許可区域における被害状況

県下全域の開発許可をした土地について被害調査を行った結果、3つの住宅団地に被害が見られた。3つのうち1つは工事施工中のものであり、残り2つは工事完了済のものである。

工事施工中の1団地（67.4ha）については、工事ののり面7か所が崩壊し、うち、1か所から

流出した土砂が開発区域外の住宅1戸を全壊させたものである。

工事完了済の団地のうち1つ(0.3ha)は、のり面1か所が崩壊し流出土砂が進入道路を遮断するとともに、開発区域外の住宅2戸の一部に被害を与えたものであり、他の1つ(9.5ha)もやりのり面1か所が崩壊し流出土砂が区域内道路を遮断した。

## 第10章 文教関係被害

### 第1節 学校教育施設

#### 1 公立小・中学校

小・中学校で被害を受けたのは県全体で67校、概算被害額は2億644万円余にのぼった。特に被害が大きかったのは福島市立福島第一中学校で、校舎はもちろんのことすべての施設が1.5m以上の高さまで浸水した。

被害の多くは、校地ののり面崩壊、土砂流出・流入などの土地にかかるものであったが、福島一中及び福島三中では、床上浸水による設備、教材、備品等の被害が生じた。

幸い、夏休み中であったので、児童生徒の授業には影響がなかったが、福島一中をはじめ、復旧に日時を要する学校では、第二学期以降の授業に支障をきたさないよう復旧に努めた。

学校給食関係の施設では、郡山市の市立中学校給食センターの被害が1件ある。ボイラー室の廃水処理施設の冠水によるもので、消毒等の委託費を含めて被害額は130万円余であった。

#### 2 県立高等学校

高等学校で被害を受けたのは、福島高等学校、田村高等学校など8校で、被害額は2,659万円余であった。

被害の内容は、8校のうち7校が校地のり面崩壊、農場のり面崩壊などで、福島高等学校1校だけが床上浸水であった。各校とも夏休み中であったので、授業に支障をきたすようなことはなかった。

#### 3 公立幼稚園・養護学校等

公立幼稚園で被害を受けたのは県全体で4園、概算被害額は640万円余であった。

養護学校等で被害を受けたのは市立福島養護学校1校であり、校地の一部が陥没したものである。概算被害額は36万円と軽微であった。

#### 4 私立学校等

私立学校等で被害を受けたのはいわき市のかしま幼稚園と清風幼稚園の2園で、その被害の状況は表2-25のとおりである。特に、かしま幼稚園は園舎全部が浸水するとともに、1棟が裏山

の土砂崩れにより半壊する甚大な被害を受けた。

表 2-25 幼稚園の被害状況

(千円)

被害区分 幼稚園名	建 物	土 地	設 備	計
かしま幼稚園	18,700	4,000	5,000	27,700
清風幼稚園	403		340	743
計	19,103	4,000	5,340	28,443

## 5 災害復旧費国庫負担法適用の被害

「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(以下「国庫負担法」という。)の適用を受けるべく、公立小・中学校、県立高等学校、公立幼稚園、養護学校等ごとに被害の種類、程度等を精査して、復旧のための状況把握に努めた。その結果、「国庫負担法」の適用対象となった施設等は、次のとおりである。

### (1) 公立小・中学校

小・中学校は13市町村にわたり、小学校10校、中学校9校の19校である。これら19校の被害額は1億1,778万円であり、うち国庫負担法に基づく国費は、7,663万円、残り4,115万円が市町村負担額である。

被害額のうち、福島一中は国費3,100万円、市費1,551万円、あわせて4,651万円にのぼり、19校の被害額全体の約40%となっている。

各市町村ごと、学校ごとの被害状況は表2-26のとおりである。



▲散乱する備品等(福島市立第一中学校)

表 2-26 災害復旧費国庫負担法適用の公立小・中学校

(千円)

市町村名	校名	災害種別	災害状況・復旧工事		被害額	市町村費	県費	国費
福島市	福島一中	建築物 建設	校舎及び屋内運動場が床上冠水し、木床材の伸縮による床の変形及び電気、給排水設備の使用不能冠水のため備品が使用不能	校舎及び屋内運動場の木床貼り替え 電気設備、給排水設備、浄水槽設備の改修 体育、保健、技術。家庭、管理用備品の購入、修理	46,515	15,514	—	31,001
	福島三中	建築物 建設	屋内運動場が床上冠水し、木床材の伸縮による床の変形冠水のため、体育用備品及び石油ストーブが使用不能	屋内運動場の木床貼り替え 体育用備品の購入 石油ストーブの修理	7,677	2,729	—	4,948
	計				54,192	18,243	—	35,949
会津若松市	湊中	土砂流出	校庭北側の高地を流れる農業用水が校庭に流れ込み校庭の土砂が流出	校庭整地工として 不陸整正 39.2㎡ 砂 187㎡ 敷均し締固め 39.02㎡	1,300	444	—	856
いわき市	上遠野小	のり面崩壊	校舎北側の石垣土羽が延長32.4mにわたり崩落し擁壁側溝が押し出された	コンクリート擁壁工 25m 張ブロック工 37㎡ のり砕工 185㎡ U型側溝 32.4m	3,961	1,482	—	2,479
	田入一小	のり面崩壊	校庭の雨水が被害箇所集中し、校地内舗装道路の一部決壊及び延長10mにわたりのり面崩落	積ブロック工44.1㎡ 舗装工 4㎡	1,923	675	—	1,248
	貝泊小	のり面崩壊	校舎北側裏山の法面が延長38mにわたり崩落	積ブロック 157㎡ 落石防護柵工 21m	6,015	2,033	—	3,982
	貝泊中	のり面崩壊	屋内運動場北西側の山腹が延長30mにわたり崩落及び校舎北側の山腹が延長10mにわたり崩落した。	積ブロック工 144.7㎡ 落石防護柵工 33m フトン籠工 48㎡	6,771	2,406	—	4,365
計				18,670	6,596	—	12,074	

市町村名	校名	災害種別	災害状況・復旧工事		被害額	市町村費	県費	国費
白河市	白河五小	のり面崩壊	学校敷地の北側のり面が延長59m、東側のり面15m、南側のり面27mにわたり3か所崩落	北側 フトン竈工 141.6㎡ 筋芝工 288.7㎡ 東側筋芝工 80㎡ 南側フトン竈工 76.8㎡ 筋芝工 106.3㎡	5,283	2,245	—	3,038
須賀川市	大東中	のり面崩壊	校庭の雨水が被害箇所に集中し、校庭南側のり面が延長30mにわたり崩落	積ブロック工98.9㎡ 筋芝工 99.7㎡	3,330	1,269	—	2,061
岩代町	田沢小	のり面崩壊	プール横のり面が延長12mにわたり崩落	積ブロック工 44㎡	1,666	556	—	1,110
	新殿中	のり面崩壊	敷地の雨水が被害箇所に集中し、屋内運動場東側のり面が延長24mにわたり崩落	のり面保護として プラス枠工 94㎡ 筋芝工 74㎡ U型側溝 24.6m	1,818	606	—	1,212
	計				3,484	1,162	—	2,322
天栄村	広戸小	のり面崩壊	校舎北側のり面が延長28mにわたり崩落	のり枠ブロック工 106㎡ 側溝布設替 28m 地下排水工 24m	3,101	1,085	—	2,016
古殿町	論田小	のり面崩壊	屋内運動場北側のり面が延長47mにわたり崩落	のり覆工として プラス枠工 235㎡ 筋芝工 188㎡ U字溝布設 14.5m	3,636	1,393	—	2,243
石川町	中谷一小	のり面崩壊	屋内運動場東側のり面が延長12mにわたり崩落	積ブロック工 54㎡ 張芝工 95㎡	2,555	1,044	—	1,511
	山形小	のり面崩壊	運動場敷地東北側のり面が延長14mと7mにわたり崩落	プラス枠工 99.4㎡ 張芝工 47㎡ 粗朶柵工 21m	1,195	475	—	720
	計				3,750	1,579	—	2,231
玉川村	玉川一小	のり面崩壊	運動場敷地西側のり面が延長50mにわたり崩落	コンクリート擁護壁工 50m 種子吹付工 1,202㎡	8,990	3,040	—	5,950
平田村	蓬田中	のり面崩壊	校舎北側の側溝の水があふれ、のり面が延長8mにわたり崩落	積ブロック工 10㎡ のり枠ブロック工 48㎡	1,380	552	—	828

市町村名	校名	災害種別	災害状況・復旧工事	被害額	市町村費	県費	国費	
三春町	三春中	のり面崩壊	校舎北側のり面が延長30mにわたり崩落	積ブロック工64.6㎡ 種子吹付工 242.2㎡ U字側溝撤去及び布設 30m	5,815	1,951	—	3,864
船引町	瀬川中	のり面崩壊	校舎北東側のり面が延長5.2mと9mにわたり2か所崩落	コンクリートのり枠工 106㎡ コンクリートのり枠工 151㎡	4,848	1,648	—	3,200
合計				117,779	41,147	—	76,632	

## (2) 県立高等学校

田村高等学校など5校で、被害額は2,481万円、うち県費は890万円、国費は1,591万円であり、各高等学校ごとの被害状況は表2-27のとおりである。

なお、5校のほか3校（原町、福島、遠野の各高校）では、県費のみによる復旧を行ったが被害額は合わせて179万円である。

表2-27 災害復旧費国庫負担法適用の県立高等学校

								(千円)	
校名	災害種別	災害状況・復旧状況	被害額	市町村費	県費	国費			
田村高校	校地のり面崩壊	表グラウンド部室裏のり面が高さ15m幅30mにわたり崩れ、積ブロックも崩壊した。 校地西側オイル倉庫裏のり面が高さ8m幅8mにわたり崩れ土砂が流出した。	積ブロック工 95㎡ 筋芝 92㎡ ふとん籠工 8枚 筋芝 71.2㎡	4,271	—	1,545	2,726		
船引高校	校地のり面崩壊	校地東側部室裏のり面が高さ10m幅27mにわたり土砂流出をした。	粗朶棚工 41.5m 筋芝 136.9㎡	987	—	426	561		
小野高校	農場のり面崩壊	農場内のり面9か所で小規模の土砂流出をした。	積ブロック工 28.6㎡ ふとん籠工 10枚 プラス枠工 46㎡ 種子吹付工 462㎡	3,643	—	1,489	2,154		
安達東高校	校地のり面崩壊	校地北側のり面が高さ14m幅10m、高さ16m幅15m、高さ19m、幅8mの3か所にわたり崩れた。 また校地北東側のり面が高さ10m幅3mにわたり土砂流出した。	フリーフレーム工 561.72㎡ トレーニング設置30㎡	8,109	—	2,723	5,386		

校名	災害種別	災害状況・復旧状況	被害額	市町村費	県費	国費	
磐城農業高校	校地のり面崩壊	校地東側果樹園のり面が高さ15m幅44mにわたり崩れ、積ブロックも崩壊した。	(下部) ふとん竈工 518.8㎡ (上部) 軽量集排水枠 286㎡	7,799		2,716	5,083
合計				24,809		8,899	15,910

### (3) 公立幼稚園

公立幼稚園は、表2-28の2幼稚園である。

表2-28 災害復旧費国庫負担法適用の公立幼稚園

(千円)

市町村名	校名	災害種別	災害状況・復旧状況	被害額	市町村費	県費	国費	
平田村	西山幼稚園	のり面崩壊	校庭の雨水が被害箇所集中し、運動場敷地南西側のり面が延長28mにわたり崩落	のり枠ブロック工 224㎡ 筋芝工 130㎡	3,850	1,745	—	2,105
白河市	大沼幼稚園	のり面崩壊	園舎北側のり面が延長9mにわたり崩落	ふとん竈工 24㎡ 植生ネット及び客土吹付工 140㎡	1,174	552	—	622
合計				5,024	2,297		2,727	

## 第2節 社会教育施設

県有施設と市町村有施設を合わせた社会教育施設で被害を受けたのは、7施設である。

このうち県有施設は、相馬市にある海浜青年の家で、グラウンド約8,000㎡が冠水した。水のひくのをまって、青年の家入所生による奉仕作業等により流木、ごみ等の除去を行い復旧した。

一方、市町村有施設では、6か所が被害を受けた。被害はのり面崩壊、ブロック塀倒壊などで、被害額は430万円である。

施設ごとの被害状況は表2-29のとおりである。

表 2-29 施設別社会教育施設被害状況

(千円)

市町名	施設名	被害種別	被害状況・復旧状況	被害額
福島市	松川公民館	地盤陥没	外便所わきのマンホール付近の館庭10㎡が陥没した。アスファルトにより補修工事を実施した。	150
	渡利公民館	のり面崩落	のり面15m、巾0.4mの館庭のり面が崩落した。土留工事を実施した。	150
いわき市	三和公民館	ブロック塀倒壊	公民館裏側の高さ1.65m、長さ20mのブロック塀が水田からの流水によりえぐられ倒壊。復旧工事を完了した。	1,040
二本松市	二本松市文化センター	のり面崩落	横幅14.0m、長さ8.4mにわたってのり面が崩落 復旧は昭和61年度内に施行	2,500
本宮町	本宮町中央公民館	施設・設備浸水 上手崩落	機械室及び浄化水槽に浸水したため、ポンプ、冷却装置、浄化水槽の修繕補修するとともに、電気系統、オイルギアポンプ部品の交換を必要とする被害であった。また、巡回図書自動車、バイクが水に浸った。上手崩落復旧のため、人夫が10人かかった。	340
矢祭町	高野谷地部落公民館	路肩崩壊による 上砂流入	町道高野谷地分校線の路肩（分校入口道路中央右側）が崩壊し、上砂等が下にある高野谷地公民館の腰窓（サッシ窓）をつきやぶり調理場に流入。土砂除去、腰窓等修理実施	120
合 計				4,300

### 第3節 社会体育施設

社会体育施設で被害を受けたのは、県有施設及び市町村有施設合わせて18件で、概算被害額は8,160万円余であった。

18件のうち、県有施設は1件で萩野漕艇場（耶麻郡高郷村）のスタートラインロープ3本が、増水により流された砂利採掘船により切断されたものである。

このほかの17件は市町村有施設で、その多くは屋外における運動施設であり、グラウンドののり面崩壊・冠水などである。

福島市の信夫ヶ丘陸上競技場では、グラウンド、サブトラックが全面にわたって冠水し、管理室も被害にあった。また、いわき市の勿来市民運動場の夜間照明電気設備の冠水などがある。

市町村別では、福島市6件、いわき市4件、ついで郡山市の3件となっており、このほか、安達町、飯野町、玉川村、矢祭町の各1件である。

施設個々の被害状況は表2-30のとおりであるが、復旧はすべて市町村費で行われた。

表 2—30 施設別社会体育施設被害状況 (市町村分)

(千円)

市町村名	施設名	被害種別	被害状況・復旧状況	被害額	
福島市	信夫ヶ丘陸上競技場	冠水、施設破損	グラウンド、管理室、サブトラック冠水	一部を除きすべて原形復旧を行った。	6,451
	信夫ヶ丘野球場	冠水	グラウンド冠水		400
	あぶくま漕艇場	施設設備損壊	栈橋流出 管理室損壊		2,216
	信夫ヶ丘緑地公園	冠水	グラウンド冠水		400
	須川運動公園	冠水	グラウンド冠水		2,130
	荒川運動公園	冠水	グラウンド冠水	8,400	
計				19,997	
郡山市	西田スポーツ広場	冠水、土砂流出	グラウンドが冠水し、土砂が流出。原形に復旧した。	19,000	
	南小泉河川敷広場	冠水、土砂流出	グラウンドが冠水し、土砂が流出。62年度にわたって復旧の予定。	7,537	
	日本ビクター広場	冠水、土砂流出	グラウンドが冠水し、土砂が流出	6,120	
計				32,657	
いわき市	勿来市民運動場	施設・設備冠水	夜間照明電気設備冠水	原形に復旧した。	1,130
	川前市民運動場	のり面崩壊	グラウンドのり面崩壊 (巾10m、高さ7m)		408
	小名浜市民運動場	のり面崩壊	グラウンドのり面崩壊 (巾3m、高さ7m)		278
	遠野市民運動場	のり面崩壊	取付道路のり面崩壊		3,557
計				5,373	
飯野町	町営野球場	のり面崩壊等	グラウンド4か所ののり面崩壊及び側溝損壊 崩壊による土砂除去の応急復旧 本復旧は、62年度にかけて実施	2,000	
安達町	町民グラウンド	のり面崩壊等	グラウンドのり面崩壊(巾40m、高さ20m) フェンス倒壊(長さ20m)	7,300	
矢祭町	町営野球場	のり面崩壊	グラウンドのり面が崩壊 62年度にわたって復旧の予定	5,000	
玉川村	村民グラウンド	のり面崩壊	グラウンドのり面が崩壊 62年度にわたって復旧の予定	9,000	
合 計				81,327	

## 第4節 文化財・文化施設

文化財、文化施設等で被害を受けたのは、文化財関係2件、施設関係1件であった。文化財2件は共に国指定であり、また、文化施設は県有施設である。

### 1 文化財の被害

文化財で被害を受けたのは次のとおりである。

(1) 「須賀川の一里塚」

国指定史跡（昭和11年9月3日）

この一里塚は、須賀川市と鏡石町の境に近い旧国道の両側にあり、被害にあったのは東側の塚で、塚の約3分の1に相当する部分が高さ5m、幅8mにわたって崩壊した。被害額は290万円である。

(2) 「南湖公園」

国指定史跡名勝（大正13年12月9日）

南湖公園の被害は、史跡名勝指定地域内にある「共楽亭」の敷地ののり面が、高さ1.5m、長さ4mにわたって崩壊したもので、被害額は138万円である。

## 2 文化施設の被害

文化施設の被害は、県有施設である県文化センターの1件で、被害額は755万円であった。被害概況は、小ホールの冠水、地下機械室への浸水及び電気系統等設備の損傷等で次のとおりである。

(1) 電気設備関係

- 大ホール幹線ダクト通電不能
- 大ホール400V受電盤絶縁不良

(2) 給水関係

- 受水槽使用不能
- 給水機械の損傷

(3) 小ホール設備

- 床タイル損傷
- 通路カーペット使用不能

# 第11章 公用・公共施設被害

## 第1節 警察施設

警察施設等被害は、相馬警察署磯部駐在所の屋根瓦の破損と掲示板倒壊など次のとおりである。

- 警察署敷地，駐在所（敷地陥没，土砂くずれ，屋根瓦の破損，掲示板倒壊） 88万円
  - 交通安全施設（交通信号機，信号柱，信号制御機，信号柱ベース式基礎の使用不能，故障又は損壊） 1,428万円
- 計1,516万円

## 第2節 公営住宅

公営住宅の被害は、福島市，いわき市をはじめ5市町村1,270戸に及んだ。その内訳は床上浸水280戸，床下浸水990戸であり，他に集会室の床上浸水が1件及び浄化槽，受水槽に冠水した団地が1団地あったが，全壊，流失等の被害はなかった。

被害の状況は表2-31のとおりである。

表2-31 公営住宅の被害状況

事業主体	団地数	被害戸数	被害額(千円)
県 営	8	214	10,406
市町村営	37	1,056	28,388
計	42*	1,270	38,794

※団地数の計は、県営、市営の混在団地があるため単純計と一致しない。

## 第3節 その他公用，公共施設

その他公用，公共施設の被害はとおりである。

### 1 県有施設

#### (1) 三春合同庁舎

敷地北側の石積が崩壊し，のり面が10mにわたり崩れたが，建物への被害はなかった。

#### (2) 県職員公舎

福島市古川地内の木造県職員公舎18戸が、側溝の増水により床上10cmの被害を受け、床及び畳が濁水にさらされた。

(3) 〔福〕福島県建設産業振興事業団福島建設技術学院貸付地（二本松市安達ヶ原）

当学院貸付地ののり面が2か所においてそれぞれ幅30mと8mにわたり崩壊し、隣の農地に土砂が流出した。

(4) 県企業局関係

企業局には、磐城1期、2期、小名浜、勿来、好間、原町、相馬の各工業用水道施設があるが、現在給水開始をしている専用施設については被害はなかったものの、水源である高柴ダム、四時ダム、横川ダムの一部施設に被害があった。その被害額は表2-32のとおりである。

表2-32 ダム被害額 (千円)

ダム名	被害額	共同費	企業局負担額
高柴ダム		79,524	30,856
四時ダム		23,549	8,869
横川ダム		2,985	1,076
計		106,058	40,801

また、現在建設中の相馬工業用水道は、真野ダム下流よりの導水トンネルを、上工区、下工区の2工区に分けて掘削中であるが、その掘削

現場等で被害を受けた。上工区の被害は、真野ダム仮排水トンネルからの流水が、資材置場ステージングの基礎を洗掘したものである。また、観音沢の水が横坑から本坑へ流入し、トンネル最深部で70cm程度冠水したため、空気圧縮機、ロッカーショベル、分電盤等の電気設備が被害を受けた。

下工区においては、資材置場ののり面が崩落し、濁水処理設備に被害を受けた。これらの被害額は表2-33のとおりである。

表2-33 導水トンネル被害額 (千円)

工区	工種	被害額
上工区	トンネル用機械修繕	5,820
	資材置場ステージング復旧	467
	坑内排水復旧	90
	坑口前道路復旧	191
	土捨場道路復旧	1,990
	小計	8,558
下工区	濁水処理設備復旧	7,933
	法面復旧	4,891
	小計	12,824
合計		21,382

## 2 市町村有施設

市町村有施設では、庁舎が2町2施設で被害額849万円、他に1市で消防施設に220万円の被害があった。

第 **3** 部

---

災害応急対策

# 第1章 災害緊急体制

## 第1節 県災害対策緊急会議及び県災害対策本部等

台風10号の接近に伴い、8月4日11時00分に出された浜通り地方の大雨・洪水注意報及び沿岸の海域の強風・波浪注意報は、18時00分に県内全域の大雨・洪水警報及び強風・波浪注意報に切替えられた。このため、県は直ちに水防本部を設置し、各出先機関をはじめ県内90市町村、消防本部等の防災関係機関に対し、防災行政無線により一斉通報するとともに、警戒体制に入った。

その後、中通り地方及び浜通り地方において雨量が増し、豪雨域の河川では次第に水位が上がり、阿武隈川では23時18分に警戒水位を超えたことにより、建設大臣（建設省福島工事事務所）から、阿武隈川上流水防警報（第1号）が発表されたため、県水防本部は、流域の各市町村に対し、水防活動を強めるよう指示した。

8月5日4時30分にいわき市長、5時30分に福島市長、7時40分に郡山市長、8時30分に本宮町長、11時25分に三春町長、11時45分に鏡石町長からそれぞれ自衛隊災害派遣の要請があり、知事は陸上自衛隊第6特科連隊及び第44普通科連隊に災害派遣を要請した。

被害が予想外に大きいため、県では福島県災害対策緊急会議を設置し、8月6日9時30分に第1回会議を開き、被害状況の早期把握と緊急対策の迅速化を図った。

また、災害救助法が8月5日に福島市、梁川町、本宮町、6日に郡山市、いわき市、7日に須賀川市、相馬市に適用決定したのを受けて、8日8時30分第2回災害対策緊急会議を開催、9時20分に同会議を福島県災害対策本部に切替えるとともに、被害の大きい中通り・浜通り地方の4



▲被災地と電話連絡するなど対応に追われる県災害対策本部  
(福島民報社提供)



行政事務所（県北・県中・相双・いわき）に災害対策地方本部を設置した。

県の災害応急対策は、被災者に対する救援救護を第一とし、不通幹線道路及び河川堤防欠壊箇所の応急復旧、防疫対策など、県民生活の一日も早い正常化を最優先させて実施したが、一応の任務を遂行できたので、9月8日10時をもって県災害対策本部及び4地方本部を解散した。

## 第2節 県水防本部

前述のとおり県は、8月4日18時00分水防本部を土木部内に設置し、水防関係機関からの情報の収集に当たるとともに、市町村等に対し水防に関する迅速な情報の伝達、指示をするなど次のような水防活動に当たった。

すなわち福島地方気象台からの注意報・警報・気象情報、各建設事務所・土木事務所からの雨量・水位の状況・被害状況・水防活動状況、建設省福島工事事務所・阿賀川工事事務所からの水防警報等の各情報を収集、取りまとめ等を行った。県災害対策本部が設置されると同時に水防本部は解散となり、以後の水防活動は災害対策本部の組織の中で続けられた。

主な情報の収集項目は下記のとおりである。

- 1 気象状況（注意報、警報、気象情報、水防警報）
- 2 降雨量（県内各観測所の雨量）
- 3 河川水位（県内各河川の水位変化状況）と水防活動の状況
- 4 被害状況（一般被害、公共土木施設被害、道路の通行止等）
- 5 ダムの流入量、水位変化、放流状況

なお収集、伝達された気象注意報、警報、水防警報の状況は表3-1のとおりである。

表3-1 気象注意報・警報等発表状況

発表時刻	気象注意報・警報	水防警報
8月4日 11:00	大雨・洪水注意報(浜通り) 強風・波浪注意報(全域)	
18:00	大雨・洪水警報(全域) 強風・波浪警報(全域)	
20:30	台風10号に関する福島県気象情報 第1号	
22:40	台風10号に関する福島県気象情報 第2号	
23:18		阿武隈川上流水防警報 第1号(待機)
8月5日 1:25	阿武隈川上流洪水注意報	
1:30		阿武隈川上流水防警報 第2号(出動及び待機)
2:20	大雨に関する福島県気象情報 第1号	
3:40	阿武隈川上流洪水警報	
4:00		阿武隈川上流水防警報 第3号(出動)
4:15		日橋川水防警報 第1号(準備)
4:30	大雨に関する福島県気象情報 第2号	日橋川水防警報 第2号(出動)
5:00		阿賀川水防警報 第1号(準備)
5:35		阿賀川水防警報 第2号(状況)
5:55		阿賀川水防警報 第3号(出動)
6:30	大雨に関する福島県気象情報 第3号	
7:45	阿武隈川上流洪水情報 第1号	
8:30		阿賀川水防警報 第4号(出動)
9:20	洪水警報(全域) 大雨・強風・波浪注意報(全域)	
10:00		日橋川水防警報 第3号(状況)
10:45	大雨に関する福島県気象情報 第4号	
11:30		阿賀川水防警報 第5号(状況)
11:50	阿武隈川上流洪水情報 第2号	
13:30	洪水警報(全域) 強風・波浪注意報(全域)	
15:15	阿武隈川上流洪水情報 第3号	
19:30		日橋川水防警報 第4号(解除)
21:15	阿武隈川上流洪水警報 第4号	
8月6日 2:35		阿賀川水防警報 第6号(解除)
3:40	阿武隈川上流洪水注意報	阿武隈川上流水防警報 第4号~第5号(解除)
4:20	洪水・強風・波浪注意報(全域)	
6:30	阿武隈川上流洪水注意報(解除)	
7:00	強風・波浪注意報(全域)	

### 第3節 市町村災害対策本部

市町村の災害対策本部は、8月4日に8町村、5日に30市町村で設置されたが、最終的には7市24町8村の39市町村で設置され、応急対策等に万全が期された。

市町村災害対策本部は各管内の災害応急対策が終了次第、9月25日までにすべて解散されたが、これら災害対策本部の設置・解散状況は表3-2のとおりである。

表3-2 市町村災害対策本部設置及び解散の状況

市町村名	設置日時	解散日時	市町村名	設置日時	解散日時
福島市	8月5日4時30分	9月8日10時00分	湯川村	8月5日6時00分	8月5日14時30分
郡山市	8月5日4時00分	9月25日10時00分	矢祭町	8月5日6時00分	8月26日16時00分
いわき市	8月5日3時00分	8月27日15時00分	古殿町	8月5日6時30分	8月23日12時00分
原町市	8月5日7時00分	8月5日17時10分	玉川村	8月5日3時00分	8月23日12時00分
須賀川市	8月7日8時30分	8月31日17時00分	平田村	8月4日18時30分	8月12日12時00分
相馬市	8月5日1時30分	8月7日16時00分	三春町	8月5日8時40分	8月29日15時30分
二本松市	8月5日3時30分	8月6日17時00分	小野町	8月5日15時00分	8月7日17時00分
桑折町	8月5日13時00分	8月30日10時00分	船引町	8月5日3時00分	8月6日11時00分
伊達町	8月5日9時00分	8月25日17時00分	広野町	8月4日18時00分	8月21日16時00分
国見町	8月5日7時00分	8月25日10時00分	楡葉町	8月4日17時00分	8月13日17時00分
梁川町	8月5日3時55分	9月10日12時00分	川内村	8月5日8時00分	8月30日11時00分
保原町	8月5日0時05分	9月6日12時00分	大熊町	8月4日21時00分	8月26日16時00分
霊山町	8月5日4時30分	8月9日9時30分	浪江町	8月5日4時30分	8月5日15時00分
月館町	8月4日21時00分	8月18日17時00分	葛尾村	8月4日20時30分	8月21日15時00分
飯野町	8月5日7時30分	8月6日12時00分	新地町	8月5日3時00分	8月30日12時00分
安達町	8月4日21時00分	8月13日17時00分	鹿島町	8月5日6時00分	8月25日16時00分
本宮町	8月5日2時20分	8月23日12時00分	小高町	8月4日20時30分	8月23日12時00分
白沢村	8月5日4時00分	8月20日17時00分	飯舘村	8月5日8時00分	8月30日9時00分
岩代町	8月5日3時00分	8月6日17時00分	設置市町村 39市町村 (7市24町8村)		
鏡石町	8月5日8時30分	8月30日12時00分			
天栄村	8月5日5時00分	8月19日15時00分			

## 第2章 国等の救援対策

### 政府、国会等の現地調査

災害後の被害調査のため、政府、国会及び関係機関から被災地調査団が相次いで来県したが、県及び被災市町村は調査団に対し被害状況の報告をするとともに、災害の早期復旧についての援助、協力を強く要請した。

各種調査団の現地調査状況は表3-3のとおりである。

表3-3 各種調査団による現地調査

調査団等の名称	調査日	構成	員	調査箇所
関係省庁担当官 現地調査	8月8日(金)	国土庁防災局防災企画官	小島 光嗣ほか	本宮町 郡山市工業団地 周辺
政府調査団	8月9日(土)	国土政務次官	工藤 敏ほか	郡山市工業団地 周辺 福島市南町
自由民主党災害 対策特別委員会	8月9日(土)	特別委員会委員長	井上 孝ほか	福島市(南町、 伏拝) 本宮町 郡山市工業団地 周辺
衆議院災害対策 特別委員会	8月11日(月)	災害対策特別委員会委員長	伊藤宗一郎(自)ほか	郡山市工業団地
天野建設大臣現 地視察	8月12日(火) 13日(水)	建設大臣	天野 光晴ほか	(8/12) 郡山市(逢瀬川) 本宮町(阿武隈 川) (8/13) 福島市(新川、濁 川) いわき市(夏井 川)
日本社会党国会 調査団	8月15日(金)	衆議院議員・団長	松前 仰ほか	郡山市工業団地 梁川町 福島市



▲被害状況を聞く天野建設大臣（福島民報社提供）

## 第3章 救助救援活動

### 第1節 災害救助法の適用

8月4日、台風の北上に伴い夕方には強い雨域が県南部にかかり、次第に北に広がって低気圧が最も接近した夜半頃には、浜通りの南部の多い所での雨量は200mmを超えた。雨は5日の朝まで続き、浜通り、中通り地方の多い所では400mmに達するという近年にない豪雨となった。

このため、各地で河川のはんらんが相次ぎ、各行政事務所から刻々と報告される被害は、拡大する一方であった。県は、福島市、梁川町及び本宮町の被害が災害救助法の基準に達したため、各市町の要請を受け同法の適用を決定した。次いで、郡山市、いわき市更に相馬市、須賀川市に対しても同法の適用が決定され、7市町において災害救助法に基づく救助が行われた。

救助・救出の実施状況は表3-4から表3-10のとおりである。

表3-4 避難所の設置

	福島市	梁川町	本宮町	郡山市	いわき市	須賀川市	相馬市	計
設置数	11	15	12	12	24	7	7	88か所
収容延人員	1,355	1,303	1,768	1,712	1,889	265	365	8,657人
開設期間	8月5日 8月11日	8月5日 8月11日	8月5日 8月11日	8月5日 8月15日	8月5日 8月9日	8月5日 8月11日	8月5日 8月11日	

表3-5 炊き出しその他による食品の給与

	福島市	梁川町	本宮町	郡山市	いわき市	須賀川市	相馬市	計
延給食数	8,021	15,330	2,478	16,169	1,562	381	1,581	45,522食
実施期間	8月5日 8月9日	8月5日 8月8日	8月5日	8月6日 8月15日	8月5日 8月8日	8月5日 8月7日	8月5日	

表3-6 飲料水の供給

	梁川町	郡山市	いわき市	須賀川市	計
延給水人員	304	8,000	817	370	9,491人
実施期間	8月6日 8月7日	8月5日 8月6日	8月5日 8月6日	8月5日 8月11日	

表3-7(1) 被服寝具その生活必需品の給与又は貸与(世帯規模別) (世帯)

		福島市	梁川町	本宮町	郡山市	須賀川市	計
給 与 ( 貸 与 世 帯 数	1人世帯	242	30	72	231	29	604
	2人世帯	231	64	94	238	32	659
	3人世帯	225	50	114	224	39	652
	4人世帯	267	66	148	345	42	868
	5人世帯	145	66	93	162	28	494
	6人世帯	58	52	68	78	18	274
	7人世帯	20	31	37	31	11	130
	8人世帯	10	8	18	7	1	44
	9人世帯	2	1	1	1		5
	10人世帯						
	11人世帯						
	12人世帯		1				1
計		1,200	369	645	1,317	200	3,731

表3-7(2) 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与(物品別) (点)

		福島市	梁川町	本宮町	郡山市	須賀川市	計
給 与 ( 貸 与 物 品 数	布団		16		2,482	188	2,686
	毛布	490	7		1,837	105	2,439
	タオルケット		26		4,319		4,345
	シーツ		40		2,482		2,522
	枕		13		2,482		2,495
	肌着		835	11,102			11,937
	服		121				121
	日用品セット	3,761					3,761
	その他		2,375			200	2,575

表3-8 学用品の給与

(人)

		福島市	梁川町	本宮町	郡山市	いわき市	須賀川市	相馬市	計
小学生	教科書・教材	64	40	23	127	10	34	3	301
	通学用品・文房具	156	128	289	546		34	3	1,156
	計	157	128	289	546	10	34	3	1,167
中学生	教科書・教材	28	31	19	56	11	1	1	147
	通学用品・文房具	55	79	108	276		1	2	521
	計	55	79	108	276	11	1	2	532
計	教科書・教材	92	71	42	183	21	35	4	448
	通学用品・文房具	211	207	397	822		35	5	1,677
	計	212	207	397	822	21	35	5	1,699

表3-9 救助に要した経費(国庫補助対象分)

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額(円)
I 救助業務に要した経費			52,032,469
1. 救助費			52,032,469
(1) 収容施設給与費			321,935
避難所設置費	延3,613人	90	321,935
応急仮設住宅設置費	戸		
(2) 炊出しその他による食品給与費	延45,522人	178	8,096,327
(3) 飲料水供給費	延人		190,302
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	3,731世帯		36,590,152
(5) 医療及び助産費	延人		
医 療 費	延人		
助 産 費	延人		
(6) 災害にかかった者の救出費	1,076人		547,469
(7) 住宅の応急修理費	世帯		
(8) 生業資金の貸与費	世帯		
(9) 学用品の給与費	1,699人		6,143,497
小学校児童	1,167人		3,390,693
中学校生徒	532人		2,752,804
(10) 埋 葬 費	体		
大 人	体		
小 人	体		
(11) 死体の搜索費	体		

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額(円)
(12) 死体の処理費	体		
(13) 障害物の除去費	2世帯	62,500	125,000
(14) 輸 送 費			17,787
(15) 人 夫 賃			
2. 実費弁償費	人		
3. 扶 助 金	件		
4. 損失補償費	件		
5. 法第34条の補償費			
6. 法第35条の救償に対する支払費			
II. 救助事務に要した経費			4,982,922
1. 県事務費			498,000
2. 市町村事務費			4,484,922
合 計			57,015,391

表 3-10 災害にかかった者の救出

	福 島 市	梁 川 町	本 宮 町	郡 山 市	須 賀 川 市	計
救出者数(人)	986	61	420	978	44	2,509



▲避難所で水が引くのを待つ住民たち  
(いわき市平・朝日新聞提供)

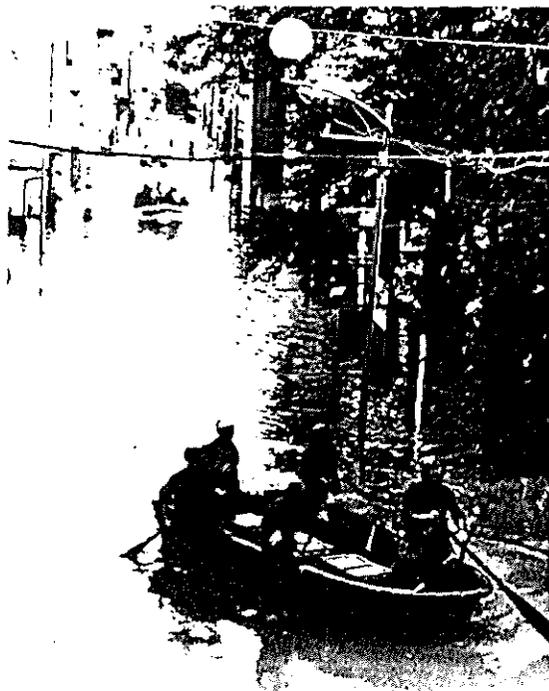
## 第2節 自衛隊の活動

### 1 陸上自衛隊第44普通科連隊及び福島駐屯部隊

#### (1) 概 況

第44普通科連隊は、降雨により河川の水位が相当あがっているとの報道があったため、8月4日18時から情報収集態勢を強化し、被害が顕在化した5日6時00分には災害派遣を予測して、第1種常動態勢（情報・連絡及び指揮運用の機能を発揮しうる要員が常時勤務する態勢）に移行して、派遣準備を開始した。

県知事の要請に基づき、連隊長は、5日7時20分福島市永井川・南町地区、9時20分本宮町高木・上町太郎丸地区及び16時20分福島市南町地区の三地区に福島駐屯部隊を派遣し、孤立住民の救助及び電力応急対策支援等にあたさせたが、14時55分、18時00分及び20時55分にはそれぞれ派遣任務を終了し、県知事の撤収要請に基づき派遣部隊を撤収した。



▲自衛隊による救助活動（本宮町）

総派遣人員は117名、主要装備は車両23両、ボート23隻であり、救助した人員は約640名であった。

本活動に際しての、関係機関（県、市町、消防団及び警察等）との連携は密接になされ、円滑な救助活動が実施された。

#### (2) 福島市永井川及び南町地区への派遣活動

5日7時20分、孤立住民を救助するため、人員69名（第44普通科連隊21名、第11施設群48名）、車両11両、ボート14隻からなる部隊を福島市永井川地区及び南町地区に派遣した。

この結果、約540名を救助し、14時55分派遣任務を終了した。

#### (3) 本宮町高木及び上町太郎丸地区への派遣活動

5日9時20分、浸水孤立住民救助のため、人員25名（第44普通科連隊12名、第11施設群13名）、車両7両、ボート4隻からなる部隊を本宮町高木地区及び上町太郎丸地区に派遣した。

派遣部隊は、孤立住民約100名を救助するとともに、決壊寸前の阿武隈川堤防の補強工事において、土のうの作成及び消防団等に対する技術指導を実施して決壊防止にあたった。

18時00分派遣任務を終了し、派遣部隊を撤収した。

#### (4) 福島市南町地区への派遣活動

5日16時20分、電力応急対策（感電、漏電、火災等の防止）支援のため、人員23名（第44普通科連隊2名、第11施設群21名）、車両5両、ボート5隻からなる部隊を福島市南町地区に派遣した。

活動内容は、柱上変圧器の送電停止作業を実施する東北電力㈱職員をボートにより輸送するものであった。

20時55分上記作業の終了に伴い、派遣部隊を撤収した。

## 2 陸上自衛隊第6特科連隊

### (1) 概況

第6特科連隊は、災害派遣があるのを予測して、8月4日17時00分指揮所の開設及び偵察班と無線中継所班の待機並びに営外居住隊員の自宅待機等の出動準備をとり関係機関からの情報入手に努めた。

第6特科連隊の災害派遣の対象は、いわき地区と郡山地区での河川の堤防決壊によるはんらん及び郡山市、三春町、鏡石町での水道の断水であった。

これらの水害発生状況に伴い、県知事からの逐次の災害派遣要請により、延べ人員約1,000名、車両76両、水トレーラー24台、ボート7隻、ヘリコプター3機により、罹災者の救出はもとより、上空からの視察等の広範な活動を行い、6日20時50分三春町の給水支援隊の撤収をもって全活動を終了した。

### (2) いわき地区の堤防補強作業

5日7時10分、新川のはんらんに伴い第6大隊の人員117名、車両14両が出動した。

県警パトカーの先導を受けた第6大隊は、途中郡山市内安積町地区での道路冠水と通勤車等による混乱のため1時間遅延したが、9時30分ころから逐次いわき市に到着し、新川沿い北沢地区と夏井川沿い沢帯地区で土のうの積上げによる堤防補強作業を開始した。

12時ころから夏井川の堤防決壊の危険が増大したため、大隊は、全力で沢帯地区での土のうの積上げと「しがらみ」とにより約220mの堤防補強作業を完了し、堤防決壊を間一髪で食止めることができた。

17時過ぎに任務を終了して撤収した。



▲水防活動を行う自衛隊員（いわき市・夏井川）

### (3) 郡山地区の人命救助等

5日7時10分、水門町地区の谷田川堤防が決壊し、工業団地一帯の浸水に伴い第5大隊の人員183名、車両24両、渡河ボート2隻が出動、現場到着後直ちに孤立者の救助を開始したが、堤防の補強作業は道路の冠水と土のう用の砂利がないこと等により作業開始が遅れ、9時40分ころから開始し、22時までの間に、濁流に飲み込まれる寸前の住民2名を含め、318名を救助するとともに約300mの堤防の補強作業を完了し、被害の拡大を防止した。

この間、16時30分ころ浸水した食品団地内の住宅屋上から妊婦1名をヘリコプターにより救出した。

一方、5日15時30分ころ発生した逢瀬川の堤防決壊に伴う罹災住民の救助活動は、主として地元消防団等により実施されたが、第6特科連隊は、地元消防団等が態勢を縮小した後の22時ころから第6施設大隊の一部人員11名、ボート5隻と第3大隊の人員157名、車両18両を出動させ、翌6日朝7時00分まで救出活動を実施し、5名を救出した。

6日12時、任務を終了し撤収した。

### (4) 郡山市、三春町及び鏡石町における給水支援活動

5日早朝から昼ころまでの間に郡山市富久山町の水道管の損傷及び三春町と鏡石町での水源冠水による断水が逐次発生したので、それぞれ給水支援隊を編成し、郡山市には第1大隊の一部人員28名と水トレーラ11台が出動し12tの給水を、三春町には第2大隊の一部人員15名と水トレーラ6台が出動し、5～6日の2日間で52tの給水を、鏡石町には第1大隊の一部人員7名と水トレーラ1台が出動し、5～6日の2日間で4tの給水活動を実施した。

### 第3節 警察の活動

県警察本部は、8月4日18時20分「県警察災害警備準備室」の設置に次いで、20時00分には同「準備室」を同「本部」に切替え、21時35分に県下一斉指令をもって被害状況の確認と人的被害防止を図るため早期の避難措置を指示した。

県下27署においては、4日20時00分「警察署災害警備本部」を設置し、総計1,455名(延べ2,333名)の警察官が災害警備活動に従事した。

警察による避難誘導、救出・救助活動は、主に福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、桑折町、国見町、梁川町、本宮町、浪江町において実施されたが、その状況は次のとおりである。

なお、県警察及び各警察署の災害警備本部は、災害関係情報の収集・伝達、防災関係機関との連絡等の災害警備活動を推進したが、ほぼその目的とする用務を遂行したものと認められたことに伴い、6日19時をもって解除された。

#### 1 災害警備部隊の出動

##### (1) 県警察機動隊

8月5日7時00分から6日23時30分まで、隊員延べ135名を福島署及び郡山署に派遣した。

##### (2) 県警察航空機(県警ヘリ「ばんだい」)

8月5日、隊員3名を県警ヘリ「ばんだい」により出動させ、上空から福島市、郡山市、須賀川市、本宮町、梁川町、桑折町における被害状況の確認(航空写真撮影)と避難誘導広報に当たらせた。

○ 第1回飛行 8月5日9時40分から12時40分まで

○ 第2回飛行 8月5日13時40分から16時20分まで

#### 2 装備資材の活用

(1) 機動隊のゴムボート、船外機、折たたみ式舟艇、救命索発射器、投光車により各署を支援した。

(2) 県警本部通信部の無線機3機種、移動警察電話により福島署を支援した。

#### 3 避難誘導

河川のはんらんによる地域住民の避難誘導活動は、濁流の中で困難を極めたが、消防、自衛隊その他防災関係機関との強力な連携によって効率的に行われた。

主な避難誘導活動は次のとおりである。

##### (1) 福島市における活動

8月5日8時30分ころ南町、伏拝、永井川、渡利の各地区で家屋の浸水のおそれがあることを認知し、直ちに署員220名を現場に急行させ、地域住民の早期避難誘導と警戒広報を実施した。



▲救助作業中の県警察（福島市南町）

## (2) 郡山市における活動

8月5日8時ころ、富久山・田村地区の河川堤防に亀裂が生じたなどの情報から、パトカーによる警戒と避難準備の呼びかけを実施するとともに、河川の増水はんらん時には、署員230名を出動させ、地域住民を公民館、体育館などに避難誘導した。

## (3) その他

上記のほか福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、本宮町、浪江町、梁川町等において河川の決壊や山（崖）崩れのため避難の措置を講じた。

## 4 救出・救助

救出・救助活動は、福島市の住宅街と郡山市の「食品団地」、 「工業団地」において行われた。主な救出・救助活動は次のとおりである。

### (1) 福島市における活動

8月5日8時30分ころから11時ころの間に南町、永井川地区で、濁流の中に孤立した地域住民約40名を、ゴムボート、折たたみ式舟艇で救出・救助した。

### (2) 郡山市における活動

8月5日12時00分から22時30分の間に、富久山地区「食品団地」、田村地区「工業団地」で、河川の増水、はんらんのため建物屋上や樹木などに登り避難し救助を求める地域住民、団地従業員約450名をゴムボート、折たたみ式舟艇で救出・救助した。

### (3) その他（8月5日）

ア 福島市南町の病院が孤立状態で物品援助を求めていたため、舟艇により食料品、飲料水

を搬送した。

イ 福島市永井川地区の避難命令に応じない老人に対して、舟艇で警戒するとともに食料品等を供与した。

## 5 被災者の捜索

8月5日行方不明になった郡山市道場の男性に対する捜索は、郡山署と機動隊が実施し、翌日22時ころ遺体で発見収容した。

## 第4節 消防の活動

8・5水害における消防機関の活動状況は次のとおりである。

### 1 激甚地における消防本部等の活動状況

#### (1) 福島市消防本部管内

福島市消防本部では、8月4日23時02分、最初の床下浸水の被害通報を受信したのを始めとして、河川の増水等の情報を散発的に受信し、その都度、浸水の防止作業及び河川の警戒に当たった。



▲二階の窓から寝たきり老人を助け出す消防署員  
(福島市南町・福島民友新聞社提供)

5日4時40分にいたり、中小河川のはんらんによって、低地帯で住居の床上浸水のため、自力で安全な場所への避難ができなくなった住民からの救助依頼をはじめとして、被害の報告を相次いで受信し、その対応のため全当務員が出動するとともに、非番職員の召集を行い、救助、避難誘導、浸水の防止、排水、堤防決壊の防御、崖崩れの警戒等防災活動に全力を尽した。

また、福島市消防団では、市内全域に及んだ災害に対応するため、各地域毎に分団長の指揮のもとに団員の召集を行い、最も早い分団では4日22時ころより警戒態勢に入った。

5日早朝より被害が続発したことに伴い、救助、避難の誘導、浸水の防止、排水、堤防の洗掘及び漏水の防止、崖崩れの警戒等の水防活動を、河川が減水し危険の去る夜間まで行い、被害を最小限度にとどめた。

8・5水害は、昭和16年以来の降水量で急激な増水を伴ったため、避難の時期を失い救助を求める住民が数多く生じたが、自衛隊、県警の応援を得て、必死の救助活動に当たったため、1名の死者もなく全員救助できたことは幸いであった。

出動延べ人員	消防職員	509人
	消防団員	2,800人

## (2) 伊達地方消防組合消防本部管内

8月4日18時、県内全域に大雨・洪水警報が発表され、6日4時20分、注意報に切り替わるまでの間、消防組合構成9町のうち8町で5日、災害対策本部がそれぞれ設置され、特に梁川町では同日19時、災害救助法が適用になった。

管内の被害は、住家被害1,077世帯、罹災者数4,157名に達し、特に阿武隈川流域で県内最下流の梁川町では、罹災世帯数479世帯、罹災者数1,954名に及んだ。しかし、福島同様管内で死者がなかったことは幸いであった。

消防組合では、防災行政無線により情報を入手しながら河川等の巡回警戒に当たる一方、全職員を非常召集し警防本部を設置、5日7時30分にはサイレンを吹鳴して、地域住民の注意を喚起し、非常事態を知らせた。

5日3時58分、国見町の床下浸水に対する出場から、17時56分最終帰署まで、14時間にわたり避難誘導、救助、被害状況把握、被害軽減等防災業務に従事した。

管内巡回広報、被害箇所の土のう積等応急対策や警戒防御、また、避難勧告された危険区域住民への避難広報、避難場所への誘導、避難の有無の確認に当たり、孤立世帯からは特に、老人など災害弱者を救命ボート、ロープ等を使用して、76名救出した。さらに、資器材や救援物資搬送等に従事した。

河川被害箇所の巡回警戒、被災町の防疫作業に関する広報、また、応急復旧作業等が円滑に行われるよう、特に、夜間の照明活動に万全の協力体制をとった。

災害応急対策活動の中で、情報伝達手段の通信網の途絶により現場活動は遅延し、困難を極めたが、特に梁川町を管轄する分署が61cmの床上浸水となり、車両、職員の移動等を余儀なくされ、部隊運用上等、最前線基地の機能が分散された。

出動延べ職員数 370人

出動延べ車両数 66台

### (3) 安達地方広域行政組合消防本部管内

8月4日18時、県内全域に大雨・洪水警報と強風・波浪注意報が発表されたのに伴い、消防本部では阿武隈川の水位の測定、中小河川、水路等の状況調査と警戒を開始した。

5日0時、降り始めてからの雨量は57mmに達し、雨は激しさを増し、1時30分に総雨量は70mmを超えた。雨量は更に多くなるおそれがあり、二本松市の阿武隈川の水位が警戒水位を超え、本宮町でも通報水位を超えたため、被害の発生が予想されるので消防本部は、警戒体制強化のため職員の召集を行い、河川の水位、道路の状況、土砂崩れ等の情報収集に当たった。

3時30分には雨量が100mmを超え、各所で道路の冠水、田畑の冠水被害が始まった

本宮消防署では、4時に非番職員全員を召集し、被害調査、警戒に全力を挙げる一方、庁舎の裏側を流れる阿武隈川が増水し、堤防を超える危険が生じたため、町内の警戒と情報収集体制を強化した。

4時23分には本宮町の安達太良川がはんらんし、本宮町の館町、鉄砲町一帯の建物の浸水と大玉村の一部道路の冠水が始まった。

二本松消防署でも被害の拡大が予想されることから非番職員の召集を行い、警戒と被害の調査に全力を挙げた。

4時30分を過ぎると管内市町村の各地で土砂崩れや崖崩れ、建物の浸水などが相次いで発生した。特に本宮町の中心地では相当の住宅に浸水があり、確認が困難な状況となった。

8時20分、本宮町の阿武隈川で溢水の危険が生じたため、消防団員と共に土のう積みを行い、溢水を防止するとともに、本宮町で発令した避難命令の広報伝達を行った。

8時11分には岩代町で崖崩れのため81歳の男性が土砂と物置の間にはさまれたとの通報を受け、救急車、救助工作車が出場し無事救出した。

また、9時31分には岩代町で61歳の男性が土砂崩れに巻き込まれて行方不明であるとの通報を受け、地元消防団員と共同で救出活動を行ったが、12時46分に遺体を収容した。

この豪雨により死者1名、重傷者1名のほか住宅、道路、田畑に未曾有の被害を出した。

出動した消防職員は延べ89名であったが、一時に広範囲にわたる防災活動に当たったことで、多くの教訓が残った。

#### (4) 郡山地方広域消防組合消防本部管内

郡山市においては8月4日から5日の早朝にかけて、206mmの豪雨に見舞われ、市内の各所に床下浸水、床上浸水の被害が発生した。この豪雨被害は、今まで経験したことのない、予想をはるかに超えたものであった。

消防機関及び市防災担当者は、8月4日18時に大雨・洪水警報、強風・波浪注意報が発表されると同時に警戒体制に入り、雨量調査及び低地、河川の警戒に当たった。一方、4日夜から安積町をはじめ各地区に床下浸水等の被害が発生しはじめたので、消防職員及び消防団員の一部を非常召集し排水作業等の応急作業に当たるとともに、一部住民に対して避難誘導を行った。

5日6時には、阿武隈川、逢瀬川、谷田川など主要河川は警戒水位を2m以上超え、極めて危険な状態になったので、危険区域に対し避難命令が発せられ、指定された避難場所等に住民を避難誘導するとともに排水作業等の応急復旧を続けた。

6時41分ころ、谷田川堤防が溢水決壊し、水門町、中央工業団地等で床上浸水の被害が続出したため、孤立した住宅や工場からの救出活動を、警察、自衛隊と合同で行った。また同日15時ころには逢瀬川が決壊し、食品団地一帯が瞬時に浸水、従業員や住民が孤立したため、人命救助に全力を傾注して前述の機関と合同で懸命の救助、救出活動を実施した。

8月6日から9日にかけては、特に家屋浸水が激しかった水門町地区の排水作業に当たった。この間の延べ出動人員等は、消防職員648名、消防団員6,807名、消防車両682台である。

参考までに被害の概要をまとめると次のとおりである。

- 救出人員 998名
- 死者 2名（退社途上等に深みに入り水死）

#### (5) 須賀川地方広域消防組合消防本部管内

8月4日21時30分、消防本部は警戒パトロール中の消防隊長から阿武隈川及び釈迦堂川の水位が急上昇し、警戒水位に達する状況下にあるとの無線を受信した。このため消防長は、本部職員の非常召集を指令した。

一方、須賀川市消防団本部も団長の指揮のもと団幹部の召集を行い、消防本部に警防本部を設置し、非常警戒体制をしいた。

23時23分、台風に関する情報の更新及び水防警報が発表されるさなか、土砂崩れ、低地での浸水等が各地で発生し、本部職員は警戒及び住民の避難広報を実施した。

また、団本部も待機中の各分団に対して出動を指令、特に阿武隈川及び釈迦堂川流域の嚴重な警戒を実施した。それと同時に消防本部長及び団幹部による河川等の巡視を数次にわたって行い、刻々と迫りつつある水害に対処すべく、消防職員、団員合同による危険箇所の警戒、住民の避難誘導、広報を積極的に展開した。

5日2時00分阿武隈川の警戒水位が5mを超え、支流である釈迦堂川が須賀川市岩淵地区でついにはらんし、住民14名が孤立状態となったのを始め、館取町で9名、仲の町で3名、更に釈迦堂川と阿武隈川合流点下流にある江持地区で6名、森宿地区で2世帯12名が孤立、計44名を消防職員と団員が協力して救出した。

また、須賀川消防署鏡石出張所では鏡石町大字成田字東川原地内の阿武隈川堤防が長さ120m、幅13mにわたって決壊したため、署員7名が地元消防団員及び役場職員と警戒に当たる一方、住民に対し同地区の保健センターへの避難誘導を実施した。この決壊のため同地区の簡易水道施設が冠水して断水状態となったため、須賀川消防署の水槽車(最大積載水量10t)が出勤し、約220世帯のうち60世帯に給水を実施した。

なお、出勤した消防職員の延べ人員は358人である。

#### (6) 相馬地方広域市町村圏組合消防本部管内

相馬地方広域消防本部管内においても、8月4日18時00分、県内全域に大雨・洪水警報が発表されたころから雨が次第に強まり、19時ころからは1時間に20mmから40mmを越す断続的な大雨となり、管内各署、分署では指揮車、ポンプ車により各河川の警戒に出勤し、溢水、堤防決壊及び低地の浸水危険箇所等の調査警戒活動を行った。

増水による危険が増大してきた5日1時30分からは非番、公休者も全員召集し、広域消防ほとんどの分隊を出勤させ、危険区域住民の警戒広報、避難誘導に当たるとともに浸水孤立家屋からゴムボート等での救出、救助活動を行った。

また、各河川とも急激な増水により危険な状態になった5日1時30分ころから飯館村を除く2市3町の各消防団も、第2配備体制にあわせて各団員が出勤し、消防職員、各市町村職員と一体となって危険家屋が密集した区域の河川の堤防決壊、溢水箇所を重点的に、土のう積み、木流し工法等の水防活動を行った。

その間の活動人員は、消防職員延べ145人、消防団員延べ1,626人でその内訳及び主な活動状況は次のとおりである。

#### (相馬市)

消防職員延べ48人、消防団員延べ584人が出勤し、清水地内宇多川右岸堤防決壊箇所(約200m)、宇多川北飯淵、南飯淵地内、地蔵川塚の部地内、日下石川鳥喰、柏崎地内及びその他各危険箇所5,400袋の土のう積み、木流し工法による水防活動を実施した。

#### 避難命令に基づく広報及び避難誘導等

5日2時10分 袋町、川原町地区～相馬市民会館へ18人避難

3時40分 寺前、百槻地区～向町公会堂へ15人避難

4時06分 泉町、高池地区～小泉公会堂へ5人避難

4時30分 黒木田，清水地区～水道事業所，向陽中学校へ316人避難

計354人避難

(原町市)

消防職員延べ34人，消防団員延べ234人が出動し，北原堀，大木戸東方地内左岸堤防決壊箇所(約40m)，西町二丁目地内堤防溢水箇所(約300m)，深野地内堤防左右岸浸食箇所(約100m)及びその他各危険箇所等で2,060袋の土のう積み水防活動，警戒広報等を実施した。

(鹿島町)

消防職員延べ23人，消防団員延べ400人が出動し，真野川台田中地内，西町地内，小島田地内等の堤防の決壊，浸食，溢水箇所及びその他危険箇所の土のう積み水防活動を実施した。

避難命令に基づく広報及び避難誘導等

5日4時15分鹿島町地区1,167戸4,689人に対し避難命令し，鹿島町役場，千倉体育館，真野小学校へ約600人避難

(小高町)

消防職員延べ17人，消防団員延べ150人が出動し，宮田川右岸50m，左岸70mに300袋の土のう積み，南鳩原地内左岸堤防その他危険箇所の土のう積み，木流し工法等の水防活動及び警戒広報等を実施した。

(新地町)

消防職員延べ13人，消防団員延べ258人が出動し，三滝川その他各河川の決壊，溢水箇所の土のう積み水防活動及び警戒広報等を実施した。

(飯館村)

消防職員延べ10人(消防団員は特に召集せず)により，各河川及び崖崩れ箇所等の警戒調査，浸水危険区域の排水作業等を実施した。

この豪雨で各分野で多大の被害を受けたが，幸い人的被害はなかった。

#### (7) いわき市消防本部管内

いわき市においては8月4日19時00分に水防本部を設置し，情報収集と水防活動態勢を取るよう指令を出し，消防本部各消防署，分遣所及び消防団各支団からほとんどの分隊が出動し警戒態勢をとった。

夜半には，低地帯での床上，床下浸水及び山崩れ，土砂崩れ等が各地に発生し，土砂が流入して一部倒壊の家屋も発生した。

消防職員・団員は，降り続く雨による河川の増・溢水，土砂崩れ等により家屋の倒壊等の危険が生じたことから住民の避難命令・勧告の広報及び避難誘導を行い，消防職員は船外機付アルミボート及びゴムボート等で濁流により避難が困難な平九品寺，鎌田地区及び内郷小島地区等から



▲消防団員による土のう積み作業（いわき市・蛟川）

81名を救出した。

5日には、継続する降雨と山間からの流入による増水及び大平洋の満潮が重なり、夏井川の堤防決壊と新川の市街地への溢水の危険性が増大したため、消防職員・団員が土のう積み作業を実施した。特に平下神谷沢帯<sup>ざわめき</sup>地内の夏井川左岸堤防が200mにわたり天端に亀裂が入り、決壊の恐れが生じたため自衛隊の派遣を要請し、その支援を得て土のう積みを実施した。

6日朝方になって、山間から流入する水量は一段と増加したが、消防職員・団員の必死の活動と自衛隊の支援、更には干潮に向ったことが幸いして決壊の危機は免れた。

なお、8月4日、5日の2日間で消防職員延べ319人、消防団員延べ6,381人が出動した。

## 2. 消防職員・団員の活動状況（市町村別）

上述のように消防職員及び消防団員の活動は、8月4日から11日にかけて、危険区域の巡視・警戒、避難の広報及び誘導、土のう積み、堤防の決壊防止、逃げ遅れた住民の救助・救出、浸水家屋の排水・後始末等幅広い分野で懸命に行われた。この期間の延べ出動人員は、消防職員2,288人、団員32,190人に及んだ。なお、市町村別の出動期間、出動延べ人員は表3-11とおりである。

表3-11 消防職員、消防団員の活動状況

	消防職員		消防団員			消防職員		消防団員			
	出勤期間	出勤延人員	出勤期間	出勤延人員		出勤期間	出勤延人員	出勤期間	出勤延人員		
1	福島市	4~7	509	4~8	2,800	47	湯川村		5	100	
2	会津若松市	4~5	30	4~5	900	48	柳津町				
3	郡山市	4~11	573	4~9	5,063	49	河東町		4~5	110	
4	いわき市	4~5	401	4~5	5,488	50	会津高田町		4~5	32	
5	白河市	4~6	50	4~7	181	51	本郷町		5	28	
6	原町市	4~5	34	5	234	52	新鶴村		5	50	
7	須賀川市	4~6	229	4~6	1,820	53	三島町				
8	喜多方市	5	6	5	60	54	金山町				
9	相馬市	4~6	48	4~6	584	55	昭和村				
10	二本松市			5~6	560	56	西郷村	5	5	5	330
11	桑折町			4~6	247	57	表郷村		4~5	270	
12	伊達町			5	163	58	東村	5	7	4~5	230
13	国見町			4~9	260	59	泉崎村		4~5	431	
14	梁川町			5~6	616	60	中島村	5	5	5	201
15	保原町	5	53	5	450	61	矢吹町	5	9	5	252
16	霊山町	5	10	5~6	210	62	大楯村		5	226	
17	月館町			5	180	63	棚倉町	4~5	4	4~5	349
18	川俣町			5	380	64	矢祭町	4~5	8	5	218
19	飯野町	5~6	5	5~6	213	65	塙町		5	435	
20	安達町			5	250	66	鮫川村				
21	大玉村			5	150	67	古殿町	4~5	10	4~5	250
22	本宮町	4~5	60	4~5	740	68	石川町		5	190	
23	白沢村			4~16	254	69	玉川村		4~5	210	
24	岩代町	5	12	5	194	70	平田村		5	240	
25	東和町	5	10	5~8	60	71	浅川町	5	11	5	93
26	長沼町			5	190	72	三春町		5~7	507	
27	鏡石町			4~6	364	73	小野町	5~6	15	5~6	530
28	岩瀬村			5	220	74	滝根町	5	4	5	74
29	天栄村			5	250	75	大越町	5	4	5	89
30	田島町	4~5	8	4~5	28	76	都路村		5	53	
31	下郷町		4		361	77	常葉町	5	7		
32	館岩村					78	船引町	4~5	8	4~5	505
33	松枝岐村					79	広野町		4~5	120	
34	伊南村					80	檜葉町		4~5	250	
35	南郷村					81	富岡町		4~5	165	
36	只見町					82	川内村		4~5	109	
37	北会津村	5~6	10	5~6	109	83	大熊町		4~5	235	
38	熱塩加納村					84	双葉町		4~5	100	
39	北塩原村			5	100	85	浪江町	4~5	65	4~5	401
40	塩川町			5	312	86	葛尾村				
41	山都町					87	新地町	4~5	13	4~5	258
42	西会津町					88	鹿島町	5	23	5	400
43	高郷村	5	2			89	小高町	4~5	12	4~5	73
44	磐梯町					90	飯館村	5	13		
45	猪苗代町	4~7	8	4~7	20						
46	会津坂下町	5	3	5	65		計		2,288		32,190

## 第5節 海上保安部の活動

集中豪雨後の8月6日午前、仙台航空基地所属航空機が、塩屋崎沖から鶴ノ尾崎沖にかけての広い海域に多数の作業船・プレジャーボートなどの船と木材（原木や丸太）が漂流しているのを発見した。漂流船は、長さ6m前後で大多数が水舟あるいは転覆状態で漂流しており、人の乗っている形跡は見受けられなかったが、事故による漂流も懸念されたため、小名浜海上保安部では、直ちに調査を行い登録番号などから所有者を割り出し確認した結果、いずれも無人のまま河川に係留中、豪雨による増水で海に流れ出したもので、人命にかかわりのないことが判明した。しかし、これらの漂流船や木材をそのまま放置しておく、一般航行船舶の安全が阻害されるおそれがあるので、海上保安部は船舶に対して航行警報を発令し注意を喚起するとともに所属船艇を出动させ、航路の障害となる漂流物の捜索確認に当たった。この航路障害物は、強い南下潮流により日毎にその位置を変えるため、航空機の協力を得て発見に努め、航路障害物となる場合は揚収あるいは曳航し航路の保全を図った。

こうした活動の結果、8月10日までに巡視船「なとり」により5隻のボートが発見揚収されたのをはじめ、漁船・漁業監視船などによっても数隻のボートが発見され海域から除去された。またこのほか、藤原川から多量の木材及びボートが小名浜港内に流れ込んできたため、巡視艇「てるかぜ」が一日がかりでその除去に当たった。これら漂流物は、海岸に漂着したものも含めると相当数にのぼるとみられるが、11日に至り福島県沿岸海域には漂流物がほとんど見当たらなくなり、船舶の航路の安全は確保された。

## 第6節 日本赤十字社の活動

日本赤十字社福島県支部では、8月4日18時県内全域に大雨・洪水警報と強風・波浪注意報、太平洋沿岸に濃霧注意報が発表されたことに伴い、全職員の自宅待機及び出張中の職員の所在を確認した。

5日早朝よりテレビ・ラジオによる情報の入手に努め、また県消防防災課と連絡をとり、確実な情報の収集に当たった結果、県下全域に相当な被害が発生する状況と判断し、①救護資材の点検 ②救援物資の在庫確認を行った。

7時30分福島市地区（福島市役所福祉課）から避難者に対する救援要請が入ったが、県下各地区（市・郡福祉事務所）とも電話連絡によって被害状況の把握に努め、直ちに被災者救援のため、赤十字救援物資の輸送を開始した。

また、医療救護については被災地区と連絡をとる一方、福島赤十字病院に救護班1個班を待機



▲傷病者の救護に当たる日赤救護班（梁川町）

させ、6日に派遣し次のとおり救護活動を実施した。

#### 1 赤十字救護活動

8月5日19時災害救助法の適用が決定した梁川町・福島市・本宮町へ6日早朝より救護班（医師1・看護婦長1・看護婦1・主事2）を派遣、被災者の避難先を巡回し、傷病者の救護に当たった。

- 梁川町＝町災害対策本部→農協会館→体育館を巡回
- 福島市＝鎌田小学校→市災害対策本部→清明小学校→郷野目集会所を巡回
- 本宮町＝町災害対策本部→本宮小学校→四組集会所を巡回
- ◎ 負傷者4名の手当（福島市郷野目集会所）

下腿裂傷2名、手指傷1名、足指打撲1名

#### 2 赤十字救援物資・義援金受付等による救援活動

福島県支部では有事に備えて救援物資の備蓄をしているが、8月5日の災害発生時には、毛布2,659枚と日用品セット2,839個を在庫していたので、5日より被災市・町へ緊急輸送を開始した。

しかし、被害規模が大きく救援物資の日用品セットに不足が予想されたので、本社へ救援物資の送付方を要請した。これによって5日、山形県支部から日用品セット1,000個、6日本社からお見舞品セット600個、7日東京都・群馬県・静岡県支部から日用品セット各1,000個がトラック便で到着、うち東京都支部からの1,000個は郡山市の被災地に直送した。

これら救援物資の配布状況は表3-12のとおりである。

表3-12 救援物資配布状況

地区・分区名	毛 布	日用品セット	お見舞品セット	貸出し毛布	摘 要
伊 達 地 区		20個			
桑折町分区		24			
国見町分区		16			
梁川町分区	200枚	700	190個	100枚	
保原町分区		70			
安 達 地 区	60	100			
本宮町分区	300	770	100	100	
岩 瀬 地 区	20	20			
鏡石町分区		33			
相 馬 地 区	10				
鹿島町分区		150			
福 島 市 地 区	160	1,400	300		
郡 山 市 地 区	30	1,600			
い わ き 市 地 区	30				
四倉町分区		20			
小川町分区		10			
田人町分区		10			
好間町分区		80			
平 分 区		500			
内 郷 分 区		150			
小名浜分区		10			
勿 来 分 区		100			
相 馬 市 地 区		380			
須 賀 川 市 地 区	20	200			
二 本 松 市 地 区	20	20			
計	880	6,519	590	200	

## 第 4 章 生活関連応急対策

### 第 1 節 電 気

8月4日の気象状況から、東北電力㈱福島支店は連絡体制を強化し、5日3時30分に第1非常体制を発令、引き続き8時には第2非常体制を発令した。

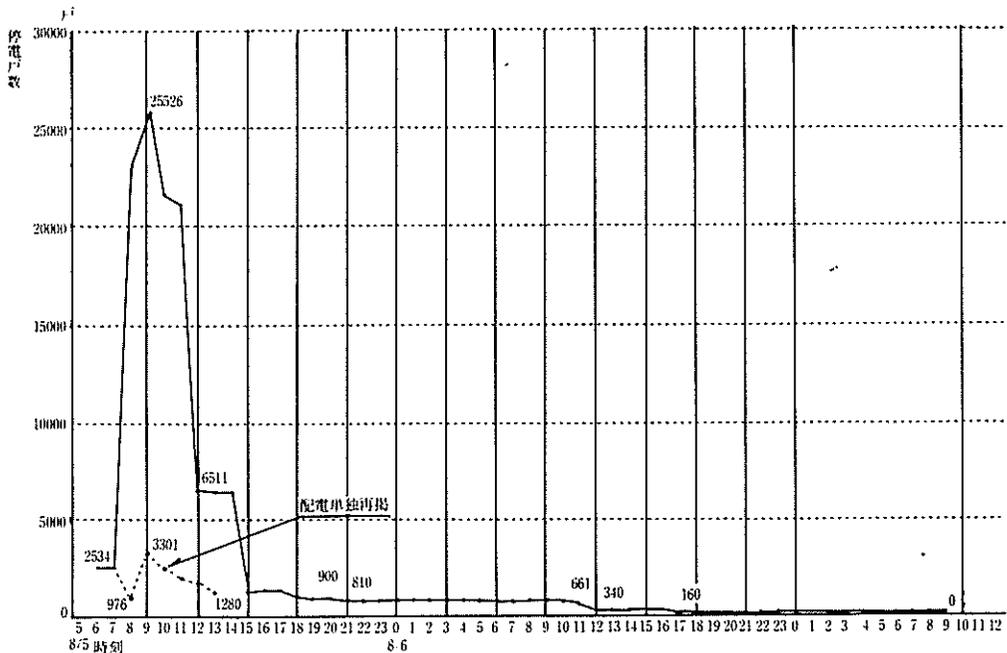
8・5水害により各地で停電したが、豪雨による冠水や土砂崩れなどによって各

地で道路が寸断されるなどの悪条件が重なり、復旧作業は困難を極めた。同支店は、新潟、山形からの応援を求めるとともに、ヘリコプターの導入などにより、統括管理のもと表3-13に示す

表 3-13 動員状況 (8/5~8/7) (人)

	発 変 電	送 電	配 電	計
直 営	292	145	717	1,154
請 負	411	225	1,028	1,664
計	703	370	1,745	2,818

図 3-1 停電戸数推移図



社員、請負業者2,818名が一体となり早期復旧に努力した。その結果、6日0時には停電している家庭が810戸となるまでに復旧し、7日9時には県内の全家庭に送電することができた。

この間同支店では、長時間停電している福島市、郡山市の一部地域に対してローソクを配布するとともに、次に掲げるような停電に係わるラジオによる緊急スポット及び新聞広告によって電力の安定供給に努めていることについて理解と協力をお願いした。

### 新聞掲載広告

福島民報・福島民友

#### 地域の皆さまへ

去る8月5日未明より福島県を通過した台風10号は、各地に記録的な大雨を降らせました。

このため当社の送電線や配電線に被害を受け県内の一部が停電いたしました。

当社はただちに非常災害対策本部を設置し、県外からの応援も得て全力をあげ復旧作業に努めてまいりましたが、多くみなさまに大変なご迷惑とご不便をおかけいたし、誠に申しわけなく存じております。

当社は、電力の安定供給のため、今後とも一層努力してまいりますので、従前同様、ご理解ご協力のほどをお願い申し上げます。

昭和61年8月6日

東北電力株式会社

常務取締役  
福島支店長 櫻井俊平

### ラジオ緊急スポット

東北電力よりお知らせいたします。

台風10号の影響により、現在、福島市と郡山市の一部で停電しております。

大変御迷惑をおかけしておりますが、復旧に全力をあげておりますのでしばらくお待ち願います。

なお、今回の水害で床上浸水にみまわれたお宅については、安全点検の必要がありますので最寄りの東北電力に御連絡願います。

## 第2節 生活用水

水道の断水は、ガス、電気とともに住民生活を麻痺状態に陥れた。断水した地域では、飲料水をはじめ炊事、洗濯等の生活用水の供給が断たれ、泥土で汚れた衣類、家財等の洗浄さえできず、伝染病の発生が懸念される状態であった。

そこで県は、生活用水を確保するため、被害を受けた市町村と連携し、被災施設の応急復旧に全力を挙げる一方、特に被害の著しかった福島市、郡山市、いわき市、本宮町、鏡石町に自衛隊の派遣出動を要請した。これを受けて自衛隊は8月5日、郡山市、三春町、鏡石町でそれぞれ給水活動を開始、2日間にわたり表3-14の給水活動を行った。また、8月5日から9日まで表3-15に示すとおり給水車延べ106台、動員総数305人、給水量236tに及ぶ救援活動が行われるなど、官民一体による生活用水の確保が図られた。霊山町に対し福島市水道局、新地町に対し新地町管工事組合、岩代町に対し市内業者より給水応援が行われた。

表3-14 自衛隊による給水状況

要請日	要請先	8月5日		8月6日		計	
		給水車	給水量	給水車	給水量	給水車	給水量
8・5	第6特科連隊 (郡山駐屯)	15台	41トン	18台	65トン	32台	106トン

表3-15 給水車による応急給水の状況

項目 \ 月日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	計
延台数(台)	55	37	8	3	3	106
水量(m <sup>3</sup> )	98	99.8	17.7	10	10	235.5
従事人員(人)	144	114	35	6	6	305

## 第3節 ガス

8月5日県は、テレビ・ラジオ・新聞等を通じ、被害発生の恐れのある地域では、ガスボンベのバルブを閉め、また、浸水、冠水等を受けたガス設備を使用する場合は、販売店の点検を受けてから使用し、ガスによる二次災害を防止するよう県民に呼びかけるとともに、関係団体等を通じ販売店に対しガス設備の点検、復旧作業を速やかに実施するよう指示した。

ガスの被害状況は、阿武隈川流域の県北、県中地区を中心に、流失ボンベ68本、冠水等によりボンベが転倒したもの2,633本等であったが、流失ボンベのほとんどは下流域で回収され、使

用不能となった供給・消費設備の復旧も速やかに実施され、県民の生活に大きな混乱はなかった。

## 第4節 電 話

NTT福島支社は、支社と各電話局に災害対策本部を設け、電話の被害を最小限に食い止めるため全社員一丸となり復旧作業に当たった。

### 1 未然防止処理

支社は、橋に添架している電話ケーブルの流失に備え移動無線電話車を出動させ、また、停電した無人電話交換所に電源車を出動させて電源を確保し、被害を未然に防いだ。また、本宮局、鹿島局では局舎への浸水を防ぐため、町の協力を求めて土のうを積み上げ、電話交換機の停止を未然に防止した。

### 2 復旧状況及び臨時的措置

一般電話機や公衆電話機の復旧を最優先に行った。水没地域では水の引くのを待たなければならなかったが、8日にはすべて完了した。その間、住民の避難場所に無料の臨時電話機を設置し、避難者の利便を図った。

故障修理件数 3,772件（5日～8日）

延べ総稼動人員 985人（5日～8日）

## 第5節 交通機関

### 1 鉄 道

#### (1) 日本国有鉄道

##### ① 東北新幹線

8月5日6時1分新白河・古川間の数箇所のトンネル内出水等により送電に障害が発生し、那須塩原・古川間上下線が運転中止になった。同日10時40分運転が再開され、ダイヤは夕刻から平常に復した。また、途中で運転中止された在来線の夜行列車（4日発）旅客の代替輸送のため、仙台・盛岡間下り1本、盛岡・上野間上り1本と5日発夜行列車利用予定の旅客の足を確保するため、上野・盛岡間深夜1往復（開業以来初めて）の臨時列車が運転された。

##### ② 東北本線

8月5日0時19分から各地で寸断状態となり、迂回列車を含め4日発夜行列車が途中で運転中止されたが、これらについては相互に折返し運転が行われるとともに、新幹線による代替輸送で輸送が確保された。また、船岡・槻木間、岩沼駅構内、塩釜・松島間の線路冠水、

築堤崩壊等により直通列車の運転が全面的に確保できなくなったが、復旧に努め6日10時に開通した。しかし、10時10分に鶴田川、吉田川が相次いで決壊したため、品井沼・鹿島台間下り線の築堤変状及び線路冠水が発生し、再度運転不能となり、最終的に全面開通したのは14時15分であった。

### ③ 常磐線

8月4日朝から台風10号の影響により、管内全域にわたって降雨状態となり、11時30分には「大雨が降る」との鉄道気象通報が出された。18時32分には常磐線四ツ倉駅の雨量計が、1時間20mm、連続降雨量100mmに達したため、列車の速度を時速30km以下の注意運転されたのをはじめ、県内の各駅で雨量が規制値を超えたため、常磐線全線区で列車の速度を時速30km以下として運転された。

その後も雨は降り続き20時50分ころに富岡駅、浪江駅の雨量計が相次いで、連続降雨量が列車運転中止基準の140mmに達したため、列車の運転が中止されたのをはじめ、各駅で運転中止規制の雨量を記録したため、22時ころには全線区にわたって列車の運転が中止された。

5日4時までの雨量は、植田駅247mm、湯本駅234mm、平駅226mm、富岡駅192mm、浪江駅209mm、原ノ町駅184mm、小高駅194mmを記録した。

このため、勿来～植田駅間の鮫川橋梁及び日立木～相馬駅間の宇多川橋梁で、河川増水のため線路が冠水し、列車は全線にわたって運転されなかった。

6日勿来～植田駅間の鮫川橋梁下り線路が不通のため、同区間を除いて上野～大津港駅間、泉～仙台駅間でそれぞれ折返し運転が開始されたあと、昼過ぎからは上り線路を使って上下列車を単線運転により、上野～仙台駅間の直通運転が始められた。

7日10時34分勿来～植田駅間が3日ぶりに復旧、常磐線は全線で不通箇所がなくなった。

### ④ 奥羽本線

8月5日1時44分庭坂・赤岩間切取りのり面崩壊及び赤岩・板谷間土砂流失のため不通となった。特に庭坂・赤岩間では約1,000m<sup>3</sup>の土砂がのり面崩壊し、懸命な復旧作業の結果、開通は6日11時となった。

### ⑤ その他の線区

逢瀬川の河川増水により、磐越西線の郡山・喜久田間、磐越東線の郡山・舞木間が不通となったが、磐越西線は磐梯熱海・会津若松間で折返し運転が行われ輸送が確保された。これらの線区は5日の深夜にはいずれも開通した。また水郡線については、東館・常陸大子間の築堤崩壊等のため5日は全面運休となったが、同日夜半復旧作業が完了し、6日には運転が再開された。

線別の主な被害と開通状況は表3-16のとおりである。

表3-16 鉄道被害・開通状況

線名	主な被害状況	開通日時
東北新幹線	トンネル内出水、帯水、土砂崩壊	8月5日10:27
東北本線	道床流失、線路冠水、切取崩壊	(下り) 8月6日13:58 (上り) 8月6日7:20
常磐線	橋脚基礎部洗堀	8月7日10:00
奥羽本線	線路冠水、築堤崩壊	8月6日11:00
磐越西線	道床流失	8月5日22:25
磐越東線	線路冠水	8月5日23:40
会津線	道床流失	8月5日13:52
只見線	線路浸水	8月5日16:00
水郡線	築堤崩壊、切取崩壊	8月5日21:00

## (2) 福島交通㈱

8月5日、飯坂線の小川鉄橋橋脚の根元が洗掘され下流側に大きく傾いたため、電車は通行不能となった。

このため、午前中は代行バスにより19往復運転された。午後には松川も減水し被害も軽微であったため、福島～桜水間で電車の運転が開始され、桜水～飯坂温泉間は代行バスで乗客の輸送が行われ、翌6日から9日までの4日間は、この状態が続いた。

この間、小川鉄橋の両端に仮のプラットホームを設置し、鉄橋と並行する県道の小川橋を徒歩で渡る方法により、福島～小川南仮ホーム、小川北仮ホーム～飯坂温泉間の分割運転が10日から行えるようになった。

復旧工事も順調に捗り9月23日、飯坂温泉15時発の列車が小川鉄橋を渡り、約50日ぶりに全線開通した。

復旧に要した工事費2,350万円、分割運転による減収は約560万円と推定される。

## 2 バス

### (1) 福島交通㈱

福島市内で、信夫橋附近の道路が長さ500mに亘り冠水したり、また、伏拝新田地内の道路が長さ50m程欠壊するなどしたため、福島交通バス路線全般に亘り運休、迂回及び折返し運転等が生じ、371系統のうち186系統(約50%)に影響が生じた。

内訳は、146系統が全面運休及び一部運休、40系統が迂回及び折返し運転である。

特に、伏拝新田地内の道路欠壊は日常生活に大きく影響し、復旧まで21日間を要したが、8月26日から片側運行による運転が再開された。

被害路線の復旧状況を表3-17に詳述する。

表3-17 福島交道路線バス復旧状況

系 統 名	規 定 運 行 回 数	8 月 5 日	8 月 6 日	8 月 7 日	8 月 8 日
中 野	5 / 5	6本運休 福島発15:50から 正常			
大 笹 生	17/18	12本運休、3本荒 古屋経由迂回、福 島発12:25から正 常			
荒 古 屋	10/10	4本運休、2本萱 場経由迂回、福島 発14:40から正常			
北 沢 又	6 / 7	7本運休、福島発 13:45から正常			
南沢又経由北沢又	19/19	20本運休、福島発 14:10から正常			
高 湯	6 / 6	8本上姥堂折返し 運転、福島発15: 55から正常			
土 船	15/15	10本運休、福島発 10:30から正常			
土 湯	26/26	全面運休	14本運休、福島発 10:00から正常		
畜 産 試 験 場	1 / 1	全面運休	始発から正常		
荒 井	21/22	全面運休	11本運休、福島発 9:40から正常		
第 二 日 東	2 / 3	全面運休	全面運休	始発から正常	
佐 原	8 / 8	全面運休	6本運休、10本下 林地内迂回	8/8まで全便下 林地内迂回	8/9から正常
音 坊	5 / 5	全面運休	2本運休、福島発 9:35から正常		
平 田	18/18	全面運休	10本運休、福島発 10:15から正常		
平 石	5 / 5	全面運休	4本運休、福島発 15:05から正常		
鳥 川	5 / 5	全面運休	4本運休、福島発 12:50から正常		
野地経由若松	1 / 1	全面運休	全面運休	始発から正常	
スカイライン経由磐梯	2 / 2	全面運休	始発から正常		
スカイライン循環	①	全面運休	始発から正常		
蓬萊経由二本松	12/12	4本運休、20本素 利町バイパス経由 迂回	全便素利町バイパ ス経由迂回	8/25まで8/6と 同じ、8/26から正 常	
蓬萊経由松川	1 / 1	全便素利町バイパ ス経由迂回	8/25まで8/6と 同じ、8/26から正 常		

系 統 名	規 定 運行回数	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
小倉經由水原	3/3	4本運休、狼ヶ森発7:12水原小発となる、福島発16:30素利町バイパス迂回	全便素利町バイパス經由迂回	8/25まで8/6と同じ、8/26から正常	
蓬萊下川崎經由川俣	4/4	2本運休、6本新橋經由迂回	全便素利町バイパス～新橋經由迂回	全便素利町バイパス迂回	8/25まで8/7と同じ、8/26から正常
篠葉沢經由川俣	3/3	全便素利町バイパス～新橋經由迂回	8/25まで8/6と同じ、8/26から正常		
桜台經由蓬萊東	5/4	全便素利町バイパス經由迂回	8/25まで8/5と同じ、8/26から正常		
特急 福島、郡山	5/5	二本松ICまで4Rバイパス經由運転	二本松ICまで4Rバイパス經由運転、福島発14:01から正常		
山の入	10/10	8本運休、福島発15:00より公民館地内迂回	全便公民館地内迂回	始発から正常	
渡 利	㊦	3本運休、福島発14:05から正常			
宮下町經由上山口	4/5	7本お春地藏折返し、福島発17:45から正常			
湯野、杉の平	4/5	2本瀬沼折返し、湯野発13:25から正常			
飯 野	2/2	全便運休	全便運休	上蓬萊橋經由迂回	始発から正常
蓬 萊 団 地	31/34	始発から素利町バイパス經由迂回	8/25まで8/5と同じ、8/26から正常		
名 号	3/3	全便穴原折返し	全便穴原折返し	始発から正常	
梨 平	3/3	梨平発6:50運休、福島発9:40から穴原折返し	全便穴原折返し	始発から正常	
座頭町經由大笹生	1/0	運休	始発から正常		
蓬萊根崎經由二本松	12/8	始発から素利町バイパス經由迂回	8/25まで8/5と同じ		
小浜經由本宮	3/2	1本運休、4本高木折返し	始発から正常		
津 島	4/3	4本運休、1本小浜折返し、二本松発16:00から正常			
二 本 松、田 沢	3/4	5本大池田折返し、田沢発16:25から正常			

系 統 名	規 定 運行回数	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
小 浜	5/10	1本運休、7本大池田折返し、小浜発16:00から正常			
大平經由小浜	4/4	5本大池田折返し、二本松発15:00から正常			
小 浜、初 森	1/2	全面運休	全面運休	1本運休、川前発7:00から正常	
初 森	2/1	1本運休、2本小浜折返し	全便小浜折返し	1本小浜折返し、二本松発14:00から正常	
小 浜 小、初 森	2/2	全面運休	全面運休	2本運休、小浜発16:01から正常	
金 沢 経 由 戸 沢	3/3	2本運休、4本針道經由迂回	始発から正常		
金山經由戸沢支所	1/1	全便針道經由迂回	始発から正常		
針 道 経 由 下 田	9/9	9本石畑地内迂回	始発から正常		
太 田 若 宮	1/1	1本石畑地内迂回	始発から正常		
木 幡	3/3	2本石畑地内迂回	始発から正常		
本 宮、二 本 松	3/2	2本運休	始発から正常		
広 瀬 経 由 田 沢	2/2	全便六角經由迂回	全便六角經由迂回	全便六角經由迂回	3本六角經由迂回、二本松発17:25から正常
伊 達 経 由 梁 川	4/3	5本新開折返し	始発から正常		
伊 達 経 由 掛 田	21/21	4本運休、掛田発10:15から正常			
五 十 沢	6/8	1本運休、13本新開折返し	全便舟場折返し	8/14まで8/6と同じ	8/15から正常
月 の 輪 経 由 梁 川	48/44	26本運休、66本新開折返し	始発から正常		
仁 井 田 経 由 梁 川	4/3	5本役場前折返し	始発から正常		
梁 川、栗 生	2/1	全面運休	全便川前折返し	8/8まで8/6と同じ	8/9から正常
梁 川、川 前	2/2	全面運休	始発から正常		
栗 生	4/5	全便役場前折返し	全便川前折返し	8/8まで8/6と同じ	8/9から正常
梁 川、藤 田	7/7	全面運休	始発から正常		
梁 川、湯 野	4/5	8本運休	始発から正常		
梁 川、掛 田	4/4	5本運休	始発から正常		
猫 川 経 由 梁 川	5/7	9本晦日町折返し	始発から正常		
梁 川、五 十 沢	1/0	運休	舟場折返し	8/13まで8/6と同じ	8/14から正常
白 根	7/7	11本運休	始発から正常		
山 舟 生	6/6	8本運休	始発から正常		

系 統 名	規 定 運行回数	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
西玉野經由相馬	5/5	2本運休、5本掛田折返し(掛田～相馬間運休)、相馬発14:00から正常			
小 田 原	3/3	2本運休、相馬発15:30から正常			
移 敷 経 由 相 馬	1/1	全面運休	始発から正常		
玉 野 学 校	2/2	全面運休	始発から正常		
立 谷 経 由 原 町	7/7	全面運休	始発から正常		
釣 師 浜	4/4	2本運休、桜ヶ丘発12:24から正常			
鹿 狼 山	4/4	4本運休、相馬発15:30から正常			
磯 部 経 由 舘 前	5/5	全面運休	始発から正常		
磯 部 学 校	7/7	全面運休	始発から正常		
舘 前	3/3	全面運休	始発から正常		
柚 木 磯 部 循 環	①	全面運休	始発から正常		
車 川 経 由 原 町	5/5	全面運休	8/12まで8/5と同じ、8/13～8/31まで台町地内分割運転	9/1から正常	
上 真 弓	6/6	6本運休、相馬発13:24から正常			
急 行 相 馬	1/1	1本運休、福島発16:00から正常			
急 行 原 町	1/1	全面運休	全便新橋經由迂回	8/7～8/9まで全面運休	8/10から正常
原 町	2/2	3本運休、1本川俣折返し	2本運休、二本八木沢折返し	8/7～8/9まで全面運休	8/10から正常
原 町 大 原	4/4	全面運休	始発から正常		
北 泉 経 由 牛 島	3/3	2本運休、原町発11:30から正常			
渋 佐	6/6	2本運休、原町発14:30から正常			
高 倉	2/2	2本運休、原町発8:20から正常			
小 川 町 高 平 循 環	②	1本運休	始発から正常		
桜 井 高 平 循 環	②	1本運休	始発から正常		
川 俣	5/5	全面運休	全便立子山經由迂回	8/9まで8/6と同じ	8/10から正常
川 俣、原 町	4/4	全面運休	5本運休、3本八木沢折返し	全便草野折返し	始発から正常
原 町、草 野	1/1	全面運休	8/9まで8/5と同じ	8/10から正常	

系 統 名	規 定 運 行 回 数	8 月 5 日	8 月 6 日	8 月 7 日	8 月 8 日
川 俣、掛 田	9/9	1本運休、1本七窪折返し、川俣発9:16から正常			
飯 野 経 由 川 俣	3/3	全面運休	全面運休	全便立子山經由迂回	8/9まで8/7と同じ、8/10から正常
船 引	11/12	5本運休、2本折返し	始発から正常		
喜 久 田	20/20	30本運休	始発から正常		
西の内經由希望ヶ丘	30/30	14本運休	始発から正常		
阿久津經由あぶくま台	6/6	10本運休	4本運休、郡山発12:00から正常		
下富田經由百合ヶ丘	10/10	14本運休、2本大島折返し	全便並木五丁目折返し	8/13まで8/6と同じ	8/14~8/31阿久戸折返し
百 合 ヶ 丘	10/10	4本運休、郡山発18:10から正常			
安 積 団 地	14/14	10本運休、郡山発19:40から正常			
鍋 山	6/6	2本運休	始発から正常		
栃 本	8/8	2本運休、郡山発17:05から正常			
守 山	2/2	2本運休	始発から正常		
日 大	11/10	4本運休、郡山発15:50から正常			
徳 定	10/11	2本運休、19本国道迂回	始発から正常		
栃 山 神	4/4	1本運休、7本49R迂回、全便49号迂回	8/31まで8/6と同じ		
東 山 霊 園	5/5	5本運休、5本岩作折返し	全便岩作折返し	8/8まで8/6と同じ	8/9~8/31まで小川經由迂回
正 直	12/12	16本運休、2本金谷入口折返し	始発から正常		
正 直 経 由 守 山	4/4	6本運休	始発から正常		
急 行 平	1/2	1本運休、2本4R迂回	1本東部幹線迂回	始発から正常	
急 行 平、若 松	1/2	1本運休、2本4R迂回	2本東部幹線迂回	始発から正常	
小 野	6/6	8本運休、2本田尻折返し、2本下行合折返し	4本運休、8本下の内上折返し	始発から正常	
柳 橋	15/15	28本運休、2本行合台折返し	全面運休	始発から正常	
出 店	3/3	全面運休	全面運休	始発から正常	
方 八 丁	㊟	14本運休	始発から正常		

系 統 名	規 定 運行回数	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
市役所經由静岡地	17/17	4本運休、郡山発 13:55から正常			
市役所經由希望ヶ丘	9/9	2本運休、郡山発 20:15から正常			
市役所經由大槻	32/33	12本運休、郡山発 20:00から正常			
麗山經由大槻	26/25	8本運休、郡山発 20:50から正常			
池の台經由静岡地	25/25	18本運休、郡山発 17:05から正常			
市役所經由新池下団地	23/23	12本運休、郡山発 19:45から正常			
柴町經由柴宮団地	30/30	2本運休、52本49 R迂回	始発から正常		
三中經由柴宮団地	5/5	4本運休、4本49 R迂回	始発から正常		
鎗ヶ池団地	19/19	10本運休、24本北 井団地折返し	始発から正常		
虎丸經由内環状	㊦	21本運休、郡山発 21:05から正常			
山根經由内環状	㊧	13本運休、郡山発 21:20から正常			
旧道經由日和田	28/28	10本運休、41本富 久山迂回	始発から正常		
南ニュータウン	13/13	4本運休、22本4 R迂回	始発から正常		
新道經由二本松	3/4	2本運休、2本本 宮町内4R迂回	始発から正常		
北工	6/6	2本運休、郡山発 8:06から正常			
中央工業団地	1/1	全面運休	全面運休	始発から正常	
須賀川	49/51	13本運休	始発から正常		
竜崎經由石川	3/4	1本運休、石川発 13:30から正常			
旧道經由須賀川	5/5	3本運休、4本新 道迂回、1本滑川 折返し	始発から正常		
須賀川六軒	3/3	5本運休	始発から正常		
古宿	4/4	2本運休	須賀川発13:35か ら正常		
埋平	4/4	7本運休、1本浜 尾經由迂回	3本浜尾經由迂回		
矢田野經由長沼	4/5	7本運休、1本墓 地公園折返し、始 発から正常			

系 統 名	規 定 運行回数	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
横 田 経 由 長 沼	7 / 7	11本運休、3本墓 地公園折返し	始発から正常		
矢田野経由長沼高校	3 / 2	3本運休、2本墓 地公園折返し	始発から正常		
横田経由長沼高校	1 / 1	1本運休、1本墓 地公園折返し	始発から正常		
勢 至 堂	2 / 2	2本運休	始発から正常		
神 田	5 / 5	2本運休、神田発 14：40から正常			
竜 生	8 / 8	4本運休、12本鏡 石折返し	始発から正常		
二 岐	2 / 2	全便鏡石折返し	始発から正常		
牧の内経由長沼高校	2 / 2	1本運休、3本鏡 石折返し	始発から正常		
丸 山	2 / 2	1本運休、2本鏡 石折返し、1本保 土原下折返し(須 賀川～保土原下間 運休)	始発から正常		
古 戸 経 由 南 沢	2 / 2	2本鏡石折返し (鏡石～南沢間運 休) 2本保土原下 折返し(須賀川～ 保土原下間運休)	始発から正常		
六 軒 経 由 鏡 石	2 / 1	1本運休、須賀川 発17：20から正常			
白 河	5 / 5	1本太田川地区迂 回、白河発8：00 から正常			
滑 津 経 由 石 川	2 / 3	2本木の内地内迂 回、石川発12：30 から正常			
白 河、滑 津	5 / 5	2本木の内地内迂 回、白河発11：10 から正常			
白 河、棚 倉	6 / 6	4本旧道入口折返 し、白河発14：30 から正常			
西 小 屋 経 由 今 坂	2 / 2	全便後田折返し	全便後田折返し	始発から正常	
名 花	4 / 4	2本矢造折返し、 石川発8：00から 正常			
上 遠 野	5 / 5	2本運休、8本大 原折返し	1本運休、9本仁 井田折返し	8/12まで8/6と 同じ、8/13から正 常	
仁 田	4 / 4	全便大原折返し	始発から正常		
竹 貫 田	4 / 4	1本運休、7本下 中井折返し	全便下中井折返し	始発から正常	

系 統 名	規 定 運 行 回 数	8 月 5 日	8 月 6 日	8 月 7 日	8 月 8 日
明 神 橋	3 / 3	4 本新屋敷折返し、 石川発16：30から 正常			
有 実	2 / 2	3 本大原折返し、 石川発16：20から 正常			
芦 沢 経 由 井 堀	3 / 3	2 本運休、船引発 17：35から正常			
上 長 外 路	4 / 4	2 本大平折返し、 船引発12：25から 正常			
般 引、百 目 木	2 / 2	1 本運休、船引発 14：00から正常			
岩 角 経 由 本 宮	4 / 4	2 本運休、2 本本 宮高校折返し	本宮発 7：30上の 橋經由迂回、二本 松発 7：05から正 常		
旧 道 経 由 本 宮	12/13	21本運休、2 本枝 沢經由迂回	2 本新本宮經由迂 回、郡山発 9：50 から正常		
本 宮、赤 坂	7 / 7	6 本運休、8 本上 の橋經由迂回	3 本上の橋經由迂 回、本宮発10：10 から正常		
新 道 経 由 本 宮	18/16	29本本宮町内新道 經由迂回、5 本枝 沢經由迂回	始発から正常		
三 春	39/40	35本運休、郡山発 20：40から正常			
甲 森	3 / 2	4 本運休、甲森発 7：00日和田經由 迂回	始発から正常		
日 和 田 経 由 三 春	3 / 3	5 本運休	始発から正常		
芹 藤 経 由 三 春	4 / 3	5 本運休	全面運休	3 本運休、郡山発 17：20から正常	
芹 藤	3 / 3	全面運休	全面運休	2 本運休	4 本運休、郡山発 18：00から正常
三 春、清 水	3 / 7	4 本運休、清水発 14：00から正常			
三 春、甲 森	3 / 2	2 本運休、三春発 17：00から正常			
白 河、塙	1 / 1	全便逆川折返し (白河～逆川間運 休)	始発から正常		
上 茗 荷	3 / 3	3 本歯染平折返し、 東館13：00から正 常			
小 野、柳 橋	4 / 4	全便運休	始発から正常		
東 山 経 由 石 川	1 / 1	全便永田經由迂回	始発から正常		

系 統 名	規 定 運行回数	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
ば ん だ い 号	①	全面運休	始発から正常		
五 色 号	①	〃	〃		
ひ ば ら 号	①	〃	〃		
しゃく な げ 号	①	〃	全面運休	始発から正常	
志 田	14/14	4本荒町折返し、 福島発12:00から 正常			
根崎経由二本松	9/16	全便素利町バイパス 経由迂回	8/25まで8/5と 同じ	8/26から正常	
富 沢	3/2	全面運休	8/12まで8/5と 同じ	8/13～8/31まで 分割運転	9/1から正常
日下石経由原町	4/4	全面運休	始発から正常		

## (2) 常磐交通自動車(株)

8月5日は、全運行本数の21.2%にあたる56系統504本が運休となった。また、途中折返しあるいは迂回の応急対策を講じて運行したものの15系統94本で、全運行本数の4.0%であった。

6日の運休は6系統34本で全運行本数の1.4%、途中折返しあるいは迂回運行したものの7系統24本で全運行本数の1.0%、更に道路崩壊、道路流失、地すべり等の影響を受けて復旧が遅れた路線は、表3-18のとおりである。

運休等による営業収入の減収(乗合部門)は200万円であったが、建物車両等の直接被害はなかった。

## (3) 会津乗合自動車(株)

山間地における土砂崩れ、落石等により、定期バスの一部は応急対策として途中折り返し、迂回運行を行い、その数は上下線合わせて36本であった。

主な被害路線の運行状況は表3-19のとおりである。

表3-18 常磐交通路線バス復旧状況

系 統 名	完全復旧日
上遠野～荷路夫	8月13日
植田～天の川	8月13日
平～差塩	8月14日
平～隅田川	9月1日
勿来 } ~入旅人	9月20日
植田 }	

表 3-19 会津乗合自動車路線バス復旧状況

路線名	運行系統			行程		運行回数	運行状況及び変更理由	
	起点	経過地	終点	往	復			
福良	1	米代バスセンター	原、赤津	福良古町	37.4	37.4	3/4	国道294号黒森峠地内土砂崩れのため「原長谷川前折返し」運行、2/1運休
	2	〃	崎川浜、赤津	〃	45.2	45.2	2/1	国道294号黒森峠地内土砂崩れのため「原長谷川前折返し」運行及び「崎川浜経由せず」運行
	3	〃	原	赤津	34.8	34.8	2/1	国道294号黒森峠地内土砂崩れのため「原長谷川前折返し」運行、0/1運休
	4	〃	原、崎川浜	〃	/	42.6	0/1	国道294号黒森峠地内土砂崩れのため「原長谷川前折返し」運行及び「崎川浜経由せず」運行
	5	〃	原	崎川浜	30.2	30.2	2	国道294号黒森峠地内土砂崩れのため「原長谷川前折返し」運行
野地、福島	6	若松駅前	中の沢、野地 野地	舟場町 福島駅(東口)	92.9	90.1	1	国道115号線野地一土湯温泉間で土砂崩れのため運休
スカイライン、福島	7	磐梯高原村 磐梯高休息	高原駅、レーク ライン、スカイライン	福島駅(西口)	83.7	83.7	2	吾妻スカイライン通行止めのため運休
平	8	若松駅前	郡山	平駅前	136.3	136.3	3	国道49号線、中山峠地内及び美坂地内土砂崩れのため、2/1運休
一の木	9	喜多方駅	山都駅、 一の木	川入	38.2	/	3/0	一の木一川入間落石のため一の木折返し運行
	10	〃	山都四ツ角、 一の木	〃	/	36.6	0/1	〃
	11	山都駅	一の木	〃	/	20.9	0/2	〃
	12	一の木		〃	/	8.6	0/1	途中落石のため運休
黒森峠、郡山	13	赤津	黒森峠	郡山駅前	42.6	42.3	2	黒森峠地内土砂崩れのため1回運休、午後の便1回は上戸経由で迂回運行
南倉沢	14	檜原駅	張平	南倉沢	11.3	11.3	4	途中土砂崩れのため南倉沢入口折返し運行
湯本	15	田島営業所	枝松	湯本温泉	33.0	33.0	2/1	蟬山地内土砂崩れのため枝松折返し運行
	16	下郷中	〃	〃	/	19.8	0/1	
上戸	17	赤津	上戸	上戸駅	22.7	22.7	7	五方堂地内土砂崩れのため、1回上戸水門折返し
第1スカイライン号	18	東山温泉駅	磐梯、スカイ、 福島	若松駅前	233.2	/	1	吾妻スカイライン通行止めのため本宮高速福島で迂回運行
第2スカイライン号	19	若松駅前	野口、磐梯、 スカイ	福島駅(西口)	131.2	/	1	

## 第6節 保健衛生

### 1 防疫対策

#### (1) 被害状況の把握

今回の水害では、県内各市町村に被害が発生し、時期も夏の盛りであったため、被災地域の防疫活動は迅速かつ万全に行わなければならなかった。

災害発生と同時に、県は、市町村と迅速かつ緊密な防疫活動等の情報交換を行うため、被害状況の把握体制を整えた。

#### (2) 消毒薬等の確保

被害が広域的かつ甚大であったため県は、消毒薬等の不足が生じた場合における薬品等の調達、あっ旋体制を整えた。

#### (3) 市町村に対する指導、指示及び支援

県は、被害のあった市町村の実情に応じ、次の指導等を行った。

ア 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法等、消毒法の実施に関すること。

イ ねずみ族、昆虫駆除の実施に関すること（県内6市町村）。

ウ 飲料水の確保、井戸の消毒及び家庭用水の供給に関すること。

なお、冠水等の被害のあった井戸については、衛生上の指導を行うとともに水質検査を実施した。



▲伝染病予防のため被災住宅を消毒する市職員（福島市南町・福島民報社提供）



▲防疫指導を行う市職員（福島市南町）

水質検査実施市町村 32市町村

水質検査実施件数 813件

エ 避難所の衛生管理及び防疫指導に関すること。

オ 特に被害が広域的かつ甚大であった郡山市は、郡山保健所に対し消毒活動等の応援要請を行い、同保健所は要請に応じて防疫班を組織し、消毒活動を支援した。

#### (4) 伝染病院隔離病舎の確保

県は、伝染病患者の発生に備え8月7日、県内16隔離病舎の被害の有無を調査し、その結果、全施設で被害のないことを確認した。

また、これらの防疫活動の結果、伝染病の発生は全くなかった。

#### 2 食品の安全確保対策

被害を受けた食品関係営業施設に対しては、食品の安全を確保するため、施設・設備の清掃、消毒、食品の取扱等について監視指導を行い万全を期した。

特に、食品工業団地、食品卸売市場等に被害の出た郡山保健所管内については、営業を再開する前に、製品等について細菌学的行政検査を実施し安全の確認をした。

検査の実施状況は表3-20のとおりである。

表3-20 行政検査実施状況

区分 検体種別	検体数	施設数	備 考
食 品	117	43	
施設ふき取り	51	15	卸売市場施設、40検体含む
計	168	58	

## 第7節 災害廃棄物処理

災害に伴い発生した廃棄物は、浸水便槽のし尿及びごみに大別されるが、このような廃棄物を適正に処理し、地域の公衆衛生の回復を図る目的から、災害廃棄物処理事業が8市町で実施された。

し尿処理事業の対象となった戸数は9,431戸、し尿が5,305klであり、ごみ処理は対象ごみ量が7,238tであった。

これらのし尿、ごみ処理量は、県全体処理量の3日から4日分に相当する量であったが、し尿は、し尿処理施設並びに当該施設が災害により休止している間は隣接代替施設での処理が行われ、ごみは多くが埋立処分場で埋立処分された。

また、し尿、ごみの収集、運搬等に要した車両数は約6,000台であった。

なお、これらの事業の概要は表3-21のとおりである。

### ○ 廃有機溶剤入りドラム缶の流出

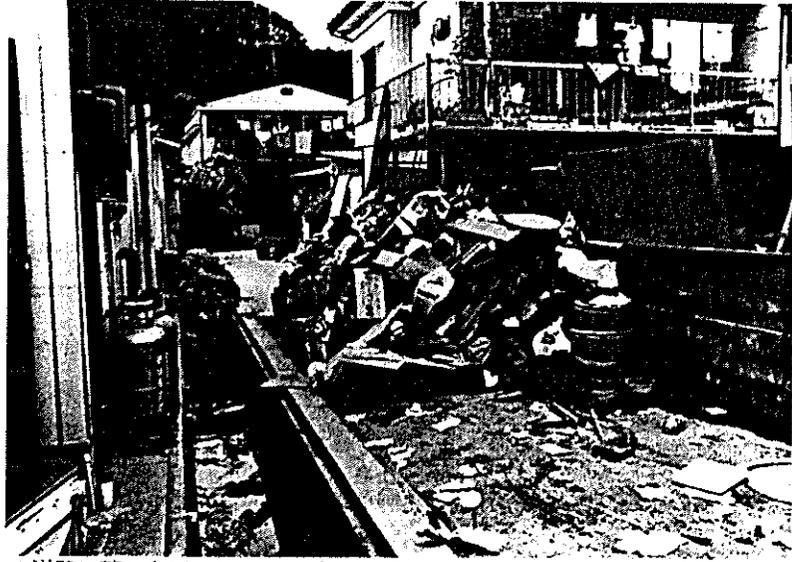
8月5日9時ころ、安達郡白沢村に所在する溶剤再生工場から、200ℓドラム缶845本、20ℓ小缶3,441本の計4,286本が阿武隈川に流出した。

大部分は空缶であったが、トリクロロエチレン等有機溶剤入りのものが含まれていたため、県は、直ちに原因者に対し全面回収を要請するとともに、発見時の措置を住民へ周知するよう流域市町村へ依頼した。

また、水質監視を実施したが、河川水の異常は認められなかった。

表3-21 災害廃棄物処理事業及び事業費査定状況

市町名	し尿		ごみ処理量 (t)	災害廃棄物処理経費	
	くみ取家屋数(戸)	くみ取量(kl)		被害額(千円)	査定額(千円)
福島市	1,887	1,088	1,131	16,238	9,083
会津若松市	859	439		2,943	1,292
郡山市	1,488	872	1,582	35,842	30,364
いわき市	3,561	1,999	100	6,624	5,838
須賀川市			580	1,291	1,099
相馬市	464	275		1,524	754
梁川町	455	239	1,667	9,420	6,920
本宮町	717	393	2,178	8,198	6,641
計	9,431	5,305	7,238	82,080	61,991



▲道路に積み上げられたごみ（本宮町）

## 第5章 道路・河川等の応急対策

### 第1節 河 川

破堤箇所や堤防の大規模な欠陥箇所については、減水後直ちに大量の土砂を用いての土俵積、フトン籠、コンクリートブロック等による応急復旧に着手し、住民の不安解消を図るとともに二次災害の防止に努めた。この結果旧盆の8月14日までには応急復旧を完了することができた。

河川の応急対策工事箇所数と金額は逢瀬川ほか65か所、4億1,438万円である。

なお、応急復旧及び災害査定の前協議は、通常は建設省にて机上で行うこととされているが、今次災害の基大性に鑑み、建設省河川局防災課の災害査定官が8月18日から3日間現地被災箇所へ赴き、復旧工法等について県、市町村と協議を行う等技術指導に当たった。

### 第2節 道 路

道路の欠陥等による通行不能箇所については、河川等の減水後直ちに現地調査を実施し、生活道路の確保を最優先に、また、二次災害の防止を図るため、土俵積、盛土、コンクリートブロック積等による応急工事に着手した。

また、今回の集中豪雨により発生したいわき市道「内郷平線」における地すべりは、道路部の隆起、側部民家への押し出し等、変動量が大きく、また急激であったため、市長から周辺住民40世帯150人に対して避難勧告が出され、直ちに「地すべり対策本部」を市に設置し応急工事に着手した。この地すべりが特異なこと、勧告が発せられていること、また応急対策工事の適否、恒久対策の検討等のことを考慮して、建設省防災課及びアドバイザー制度運営委員に連絡を取り、アドバイザーの派遣要請をした。豊富な専門知識と経験をもったアドバイザーの現地調査（8月14日）及び適切な助言、指導により二次災害を未然に防止でき、さらには住民の不安解消の一助にもなった。応急対策工事は8月21日に完了し、安全を確認した8月22日13時30分に避難解除をした。このアドバイザーの派遣は制度発足以来本件が初めてである。

なお、道路の応急工事箇所は表3-22のとおりである。



▲主要地方道本宮・熱海線の欠壊（郡山市熱海町）

▼同上応急工事完成

郡山市土木部建設課より提供された写真。応急工事完了後の道路の様子を示している。

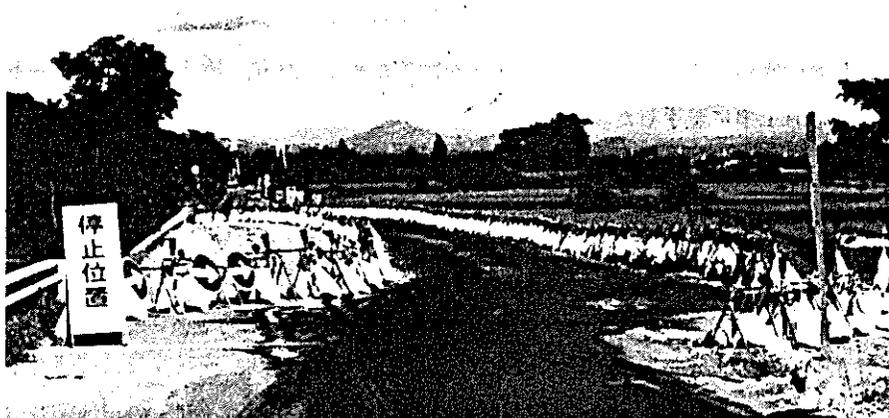


表3-22 道路の応急工事箇所一覧表

管内	道路種別	応急本工事		応急仮工事		計	
		箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)
福島	国道	10	134,196			10	134,196
	主要	1	5,346	1	1,728	2	7,074
	一般	3	12,002	3	2,692	6	14,694
	計	14	151,544	4	4,420	18	155,964
	市町村	6	21,054	1	639	7	21,693
郡山	国道	4	24,664			4	24,664
	主要	6	50,445	1	3,552	7	53,997
	一般	8	58,666			8	58,666
	計	18	133,775	1	3,552	19	137,327
	市町村	4	19,591			4	19,591
白河	国道						
	主要	2	11,367			2	11,367
	一般	1	2,030			1	2,030
	計	3	13,397			3	13,397
喜多方	市町村						
	国道						
	主要	2	12,586			2	12,586
	一般						
会津若松	計	2	12,586			2	12,586
	市町村	1	1,438			1	1,438
	国道						
	主要						
田島	一般	5	34,814			5	34,814
	計	5	34,814			5	34,814
	市町村						
	国道						
原町	主要	1	6,000			1	6,000
	一般						
	計	1	6,000			1	6,000
	市町村	2	10,890			2	10,890
いわき	国道	1	16,240			1	16,240
	主要	3	12,281	1	12,180	4	24,461
	一般	10	130,122			10	130,122
	計	14	158,643	1	12,180	15	170,823
	市町村			4	2,087	4	2,087
合計	国道	5	30,549			5	30,549
	主要			4	9,175	4	9,175
	一般	9	41,522	3	3,033	12	44,555
	計	14	72,071	7	12,208	21	84,279
合計	市町村	17	51,256			17	51,256
	国道	20	205,649			20	205,649
	主要	15	98,025	7	26,635	22	124,660
	一般	36	279,156	6	5,725	42	284,881
合計	計	71	582,830	13	32,360	84	615,190
	市町村	30	104,229	5	2,726	35	106,955

### 第3節 橋 梁

県管理橋梁10橋，市町村管理橋梁61橋計71橋について被害を受けたが，県道橋の落橋は1橋のみで，他は橋脚部の洗掘，取付護岸等の被害で大きな交通の混乱は避けられた。

市町村道橋で落橋流失の被害を受けたのは51橋で，他は下部工の洗掘，取付護岸の被害等であった。

復旧に際しては，生活道路の確保を第一目標に，緊急度の高い橋梁から逐次査定を受け，直ちに本復旧工事に着手したが，住民生活上特に重要で迂回路もない橋梁については仮橋を架設した。

なお，地区の生活上，特に必要な橋梁については，自転車歩行者を対象とした簡易な仮橋を市

表3-23 橋梁の応急工事箇所一覧表

管 内	県 市町村別	応急本工事		応急仮工事		計		単独費 橋 数
		橋数	金額(千円)	橋数	金額(千円)	橋数	金額(千円)	
福 島	県							
	市 町 村							2
	計							2
郡 山	県	1	7,105			1	7,105	
	市 町 村	3	24,969	2	9,000	5	33,969	2
	計	4	32,074	2	9,000	6	41,074	2
白 河	県	1	7,105			1	7,105	
	市 町 村							2
	計	1	7,105			1	7,105	2
会津若松	県	1	12,789			1	12,789	
	市 町 村							
	計	1	12,789			1	12,789	
原 町	県							
	市 町 村							1
	計							
い わ き	県							
	市 町 村							4
	計							
合 計	県	3	26,999			3	26,999	
	市 町 村	3	24,969	2	9,000	5	33,969	11
	計	6	51,968	2	9,000	8	60,968	11

町村単独費あるいは地元利用者の負担により架設し民生の安定を図った。

橋梁の応急工事箇所は表 3-23のとおりである。

## 第 4 節 下水道施設

下水処理場及び汚水中継ポンプ場の被災箇所は、生活排水への影響を早急に解消するため、浸水の排除を行い施設の整備点検後、応急復旧を実施した。

また雨水施設についても二次災害の防止を図るため、管渠内の堆積土砂排除やマンホール損傷部の応急復旧を実施した。

# 第6章 交通規制

## 第1節 道路管理者による規制

今次災害により、国管理の主要幹線国道については、4路線（4号、6号、13号、49号）5箇所において交通規制が行われた。特に、8月5日の未明には、6号、13号、49号の3路線4か所が一時全面通行止となり、県内道路交通網に深刻な影響を与えたが、懸命な復旧作業によりほぼ同日午前中には規制が解除された。

また、被災直後の8月6日における県管理道路の交通規制箇所は、一般国道17か所、主要地方道39か所、一般県道51か所計107か所に及び、これらを含む交通規制箇所総数は、一般国道9路線35か所、主要地方道33路線60か所、一般県道66路線88か所、合計108路線183か所にも及んだ。昼夜兼行の突貫工事で復旧を図った結果、約2か月後の9月30日には全面通行止1か所、大型車規

表3-24 日時別交通規制箇所一覧表（県管理道路）

種別	種類	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/12	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/18	8/19	8/20	9/22	9/25	9/30	
一般国道	全面	15	16	8	6	1	1												
	大型					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	片側		1	5	8	10	9	10	10	10	10	10	10	7	7	7	7	7	6
	小計	15	17	13	14	12	11	11	11	11	11	11	11	8	8	8	8	8	7
主要地方道	全面	20	36	14	14	10	4	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	大型			1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	
	片側		3	3	6	6	7	7	7	9	9	9	9	8	9	8	8	8	5
	小計	20	39	18	22	19	14	14	13	13	13	13	13	12	13	12	10	10	5
一般県道	全面	23	49	22	30	16	10	5	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	大型				3	4	4	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	1
	片側		2	4	6	7	6	7	7	7	7	7	7	8	7	5	4	6	4
	小計	23	51	26	39	27	20	17	15	15	15	15	15	16	15	13	11	11	6
合計	全面	58	101	44	50	27	15	9	5	3	3	3	3	3	3	2	2	1	
	大型			1	5	8	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	8	6	2
	片側		6	12	20	23	22	24	24	26	26	26	26	23	23	20	19	21	15
	合計	58	107	57	75	58	45	42	39	39	39	39	39	36	36	33	29	29	18

9/22 9:00現在

規制総数 108路線183箇所  
 一般国道 - 9 " 35 "  
 主要地方道 32 " 58 "  
 一般県道 67 " 90 "

現在規制数 (2) (2)  
 22路線29箇所  
 一般国道 (-) (-)  
 3 " 8 "  
 主要地方道 (1) (1)  
 8 " 10 "  
 一般県道 (1) (1)  
 11 " 11 "

※上段( )書は全面

制、片側規制17か所となり、県民生活の足が一応確保された。

これら交通規制の詳細は表3-24、図3-2及び表3-25のとおりである。

図3-2 交通規制箇所数の推移

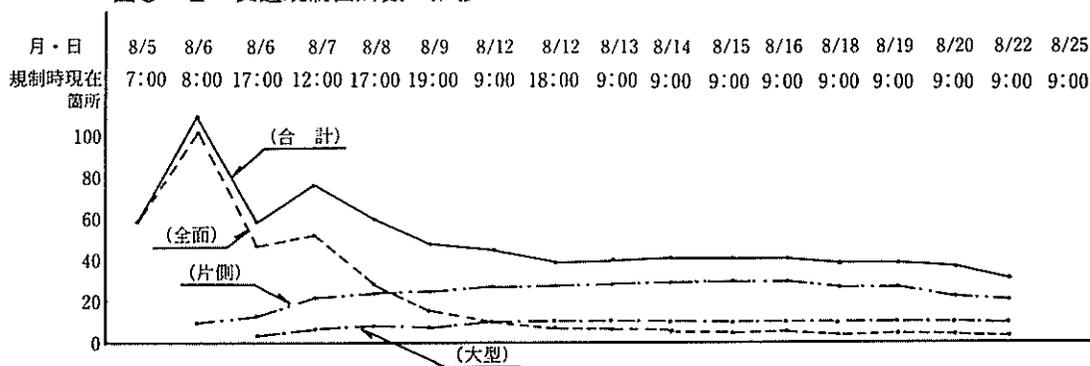


表3-25 路線別の交通規制状況

(国管理)

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況					規制解除日 月 日
				通行止	大型通行止	片側通行止	重量制限	その他	
4号	伊達郡国見町大字貝田	路肩欠壊	なし			8/5 11:25 ○			8/9 3:00
6号	相馬郡鹿島町真野川橋梁	冠水	県道、原町海老相馬線	8/5 7:50 ○					8/5 12:15
13号	福島市飯坂町中野米沢市万世町刈安	法面決壊	なし	8/5 3:00 ○		8/5 11:30			8/8 10:00
49号	郡山市熱海町中山	雨量超過	なし	8/5 6:00 ○					8/5 10:50
49号	いわき市好間町大和利	土砂崩落	なし	8/5 2:00 ○					8/5 11:25

(県管理)

国道

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況					規制解除日時
				通行止	大型通行止	片側通行止	重量制限	その他	
113号	相馬郡新地大沢峠	土砂崩れ	なし	○		8/6 ○			8/7 15:20
114号	浪江町室原	"	"	○					8/5 5:00
"	" 赤字木	路肩欠壊	"	○		8/9 ○			11/30 17:00
"	小倉寺、加登内	"	"	○		8/7 ○			62.3/20 予定

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況						規制解除日時	
				通行止	大型 通行止	片側 通行止	重 制	基 限	その他		
114号	飯野町青木、柴切田	土砂崩れ	飯野、三春 栃木	○		8/7 ○				11/20	8:00
〃	渡利中山	路肩欠壊	なし			○				11/30	8:00
115号	土湯温泉、土湯、猪苗代、 横向	路面冠水	4号 49号	○						8/5	13:20
〃	相馬山上 東玉野	土砂崩れ	なし	○						8/5	16:50
118号	東白川矢祭町	冠水	町道	○						8/5	12:00
〃	〃 塙上石	〃	矢祭山八槻	○						8/5	9:00
〃	〃 塙代宮	〃	〃	○						8/5	8:30
〃	〃 棚倉町八槻	土砂崩落	289号	○						8/5	8:00
288号	船引町花木田	冠水のため	市町村道	○						8/5	11:30
〃	三春町山田	路肩欠壊	〃	○		8/5 ○				9/20	17:00
〃	郡山富久山陣場 東苗内	冠水のため	郡山大越	○						8/6	6:00
289号	いわき市川部、大沢	落石の危険	市町村道	8/4 ○						8/5	15:00
〃	西郷村真船 下郷村南倉沢	土砂崩れ	なし	○						8/8	8:30
〃	塙町西河内	〃	〃	○						8/5	14:00
294号	湖南赤津 三城	〃	〃	○						8/6	6:00
〃	長沼町江花	〃	〃	○						8/6	6:00
349号	矢祭町宝坂 塙、那倉	土砂崩落	〃	○						8/5	14:00
〃	梁川町五十沢	路肩欠壊	〃	○		8/6 ○				8/16	16:00
〃	〃 柴崎	〃	〃	○		8/6 ○				8/16	16:00
〃	〃 富野	冠水のため	〃	○						8/6	7:30
〃	〃 広瀬橋	〃	〃	○						8/5	20:30
〃	古殿町山上	路肩欠壊	〃	○		8/7 ○				8/18	7:00
〃	〃 山上、竹貫田	道路陥没	〃	○						8/8	15:00
399号	川内村西山	土砂崩落	〃	○						8/6	19:00
〃	飯坂町名号 県境	〃	〃	○						8/6	14:00
〃	〃 中茂庭	冠水のため	〃	○						8/5	14:30
〃	浪江町南津島	路肩欠壊	〃	○						8/5	19:00
〃	小川町上小川	土砂崩落	〃	○		8/7 ○				10/10	17:00
〃	飯坂町湯野	路肩欠壊	〃			○				10/30	8:00
〃	(石山) 飯坂町茂庭	〃	〃	○		○				62.1/31	予定
〃	伊達町長岡	歩道橋冠水	市町村道							8/6	10:30

主要地方道

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況						規制解除日時
				通行止	大型 通行止	片側 通行止	重 制	量 限	その他	
福島・飯坂	森合ガード下	冠水	市町村道	○						8/5 13:00
福島・保原	保原町内	〃	なし	○						8/5 14:15
郡山・湖南	多田野休石	土砂崩れ	〃	○	8/5 ○					8/6 18:30
〃	湖南中野	道路陥没	〃			○				8/10
本宮・熱海	熱海安子島	道路欠壊	49号	○		8/8 ○				8/8
原町・川俣	大原社地神	土砂崩れ	なし	○		8/5 ○				8/6 12:00
〃	飯館八木沢	〃	〃	○		8/5 ○				8/8 17:00
〃	〃	路面陥没	〃	○						8/5 19:45
〃	〃	〃	〃	○		8/9 ○				8/9 20:00
〃	大原沢見橋	土砂崩れ	115号	○		8/5 ○				9/29 12:00
いわき・石川	古殿、松川、薄木	沢からの土 石崩落	なし	○		8/6 ○				10/31 17:00
〃	大平皿貝	道路流出	〃	○		○				62.3/20 予定
〃	田人石住 神山	路肩欠壊	〃	○		○				62.3/20 予定
〃	石住歳鉢	崩落土 の危険	〃	○						8/5 12:00
小名浜・四倉	平豊間、合磯	倒木のため	市町村道	○						8/5 16:00
須賀川・田島	須賀川、松塚	冠水	なし	○						8/5 16:00
〃	蟬、芦	冠水及び土 砂崩れ	〃	○						8/5 17:00
〃	下郷高原	上砂崩れ	〃	○						8/6 7:00
〃	蟬	路肩欠壊	〃	○						8/12 17:00
いわき・上三 坂・小野	遠野根岸風木坂	崩落土	〃	○						8/5 12:00
二本松・浪江	岩代小浜、広口	冠水	町道	○						8/5 11:00
〃	東新殿太夫	土砂崩れ	なし	○						8/5 11:00
塙・大津港	塙大蔵、長岡 測ノ上	落石の おそれ	〃	○						8/5 10:00
浪江・国見	霊山行合道、子供村入口	路肩欠壊	〃	○						8/6 14:20
〃	飯館佐須	〃	〃	○						8/5 17:00
〃	伊達橋	冠水	〃	○						8/6 16:00
〃	霊山、二枚橋	〃	〃	○						8/5 19:00
小名浜・平	鹿島船戸	(矢田川) 〃	6号	○		8/6 ○				8/6 10:30
〃	平菱川町	〃	なし	○						8/5 16:00
本宮・三春	本宮館町	冠水のため	4号	○						8/6 10:00

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況						規制解除日時
				通行止	大型 通行止	片側 通行止	重 制	量 限	その他	
黒磯・棚倉	棚倉戸中高内	土砂崩れ	なし	○	8/6					
〃	〃〃川前	路肩欠壊	〃			8/6				9/27 17:00
相馬・浪江	相馬坪田	〃	市町村道	○	8/6					9/19 10:00
いわき・浪江	平泉崎向原	冠水のため	なし	○						8/5 15:00
小野・富岡	下川内五枚沢	土砂崩落	〃	○						8/5 9:00
白河・羽鳥	西郷羽太本撫虫笠	土砂崩れ	〃	○						8/9 6:00
川俣・安達	飯野明治北向	路面流失	土湯温泉、東山、松川	○						8/8 19:20
小野・四倉	小野夏井川除	落石、路肩欠	349号 鶴子夏井	○		8/6				10/31 17:00
〃	小川高萩、川前五味沢	落石	49号	○						8/6 7:00
棚倉・矢吹	東本町	冠水	なし	○						8/5 15:00
〃	棚倉遊川	〃	〃	○						8/5 17:00
原町・浪江	横川	土砂崩落	〃	○						8/6 18:30
浪江・三春	葛尾小出谷	〃	114号	○						8/5 18:00
霊山・松川	飯野青木	路肩欠壊	なし		○					8/19 15:00
土湯温泉	狼ヶ森	路面冠水	〃	○						8/5 14:30
須賀川・三春	中田町高倉	路肩欠壊	〃			8/6				10/31 17:00
〃	田村守山中町	土砂崩壊	〃	○						8/5 20:00
〃	江持川端	冠水	市道	○						8/6 9:00
郡山・矢吹	天栄高林	〃	なし	○						8/5 18:00
〃	矢吹大中島	〃	〃	○						8/5 19:00
常磐・勿来	常磐関船	〃	〃	○						8/5 4:10
〃	渡辺埜野	路面隆起	市町村道	○						8/8 15:30
郡山・大越	富久山久保田	冠水(堤防壊)	なし							8/6 6:00
〃	三春齊藤作田	道路流出	〃	○						9/30 17:00
〃	三春樋渡	冠水のため	〃	○						8/6 8:00
矢吹・天栄	天栄羽鳥一本木	土砂崩れ	〃	○						8/5 18:00
〃	大信隈戸田ノ沢	〃	〃	○						8/7 6:00
相馬・亘理	新地あけぼの橋 厚木崎	落橋のため	市町村道		8/8					9/9 10:00
〃	新地今神 今泉	冠水(地蔵)	なし							8/7 7:40
丸森・霊山	霊山大石	冠水	〃	○						8/5 20:30

一般県道

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況						規制解除日時
				通行止	大型 通行止	片側 通行止	重制	量限	その他	
甲塚・古墳	平北白土、三蔵	冠水	なし	○						8/5 16:00
内郷・小野	三和、永井坂	土砂崩壊	〃	○						8/6 12:15
黒田・浅川	古殿松川三株	路肩欠壊	市町村道		○	8/8				11/30 17:00
〃	田人黒田久保	〃	なし	○						8/5 15:00
旅人・勿来	山田井上	余木橋付近川のはんらん	市町村道	○						8/5 9:00
〃	旅人笹之太輪	土砂崩落	なし	○	8/11	10/15				62.3/20 予定
田村・安積	田村守山中町	土砂崩壊	〃	○						8/5 20:00
三春・日和田	西田高柴	—	〃	○						8/5 20:00
二本松・三春	白沢南町	土砂くずれ	4号	○						8/5 21:00
二本松・川俣	安達上川崎赤坂	〃	なし		○					8/6 17:20
〃	東和木幡田谷	〃	町道	○		8/5				8/6 17:20
〃	〃 〃 桜畑	冠水	なし	○						8/6 6:00
草野大倉・鹿島	飯館大倉渡戸	—	〃	○	8/12					8/12 6:00
日下石新沼	相馬百槻	路面冠水	6号	○						8/5 7:00
丸森・梁川	梁川山舟生	土砂崩れ	なし	○		8/5				8/6 9:00
福島吾妻夷磐梯	先達山	〃	〃	○		8/5				8/7 14:00
福島微温湯	桜本	土砂崩落	〃	○						8/7 14:00
赤井(停)	三和、合戸、中山	鉄砲水	〃	○						8/6 12:00
皿貝・勿来	田人黒田唐渡	路肩欠壊	〃		○					8/23 8:00
三和下市堂・小川	小川銅居場	土砂崩落	〃	○						8/6 11:00
〃	三和上永井高戸	路肩崩落	〃	○						8/6 15:00
〃	小川塩田畑苅	土砂崩落	〃	○	8/7					9/30 17:00
〃	三和下市堂片岸	土砂崩れ	〃	○		8/6				8/6 7:00
母畑・白河	大鹿島橋	送電線倒壊	〃	○						8/5 15:00
中野・須賀川	鏡石田中	冠水	118号	○						8/6 8:00
〃	湖南中野	土砂崩れ	なし	○						8/8 16:00
飯豊・郡山	小野吉野辺	冠水のため	町道	○						8/5 17:30
〃	水門	〃	49号	○						8/9 20:00
谷田川・三春	田村上道渡	冠水のため	〃			○				8/19 7:00
金屋・本宮	田村上戸合木戸内 前古川	冠水	なし	○						8/5 20:00
〃	白沢糖沢山中 本宮高木猫田	〃	4号	○						8/6 10:00
〃	郡山横川	〃	須賀川 三春	○						8/8 8:00

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況						規制解除日時
				通行止	大型 通行止	片側 通行止	側 重制	量 限	その他	
山木屋・二本松	石畑 蓬田	冠水	市道	○						8/6 7:00
月館・霊山	霊山中川作の内	路肩欠壊	なし	○						8/6 15:00
金屋川(停)	金谷川関谷	冠水のため	〃	○						8/6 8:00
福島・飯野	飯野明治向平	土砂崩れ	霊山松川	○						8/5 3:30
雲水峰・江持	江持	冠水	なし	○						8/6 8:00
舟津・福良	湖南舟津浜	〃	〃	○						8/5 20:00
羽鳥・福良	湖南馬入新田	家前橋落橋 のおそれ	〃	○						8/10 17:00
小川・錦	錦大島	路面冠水	市町村道	○						8/6 3:00
下高久・谷川瀬	平谷川瀬泉町	冠水のため	なし	○						8/5 12:00
片倉・末統(停)	久之浜末統	路肩崩落	〃		○					9/30 17:00
小川・赤井平	赤井友町	冠水	399号	○						8/5 15:00
〃	小川西小川豊田	〃	399号	○						8/5 16:00
上戸渡・広野	広野上浅見川	路肩欠壊	なし	○						8/9 22:00
〃	〃 〃 平鈴	〃	〃	○						8/9 18:00
落合・浪江	浪江小丸北沢	〃	〃	○						8/5 18:00
馬場・太田	中太田	土砂崩れ	〃	○						8/9 17:30
山木屋・原町	高ノ倉	路肩欠壊	市町村道	○						8/10 20:00
大芦・鹿島	鹿島大原 地藏前	路肩流出	なし	○		○				10/21 14:00
草野大倉・鹿島	鹿島上栢窪 御山	冠水のため	〃	○	8/6 ○	8/6 ○				8/6 14:00
原釜・椎木	塚部山崎北谷地	路肩欠壊	市町村道	○						8/6 7:00
〃	塚部	冠水	〃	○						8/6 7:00
赤柴・中島	新地谷地小屋 杉ノ目	路肩欠壊	〃							8/6 0:00
金山・新地(停)	新地福田 畠境	土砂流出、 倒木	なし							8/6 7:00
石井・大子	植田杉谷入 真名畑葛蒲	落石	市町村道							8/5 10:00
増見・小田倉	西郷羽太	洗掘のため	294号	○						8/5 11:00
十日市・矢吹	天栄大室	路面陥没に よる段差	294号	○						8/7 15:00
上川内・川前	川前萩	土砂崩壊	なし	○						8/5 19:50
下松本・鏡石(停)	岩瀬	冠水	〃	○						8/5 19:50
江持・谷田川(停)	江持	〃	〃	○						8/6 7:30
斉藤・下行合	田村下行合	〃	市町村道	○						8/7 5:00
岡部・渡利	三本木	土砂崩落	〃	○						8/12 17:00
〃	三本木橋、仏眼寺	冠水	なし	○		8/6 ○				8/19 16:00
白石・月館	月館砂地	道路陥没	115号	○						8/7 16:00

路線名	規制箇所	原因	迂回路の有無 (路線名)	規制状況						規制解除日時	
				通行止	大通行止	片側通行止	重制限	その他			
広畑・月館	月館	路面洗掘	なし	○						8/10	15:30
〃	〃 布川犬飼	土砂崩落	〃	○		8/6				8/6	19:00
山口・保原	山口	路肩欠壊	〃			○				62.2/2	予定
〃	保原富成峠境	土砂崩れ	〃	○						8/6	8:30
川前・梁川	舟生	冠水	〃	○						8/6	10:00
山口・渡利	渡利岩崎町	路面陥没	〃	○						8/7	18:20
〃	山口女形	土砂崩落	〃			○				8/19	15:00
熊の目・浜崎	湯川田川村北	冠水	〃	○						8/5	18:15
高岡・田島	下郷白岩阿久戸	土砂崩落	〃	○						8/5	12:00
安達太良山	二本松本根坂	路面洗掘	市道	○						8/11	14:00
須賀川・二本松	須賀川森宿	冠水	4号	○						8/6	7:15
〃	〃 一里垣	〃	〃	○						8/6	7:15
〃	〃 滑川中宿	路面冠水	〃	○						8/6	9:00
〃	本宮館町	冠水	〃	○						8/6	10:00
〃	富久山久保田	〃	なし	○						8/6	6:00
川前(停)・上三坂	川前字根尻	土砂崩壊	〃	○						8/6	12:00
神俣(停)・川前	〃 五林	土砂崩壊	〃	○	8/5					9/30	17:00
二本松・本宮	江口 白沢和田	路面洗掘	4号	○		○				62.3/5	予定
南須釜・栃本	田村白河原町	冠水	なし	○						8/5	20:00
湯ノ岳・別所	藤原別所	地すべり	〃	○						62.3/31	予定
高萩・堀	湯岐三ツ又 〃 湯岐前	落石の おそれ	〃	○						8/5	10:00
占殿・須賀川	石川中田矢作	路肩欠壊	〃	○						8/9	18:00
八溝山	棚倉戸中ノ沢 〃 大梅入梅平	落石の おそれ	〃	○						8/8	8:00

## 第2節 公安委員会による規制

県内主要道路の113か所が道路損傷を受け、通行禁止規制(署長規制)を実施した。特に中通りと浜通りで被害が多発し山(崖)崩れ、土砂崩れ、冠水などにより広範囲に道路交通が麻痺した。

このため県警交通管制センターから道路情報を提供する一方、各署は道路標識、立看板等を活用して交通規制・整理を図り

- 二次災害の防止
- 交通渋滞の緩和

- 緊急車両通行路の確保
- 道路復旧作業の促進

に当たった。

なお、主要道路被害状況は表3-26のとおりである。

表3-26 主要道路被害状況

事由 道路別		山(崖)崩れ	冠 水	土砂崩れ	雨量超過	倒 木	計
幹線 国道	6号		1				1
	13号				1		1
	49号	1		1			2
三 桁 国 道	113号			1			1
	114号	1		3			4
	115号		2	3	1		6
	118号		3	1			4
	121号			1			1
	289号	2					2
	349号	1		1			2
	294号			2			2
	399号		3	1			4
	288号		1				1
県 道		7	33	36	1	1	78
有 料 道 路				1	3		4
計		12	43	51	6	1	113
高速道路		速度規制 50K/H					

## 第7章 その他の応急対策

### 第1節 罹災対策総合相談窓口の開設

災害の復旧と被災住民の生活安定のため、県は特に被害の大きかった4行政事務所（県北、県中、相双、いわき）に県政相談の一環として、被災住民に対する総合的な相談窓口を設置し、関係機関との連携のもとに、各種相談業務に適切に対応するよう体制を整備し、相談に応じた。

### 第2節 県税等の特例措置

被災納税者救済のための特例措置については、災害後直ちに緊急の措置として申告・納税などの期限の延長と納税の猶予及び減免措置の適用を決定し、その運用について県下各県税事務所長及び自動車税事務所長に対し示達した。

以下は税務課及び県税事務所等において実施した概況である。

#### 1 申告・納税などの期限の延長

(1) 災害救助法が適用された5市2町の地域における被災納税者に対しては、8月7日以降に到来する申告書の提出や納税の期限を、一律に10月6日まで2か月間延長することとした。

（昭和61年8月12日付福島県告示第261号）

(2) 災害救助法適用地域以外の被災納税者に対しては個別の申請により、上記アと同様に期限を延長することとした。

（昭和61年8月11日付61税第229号総務部長通達）

#### 2 納税の猶予

上記1により延長された期限までに納税することが困難と認められる被災納税者及び期限の延長の適用を受けない被災納税者で期限までに納税することが困難と認められる場合には、個別の申請により、その納めることができない金額を限度として、1年の間納税を猶予することとした。

（昭和61年8月11日付61税第230号総務部長通達）

### 3 減 免

個人県民税・個人事業税・不動産取得税・自動車税及び自動車取得税について、地方税法及び県税条例等に基づき、被災納税者の個別の申請により、一定の基準で減免措置を講ずることとした。

(昭和61年 8月14日付61税第234号総務部長通達)

なお、昭和61年12月末日現在における減免見込額は次のとおりである。

個人県民税	3,100件	3,500万円
個人事業税	1件	2万円
不動産取得税	29件	950万円
自動車税	121件	170万円
自動車取得税	350件	840万円
合 計		5,462万円

## 第3節 地方交付税の特例措置

### 1 普通交付税の繰り上げ交付

普通交付税は、大規模な災害があったこと等の事由がある場合は、特例として定例交付以外に交付できることとなっており、災害発生の時期により、次期（6、9、11月）定例交付額の一部を、各省庁が調査した公共施設被害額に基づき、一定の基準により算定され交付される。

今回の台風10号に伴う大雨災害にかかる普通交付税の繰り上げ交付の状況は、次のとおりである。

(市町村分)

#### ○ 公共施設被害状況報告

(昭和61年 8月14日付61地第745号、総務部長名自治省財政局財政課長宛)

公共施設被害団体 49市町村

公共施設被害額 216億1,900万円

#### ○ 繰り上げ交付申請

(昭和61年 8月16日付61地第750号、知事名自治大臣宛)

公共施設被害額（該当団体35市町村）

193億5,700万円×0.8=154億6,900万円……………㉑

基準財政需要額（見込額）

1,373億2,400万円（60年度）×1.06=1,455億4,800万円……………㉒

表3-27 昭和61年度8月繰上交付額内訳 (百万円)

団体名	交付額	団体名	交付額
福島市	383	棚倉町	53
郡山市	492	矢祭町	72
いわき市	443	鮫川村	72
原町市	122	古殿町	83
須賀川市	166	石川町	88
相馬市	157	玉川村	56
二本松市	119	平田村	79
市計	1,882	浅川町	53
梁川町	133	三春町	89
安達町	70	小野町	83
本宮町	50	都路村	56
岩代町	107	川内村	62
東和町	92	浪江町	104
天栄村	76	葛尾村	44
表郷村	55	鹿島町	91
東村	56	小高町	72
泉崎村	45	飯舘村	95
矢吹町	62	町村計	2,057
大信村	59	合計	3,939

㉑/㉒=10.6%

繰り上げ交付申請額

131億3,200万円(6月交付額)×0.3=39億3,900万円

○ 繰り上げ交付の決定等

昭和61年8月22日付自治交第95号文書により39億3,900万円の交付決定の通知があった。

8月23日市町村別交付額を表3-27のとおり決定し、同日現金交付した。

## 2 特別交付税による財源措置

災害復旧、災害対策に要する経費については、特別な財政需要という観点から、特別交付税において財源措置がなされている。

8・5豪雨災害に係る経費については、次のとおり決定され、12月19日に交付された。

○ 県分 8億7,400万円

- 市町村分 9億 2,900万円
- 県 計 18億 300万円

## 第4節 生活福祉関係

### 1 災害弔慰金の支給

死亡された3名の遺族に対して、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、当該市町から弔慰金が支給された。

支給総額は750万円で内訳は表3-28のとおりである。

表3-28 災害弔慰金支給内訳

区分 市町	生計維持者		その他の者		計	
	人	千円	人	千円	人	千円
郡山市	1	3,000	1	1,500	2	4,500
岩代町	1	3,000			1	3,000
計	2	6,000	1	1,500	3	7,500

### 2 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、法で定める貸付要件を満たす被災世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するため、郡山市ほか7市町において表3-29のとおり合計366件、総額2億2,213万円の援護資金が貸付けられた。

表3-29 災害援護資金貸付状況

区分 市町	世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		住居全体の滅失・流失		家財の損害		重複及び特付		合計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
福島市									46	27,100	2	3,600	48	30,700
郡山市			1	800					205	119,650			206	120,450
いわき市			1	600					26	15,180			27	15,780
相馬市									7	3,700	1	1,200	8	4,900
二本松市									5	2,900	1	1,800	6	4,700
梁川町			3	2,400	1	600			63	37,800	2	3,000	69	43,800
鏡石町									1	600			1	600
船引町					1	1,200							1	1,200
計(8市町)			5	3,800	2	1,800			353	206,930	6	9,600	366	222,130

### 3 世帯更生資金の貸付け

県社会福祉協議会は、災害発生後、被災者に対して早速世帯更生資金の貸付けを行った。低所得世帯などの自立更生を目的とした貸付制度であり、貸付けの対象は、被災した低所得世帯や身体障害者世帯の中で、他の資金の貸付対象とならない世帯に限られた。

災害発生後5か月間に貸付けられた資金は、更生資金1件120万円、災害援護資金4件240万円、合計5件360万円であった。

さらに、身体障害者更生資金1件260万円にかかる償還金の支払いを1年間猶予した。

### 4 母子福祉資金等の貸付

県は、災害に係る児童及び母子世帯等に対する援護対策として、次の諸事項について各社会福祉（いわき行政）事務所長、各市町村長及び母子寡婦福祉団体の長あて通知し、その周知と対応について適切に行われるよう指導した。

- (1) 相談指導体制について
- (2) 母子及び寡婦福祉資金貸付制度の特例措置の運用について
- (3) 母子家庭等介護人派遣事業等の活用について
- (4) 児童扶養手当等の特例措置の活用について
- (5) 要保育児童の緊急入所について
- (6) 児童福祉施設運営の適正化について
- (7) 児童福祉施設入所費負担金の減免について

その結果、表3-30のとおり、母子福祉資金1件、寡婦福祉資金1件計2件の申込みとその貸付けを行った。

表3-30 母子福祉資金等貸付状況

市町村名	区分	資金種別	貸付額	備考
福島市	母子	事業継続資金	千円 500	飲食業、床上浸水による畳の取り替え、腰板の張り替え等 総事業費 50万円
飯野町	寡婦	住宅資金	1,300	農業、住居裏山の土砂の崩壊に伴う家屋の1部損壊、土留擁壁工事に要する経費 総事業費 136万円

### 5 生活保護世帯に対する援護

生活保護世帯では、県北、県中地区で被害が多かった。各福祉事務所では直ちに現地へ急行し、被災者の避難状況等、身柄の安全を確認するとともに、被害状況を調査して生活や住宅補修等に係る助言・指導を実施した。

また、市の福祉事務所では、被保護世帯だけでなく一般の被災世帯に対する窓口にもなったために、全社員が夜遅くまで、避難状況の確認や被害調査、緊急援助物資の配布、生活相談等に追われる日が続いた。

なお、被保護世帯の被災状況及びこの水害に直接関連して支出した生活保護費の状況は表3-31及び表3-32のとおりである。

表3-31 被保護世帯の被災状況

被災区分	家屋の全半壊	床上浸水	床下浸水	崖崩れ等	計
世帯数	(全) 2 (半) 1	72	57	3	135 (235人)

(世帯内訳) 県北地区46 県中地区17 相双地区20 いわき地区52

表3-32 生活保護費の支出状況

費目	住宅費	住宅維持費	移送費	合計
件数(件)	2	11	2	15
支出額(千円)	96	769	25	890

(内訳) 福島社会3件 139,000円 福島市6件 418,080円 郡山市4件 172,300円 相馬市1件 85,000円 いわき市1件 75,200円

## 6 罹災救助基金協議会給付金

福島県罹災救助基金協議会は、火災、自然災害が発生した場合に、罹災者に対する援助等を行い、住民福祉の増進に寄与することを目的に県と市町村により設立されている。今次災害では協議会で定める救助基金交付取扱要項の基準により、救助費及び死亡見舞金を給付した。

なお、給付総額は約292万円であり、内訳は表3-33のとおりである。

表3-33 罹災救助基金協議会給付金内訳

区分 市町村	救 助 費				死亡見舞金		計	
	全 壊		半 壊		件 数	交 付 額	件 数	交 付 額
	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額				
福 島 市	3 件	280 千円	2 件	80 千円	件	千円	5 件	360 千円
郡 山 市	2	170	9	450	2	200	13	820
い わ き 市	1	100	3	145			4	245
須 賀 川 市			1	40			1	40
相 馬 市			2	90			2	90
二 本 松 市	1	110	1	60			2	170
梁 川 町	4	320	6	265			10	585
安 達 町	1	100					1	100
白 沢 村			2	90			2	90
岩 代 町			2	95	1	100	3	195
表 郷 村	1	70					1	70
船 引 町	1	110					1	110
小 野 町			1	40			1	40
計	14	1,260	29	1,355	3	300	46	2,915

## 第5節 住宅関係

### 1 災害復興住宅資金制度の啓蒙

住宅に被害を受けた場合、住宅金融公庫災害復興住宅資金の貸付制度が設けられている。

また、住宅金融公庫災害復興資金の融資を受けてもなお建設資金が不足する場合は、「福島県個人住宅建設資金」を併せて融資する制度を設けており、本制度を的確かつ円滑に実施するため、県の地方機関並びに災害関係市町村に周知した。

### 2 県営住宅への優先入居

公営住宅の入居者の募集は、公営住宅法上原則として公募によらなければならないが、災害等により住宅が滅失した者に対しては、特例として公募によらないで優先的に入居させることができることになっている。

このため、今回の水害により住宅が滅失した者に対しては早急に住宅をあっ施する必要があったので、8月募集予定の住宅に優先的に入居することを認めた。

なお、家賃については、1か月分を免除し、その後3か月分は2分の1に減額し、敷金は6か月の徴収猶予とした。

これらの措置により、郡山市13戸、須賀川市2戸、相馬市1戸、いわき市2戸計18戸の県営住宅に罹災世帯が優先入居した。

## 第6節 商工業関係

### 1 中小企業に対する金融措置

#### (1) 県の金融措置

県は、今次災害が中小企業者にとって未曾有の被害をもたらし、県内経済への悪影響が懸念される点を踏まえ、中小企業の早急な事業活動の再開と経営の安定を図るため、以下の緊急の金融措置を講ずることとした。

##### ア 災害対策特別資金の創設

本資金は当面融資枠を6億円とし、長期安定資金の内枠として創設し、8月12日から取扱いを開始したところであり、その概要は次のとおりである。

##### ア) 融資対象

8月4日及び5日の集中豪雨の被害をうけ、企業経営に著しい影響を生じている中小企業者

(申請に際しては、市町村長等の発行する罹災証明書の添付が必要)

##### イ) 融資条件

利率 年5.0%以内(必ず保証付 保証料0.7%)

貸付限度 運転資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

期間 10年以内(うち据置は1年以内)

取扱期間 8月12日～11月末日

##### ウ) 融資の状況

本資金に係る申込及び承諾の状況は表3-34のとおりであり、特に被害の大きかった県北及び県中地方での融資が90%(承諾ベース)近くに達した。

##### イ 既制度資金の弾力的運用

今般の集中豪雨が県内中小企業に広範囲な被害をもたらしている現状を踏まえ、上記資金の創設に加え、表3-35の5制度資金については、融資対象に「集中豪雨の被害を受け企業経営に著しい影響を生じている中小企業者」を加え、5億円程度の融資枠を確保することと

表3-34 災害対策特別資金の融資状況(11月末)

方部	申 込		承 諾	
	件 数	金 額	件 数	金 額
県 北	24件	242,500千円	19件	194,500千円
県 中	34	420,500	28	305,500
県 南	1	30,000	1	30,000
会 津	—	—	—	—
いわき	2	15,000	1	10,000
相 双	4	33,000	4	33,000
計	65	741,000	53	573,000

表3-35 弾力的運用措置を講じた既制度資金

資金名	項 目	貸 付 条 件		
		利 率	限 度 額	期 間
中小企業共同事業資金		6.3%	運転 50百万円	5年(据置1年以内)
			設備 300	7年( // )
企業再建対策資金		5.8	運転 20	7年( // )
店舗近代化資金		5.8	設備 <sup>a</sup> 15	7年( // )
小規模事業資金		6.0	10	5年
小規模企業育成資金		5.5	5	3年(据置6か月以内)

した。

なお、上記(ア)、(イ)の資金の融資にあたっては、今回の被害が類例をみない規模であり、早急な対策が必要であるところから、貸付手続の迅速化とともに、担保等貸付条件についても特段の配慮を行った。

#### ウ 災害復旧高度化事業の導入

(ア) 今回の被害は、前述のように郡山市特に、高度化資金により整備した組合団地で極めて大きかった。既往の高度化資金に係る施設が罹災した場合は、災害復旧高度化事業の融資対象となるため、特に被害の大きかった次の組合に対し診断事業を実施し、建物については工場等集団化資金、設備・機器類については省エネルギー設備リース資金を適用することとした。

#### a 対象組合

郡山食品団地協同組合

郡山地区鉄工団地協同組合  
福島県板金工業組合  
協郡山クリーニングセンター

b 融資条件

融資比率 総事業費の90%以内  
貸付利率 無利子  
貸付期間 省エネルギーについては12年以内  
          集団化については15年以内

c 融資総額

9億円

d 執行上の問題

- (a) 被害額が多額なため、各組合から修理・部品交換等の要望が出された。ユニットの交換については認められたものの、現行事業団規程から修理については承認を得ることはできなかったこと。
- (b) 設備類の復旧にあたっては省エネルギー設備リース資金を適用することとしたが、その要件である10%のエネルギー効率アップの計測に難しい点が生じたこと。
- (イ) 9月30日付で梁川町が激甚災害地域に指定されたことに伴い、同町と同規模以上の被害を受けた上記組合に係る既往高度化資金貸付金の償還期間を2年間猶予することとした。

エ その他の措置

- (ア) 激甚災害地域の指定を受けた梁川町については、中小企業近代化助成法に基づく設備近代化資金及び設備貸与資金に係る既往貸付金について、2年間の償還猶予を行うこととされ、これに伴い県単資金である機械貸与についても、同様の取扱いを実施することとした。
- (イ) 同町については、県保証協会が行う債務保証に関し、別枠で災害関係保証の特例が設定されるとともに、中小企業信用保険公庫への再保険についててん補率の引き上げ並びに同公庫への保険料の引下げが行われた。

(2) 関係団体・機関の金融措置

ア 市町村の措置

今回の集中豪雨により多大な被害を蒙った市町村においては、被災中小企業の一日も早い経済活動の再開に向けてそれぞれ独自の災害緊急金融対策を講じた。

各市の措置状況

福島市 限度額 500万円以内  
利 率 4.5%以内  
期 間 5年（据置1年）以内

郡山市 限度額 1,000万円以内  
利 率 4.5%以内  
期 間 10年（据置1年）以内

須賀川市 限度額 500万円以内  
利 率 4.9%  
期 間 7年以内

いわき市 限度額 1,000万円以内  
利 率 4.8%  
期 間 7年（据置1年）以内

このほか、独自の金融措置をとらない市町村にあっても、従来の制度資金のあっ旋・相談、利子補給による補てん等の措置を講じた。

イ 政府中小企業金融機関の対応

(ア) 災害貸付の実施

61年8月7日付で中小企業庁より政府系3金融機関に対し災害貸付が指示されたのに伴い、以下の災害復旧貸付が講ぜられた。

○中小企業金融公庫

限度額 直 貸 7,500万円

代理貸 3,500万円

利 率 6.4%

期 間 10年

○商工組合中央金庫

限度額 組合貸 3,000万円

構成員貸 1,000万円

利 率 5.5～7.5%（特別5.25～7.3%）

期 間 運 転 10年

設 備 20年

これに関連し、激甚災害の指定を受けた梁川町については、上記3金融機関の災害復旧貸付の内数として被災中小企業1件当たり1,000万円を限度とし3年間、年6.05%（特別被害にあっては年3%）の特利が適用された。（但し4年目以降は6.3%）

(イ) 小企業等経営改善資金の弾力的運用

8月19日付で中小企業庁から、今回の集中豪雨により被害を受けた中小企業救済のため、商工会議所及び商工会連合会に対し、特別相談窓口の設置等による経営指導の強化とともに、無担保・無保証人制度である小企業等経営改善資金の機動的・弾力的運用が指示され、時宜を得た有効な対策となった。

ウ 民間金融機関の災害貸付

県内の各金融機関においても、今回の水害の甚大さから災害復旧のため表3-36に示す資金を創設し、被災中小企業の金融の円滑化に大きく貢献したところである。

表3-36 金融機関の対応状況

行 名	限 度 額	利 率	期 間
東 邦 銀 行	30百万円	6.0% (保証付5.5)	5 年
常 陽 銀 行	20	6.0 (保証付5.5)	3
福 島 相 互 銀 行	5	6.4~6.5	5~7
大 東 相 互 銀 行	5	〃	〃
郡 山 信 用 金 庫	5	〃	〃
福 島 信 用 金 庫	30	6.4	7 年 ※20年

※20年のものは店舗等損壊のみ

2 災害企業長期復興資金特別融資対策の実施

今次水害により、本県工業の中核的役割を果たす郡山中央工業団地を中心に、県内企業は大きな打撃を受けたため、県は8月18日被害額の大きい大手企業に対して、長期復興資金の特別融資対策を行うことを決定した。県は既に中小企業救済のため制度資金に特別融資枠を設定しているが、大手企業の被害額が極めて大きく今後の復興計画が懸念されるため、大手災害企業等の主要取引銀行等に対して、改めて協力支援を要請するとともに、新たな救済措置の一環として長期的視点に立って、地元金融機関による協調体制を確立し、大手災害企業等の生産設備体制の復興計画に対応できる特別資金のあっ旋融資を行うことを決定した。

「61・8・5 災害企業長期復興資金特別融資対策」の実施要領は次のとおりである。

## 61.8.5 災害企業長期復興資金特別融資対策の実施について

61.8.18

福島県商工労働部工業開発課

### 1. 目的

本年8月の台風10号に伴う水害により、本県工業の中核的役割を果たす郡山中央工業団地を中心に多大の被害を被ったところである。

特に今回の災害は、生産規模の大きい大手企業を中心に壊滅的な被害を被り、しかも一企業当たりの被害額は極めて多額に上っている現状にある。

これら被害に対する救済措置としては、中小企業等に対する県制度資金の融資をはじめ、金融機関等による特別融資等の措置が講じられているところであるが、大手企業等の生産設備体制の復興に要する資金需要は、その被害額からみても多額に上るものと予想されており、早期復興のためにはこれら企業に対し、適時、的確な大型融資等本格的な支援体制を確立して対処することが重要である。

このため、県は大手災害企業等の主要取引銀行等に対して、改めて協力支援を要請するとともに、新たな救済措置の一環として長期的視点に立って、地元金融機関による協調体制を確立し、大手災害企業等の生産設備体制の復興計画に対応できる特別資金のあっ旋融資を行い、本県産業経済の安定的発展に資するものとする。

### 2. 資金融資の名称

災害企業長期復興資金特別融資

### 3. 融資対象区域

県内全域

### 4. 融資対象企業

日本標準産業分類に規定する製造の事業を営む大手企業等であって市町村長の被災証明書がある企業

### 5. 融資金融機関

東邦銀行、福島相互銀行、大東相互銀行が協調し、融資する。

### 6. 融資受付

福島県商工労働部工業開発課又は直接融資金融機関で受け付ける。

### 7. 融資受付期間

60年8月～61年11月末日とする。

但し、期間延長も考慮する。

### 8. 資金使途

特に制限しない。生産設備体制の復興資金に充てるものとする。

### 9. 融資金額

特に制限しない。復興資金計画により個別に協議する。

### 10. 融資期間

長期融資とする。復興資金計画により個別に協議する。

### 11. 融資利率

年6%程度とする。特利を必要とする場合は個別に協議する。

### 12. 返済方法、担保、保証人

復興資金計画により個別に協議する。

### 3 雇用保険制度の特別措置

被害状況が予想以上に大きかったため、各公共職業安定所長を通じ次のような特別措置を講じた。

#### (1) 求職者給付の支給に関する特別措置

災害により、雇用保険の適用事業所が休業し、一時的に離職を余儀なくされた被保険者に対し、失業期間中の生活の安定を図るため、雇用保険の基本手当を支給する措置

#### (2) 労働保険料の納期限に関する猶予措置

概算労働保険料のうち、第2期分及び第3期分の納期限を、それぞれ2か月猶予する措置

### 4 その他

#### (1) 郡山市地方卸売市場

県民（地域住民）に対する生鮮食料品の安定供給を確保するため、被災直後より早期業務再開へ向けた措置を講じ、食品衛生担当部署の指導を得ながら、簡易売場の準備・被災しなかった近隣市場での仮営業等卸売場の確保を通じ、8月7日から業務の再開にこぎつけ、翌週11日から通常の業務へ移行した。

#### (2) その他

今回の水害で被害の大きかった県中・県北地区の商工会議所・商工会では商工業者の早期復旧を図るべく、水害対策特別相談・緊急対策説明会・被災事業所の巡回と実態調査・金融あっせん等の救済措置を講じた。

郡山市安積町商工会の場合（参考）

61・8・5 台風10号により安積町商工会地区内、日出山・笹川地区において水害が発生

8・6～8・9 各地区水害罹災商工業者の罹災状況を調査及び御見舞 約70事業所

8・11 商工関係被害状況報告書を県郡山商工労政事務所へ送付

8・11～9・11 水害特別相談室を安積町商工会に設置

8・19 地区内罹災全事業所に対し御見舞及び各種融資制度の文書を発送

8・23 市役所にて関係団体を集め水害融資説明会開催

8・24 安積町商工会において罹災全事業所を対象として、水害特別相談会開催、のち個別指導を実施

市、国民金融公庫、地区内金融機関3行、罹災事業所9各参加

9・11 市役所にて8・5災害に係る事業資金の調達等に関する調査の打ち合わせ会

9・17 地区内罹災全事業所に対して8・5災害に係る事業資金の調達等に関する調査の実施

## 第7節 農水産業関係

### 1 被害状況の把握

県内各地における農水産物の被害状況を把握し、応急的な対策を講じるため、8月6日、比較的被害の少なかった会津地域を除く県内各地を6班編成で緊急現地調査を実施するとともに、福島県災害対策本部並びに災害対策地方本部の設置後も部内各課及び関係機関との連絡調整のもとに被害状況を的確に把握し、災害復旧のための対策と技術指導の徹底に努めた。

一方、現地調査においては、河川のはんらん等により各所で交通網が寸断され、被害実態の把握に困難を極めたが、被災地が広範囲にわたったにもかかわらず、おおむね迅速な対応が確保できた。

### 2 技術対策

#### (1) 農作物関係

8月5日13時00分県農業改良課が窓口となり緊急技術対策として「No.1 水稻」、「No.2 牧草、飼料作物」、「No.3 大豆、野菜、果樹、花き、こんにゃく」を農政事務所、農業改良普及所等関係機関に通知した。ひき続き「No.4 冠水害技術対策」、「No.5 桑園管理対策」、「No.6 生活相互扶助対策」を通知し、栽培されている農作物さらに畜産関係、生活改善等も含め広範囲な事項について応急対策を指示し、指導の徹底を図った。緊急技術対策No.1～6の内容は、早急な排水対策及び病害の予防と早期防除の実施を基本とし、各作物ごとにきめの細かい対策を示した。

これらの技術対策を受けて、関係機関が一体となって迅速な対応を図り、病虫害の発生等二次的な災害の発生は未然に防止され、農作物の被害は最小限に食い止めることができた。

#### (2) 畜産関係

被害の大きかった郡山市の(株)福島県食肉流通センターほか2件の施設については、被災した翌日から県及び関係団体が被害状況を調査・把握するとともに、へい獣及び、復旧までのと畜処理体制等について応急対策をたてるとともに当該施設の復旧に全力をあげた。

なお、畜舎や飼料作物被害の全般的な技術対策として、次のような対策をとった。

#### ア 衛生対策

- (ア) 速やかな排水及びドロの排除作業の実施
- (イ) 水洗の励行徹底
- (ウ) 消毒(床・壁等)の実施(消毒剤は両性活性剤・塩素系消毒剤を用いる。)
- (エ) 畜舎内の通風をよくし、なるべく早く乾燥を図ること。
- (オ) 新しく乾燥した敷料を敷くこと。

#### イ 飼料作物対策

(ア) 排水対策の徹底を図ること。(特に水田転作畑に関しては、早急に排水対策に努めること。)

(イ) 牧草の早期刈り取りと追肥の励行

(2番草が刈り取られないまま冠水した草地においては、早急に刈り取り、追肥を行い、3番草の確保を図ること。)

(ウ) 決壊草地、飼料畑の早期復旧を図ること。(草地・飼料畑等の見まわりを行い、決壊した草地・飼料畑等は早期に対策を講じ、被害を最小限に食い止めること。)

### (3) 水産関係

#### ア 養殖アサリ対策

県(水産課・水産試験場・水産事務所・普及所)、相馬市、漁協関係者からなる調査班を編成し、堆積土砂の除去、アサリ種苗の添加など、緊急処理のための調査を実施した。

その結果、主要漁場の堆積土砂6,500m<sup>3</sup>(30,400m<sup>2</sup>)の除去と、アサリ種苗66tの添加が必要であることを確認し、これらの漁場復旧のための対策として、県単補助事業の予算化方針を決定した。

#### イ 増殖施設対策

流木、漂着物、堆積土砂の除去など当面の処理は、施設所有団体所属員の労務提供により速やかに実施された。また、水産事務所を中心に復旧のための予備資材保有状況などを調査し、自力復旧が可能であることを確認するとともに、魚病発生予防のための消毒実施などを指導した。

#### ウ 養殖コイ対策

内水面水産試験場による調査を実施し、被害の様態に応じ衰弱魚の魚病発生予防措置、給餌、種苗の追加放養などに関する現地指導を行った。

### (4) 農業共済対策

災害発生後、県農業共済組合連合会及び各農業共済組合で被害調査を実施し、土砂流入流出等により収穫皆無となった耕地については、共済金の仮渡しを実施することに決定し、9月25日に水稲・果樹について仮渡しが終了した。

また、共済金の早期払いについても事務の迅速化を図り、12月上旬に支払いを終了した。

## 3 補助事業の実施

福島県農業災害対策措置要綱に基づき補助対策を実施した。実施状況については表3-37のとおりである。

表3-37 農業災害対策補助事業実施状況

事業種目	項目 補助対象 面積	事業費	補助金	実施市町村	対象農作物
病虫害防除用 農薬購入事業	ha 1,617.5	千円 17,119	千円 5,661	福島市、桑折町、梁川町、二本松市、国見町、郡山市、須賀川市、鏡石町、天栄村、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、	水稻、果樹、野菜、こんにゃく、大豆
樹草勢回復用等 肥料購入事業	198.8	7,594	2,518	福島市、梁川町、二本松市、安達町、岩代町、郡山市、須賀川市、鏡石町	野菜、桑、こんにゃく
種苗等購入事業	12.6	5,270	1,754	福島市、梁川町、国見町、鏡石町、いわき市	もも、いちご、こんにゃく
計	1,828.9	29,983	9,933	16市町村	

## 第8節 農地林業関係

### 1 農地関係

被災時期が、農耕水田の幼穂形成期に当たり、かんがい用水の断水は、水稻の死活問題であり、水路工の仮復旧、あるいは揚水機、原動機の分解修理等応急対策を各農地事務所から市町村へ指示した。また、耕作農道や橋梁の仮復旧等応急工事を指示した。

これらの内容は表3-38のとおりである。

### 2 林業関係

山腹崩壊発生地における土砂の片付けを実施、さらに、再度被害の拡大を防止するため「編サク工」の施行等応急対策を実施した。

### 3 林業金融対策

被害を受けた林業者に対し、一刻も早く災害復旧が促進されるよう、各林業事務所を通じ、農林漁業金融公庫資金（主務大臣指定施設資金、林業基盤整備資金、林業経営維持資金）及び林業改善資金（被害森林整備資金）等災害復旧資金の積極的な活用を啓蒙を図った。

表3-38 応急仮工事、応急本工事 選定、着工地区

所在地	事業主体	地区名	工種	数量	被害額	申請額	仮又は本 工事区分
郡山市	安積疏水 土地改良区	阿久戸	頭首工	(22.4) 1	千円 100,000	千円 3,206	仮工事
いわき市小川町 高萩字鹿野	いわき市	鹿野第1	水路	(120) 1	27,000	2,000	〃
福島市	福島県	福島西部第1	道路	92	2,000	1,978	〃
白沢村	高木用水土 改良区	赤木	揚水機	1	1,000	727	〃
小高町	小高町	小高江四栗	水路	35	9,000	7,928	〃
いわき市	いわき市	三坂川	橋梁	(31) 1	2,500	2,198	本工事
桑折町	伊達西根堰 土地改良区	西根上堰	水路	363	1,500	1,283	〃
〃	〃	西根下堰	〃	159	1,000	520	〃
白沢村	安積疏水 土地改良区	白沢	揚水機	1	3,500	3,459	〃
鹿島町寺内	鹿島町	小島田	〃	1	4,000	3,509	仮工事
〃 鹿島	〃	鹿島	〃	1	1,000	780	〃
〃 岡和田	〃	岡和田	〃	1	1,000	617	〃
会津若松市	会津若松市	赤井	〃	1	1,000	693	〃
〃	〃	下ノ窪	〃	1	1,000	367	〃
〃	〃	東田面	〃	1	1,000	367	〃
〃	〃	四ツ谷	〃	1	1,000	559	〃
西郷村	西郷村	岩井戸	用水路	70	11,500	11,500	
喜多方市	喜多方市	新宮第4	道路	20	3,000	2,000	〃
白河市	泉崎村	穴堰	頭首工	(108) 1	100,000	96,630	〃

注) 補助対象の災害復旧費30万円以上の内に認められる応急工事費は15万円以上であること。

各 林業事務所長 殿

福島県農地林務部長

台風10号による被災者に対する農林漁業金融公庫資金等の  
積極的活用について（通知）

このことについて、一般の台風10号により被害を受けた林業者に対し、下記資金の積極的な活用の啓蒙を図り、早急に災害復旧を促進されるよう関係機関の指導方よろしく願います。

記

資 金 の 種 類		融 資 対 象 者
農 林 漁 業 金 融 公 庫	林業基盤整備資金	被害を受けた林業者等
	(造林資金)	〃
	(樹苗養成資金)	〃
	(林道資金)	〃
	林業経営維持資金	〃
	農林漁業施設資金	〃
	(主務大臣指定施設資金) (共同利用施設資金)	〃
林業改善資金	〃	
	被害森林整備資金	〃

## 第9節 文教関係

### 1 児童生徒の教科書の確保

児童生徒の教科書の被害について実態を調査し、被災状況をは握するとともに、第二学期からの授業に支障がないよう努めた。

#### (1) 公立小・中学校

災害救助法による教科書の給与状況及び被災児童生徒数は表3-39のとおりである。

これら児童生徒が在籍している小・中学校は、小学校32校、中学校18校計50校となっている。被害の多かった郡山市、福島市をみると、郡山市では、小学校は芳賀小をはじめ8校、中学校は郡山四中をはじめ4校となっており、福島市では、小学校は清明小等8校、中学校は文教施設関係で最も被害が大きかった福島一中を含めた6校となっている。

これらの教科書の給与は、第二学期の始業式までにはすべて完了した。

表3-39 教科書の給与状況及び被災児童生徒数

		児童・生徒数(人)	給与冊数(冊)	
災害救助法適用市町	計	487	4,477	
	学校種別	小学校	318	2,166
		中学校	169	2,311
	市町別	福島市	92	754
		郡山市	183	1,700
		いわき市	20	131
		須賀川市	32	251
		相馬市	4	27
		梁川町	67	590
		本宮町	89	1,024
その他の隣接市町村	19	119		
合計	506	4,596		

(2) 県立高等学校

県立高等学校に在籍する生徒で被害にあい、教科書協会等を通じて教科書の補給を受けたものは21校にわたる62人、計551冊であり、被災生徒の在籍校を通し8月末までに補給が完了した。

表3-40 高校別教科書補給状況

県北地区高校	生徒数(人)	冊数(冊)	県中地区高校	生徒数(人)	冊数(冊)
福島	3	25	本宮	5	46
福島女子	1	9	安積	2	20
福島農蚕	4	35	安積女子	1	10
福島東	2	19	郡山商業	1	8
福島西女	1	3	郡山女子	2	17
安達	1	11	郡山	1	9
川俣	1	13	須賀川	3	29
福島商業	2	22	長沼	1	9
福島北	1	9	郡山北工	1	11
福島中央	3	20			
梁川	6	68			
保原	20	158	計 9校	17	159
計 12校	45	392	合計 21校	62	551

高校別の補給状況は表3-40のとおりである。

## 2 奨学金による救済

### (1) 奨学生災害貸付け

被災生徒救済のための実態調査（8月19日現在）の結果、県立高等学校に在籍している被災生徒は、588名であった。この被災生徒のうち、日本育英会奨学金の災害貸付けを希望した19名が奨学生災害貸付の申請手続を行い全員が採用された。

### (2) 既奨学金貸付者に対する返還猶予

日本育英会県支部では、被災地域に居住する奨学金返還中の者に対して返還猶予の制度がある旨の指導を行った。

## 3 高等学校被災生徒に対する就学援助

### (1) 県立高等学校

県立高等学校に在籍する生徒で、災害を受け就学が困難になった生徒に対し、直ちに授業料免除の措置を講じた。免除者は35校の165名にのぼり、定時制の生徒は1校1名で、他はすべて全日制の生徒である。

免除期間は、12か月が13名、9か月が73名、6か月が79名であり、期間の差は、床上浸水による家屋・家財等の被害の程度に応じ基準を設けるとともに、農家の生徒については農作物に対する被害についても考慮した結果である。いずれも、昭和61年9月からの免除措置が講じられ、免除総額は651万円余である。

この免除措置の内訳は表3-41のとおりである。

※ 県南地区、会津地区には、被災による授業料免除の措置が講じられた生徒はいなかった。

表3-41 被災生徒授業料免除措置状況（県立高等学校）

区分 方部	全 日 制		定 時 制		計	
	在籍校数(校)	生徒数(人)	在籍校数(校)	生徒数(人)	在籍校数(校)	生徒数(人)
県北地区	14	88	1	1	15	89
県中地区	11	60			11	60
相双地区	4	6			4	6
いわき地区	5	10			5	10
計	34	164	1	1	35	165

## (2) 私立高等学校

私立高等学校に在籍する生徒については、高等学校を設置する学校法人が、災害により授業料の納入が困難と認められる者について授業料を免除した場合に、当該学校法人に対し、免除した額を補助金として交付することにより就学援助がなされた。

被免除者は総数125名で、在籍校は11校である。免除期間は被害の程度により差が設けられ、9か月が56名、6か月が69名である。

昭和61年度における補助金総額は、923万円余となっている。

なお、被災した生徒の地区別の内訳は表3-42のとおりである。

### 4 私立学校災害復旧事業に対する貸付け

災害復旧事業に対する貸付けとして社団法人福島県私学振興基金協会を通じ、私立学校災害復旧事業貸付けが次のとおり実施された。

貸付学校 かしま幼稚園（いわき市）

貸付額 1,500万円

表3-42 被災生徒数調

地 区	在籍校数(校)	生 徒 数(人)
県 北	5	54
県 中	4	64
い わ き	2	7
計	11	125

(注) いずれも全日制である。

## 第10節 広報活動

災害発生以来、災害の発生状況や応急復旧対策の情報等を当初はそれぞれの関係課で、災害対策本部設置後は本部に集約して、報道機関に情報を提供し、報道機関の協力のもとに県民に対し周知徹底を図った。また県の広報媒体によっても、被害状況や復旧対策などの広報を行った。

これら発表、広報状況をまとめると表3-43及び表3-44のとおりである。

表3-43 報道機関への発表

月 日	時 刻	内 容
8.5	10:00	台風10号による通行止状況
	10:15	L Pガス消費者の皆さんへ
	10:45	農業災害情報、緊急技術対策
	13:00	被害状況について
	15:00	農業災害情報
	15:15	被害状況について
	17:00	〃
19:00	〃	
8.6	11:00	被害状況について
	13:30	〃
	17:00	〃
8.7	11:00	被害状況について
	12:10	福島県未組織労働者融資制度水害罹災者特別融資について
	17:00	被害状況について
8.8	13:00	被害状況について
	17:00	〃
8.9	10:10	被害状況について
	17:40	いわき市内郷小島町花輪地区での地すべり発生について
8.11	14:20	農業関係被害額について
	16:00	被害状況について
8.12	14:00	水害に伴う中小企業緊急金融対策について
	15:05	被害総額について
8.13	10:30	被害を受けられた方に対する県税の特例措置について
	14:30	被害総額について
8.14	9:00	被害状況について
	14:40	被害総額について
8.15	16:00	被害状況、被害総額について
8.16	14:00	災害企業長期復興資金特別融資対策について
8.20	17:10	被害状況、被害総額について
8.25	17:15	被害状況(確定)
8.27	16:00	産業ドラム缶流出について
8.29	18:20	ばんだい号による流出ドラム缶調査結果について
8.30	14:30	流出ドラム缶の回収状況について
9.2	15:05	流出ドラム缶の回収状況について
9.3	16:55	流出ドラム缶の回収状況について
9.4	13:50	流出ドラム缶の回収状況について
9.6	11:50	流出ドラム缶の回収状況について
9.8	10:30	災害対策本部の解散、被害総額(確定)について
9.17	15:40	産業ドラム缶流出事故についての経緯と対応について

表3-44 県の広報媒体による広報

広報媒体名	放送日又は発行日	内 容
県政だより (F T V)	61.8.17 61.8.24	建設大臣被災地視察 県議会臨時会
県政ニュース (F C T)	61.8.16 61.8.23	建設大臣被災地視察 県議会臨時会
月刊ふくしま (広報誌)	9月号	特集 '86.8.5豪雨災害 トピックス、建設大臣被災地を視察
新聞広報 (福島民報) (福島民友)	61.9.14 61.9.14	中小企業退職金共済掛金納付を延長 税の減免のお知らせ

## 第11節 そ の 他

県企業局では相馬工業用水道の導水トンネル上工区においては、真野川及び観音沢からの流水の減少をまち、導水トンネル内の排水設備等の補修を急ぎ、早急に排水作業に取りかかり水位の低下をまって、機械、電気関係の諸設備を坑外に搬出し、整備を行った。

また、下工区においては、のり面からの崩落土により埋まった濁水処理設備を撤去し、同じ資材置場内に移設した。

第**4**部

---

義 援 金 品



# 第1章 県に対する義援金

## 第1節 義援金の受付け

県に寄託された義援金の受付け等の状況は、次のとおりである。

(1)受付けは、福島県災害対策本部生福第1班（社会福祉課）が担当し、現金（有価証券を含む）受領のうえ受付簿に登載し、領収書（知事名）を発行した。

(2)寄託された義援金は、東邦銀行県庁支店別段預金「福島県公金」に県の歳入歳出外現金として預入れ、保管した。

(3)義援金の寄託者に対しては、それぞれ知事名による礼状を送付するとともに、報道機関に対しては寄託者の芳名、金額等についての資料を提供（匿名希望者は除く。）した。



▲見舞金を受ける松平知事（福島民報社提供）

## 第2節 義援金の状況

水害の惨状が、連日、新聞、テレビ等で報道されたため、被災者の方々にお役立てしていただきたいとの御趣旨で、天皇・皇后両陛下の御下賜金をはじめとして、県内はもとより全国各地から、被災者に対する義援金が続々と寄せられ、県に寄託された義援金は、最終的には日本赤十字社を経由したものの489万1,081円を含め、総額67件6,238万9,781円にのぼった。

配分時における義援金の額は、60件5,696万6,214円であった。

### 第3節 義援金の配分

#### 1 昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による災害義援金配分委員会

義援金の公正かつ速かな配分を行うため、「昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による災害義援金配分委員会要領」を8月19日に制定し、この「要領」に基づく配分委員会を設置し、数次にわたり協議した。

#### 昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による災害義援金配分委員会要領

第一 昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による災害に際し、福島県に寄託された災害義援金の配分を公正に行うため、「昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

第二 委員会は、次の事項について審議し、その結果を知事に報告する。

- 一 災害義援金の配分基準について
- 二 災害義援金の配分金額について
- 三 その他災害義援金の配分のため必要と認められる事項

第三 委員会は、委員若干名でこれを組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。

第四 委員会の招集は、知事が行う。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

第五 この委員会の事務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

第六 この要領に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、協議の上定める。

付則

この要領は、昭和61年8月19日から施行する。

委員会の構成は、県共同募金会、日本赤十字社県支部、県市長会、県町村会、福島民報社、福島民友新聞社、県の7名で構成した。

#### 2 義援金の配分について

配分委員会の審議結果を踏まえ、県は9月28日に「災害義援金配分基準及び市町村ごとの配分金額について」、「災害義援金配分残額等の取り扱いについて」を決定し、9月29日に配分を行った。

○災害義援金配分基準

(1) 配分対象世帯等

- (ア) 人的被害 死者・重傷者を対象とする。
- (イ) 住家被害 全壊・半壊・一部破損・床上浸水を対象とする。

(注) 配分対象の被災世帯等は、福島県災害対策本部が発表した確定数による。

(2) 配分基準

区 分	被 害	世帯当り	金 額	備 考
人的被害	死 者	3人	千円 200	千円 600
	重 傷	1人	70	70
住家被害	全 壊	13世帯	180	2,340
	半 壊	31世帯	84	2,604
	一 部 破 損	125世帯	9	1,125
	床 上 浸 水	5,579世帯	9	50,211
9. 24現在		56,966,214円	配分総額	56,950,000円
			残 額	16,214円

(注) 今回配分する義援金は、昭和61年9月24日までの災害義援金の総額とする。

○配分の方法

災害義援金配分基準に基づき配分された義援金は、被災市町村ごとに御見舞状を添えて一括して市町村に送金し、各被災世帯への贈呈を依頼した。

これら災害義援金の各被災世帯への贈呈は12月末日までに終了した。

○災害義援金配分残額等の取り扱いについて

9月24日までに県に寄せられた災害義援金のうち、配分残額16,214円と、同日以降県に寄せられた7件542万3,567円の取り扱いについては、配分委員会の決定に基づき、財団法人福島県総合社会福祉基金に積み立てられた。

## 第2章 その他の義援金品

### 第1節 日本赤十字社への義援金品

#### 1 義援金

8月8日から9月6日までの間、全国の日本赤十字社都道府県支部では、「昭和61年台風第10号災害義援金受付」の名称で義援金の受付けを行った。

この結果、福島県支部には、直接受付分112万7,734円と全国受付分からの配分額376万3,347円の合わせて489万1,081円の義援金が寄せられた。支部では、これらの義援金全額を県に寄託した。

#### 2 救援物資

福島県支部の備蓄物資等による救援活動については、第3部の「日本赤十字社の活動」で述べたところであるが、このほか同支部では、一般からの救援物資として東京の大手メーカーから石けん7,200個の寄託を受けたので、これを地区・分区を経由して被災者へ配分した。

### 第2節 市町村への義援金品

被災者に対する義援金品は、県及び日本赤十字社へ寄託されたほか、直接、被災地の市町村へも数多く寄せられた。市町村が直接受け付けた義援金の総額は、6,634万1,783円にのぼった。また、一般からの救援物資は、食料品、日用雑貨など多種多様にわたったが、これらは市町村から被災者へ配分された。

第 **5** 部

---

災 害 復 旧



# 第1章 要望活動

## 第1節 県災害対策本部の活動

8月12日、副知事及び各部長等が関係各省庁に対する陳情を行った。

### 陳情書

昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による被害は、県民生活をはじめ産業活動全般に及んでおります。

目下、応急対策と被害額の把握に全力を挙げているところでありますが、とりあえず、下記の諸点について特段の御配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の災害に伴う本県財政需要は、極めて多額となるものと見込まれ厳しい状況下にある本県財政において、これら諸需要に的確に対応していくためには、国の財政的支援が不可欠でありますので、特に災害復旧事業等に関する財源措置及び災害に伴う地方税の減免措置等に対する財源補てん措置についても特段の御配慮をお願いいたします。

### 記

- 1 公共土木施設及び農地等の早期復旧について、特段の配慮をすること。
- 2 文教施設、水道施設、し尿、ごみ処理施設などの復旧について特段の配慮をすること。
- 3 早期復旧を図るため緊急に災害査定を実施すること。
- 4 災害地の初年度の復旧進度を高めるための予算措置を講ずること。
- 5 激甚災害の指定をすること。
- 6 被害者の負担軽減を図るため、税制上の措置を講ずること。
- 7 浸水家屋に対する建設及び補修に係る災害復興住宅資金の融資枠を確保すること。
- 8 商工業者の事業再建のための災害対策緊急融資制度を創設するとともに既存制度を拡充すること。
- 9 被害農家経営の維持向上と経済の安定を図るため、低利資金の融資枠の確保及び諸制度資金にかかる既貸付金の償還猶予等貸付条件の緩和措置を講ずること。
- 10 今回の災害により転作等実施水田等が流出又は埋没等をした場合でも転作等奨励補助金の対

象とすること。

- 11 ㈱福島食肉流通センターは、国、県、市町村及び農業団体、畜産振興事業団等の補助金及び出資金で設立された極めて公共性の高い事業を営む会社であることに鑑みその復旧にあたって特段の支援措置を講ずること。

昭和61年 8 月12日

福島県知事 松平 勇雄

## 第 2 節 県並びに知事会の要望

災害対策について、政府及び国会等に対し要望活動等を行ったが、その内容は次のとおりである。

- 昭和61年 8 月20日、北海道東北地方知事会は天野建設大臣ほか関係大臣等に対し、天災融資法の早期発動、激甚災害の指定、道路、河川等の災害復旧の早期実施、農業、商工業の救済措置など17項目について緊急要望
- 同年 9 月 3 日、政府主催の全国知事会議において、東北地方南東部の被災県を代表して宮城県知事から内閣総理大臣へ、今回の災害に対し、天災融資法の発動、激甚災害の指定などの災害復旧対策及び今後の防災対策について要望
- 同年 9 月 6 日、郡山市において、天野建設大臣ほか関係大臣並びに自由民主党竹下幹事長、伊東政務調査会長ほか自由民主党幹部に対し、松平知事から、今回の集中豪雨による災害対策について、被災公共土木施設の早期復旧や抜本的な河川改修事業の促進などの諸需要に的確に対応するため、厳しい状況下にある本県財政に対する国の財政上の特別の支援措置を講ずることなどを中心に各般にわたり要望
- 同年10月28日、盛岡市で開催された北海道東北地方知事会議において、東北地方南東部における未曾有の集中豪雨被害により、県民生活に重大な影響が生じているとして、道路、河川等の公共土木施設及び農地農業用施設等の災害復旧の早期施工などを協議し、関係大臣等に対し陳情活動を実施

## 第 3 節 各省庁への要望

県災害対策本部として行った要望活動以外の各省庁に対する県各部の要望活動は、次のとおりである。

## 1 商工労働部関係

日 時：9月4日

陳情者：知事，商工労働部長 ほか

陳情先：通商産業大臣，政務次官，事務次官，官房長，中小企業庁長官，次長，計画部長，  
小規模企業部長，計画課長，倒産対策室長参事官，中小企業事業団

陳情内容

- (1) 激甚災害の指定若しくはこれに準ずる措置の適用を図ること。
- (2) 政府系三公庫資金の融資枠の確保と貸付条件の緩和措置を講ずること。
- (3) 高度化事業に係る償還条件の緩和及び災害復旧高度化事業の導入を図るとともに，その他の制度資金についても弾力的運用を図ること。
- (4) 大手被害企業の復興のため長期低利の災害対策緊急融資措置を講ずること。

## 2 農政部関係

①日 時：8月26・27日

陳情者：農政部長，農政課長，農業経済課長 ほか

陳情先：農林水産省審議官，経済局，畜産局関係課長，東北農政局，畜産振興事業団，地方  
競馬全国協会

陳情内容

昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による(株)福島県食肉流通センター被害の復旧支援措置について

昭和61年8月4日及び5日にかけて本県を襲った集中豪雨は，中通り・浜通りを中心として農作物等に40億9千万円の甚大な被害をもたらし，特に，郡山市にあります福島県食肉流通センターでは，側を流れる逢瀬川の堤防決壊（阿武隈川との合流点近く）により大量の濁水が流れ込み，施設や食肉等に大きな被害を受けました。

当センターは，食肉の安定供給を目的として，県，市町村，農業団体及び畜産振興事業団等の出資により設立され，さらに施設については，国や地方競馬全国協会の補助事業が導入されている極めて公益性の高い法人であります。

したがいまして，当施設の機能回復が県民生活及び畜産農家の経営安定にとって極めて重要であることに鑑み，県といたしましては，とりあえず業務再開に必要な施設等の復旧に要する経費の緊急貸付を実施するなど，早期回復に向けて関係団体と協力して努力しているところであります。

つきましては，被害の実情を十分御賢察のうえ，下記の措置について，特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

福島県食肉流通センター経営改善と長期的安定のため、畜産振興事業団の増資等特段の支援措置を講ずること。

②日 時：9月12日

陳情者：農政部長，農業経済課長 ほか

陳情先：県選出国會議員

陳情内容

昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による農業被害に対する天災融資法の発動について  
昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨は、本県の中通り・浜通りを中心に甚大な被害をもたらし、農業関係にあっても、水稻、野菜（きゅうり、トマト等）をはじめとした農作物等の浸冠水による被害、パイプハウス等農業関係施設の倒壊・流失等被害など、総額で40億9千万円にのぼる被害額となっており、きびしい農業情勢の中で、被害農家は極めて深刻な影響を受けております。

県といたしましては、被害農作物に対する技術対策及び樹草勢回復・病害虫防除のための肥料・農薬購入への助成、被害農業者に対する県単資金の追加融資枠の確保などの緊急措置に努めているところであります。

つきましては、被害の実情を十分御賢察のうえ、下記の対策措置について、特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

被害農業者の農業の再生産の確保、農家経営の安定を図るため、天災融資法を早期に発動すること。

### 3 農地林務部関係

①日 時：8月19日

陳情者：農地林務部長，農地林務部次長，農林課長，農地建設課長，森林土木課長

陳情先：農林水産省構造改善局，林野庁，東北農政局

陳情内容

昭和61年8月5日の豪雨による農林業の災害復旧について  
(構造改善局関係)

昭和61年8月4日から5日にかけての台風10号通過に伴う豪雨により、県下全域にわたり甚大なる被害が発生し、県民生活はもとより農業をはじめとする産業活動全般に大きな影響を与えております。

県としましては、目下、応急対策と被害額の把握に全力を挙げているところでありますが、

現時点での農地・農業用施設の被害額は約90億円という多額なものとなっております。

農林水産省におかれましては、これ等の事情を御賢察の上、農地・農業用施設の早期復旧を図るため、下記の諸点について、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い致します。

記

1. 災害査定 of 早期実施をお願いします。
2. 災害復旧事業の進捗をたかめるための、予算措置をお願いします。
3. 激甚災害の指定について御尽力をお願いします。

(林野庁関係)

8月4・5日の集中豪雨により、山地被害・林道施設災害が発生し、その被害範囲も県内90市町村の内、63市町村におよぶ等県内全域に亘り、林野関係被害は、現在迄の調査で56億円におよび県民生活に多大の影響を与えております。

目下、応急対策と被害額の把握に全力を挙げておるところであります。

つきましては、国におかれましても、これらの事情を御賢察のうえ、下記のことについて特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. 治山関係

- (1) 緊急治山事業並びに林地小規模対策事業及び林地荒廃防止施設災害復旧事業の採択について、特段の御配慮をお願いいたします。
- (2) 激甚災害の指定について、特段の御配慮をお願いいたします。
- (3) 早急に復旧を図るため、初年度の復旧を高めるようお願いいたします。

2. 林道関係

- (1) 林道施設災害復旧事業の採択について、特段の御配慮をお願いいたします。
- (2) 激甚災害の指定について、特段の御配慮をお願いいたします。
- (3) 早急に復旧を図るため、初年度の復旧を高めるようお願いいたします。

②日 時：9月17日

陳情者：農地林務部長，農地林務部次長，農林課長，農地建設課長

陳情先：大蔵省主計局，国土庁防災局，気象庁，農林水産省大臣官房，構造改善局，林野庁

陳情内容

8月4・5日発生 of 台風10号豪雨災 of 激甚災指定について

昭和61年8月4日未明から5日にかけて台風10号の通過に伴い、福島261mm，郡山204mm，白河237mm，小名浜（いわき）256mmと記録的な豪雨（いずれも観測史上最大）にみまわれ、県下全般にわたり甚大なる被害が発生しました。このため県民生活はもとより、

農業をはじめとする産業活動全般に大きな影響が生じております。

農地林務関係の被害についてみますと、水田の流失や道路、水路の欠壊、林地崩壊等が数多く発生し、農地・農業用施設及び治山・林道の被害総額は191億円にも達しております。

県におきましては、関係市町村と緊密な連携をとりながら総力をあげて災害復旧に取り組んでおりますが、この災害の完全復旧を図り、民生の安定を期するためには、政府その他関係機関の絶大なる御援助を待たねばなりません。

なにとぞ、本県の実情を御賢察のうえ、特に次の点につき格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

#### 1. 激甚災害の指定について

今回の豪雨災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災の指定措置の対象とされたい。

#### 2. 災害の早期復旧について

緊急を要するものについては、災害の状況、復旧事業の内容等を考慮し、早期復旧ができるよう措置されたい。

### 4 土木部関係

日 時：8月30日

陳情者：知事，土木部長ほか

陳情先：建設大臣，政務次官，事務次官，技監，官房長，建設経済局長，都市局長，河川局長，道路局長，住宅局長

陳情内容

昭和61年8月4日及び5日の集中豪雨による災害の復旧対策について

昭和61年8月4日及び5日にかけて本県を襲った集中豪雨は、一部地域で500ミリに及ぶなど記録的な雨量をもたらしました。

このため、河川の氾濫及び土砂崩れなどにより、河川、道路、橋梁、砂防施設、下水道など公共土木施設は甚大な損害を被ったところであります。

これら公共土木施設は、いずれも県民の貴重な生命、財産を守るとともに、円滑な社会経済活動を営む上で欠くことのできないものであります。

200万県民は、これらの施設の一日も早い復旧、整備を切に願って止まないところであります。

つきましては、今次災害の実情を御賢察のうえ、下記事項について特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本県財政の厳しい現況を御理解いただき、これら災害復旧のための国の財源措置に

についても御高配をお願い申し上げます。

記

- 1 被災公共土木施設の早期復旧
- 2 浸水家屋に対する建設及び補修に係る災害復興住宅資金の融資枠の確保
- 3 抜本的な河川改修事業の促進

## 第2章 災害復旧予算

### 1 8月補正予算

公共土木施設や農地・農業用施設等の被災箇所の早期復旧経費、災害救助費、防疫対策等緊急に予算措置を講じる必要がある経費について、8月21日の臨時県議会において総額279億9,700万円の補正予算を計上した。

主な内容は次のとおりであり、詳細を表5-1に示す。

私立学校災害復旧事業費貸付金	2,000万円
保育所災害復旧事業費負担金等	606万円
災害救助事業費	1億7,689万円
伝染病予防事業費負担金	2,136万円
食肉衛生検査所等災害復旧費	3,317万円
農業災害対策事業費補助金	1,000万円
転作基盤合理化促進事業費補助金	500万円
食肉流通センター貸付金	2億円
漁場災害復旧事業費補助金	525万円
(債務負担行為)	
農家経営安定資金利子補給金	(限度額) 1,795万円
	(融資枠 3 億円)
県立学校施設災害復旧費	3,040万円
交通信号機等修繕費	1,318万円
道路維持補修費	9,360万円
県単災害復旧事業費	1億2,874万円
災害調査費	4億8,000万円
公共事業費	
災害復旧事業費	235億6,841万円
農地林務部	36億2,937万円
土木部	199億3,904万円

普通建設事業費

31億3,655万円

農地林務部 1億4,105万円  
土木部 29億9,550万円

補正額の財源内訳

国庫支出金 185億2,200万円

県 債 80億2,600万円

繰 入 金 12億1,300万円

そ の 他 2億3,600万円

表5-1 8月臨時県議会予算措置状況

(千円)

部 局	事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				備 考
			国 庫	県 債	そ の 他	一般財源	
総 務	私立学校災害復旧事業費貸付金	20,000			諸 20,000		被災私立幼稚園の災害復旧経費貸付
	財産管理運営費	3,567				3,567	県有地のり面崩壊復旧工事等
	合同庁舎整備費	1,815				1,815	三春合同敷地内のり留工事
生活福祉	福祉諸費	79				79	災害義援金配分委員会経費
	児童福祉施設災害復旧事業費	6,063	1,152			4,911	公立保育所2所、民間保育園1園
	災害対策本部費	1,435				1,435	災害対策本部、地方本部設置運営経費
	救助費	176,889	32,798	75,200	繰入 29,798	39,093	災害救助法による救助費用、災害弔慰金、災害援護資金
保健環境	設備整備費	1,550				1,550	原町保健所相馬支所備品等復旧整備
	法定伝染病予防対策費	21,364	10,682			10,682	伝染病予防法に基づく市町村災害防疫活動費負担
	畜犬対策費	880				880	福島地区犬抑留所土砂排除工事
	食肉検査事業費	33,165				33,165	食肉衛生検査所庁舎修繕・検査機器整備等
	水道事業指導費	3,153				3,153	被災井戸水質検査
	大気汚染常時監視費	17,711				17,711	福島市南町測定局備品復旧整備
商 工	中小企業制度資金貸付金	0				0	災害対策特別資金(長期安定資金内枠)6億円
	技術専門校整備費	17,769	7,932			9,837	郡山、相馬校施設復旧
農 政	農業災害対策費	11,620				11,620	農業災害対策措置要綱に基づく市町村補助
	転作基盤合理化促進事業	5,000				5,000	水田転作復旧
	食肉流通センター災害復旧貸付金	200,000			諸 201,161	△1,161	
	漁場災害対策費	5,246				5,246	松川浦漁場堆積土砂排除
	(債務負担行為) 農業経営安定資金利子補給金	17,950				17,950	融資枠3億円追加
農 林	耕地災害復旧費(県営)	196,465	164,843	18,000	負 8,100	5,522	
	” (団体営)	3,027,379	2,963,722			63,657	
	緊急治山	141,050	90,566	40,000		10,484	
	林道施設災害復旧費(団体営)	271,372	260,283			11,089	
	林地荒廃防止施設災害復旧費(県営)	93,730	62,517	18,000		13,213	
	” (団体営)	40,420	18,060			22,360	

部 局	事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				備 考
			国 庫	県 債	そ の 他	一般財源	
上 本	道路維持補修費	93,600				93,600	災害復旧に採択されない土砂崩落の除去
	県単災害復旧費	128,736		128,000		736	
	災害調査費	480,000				480,000	
	河川激甚災害対策特別緊急事業費	1,440,000	792,000	504,000		144,000	安達太良川、逢瀬川、谷田川
	河川災害関連費	1,140,500	570,250	456,000		114,250	平石川ほか17河川
	河川災害復旧助成費	210,000	105,000	84,000		21,000	大木戸川
	公共災害復旧費	19,939,037	13,299,337	6,639,000		700	
	急傾斜地対策費	46,000	18,400	9,000		27,400	3か所
	緊急砂防等災害関連費	159,000	106,000	42,000		11,000	1か所
	県営住宅管理費	10,406			諸 1,260	9,146	被災県営住宅復旧208戸
警察本部	庁舎管理費	541				541	庁舎復旧
	交通安全施設維持費	13,178				13,178	交通信号機修繕料(信号制御機10台)
教育庁	県立学校施設災害復旧費	30,400	18,600			11,800	のり面崩壊7校、床上浸水1校
	文化センター運営費	1,260				1,260	給水復旧、小ホール復旧
	文化センター施設等整備費	6,290				6,290	電気設備工事
企業局	災害復旧費負担金	80,579		80,000	自己 579		高柴ダム・四時ダム災害復旧負担金

## 2 9月補正予算

天災資金利子補給補助金について所要の補正措置を講じた。

(債務負担行為)

天災資金融通対策費 (限度額) 2,545万円

## 3 12月補正予算

8月補正予算において計上した災害復旧事業の初年度復旧進捗が、国の総合経済対策の一環として引き上げられたため、12月補正予算において、災害復旧事業費60億3300万円を追加計上し、あわせて直轄河川激甚災害対策特別緊急事業の負担金等を計上した。

主な内容は次のとおりである。

災害復旧高度化資金貸付金 10億1,015万円

災害復旧事業費 60億3,285万円

農地林務部 25億2,523万円

土木部 35億762万円

災害関連国直轄事業負担金 29億3,700万円

#### 4 2月補正予算

2月補正予算においては、既計上予算の整理を中心に所要の補正を行った。

防災事務指導費	300万円
救助費	△ 258万円
災害援護資金	4,818万円
児童福祉施設災害復旧費	△ 392万円

## 第3章 激甚災害指定等

### 第1節 土木関係

公共土木施設災害復旧事業等に対する激甚災害の指定並びに特別の財政援助については、昭和62年2月20日の閣議で、「8月4日から8月6日までの豪雨による災害」について、激甚災害の指定並びに適用すべき措置について決定され、昭和62年2月24日に政令が公布された。

これにより、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき国庫負担の嵩上げが行われることとなった。

さらに、昭和62年3月18日付で財政援助を受ける団体の告示がなされ、本県関係では双葉郡川内村が告示された。

なお、特別の財政援助を受けて行う事業は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業

市町村事業 3億2,571万円

### 第2節 農林水産関係

国は、9月26日の閣議において、「昭和61年5月13日から7月24日までの間の豪雨」及び「昭和61年8月4日から6日までの間の豪雨」についての、激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置について決定し、9月30日公布した。

この決定により

- 1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 4 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 5 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

が受けられるので、農地及び農業用施設、林道等に対する補助率の嵩上げ措置が取られ、県、

市町村，被災農家等の負担が軽減し，被災箇所の早期復旧が推進されることとなった。

### 第3節 中小企業関係

9月26日，福島県伊達郡梁川町，宮城県志田郡鹿島台町及び栃木県芳賀郡茂木町について局地激甚災害の指定が閣議決定され，9月30日政令公布，同日施行された。

これにより，激甚災害被災中小企業者に対して

1 信用保証協会の行う災害関係保証について

- ① 通常保険額と同額を別枠として設ける。
- ② 普通保険のてん補率を70%から80%に引き上げる。
- ③ 保険料率は通常の約3分の2に引き下げる。

2 中小企業近代化資金等助成法に基づく設備近代化資金等の償還期間について，2年を超えない範囲内で延長することができる。

3 中小企業者に対し1人につき1,000万円（組合は3,000万円）までを限度として，当初3年間年6.05%（特別被害者に対しては年3%）の低利融資を行う。

などの災害による特別措置がとられることとなった。

### 第4節 天災融資法の適用

本災害について，9月30日に天災融資法の発動並びに激甚災害法の指定に関する政令が公布され，本県は激甚災害法第8条を適用する県として指定を受けた。このため本県においては，通常の場合より有利な条件で天災資金を融通できることになった。

また，農林水産大臣の承認を得て，11月7日に表5-2のとおり特別被害地域の指定を行い，当該区域内の特別被害農業者に対しては，貸付利率3.0%の天災資金を融通できるようになった。

なお，天災資金を含めた制度資金の融資実績は表5-3のとおりである。

表5-2 特別被害地域の指定

区 分	市町村名	区域(旧村)
農業関係(経営資金)	須賀川市	浜田村
		稲田村
		小塩江村
	相馬市	日立木村
	梁川町	五十沢村
	鏡石町	鏡石村
	玉川村	泉村
	鹿島町	八沢村

表5-3 8・5水害に伴う制度資金の融資実績

(件、千円)

市町村名	天災資金		自作農維持資金		農家経営安定資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
郡山市	16	14,780	1	450			17	15,230
須賀川市	42	46,774	5	2,300	10	4,396	57	53,470
相馬市	19	11,700					19	11,700
二本松市			2	2,300	3	2,200	5	4,500
国見町	19	8,750	2	900			21	9,650
梁川町	23	14,050			4	2,050	27	16,100
月舘町					4	1,800	4	1,800
鏡石町	25	24,800	9	4,100			34	28,900
表郷村					5	1,630	5	1,630
大信村			1	1,500	1	500	2	2,000
玉川村	19	19,790					19	19,790
鹿島町	26	14,540					26	14,540
小高町					8	6,300	8	6,300
計	186	155,184	20	11,550	35	18,876	241	185,610

(注)天災資金の貸付金利別内訳

3.0%	105件	98,000千円
5.05	73	53,698
6.05	8	3,486

## 第5節 災害対策に係る財源措置状況

### 1 激甚災害の指定による財源措置

(1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

国庫負担率の嵩上げによる地方負担軽減額

市町村分 1村 1,831万円

(2)農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置

国庫補助率の嵩上げによる地方負担軽減額

市町村分 71市町村 20億8,719万円

県分 23億781万円

なお、県分の内訳は表5-4のとおりである。

表5-4 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置(県分)

(千円)

事業名	事業費	通常		嵩上げ後		嵩上げ額
		国庫	地方負担	国庫	地方負担	
災害復旧事業						
県営事業	683,632	443,833	239,799	648,318	35,314	204,485
農地	3,509	1,754	1,755	3,086	423	1,332
施設	680,123	442,079	238,044	645,232	34,891	203,153
団体営事業	6,822,451	4,165,344	2,657,107	6,250,336	572,115	2,084,992
農地	629,492	314,745	314,747	556,245	73,247	241,500
施設	5,492,777	3,475,881	2,016,896	5,124,454	368,323	1,648,573
林道	700,182	374,718	325,464	569,637	130,545	194,919
災害関連事業						
県営事業						
(ため池災害関連 特別対策工事)	53,540	26,770	26,770	42,908	10,632	16,138
団体営事業	8,233	4,116	4,117	6,310	1,923	2,194

(注) 団体営事業の事業費は県予算事業費と一致しない

## 2 特別交付税における災害対策費に対する財源措置

市町村分 9億2,900万円(推計)

県分 8億7,400万円(〃)

## 第4章 施設等の復旧

### 第1節 福祉施設

#### 1 児童福祉施設

児童福祉施設の被害状況を把握するため、8月5日各社会福祉事務所及びいわき行政事務所に  
対し管内被害の状況報告を求め、その結果を8月8日報告書として厚生省へ提出した。

また、8月12日には社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）対象となる施設の現地調査を実  
施し、厚生省へ協議を行った。

11月4日と5日の2日間厚生省の災害査定が実施され、概ね協議額に沿って認められたものの、  
備品については軽易な修繕で復旧した物品もあり、補助条件である県内の被害総額が500万円に達  
せず対象外となった。

なお、児童の日常生活に支障をきたすものについては、災害の状況を確認できるよう対処のう  
え、査定前であっても復旧に着手するよう指導した。

#### 2 老人福祉施設

老人福祉施設の復旧で国の補助対象になったものはなく、(財)福島県総合社会福祉基金の助成  
金により復旧が図られたもの1件、他は各事業主体が復旧した。

#### 3 障害福祉施設

障害福祉施設の復旧のうち、身体障害者更生援護施設1施設は(財)福島県総合社会福祉基金の  
助成金を活用して復旧を完了し、また、精神薄弱者援護施設2施設は施設職員が復旧作業に当た  
った。その他1施設は床上浸水による畳取替で、施設の自己財源で復旧した。

### 第2節 保健環境施設

#### 1 水道施設の復旧

水道施設災害復旧に係る災害査定は、11月25日  
と26日の2日間にわたり実施され、その結果は表  
5-5のとおりである。

表5-5 水道施設災害復旧費査定状況

市町村名	種 別	査定額（千円）
三 春 町	上 水 道	2,440
梁 川 町	上 水 道	2,900
鏡 石 町	簡易水道	11,344
合 計	3 か 所	16,684

## 2 医療機関の復旧

浸水等により被害を受けた3機関は8月8日までに復旧し、診療を再開した。

## 3 廃棄物処理施設の復旧

冠水や土砂流入等の被害を受けたし尿処理施設は、8月18日までには全施設の機能が回復し、し尿処理が可能となった。

## 4 その他の施設の復旧

### (1) 食肉衛生検査関係施設

食肉衛生検査関係施設については、施設の清掃、洗浄消毒と併せて施設管理及び設備の補修点検を行うとともに、緊急に必要な検査機械等を確保し、福島保健所食肉衛生検査課においては8月8日から、県食肉衛生検査所においては8月25日より、同業務を開始した。

### (2) 犬抑留所

犬抑留所は応急的に土砂を排除し、施設を洗浄のうえ8月6日より業務を行った。

### (3) 大気監視測定局舎

冠水により被害を受けた観測局舎は、9月13日までに応急復旧により測定業務を再開し、12月4日完全復旧した。

## 第3節 商工業施設

### 1 郡山中央工業団地

水が引いた後、各事業所とも社員総出で工場内の泥やごみをはき出し、機械類の点検・搬出・整備、製品・原材料等の廃棄・処分等を行ったが、その時点では、再開の見通しはもとより、損害の推定もできない事業所がほとんどであった。

水害から1か月後の9月4日現在の操業率が60～70%、2か月後の10月になってようやく90%台に回復したが、完全復旧までには相当な時間を要した。

### 2 郡山食品工業団地

一夜明けた6日は、深い所で約3mあった泥水がすっかり引いたが、無残にひっくり返った車、泥まみれになった食料品、ごみ等で団地内はまるでごみ処理場のようであった。8月18日現在では各社とも製品を絞って操業し、全体の稼働は平常時の60%程度まで回復した。

被災から1か月たった9月4日現在、ようやく被災前の70～80%程度まで操業率が上ったが、完全回復までにはなお相当の時間を要した。

### 3 郡山市地方卸売市場

災害対策等制度資金の活用等により、業務の全面再開に合わせて、冷蔵庫、コンピューター等

業務用機械設備の復旧が図られた。

#### 4 梁川ニット

1年で一番忙しい時期の災害のため、精密機械を導入しての大量生産が軌道に乗りかけていた梁川町のニット業界では、多くのメリヤス工場が操業停止に追い込まれた。

水害から1か月後の9月4日時点までには、被害を受けたほぼ全事業所が生産活動に入ったが、特に被害の大きかったA社については、他社より低い稼働率であった。9月20日までには全事業所が平常通りの生産体制に入ったが、間接的な被害を含めた原状回復には相当の日数を要した。

#### 5 商店街・事業所等

福島市、郡山市、本宮町、梁川町等の泥水に埋まった商店街、事業所等は、8月6日の正午過ぎまでには水が引き、復旧作業を開始した。

ほぼ一週間後には、ほとんどの商店街、事業所で営業を再開するに至ったが、これは表面的なものであり、原状回復及び間接的な水害の影響を克服するためには、相当な日数を必要とした。

#### 6 県有施設

郡山高等技術専門校は9月末までにはほとんど復旧したが、機械設備については特殊な面もあったため、復旧は11月となった。

相馬技術専門校は被害が軽微であったため早急に復旧された。

### 第4節 農業・畜産・水産関係施設

農地の流失、土砂の堆積、施設の損壊等、被害は県下全域に及んだ。農業生産基盤の破壊によって農業経営が大きな痛手を被ったため、復旧に当たっては万全の体制で臨んだ。

#### 1 農業施設関係

農業用施設被害のうち水田転作に係る転作園芸用施設（簡易パイプハウス）については、転作

表5-6 転作園芸用施設緊急助成状況

項目 事業種目	転作等の内容		災害復旧に係る事業費	補助金	実施市町村	備考
	作物	受益面積				
転作園芸用施設設置事業 (特認事業)	トマト	30	3,200	1,280	郡山市	
	きゅうり	86	6,640	2,656	鏡石町	
	トマト きゅうり	198	7,172	2,868	玉川村	
計		314	17,012	6,804		補助金予算額5,000千円に対し不足分1,804千円は、一般事業(転作基盤合理化)から充当

の推進及び定着化、転作営農の再建を図るため、特に被害の大きかった郡山市、鏡石町、玉川村の3市町村において緊急助成事業を実施した。

実施状況は表5-6のとおりである。

## 2 畜産関係

(株)福島県食肉流通センターは、産地食肉センターとしての機能を早期に回復させるため、次の補助事業を実施した。

(1) 事業名 家畜畜産物流通合理化事業（食肉食鶏処理体制整備）

(2) 事業主体 (株)福島県食肉流通センター

(3) 事業費 7,186万円

(4) 経費負担区分

県	359万円
地方全国競馬協会	2,395万円
事業実施主体	4,432万円

## 3 水産関係

アサリ漁場の復旧は、堆積土砂の排除、地ならし工事及び種苗購入、放流を県単独補助事業として実施し、11月23日完了した。

サケふ化施設など増殖関係施設は、所有団体などによりおおむね9月末までに整備・補修が完了し、10月以降の事業開始に支障なく自力再生した。

また、養殖コイは手持ち種苗の追加放養、漁船については漁船保険による救済が行われるなど、支障なく修復を完了した。

# 第5節 農地林業施設

被災箇所も多く、復旧に当たっては、労務・資材の確保及び工期等困難も多いと思われたが、被災農家の復旧意欲が高いことと早期復旧の必要性から、昭和61年度の進捗85%を目標に復旧を急ぐこととした。

9月1日から実施された査定は、11月30日までの3か月間を要して、事業費の大きい本省保留・地区となった2地区を除き、各地区毎に事業費が決定した。また、本省保留地区の2地区も、12月27日には査定額が決定した。

査定を了した箇所は、国の予算内示前に指令前着工し、さらに、国の建設国債発行による災害補正割当85%以上の前倒し予算方針が決定したので、復旧へより一層拍車がかかった。

なお、査定の結果は表5-7のとおりであり、種類別復旧状況の概要は下記のとおりである。

表5-7 農地林業施設災害査定一覧表

区 分		農 地		農業用施設		林道施設		治山施設		林地崩壊		合 計	
		地区数	金 額	地区数	金 額	地区数	金 額	地区数	金 額	地区数	金 額	地区数	金 額
福 島	査定申請額	50	千円 97,918	331	千円 1,152,921	41	千円 86,367	2	千円 39,653	2	千円 17,160	426	千円 1,394,019
	査定額	52	100,355	325	963,152	39	65,063	2	36,631	2	17,160	420	1,182,361
郡 山	査定申請額	172	186,301	431	1,540,626	43	105,388	2	10,738	8	72,800	656	1,915,853
	査定額	177	159,134	425	1,185,309	43	92,285	2	9,850	5	48,460	652	1,495,038
白 河	査定申請額	121	121,082	232	1,150,830							353	1,271,912
	査定額	120	111,251	228	933,116							348	1,044,367
棚 倉	査定申請額					57	172,248			4	83,900	61	256,148
	査定額					56	133,563			3	61,100	59	194,663
喜 多 方	査定申請額					7	11,884					7	11,884
	査定額					7	11,833					7	11,833
会津若松	査定申請額	38	35,027	57	123,035	13	21,655	1	54,667	1	8,320	110	242,704
	査定額	38	34,719	56	112,694	13	17,515	1	53,694	1	4,370	109	222,992
田 島	査定申請額	10	8,089	31	202,474	8	14,641					49	225,204
	査定額	10	7,461	31	170,243	8	13,652					49	191,356
原 町	査定申請額	225	256,458	438	2,735,092	53	127,082	3	15,010	5	21,770	724	3,155,412
	査定額	229	236,743	432	2,248,715	53	108,720	3	13,003	4	16,870	721	2,624,051
富 岡	査定申請額					28	42,334			4	28,760	32	71,094
	査定額					28	37,566			2	7,100	30	44,666
い わ き	査定申請額	69	123,412	138	483,026	88	195,993	2	12,101	7	307,610	304	1,122,142
	査定額	73	105,045	136	351,530	87	157,691	2	12,077	6	178,040	304	804,383
合 計	査定申請額	685	828,287	1,658	7,388,004	338	777,592	10	132,169	31	540,320	2,722	9,666,372
	査定額	699	754,708	1,633	5,964,759	334	637,888	10	125,255	23	333,100	2,699	7,815,710

## 1 農 地

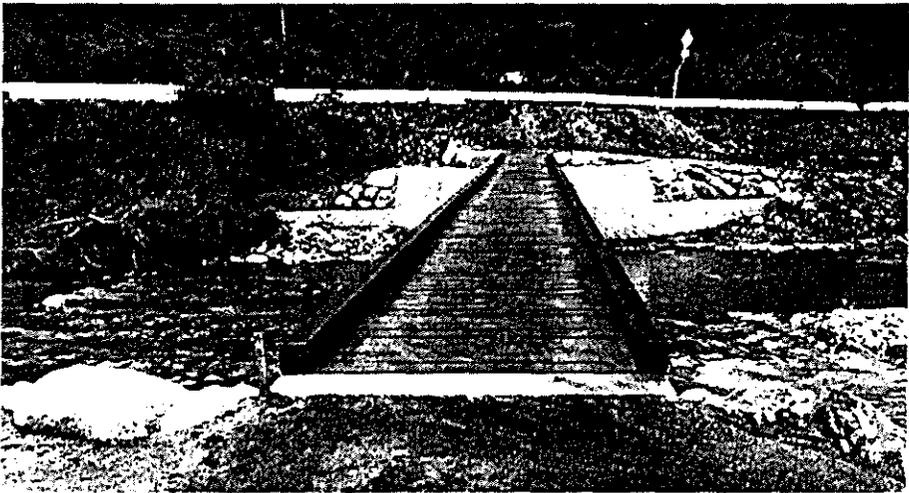
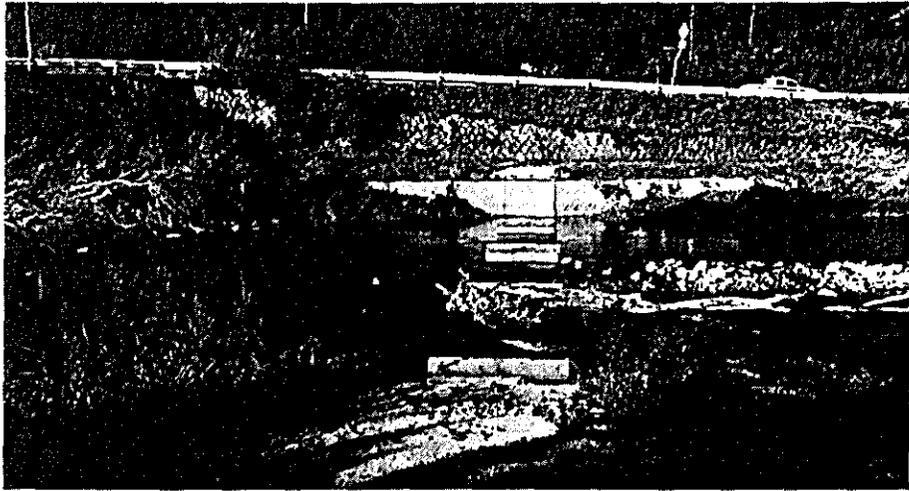
県下全域において、田畑の流出、土砂の崩落等の災害を受けた。

農地は農業生産の基盤であり、被災農家は農業経営に大きな痛手を被っていることから、早急な復旧が必要であり、昭和61年度の農地災害の復旧は90%の進捗を図った。

## 2 農業用施設

農業用施設災害も県下全域に及び、査定の結果は1,663か所に達した。

これらの施設は営農に欠くことのできないものであり、昭和61年度においては、91%の復旧を図ることとし、用水源の確保、かんがい用排水路の完備等効果的な復旧により、農業経営の安定に万全を期した。



▲農道にかかる橋梁復旧状況（いわき市川前町）上：被災直後  
下：応急本工事完成

### 3 農業用施設災害関連

農業用施設災害に関連する残存施設については、再災害防止のため災害復旧事業（本災害）と共に施工するものであり、一般関連地区のため池2か所（781万円）、橋梁1か所（2,408万円）及びため池災害関連特別対策事業1か所（660万円）の復旧事業を実施した。

なお、河川改良に伴う橋梁1か所を除き、昭和61年度内に着工し早期完成に努めている。

### 4 林産施設等

林産施設等の復旧は、補助対応が困難なためほとんど自力復旧となることから、農林漁業金融公庫資金の活用について指導を図った。作業道の復旧は、緊急に復旧を要する5 kmについて、造林事業あるいは県営林事業により復旧を図った。

## 5 林道施設

昭和61年度は、緊急度により、被災額の85%に相当する箇所について復旧を図った。

また、小災害の復旧は、関係市町村において自力復旧を図った。

## 6 治山関係

### (1) 災害関連緊急治山事業

山地崩壊地で次期の降雨等により人家、公共施設等に直接被害を与える恐れのある11か所について100%の復旧を図った。

### (2) 林地崩壊防止事業

集落等に隣接する林地の崩壊により人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある12か所について100%復旧を図った。

### (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

治山施設で再度災害の防止に十分な効果が期待できない10か所のうち、61年度は9か所の復旧を図った。

### (4) 山地治山事業

山地崩壊の復旧は、第7次治山事業5か年計画に繰入れ、次年度以降計画的な復旧を図ることとした。

## 第6節 土木施設

公共土木施設の災害査定は、5回（昭和61年度第3次から第7次まで）に分けて行われ、決定件数4,823件、決定額354億3,013万円（いずれも県と市町村分の計）と、1回の異常気象による災害としては過去最高のものとなった。

工種別、県・市町村別の申請と決定の対比は表5-8に示すとおりである。

公共土木施設に対する建設省・大蔵省の本格的な災害査定は8月25日から始まった。通常、災害の発生から査定に至る期間は2か月程度必要とするが、今回は災害から20日目に早くも査定が実施された。

査定は毎月1～2回、特に10月末からは1週おきに行われ、建設省の災害査定官、検査官、大蔵省の立会官が現地被災箇所の実地検査を連日にわたって行い、11月28日までに終了した。

今回の査定は、従前のものに比べ改良復旧事業の現地査定が多く、第5次査定（10月27日～11月1日）では査定官班が2班編成となったほか、第7次査定（11月25日～11月28日）では13班を編成するなど、毎回10班以上の班編成となった。このように早期復旧を図るため短期間に査定が実施されることとなったため、5回の査定に当たった査定官・検査官・立会官は、延べ24日で99

表 5-8 公共土木施設災害査定申請と決定

(昭和61年度3次～7次査定)

I. 種	県				市 町 村				計			
	申 請		決 定		申 請		決 定		申 請		決 定	
	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)
河 川	1,728	25,494,496	1,919	22,236,422	884	5,130,938	876	4,539,232	2,812	30,625,434	2,795	26,775,654
海 岸												
砂 防	57	433,879	57	383,667					57	433,879	57	383,667
道 路	480	3,232,839	475	2,929,671	1,440	3,822,909	1,417	3,541,760	1,920	7,055,748	1,892	6,471,431
橋 梁	9	74,332	10	75,095	61	1,334,221	61	1,291,229	70	1,408,553	71	1,366,324
地すべり 防止施設	1	52,483	1	42,660					1	52,483	1	42,660
急傾斜地前 壊防止施設	1	11,950	1	11,950					1	11,950	1	11,950
下 水 道					(7)	(422,915)	(6)	(378,439)	(7)	(422,915)	(6)	(378,439)
合 計	2,476	29,299,979	2,463	25,679,465	(2,392) 2,385	(10,710,983) 10,288,068	(2,360) 2,354	(9,750,660) 9,372,221	(4,868) 4,861	(40,010,962) 39,588,047	(4,823) 4,817	(35,430,125) 35,051,686

( ) は下水道含む

人にのぼった。この間、査定の終わったものから実施設計、諸手続き等を行い、緊急性の高いものから順次着手し、現在鋭意施工中である。

### 1 河 川

破堤、堤防欠壊、護岸欠壊箇所等、市町村を含め全県下約2,800か所の復旧を進めているが、被害が激甚でしかも広範囲にわたっている主要河川については、再度の災害を防止するという観点から原形復旧にとどまらず、一定計画のもとに改良復旧を実施することとした。

以下に主な改良復旧の事業概要と箇所を示す。

#### (1) 河川激甚災害対策特別緊急事業

##### ア 採択基準

##### (ア) 対象河川

一級河川又は二級河川で、河川のはんらんによる1区域又は1市町村の区域内の1水系に係る被害が次のいずれかに該当するもの

- a 流失又は全壊家屋数50戸以上  
(浸水程度に応じた戸数の換算あり)
- b 浸水家屋数2,000戸以上  
(工場、事業所等は100m<sup>2</sup>当たり1戸に換算)

##### (イ) 事業内容

- a 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく改修工事であること。
- b 上下流部と計画的に整合が図られていること。

##### (ウ) 事業費

- a 全体事業費は10億円以上で、上限は一般被害総額相当額である。
- b 工期は発生年を含め5年間である。
- c 予算措置上は建設省河川局治水課所管の改修事業（治水特別会計）をもって優先的に対処し、激特実施のための新たな全国ベースでの枠はない。

イ 実施河川の概要

破堤により背後の工業団地、食品団地、住宅地等が広範囲に浸水した郡山市を流れる逢瀬川、谷田川、溢水と漏水により商店街を始めとする市街地が浸水した本宮町を流れる安達太良川の3河川は補助の激特として採択され、いずれの河川も昭和65年までの5年間で流下断面積の増大を図るべく表5-9のとおり抜本的な改修を行うこととした。

表5-9 河川激甚災害対策特別緊急事業実施河川(県)

河川名	所在地	施行延長	全体事業費	事業の主な内容
逢瀬川	郡山市	2.18 <sup>km</sup>	4,500 <sup>百万円</sup>	築堤、護岸、用地補償
谷田川	〃	4.22	7,000	掘削、護岸、用地補償
安達太良川	本宮町	0.81	3,500	築堤、護岸、用地補償
計3河川			15,000	

この他、破堤により梁川町の中心部が浸水した広瀬川は、直轄河川激特として阿武隈川の一部を含め3.11kmの抜本的改修を61億円で昭和65年までの5年間で完了させる予定とし、また本宮町の安達太良川は、阿武隈川合流点部を激特関連とし1億2,000万円で実施する予定である。

(2) 災害助成事業

ア 採択基準

- (ア) 被害激甚で、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できないもの
- (イ) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が5割以下のもので、助成工事費が2億円を超えるもの
- (ウ) 原則として他の改良計画がないもの
- (エ) 助成事業費によって得られる効果が大きいものであるもの
- (オ) 上下流（前後）に悪影響を与えないもの

イ 実施河川

原町市を流れる大木戸川が採択となり、昭和64年までの4年間で再度災害防止を図るための改修を行うこととなった。内容については表5-10（助成事業）のとおりである。

表5-10 改良復旧事業決定額一覧表

(関連事業)

	工種	河川名	施行位置	災害費	関連費	事業費	施行延長	管内	備考
県工事	河川	上小国川	靈山	千円 277,596	千円 158,823	千円 436,419	L=1.565 m	福島	
"	"	平石川	二本松	218,070	149,168	367,238	L=1.255	"	
"	"	町尻川	船引	92,728	71,596	164,324	L=771	郡山	
"	"	桧山川	常葉	260,730	164,063	424,793	L=1,390	"	
"	"	牧野川	大越	191,503	169,474	360,977	L=1,187	"	
"	"	馬場川	郡山	311,454	194,202	505,656	L=1,086	"	
"	"	飛鳥川	石川	112,325	88,709	201,034	L=600	"	
"	"	北須川	"	185,757	170,356	356,113	L=760	"	
"	"	久慈川	棚倉	303,511	174,541	478,052	L=1,450	白河	
"	"	大塩川	喜多方	175,454	154,313	329,767	L=926	喜多方	
"	"	境見川	塩川	34,072	36,411	70,483	L=340	"	
"	"	湯川	会津若松	171,706	155,842	327,548	L=1,208	若松	
"	"	砂子田川	新地	171,784	158,840	330,624	L=1,356	原町	
"	"	三滝川	"	76,323	25,484	101,807	L=354	"	
"	"	新田川	飯館	89,958	62,584	152,542	L=492	"	
"	"	比曾川	"	355,273	125,704	530,977	L=1,789	"	
"	"	飯崎川	小高	144,926	64,980	209,906	L=969	"	
"	"	宮田川	"	349,563	170,081	519,644	L=1,613	"	
"	"	小玉川 (下流)	いわき	253,011	193,487	446,498	L=746	いわき	
"	"	(上流)	"	75,234	61,927	137,161	L=166	"	
"	"	諏訪川	"	298,923	173,780	472,703	L=1,640	"	
"	"	清川	"	70,649	58,202	128,851	L=616	"	
"	"	県計 (22か所)		4,220,550	2,832,567	7,053,117			
市町村工事	河川	耳取川	福島	306,479	540,095	846,574	L=1,700	福島	
"	"	箒平川	広野	106,417	93,327	199,744	L=716	原町	
"	"	古川	いわき	125,857	123,913	249,770	L=548	いわき	
"	"	(河川 3か所)		538,733	757,335	1,296,088			
"	橋梁	十五田橋	郡山	34,332	22,877	57,209	L=28.4 W=5.0	郡山	東作田坂ノ上線 (L=240m)
"	"	八幡大橋	須賀川	38,170	36,178	74,348	L=22.25 W=7.0	"	2-2号線(L=160m)
"	"	小治郎橋	小野	33,993	26,094	60,087	L=25.2 W=5.0	"	小治郎松葉線 (L=122.9m)
"	"	(橋梁 3か所)		106,495	85,149	191,644			
"	"	市町村計 (6か所)		645,248	842,484	1,487,732			
合計		(28か所)		4,865,798	3,675,051	8,540,849			

## (助成事業)

	工種	河川名	施行位置	災害費	助成費	事業費	施行延長	管 内	備 考
県工事	河川	大木戸川	原町	464,740 <sup>千円</sup>	650,000 <sup>千円</sup>	1,114,740 <sup>千円</sup>	L=2.607 <sup>m</sup>	原町	
計				464,740	650,000	1,114,740			

## (災特事業)

	工種	河川名	施行位置	災害費	災特費	事業費	施行延長	管 内	備 考
県工事	河川	諏訪川	いわき	—	82,694 <sup>千円</sup>	82,694 <sup>千円</sup>	L= 210 <sup>m</sup>	いわき	
計				—	82,694				

## (総括)

	災害費	改良費	事業費	備 考
県工事計 (24か所)	4,685,290 <sup>千円</sup>	3,565,261 <sup>千円</sup>	8,250,551 <sup>千円</sup>	関連22、助成1、災特1
市町村計 (6か所)	645,248	842,484	1,487,732	関連6 (河川3、橋梁3)
合 計 (30か所)	5,330,538	4,407,745	9,738,283	

## (3) 災害関連事業

## ア 採択基準

- (ア) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のもので、かつ1か所の災害関連工事費が400万円以上のもの
- (イ) 原則として他の改良計画がないもの
- (ウ) 災害関連事業費によって得られる効果が大きいものであるもの

## イ 実施河川

県事業としては霊山町を流れる上小国川ほか20河川が、市町村事業は福島市の耳取川ほか2河川が採択となり、昭和63年度までの3年間で再度災害防止を図るための改修を行うこととなった。内容は表5-10(関連事業)のとおりである。

## 2 道路及び橋梁

県及び市町村管理の道路における特殊災害は25か所(うち大規模地すべりは6か所)発生したが、復旧工法を建設省及び大蔵省と協議し、緊急な復旧を要する箇所については査定前着工、応急工事に着手した。

橋梁は県管理橋梁10橋が被災したが、落橋は1橋で他は脚部の洗掘、取付護岸の欠壊等であった。

また、市町村橋梁は61橋被害を受け、落橋流失が51橋と多く発生し、住民生活に多大な影響を与えた。

復旧に際し、将来の生活基盤、構想等を検討し、木橋からの永久橋化、道路橋の災害復旧とし

ては本県で初めて、橋梁関連事業による支間の延長と幅員の拡幅をした。

また、査定決定後他費〔市町村道橋梁整備（補助）、市町村単独費〕との合併による幅員の拡幅をした。

市町村道橋の復旧内訳等を表5-11及び表5-12に示す。

表5-11 市町村道橋の復旧内訳

被災状況		現橋		復旧工法		拡幅方法			
架換の有無	橋数	上部構造	橋数	上部構造	橋数	単独	補助	関連	計
無	10			木橋	11				
(取付護岸等下部工のみ)		木橋	34						
				永久橋	23	7	3	2	12
有	51								
(要架換)		永久橋	17	永久橋	17	3	1	1	5
計	61		51	永久橋	40	10	4	3	17

表5-12 市町村道橋の橋梁関連事業計画

管理者	路線名	橋名	計画概要				工事費内訳			
			施行延長	橋梁		上部構造	道路区分	事業費	災害費	関連費
	橋長	幅員								
郡山市	◆東作田坂ノ上線	十五田橋	240.0 <sup>m</sup>	28.3 <sup>m</sup>	5.0 <sup>m</sup>	単純非合成鋼桁	3種5級	千円 57,209	千円 34,332	千円 22,877
須賀川市	◆2-2号線	八幡大橋	160.0	22.25	7.0	単純PCT桁	3種4級	74,348	38,170	36,178
小野町	◆小治郎松葉線	小治郎橋	122.9	25.2	5.0	単純合成H形橋	3種5級	60,087	33,993	26,094
計		3橋						191,644	106,495	85,149

### 3 砂防（土砂災害対策）

砂防設備57か所、地すべり防止施設1か所、急傾斜地崩壊防止施設1か所等の施設被災箇所を、災害復旧事業により実施することとした。

砂防指定地内河川等の土砂流出等により被害を受けた箇所は、表5-13に示す通常砂防事業あるいは一部災害復旧事業との合併施工により、昭和61年度から新規事業として流路工を施工し、早期の土砂災害防止施設の拡充を図ることとした。

表5-13 通常砂防事業施行箇所

溪流名	所在地	工種	全体事業費	備考
石崎川	表郷村石崎	流路工	千円 193,000	内災害費 千円 84,926
堀川	西郷村芝原	流路工	815,000	” 36,848
前川	猪苗代町山潟	流路工	446,000	” 10,324
碓小泉川	相馬市小野	流路工	365,000	” 34,415

また、新たに地すべりが発生し人家等が甚大な被害を受けた箇所及び二次災害の恐れのある箇所については、災害関連緊急地すべり対策事業、地すべり対策事業として主因である地下水を排除するため、集水ボーリング工、水路工等の対策工を表5-14のとおり実施することとした。

表5-14 地すべり対策事業施工箇所

地区名	所在地	工種	全体事業費	備考
遅 沢	福島市小田	集水ボーリング工 水路工 片のり枠工	千円 317,000	内災害関連緊急地すべり対策費 156,000千円 災害復旧費 42,660 地すべり対策費 118,340

その他、がけ崩れが発生し、人家に一部破損以上の被害を与えた箇所及び二次災害の恐れのある箇所については、表5-15のとおり災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業としてのり面工・擁壁工等の対策工を実施し、民生の安定を図ることとした。

表5-15 急傾斜地崩壊対策事業施工箇所

地区名	所在地	工種	全体事業費	備考
松 下	いわき市小名浜	現場打特殊のり枠工	千円 33,000	内災害関連緊急急傾斜地崩壊 対策費 16,000
旧城跡3号	いわき市平	現場打特殊のり枠工	30,000	内災害関連緊急急傾斜地崩壊 対策費 15,000
小山下	いわき市平	のり枠工、張工、 擁壁工	200,000	内災害関連緊急急傾斜地崩壊 対策費 15,000
屋敷3号	長沼町江花	擁壁工	107,000	
江の網	いわき市久ノ浜	張工、擁壁工	86,000	
網 取	いわき市小名浜	張工、擁壁工	67,000	

#### 4 下水道施設

都市施設の災害は直接住民に与える影響が大きいため、すべての被災箇所について災害査定前に応急仮工事及び応急本工事を実施して、表5-16に示す全箇所とも単年度で復旧事業を完了した。

表5—16 下水道施設災害復旧事業一覧表

市町村名	施設名	復旧内容	(精算見込) 復旧額(千円)
福島市	堀河町終末処理場	汚水、雨水ポンプの機械、電気設備復旧、処理施設(水処理、汚泥処理)の機械電気設備復旧	336,932
〃	五十辺中継ポンプ場	脱臭装置及び流量計の復旧	3,928
〃	柳町中継ポンプ場	脱臭装置及び流量計の復旧	3,989
小計	3か所		344,849
いわき市	手摺ポンプ場	汚水ポンプ機械設備復旧2台 汚水ポンプ電気設備復旧2台	22,569
〃	御厩1号雨水幹線	復旧延長42.8m、舗装復旧12.0m <sup>2</sup> 堆砂除去67.0m <sup>3</sup>	2,039
〃	御厩2号雨水幹線	雨水管マンホール復旧3か所 舗装復旧236.0m <sup>2</sup>	2,685
小計	3か所		27,293
合計	6か所		372,142

## 第7節 文教施設等

### 1 公立学校施設

授業に直接支障を及ぼす被害箇所の復旧は、第二学期開始までに、応急復旧も含めすべて復旧することができた。

また、被害のほとんどを占めているのり面崩壊等の被害箇所の復旧は、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」適用のための調査及び申請手続等を経て昭和62年3月末までにすべての復旧が完了した。

これら公立小・中学校のうち、最も大きな被害を受けた福島市立福島第一中学校の復旧状況は、次のとおりである。

#### (1) 復旧の基本

全校舎一階が泥水のため使用不能となったため、第二学期の授業に支障ないように復旧計画を立て、文部省の承認を得て復旧の事前着工を行う。

## (2) 普通教室, 特別教室等

### ○教室等

歪んだ化粧フローリング床材の張り替えを全教室にわたって行った。

### ○便所

倒壊した間仕切りの取り替えを行った。

### ○電気設備, 給排水設備, 浄化槽設備

全設備の清掃と損傷設備の器具等の取り替えを行った。

### ○教材・教具等

授業に支障ある机, 椅子, 体育備品等について修繕するとともに, 使用に耐えないものについては新たに購入した。

これらは被災直後の8月7日に着工し, 第二学期始業式が行われる直前の8月20日に完了した。

## (3) 屋内運動場

全床に伸縮による歪みが発生したため, 日々伸縮度を測定するとともに, 復旧工法について検討したが, 工期が長期となるため, 文部省, 大蔵省の現地調査を待たず, 承認のもとに10月7日事前着工し, 11月29日に完了した。

## (4) その他の備品等

10月23日文部省, 大蔵省の現地調査を受け, 災害復旧費国庫負担事業の認定の下で, 復旧工事は昭和62年1月31日までに完了することができた。

## 2 社会教育施設

敷地等の土地への被害であったので, 施設を利用しての活動に支障をきたすことなく, 昭和61年度内にすべての復旧工事を完了した。市町村有施設については, 市町村費負担で行われた。

## 3 社会体育施設

市町村有施設17件のうち, 施設設備に被害があったのは3件であり, その他は野球場, グランド等土地への被害で, のり面崩壊, 土砂流出等であった。(17件のうち1件は両方の被害を受けた。)

施設設備の復旧はすべて12月末までに完了し, 土地の被害15件のうち10件は昭和61年度内に復旧を完了したが, 残る5件は昭和62年度にわたって復旧する計画を立てた。そのほとんどは河川敷につくられた運動場・グラウンドである。

## 4 文化関係

### (1) 文化財

被害を受けた文化財は, 「須賀川一里塚」と白河の「南湖公園」である。

「須賀川一里塚」は, 文化財保護法に基づく補助を受け復旧工事を行った。また「南湖公園」は, 白河市の負担で復旧工事を行い, 共に昭和61年度末までに復旧工事を完了した。

## (2) 文化施設

県文化センターの復旧は、各種の行事を開催しながら応急復旧工事を速やかに行うとともに、本復旧工事も10月に完了した。

## 5 私立学校等

被害をうけたいわき市の2幼稚園のうち、裏山の土砂崩れにより園舎が半壊したかしま幼稚園は、私立学校災害復旧事業費貸付の対象となり、社団法人福島県私学振興基金協会を通じ1,500万円の融資を受け、総事業費1,937万円で園舎の改修及び土砂の除去を行った。

また、床上浸水した清風幼稚園は、法人単独で復旧を図り74万円の費用を要した。

# 第8節 その他公用・公共施設

## 1 警察施設

警察施設等の災害復旧は、11月13日までにすべて完了した。

その復旧状況は表5-17のとおりである。

表5-17 警察施設等復旧状況表

被害施設	所在地	被害額	被害の状況	復旧完了
警察署敷地 駐在所	いわき市3か所 相馬市1か所	千円 877	敷地陥没、土砂崩れ、 屋根瓦の破損、掲示 板倒壊	昭61.9.30
交通信号機 信号制御機 同信号柱ベ ース式基礎	福島市ほか2 地域	14,280	信号制御機冠水による 制御機の使用不能、 故障 道路損壊による信号 柱ベース式基礎の損 壊	昭61.11.13

## 2 その他の公用・公共施設

### (1) 三春合同庁舎

ブロック積及び側溝等改修のり面崩壊復旧工事を、182万円の経費で行った。

### (2) 福島県建設技術学院貸付地（安達東高校旧大平分校敷地）

のり面崩壊の復旧を、347万円の経費で行った。なお、隣接する農地部分については、農地・農業用施設災害復旧事業の適用を受けて、流入した土砂の除去及び損壊した水路の改修を行った。

(3) 福島市古川の職員公舎床上浸水による畳替え及び床板の補修に43万円の費用を要し、入居者が平常生活にもどるには約半月程の日数を要した。



## 第 **6** 部

---

# 県議会等の活動



## 第1章 災害現地調査

災害発生後、各会派は直ちに災害対策本部を設置するとともに、各会派独自の計画によりそれぞれ被災地の調査を実施した。

なお、議長の行動及び各会派の現地調査は次のとおりである。

### 1 議長の行動

8月13日天野建設大臣の現地視察に際し、県議会として議長から、被災公共土木施設の早期復旧等について天野建設大臣に陳情した。なお、陳情内容は次のとおりである。

#### 昭和61年8月4日・5日の台風第10号に係る災害復旧に関する陳情書

建設大臣におかれましては、公務御多端の折にもかかわらず、本県災害現地の御視察を賜わり厚く御礼申し上げます。

去る8月4日早朝より8月5日にかけて本県を襲った台風第10号及び低気圧は、県内全域に亘り200～500ミリを超える記録的な豪雨をもたらしました。

このため、河川の氾濫及び土砂崩れなどにより、河川、道路、橋梁、砂防施設、下水道など公共土木施設は甚大な損害を被ったところであります。



▲天野建設大臣に陳情・要請する渡辺議長ほか

これら公共土木施設は、いずれも県民の貴重な生命・財産を守るとともに、円滑な社会経済活動を営む上で欠くことのできないものであります。

200万県民は、これら施設の一日も早い復旧・整備を切に願って止まないところであります。

建設大臣におかれましては、災害の実情を御賢察のうえ、被災公共土木施設の早期復旧につい

て特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本県財政の厳しい現況を御理解いただき、これら災害復旧のための国の財源措置についても御高配をお願い申し上げます。

## 2 各会派による現地調査

災害発生後直ちに各会派の議会議員会（団）は、個々に災害状況の現地調査を行った。

各会派における組織的な現地調査は次のとおりである。

○自由民主党福島県支部連合会

8月9日 県北，県中，県南，相双，いわき

○日本社会党福島県本部

8月8日 県中，いわき

○公明党福島県本部

8月11～12日 県北，県中

○民社党福島県連合会

8月11日 県北，県中

○日本共産党福島県委員会

8月5，7日 県北，県中，いわき

## 第2章 名会派の要請・申し入れ

現地調査と並行し、各会派は次のような要請・申し入れを知事あてに行った。

### ○自由民主党福島県支部連合会

昭和61年8月12日

#### 台風10号による災害に対する要請書

8月4日から5日にかけて台風10号の影響による記録的な豪雨により、中通り、浜通りを中心に県内各地の家屋、道路、河川、公共施設、農業施設及び農作物等は、多大なる被害を被り、関係住民に大きな衝撃を与えております。

わが党県連は、直ちに台風10号災害対策本部を設置するとともに、去る8月9日県内各方に現地調査団を派遣して、その被害の状況を把握し、これが対策に当たっているところであります。

よって、県は、早急に被害の実態を把握し、被災者は勿論県民生活に支障のないよう万全の措置を講ずるよう強く要請いたします。

- 1 災害復旧の応急対策の実施
- 2 災害救助法の緊急適用要請
- 3 天災融資法の発動及び激甚災害の早期指定要請
- 4 被災者に対する生活再建融資対策措置
- 5 被災地域に対する疫病予防策の指導強化
- 6 被災農作物に対する病虫害発生予防対策の実施
- 7 農業共済金の早期適用要請
- 8 農業災害に対する融資対策措置
- 9 農業再生産の経営技術指導の強化
- 10 被災商工業者に対する融資対策措置
- 11 被災市町村に対する特別交付税の増額要請
- 12 公共土木施設等災害復旧事業の実施
- 13 農業施設等災害復旧事業の実施

## 14 公共施設災害復旧事業の実施

### ○日本社会党福島県本部・同福島県議会議員団

昭和61年8月7日

#### 集中豪雨による大災害に対する緊急要請書

今月4、5日にかけて台風10号から移行した温帯低気圧による記録的な集中豪雨は、本県においても広範囲な地域に亘って甚大な被害を蒙っています。

わが党は直ちに災害現地調査を行いました。被害は堤防や護岸が決壊し事業所や住宅、学校や公共施設などへの浸水、道路の損壊や土砂崩れ、農産物への被害影響など大きな災害となっています。

わが党は、犠牲者と被災されました県民のみなさんに心からの哀悼とお見舞いを申しあげ、一日も早い復興こそが行政の責務であると痛感いたしています。

わが党は、7月県議会前に台風シーズン期における防災対策を強く要望してきたところであり、今回の災害は異常気象による天災としてのみ見るのではなく、人災的な面はなかったのかをきびしく教訓にすべきと思うのです。

県は、被害県民が意欲をもって復興に立ち上れる対策を緊急に講ぜられるよう強く要請いたします。

- 1 一日も早く被害実態を調査把握し、県民生活不安を除去する災害復旧の応急的対策を講ずること。
- 2 政府関係機関に対し、激甚災害の指定、天災融資法の発動、地方交付税交付金増など災害対策特別財政措置等を強く要請すること。
- 3 災害救助法の適用は、被害が広範に拡大していることから広く適用させること。
- 4 被災者に対する生活再建のための低利、長期の融資対策を講ずるとともに、税の減免措置を行うこと。
- 5 家屋の損壊被災者に対し、公営住宅への入居対策や移転、復旧補修にあたっての資金対策を講ずること。
- 6 事業所の被害も、機械、原料、製品、備品などに大きな打撃を蒙っており、一日も早い操業が図られるよう被害整理対策、融資対策、助成対策などを講ずること。
- 7 農産物や果物の被害に対する病虫害発生予防と再生指導を徹底し、被害作物に対し、助成と共済適用を完全に行うなどの救済措置を講ずること。
- 8 被災者と被災地における疫病などの予防に万全を期すなどの衛生環境対策を講ずること。
- 9 一人暮らし、寝たきり老人など老人家庭の被災者に対する被害後片づけや援護措置に十分

な配慮ある対策を講ずること。

- 10 河川、堤防、道路、土砂崩れ等の被害箇所の復旧を促進し、二次災害防止に万全を期すること。

○公明党県議会議員団

昭和61年8月9日

台風10号くずれの温帯低気圧による豪雨・被害に関する緊急対策について

- 1 県は国に対し、激甚災害、救助法の指定を要請する事。
- 2 被害を受けた地場産業、中小企業者、農業者に対する低利融資を速やかに行う事。
- 3 河川・主要道路決壊、又は崩壊ヶ所の早期復旧を行う事。
- 4 農業用水、灌漑用水路などの早期復旧を行う事。
- 5 災害査定を早期実施する事。
- 6 被災者に対する生活再建対策に力を入れる事。

以上6項目について申し入れを行います。

○民社党福島県連合会

昭和61年8月8日

災害復旧に関する申入書

8月4日から5日午前にかけて台風10号による豪雨は県内各地を直撃し、堤防決壊174箇所、床上・床下浸水約13,000戸など県民生活に重大な影響を及ぼしました。よって県は今次災害の早急なる復旧を講ずるとともに県民生活の確保に万全を期されるよう要望いたします。

特に下記の点について特段の御配慮をお願い致します。

記

- 1 田畑の流失・冠水をこうむった農家の救援対策を早急に講じ、農作物の損失補填を行うこと。
- 2 重要幹線道路・生活道路の復旧工事を早急に行い災害復旧の基盤を確立すること。
- 3 災害地に対する生鮮食料品・生活必需物資の輸送に万全を期し、県民生活の安定を確保すること。
- 4 これまでの災害復旧工事のおくれ、防災対策の不完を早急に補うと共に河川改修・砂防ダムの築造など災害から県民生活を守る施策を早急に策定し、県政の安定を期せられたい。

○日本共産党福島県水災害対策本部

昭和61年 8月11日

台風10号による豪雨災害に関する申し入れ

8月5日の集中豪雨による被害は県下全域に及び、7日17時現在の県のまとめで、土木・農林だけで20,529,808千円の被害額（ただし土木部の調査率は60パーセント）にのぼっており、ますます増えることが確実である。

日本共産党福島県委員会は6日に対策本部を設置して連携して被災地の調査にあたってきた。

しかしながら対策の現状は、関係者の努力にもかかわらず被災住民の訴えには程遠く、日がたつにつれて深刻な問題となってきた。よって当面の対策並びに抜本的対策について下記のとおり申し入れるものである。

記

1 応急対策の促進について

- ① 災害救助法に基づく執行について、市町村によって大きくちがっているところがあるのである。消毒、井戸水の検査、し尿汲み取り、ゴミ、ヘドロ運搬、衣類や寝具、生活必需品の支給、仮設トイレや応急仮設住宅の設置、これらにともなう人夫の派遣等を促進するため、体制が困難な市町村については、隣接市町村の支援、民間業者への要請等を県もイニシアチブを発揮して急がれたい。
- ② 現地に住民の相談を受け付ける窓口を設置するとともに、市町村と協力して、各種救済制度の情報伝達に万全をつくされたい。
- ③ 県営住宅空き屋への避難受け入れ体制を進められたい。また被災家屋解体費への補助を検討されたい。
- ④ 地方税法、国保税、保育料、授業料などの減免措置をはかり、ただちに申請受付を開始されたい。
- ⑤ 被災児童、生徒への教科書、学用品などの支給をおこなわれたい。就学援助制度を周知徹底し、必要な枠を確保されたい。
- ⑥ 国に対し、激甚災害の指定、天災融資法発動を早急に実施するようはたらきかけられたい。
- ⑦ 被災者の住宅、営業、生活再建にあてる無利子の特別融資を検討されたい。  
なお、激甚指定に認定されない被災者の救済のため、県としての利子補給を検討すること。既往借入金の償還猶予措置をはかられたい。
- ⑧ 農業共済金の早期支払い、自作農維持資金の限度枠拡大、借入手続き簡略化等の措置を進められたい。
- ⑨ 公共機関（福島食肉衛生検査場、食肉センター、食品団地12社など）の早期復旧。また従

業員の通勤車両の補償のための救済措置を検討されたい。

⑩ 災害復旧事業の早期査定

2 抜本対策について

① 河川改修の激特事業指定を国にはたらきかけられたい。

(イ) 郡山市、阿武隈川と逢瀬川との合流点の決壊箇所の復旧。

(ロ) 広瀬川（梁川町）築堤の復旧。

(ハ) 阿武隈川の右岸築堤（本宮町）の建築と河川拡幅。

(ニ) 夏井川（いわき市）改修。

② ポンプ場設置を検討されたい。

③ 急傾斜地崩壊防止事業を促進されたい。

④ 湛水防除事業を促進されたい。

⑤ 災害危険時の警報，情報伝達のための条件整備。

⑥ 乱開発の規制。

⑦ 以上の対策を進めていくうえで，国の軍事費突出の予算編成をやめさせ，国庫補助率の復活，財源措置をはたらきかけられたい。

## 第3章 臨時会・定例会

### 第1節 8月臨時会

#### 1 各派代表者会議、各派交渉会、議会運営委員会の開催

○8月12日 福島県告示第1405号で豪雨災害対策についての臨時会を8月21日に招集する旨の告示がなされたことに伴い、8月12日11時から各派代表者会議、12時から各派交渉会を開催して、臨時会に関する諸事項についての協議を行った。

○8月18日 9時40分から各派代表者会議、10時から各派交渉会、10時40分から議会運営委員会が開催され、議事日程等についての協議を行った。

#### 2 本会議

8月21日13時6分開会し、渡辺議長のあいさつに続いて松平知事より被害の状況、災害応急対策及び今後の復旧対策を含めたあいさつが行われた。

続いて、会期を1日と決定したのち、知事提出議案第1号として、災害復旧費や災害関連事業費等総額279億9,700万円の昭和61年度一般会計補正予算案を付議し、松平知事より提案理由の説明があったのち、提出議案を各常任委員会に付託して、暫時休憩した。

再開した本会議では、各委員長から委員会の審査経過及び結果について報告が行われ、採決した結果、知事提出議案第1号は起立総員で原案のとおり可決された。

次に議員提出議案第1号「集中豪雨災害対策に関する意見書」が追加付議され、全会一致で可決された。

続いて議長あいさつ、知事あいさつが行われ16時44分散会した。

#### 3 常任委員会

本会議休憩の間に各常任委員会が開催され、それぞれ所管別に報告を受けた後、付議議案に対する審査を行った。

主な論議事項は次のとおりである。

##### ○総務公安委員会

(1) 災害復旧における初年度分の手当てについて

- (2) 災害による税収減の見通しと今後の財政運営について
- (3) 災害対策と公共事業の積み残し分の調整について
- (4) 被害の状況把握と救助活動におけるヘリコプター出動について

○企画農林委員会

- (1) 耕地災害復旧費のうち団体営事業について
- (2) 被害状況の査定の時期について
- (3) 工事発注の時期について

○福祉環境委員会

- (1) 消防関係の活動状況について
- (2) 防災体制について
- (3) 自主防災組織の改善について
- (4) 激甚災害指定の可能性について

○商工労働文教委員会

- (1) 2次災害予測箇所への対応について
- (2) 教科書等文房具の現物支給について
- (3) 被災中小企業への金融対策について
- (4) 今まで借りていた資金の支払猶予等について
- (5) 激甚災害指定の見通しについて

○農政委員会

- (1) 郡山食肉流通センターの災害復旧状況及び今後の見通しについて
- (2) 根本的な農業災害に対する援助策について
- (3) 野菜市場の複数設置について
- (4) 農業共済金の取り扱いについて

○土木委員会

- (1) 災害復旧執行体制について
- (2) 郡山工業団地の冠水の原因について
- (3) 都市災害、河川災害対策について
- (4) 個人の家の流失、倒壊の救済について
- (5) 無利子の住宅融資について
- (6) 激甚災害指定の見通しについて
- (7) 今回の災害と安全基準について

#### 4 政府への要望

可決された下記意見書を内閣総理大臣、国土庁長官、大蔵大臣、国税庁長官、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、林野庁長官、通商産業大臣、中小企業庁長官、建設大臣及び自治大臣へ送付し、衆参両院議長に対しては請願書として提出した。

#### 記

##### 集中豪雨災害対策に関する意見書

本年8月4日から5日にかけて本県を襲った記録的な集中豪雨は、人命や家屋をはじめ河川、道路、農地などに甚大な被害をもたらし、県民生活はもとより社会経済活動全般にはかり知れない打撃を与えている。

よって政府及び国会においては、現下の急務となっている被災地の復旧と民生の安定を図るため、すみやかに次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 天災融資法の発動並びに激甚災害の指定を行うこと。
- 2 公共土木施設、農林水産業施設及びその他公共施設などの早期復旧を図るための予算措置を講ずること。
- 3 災害復旧事業等に関する地方財源措置及び災害に伴う地方税の減免措置等に対する財源補てん措置を講ずること。
- 4 被災者の負担軽減を図るため、税制上の措置を講ずるとともに、各種制度資金の融資枠の拡大、融資条件の緩和などの措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和61年8月21日

福島県議会議長 渡 辺 正 市

## 第2節 9月定例会

9月22日開会の9月定例会における災害に関する主な論議事項は次のとおりである。

### 1 本 会 議

(9月25日)

原 誠議員(日本社会党)

- 激甚災害の指定及び天災融資法の発動の見通しについて
- 被災者に対する県税の減免措置、災害援護資金の融資状況について
- 高校授業料の減免にかかる対応と対象者について
- 被災商工業者の操業再開状況と操業再建対策について

- 農作物、畜産、果樹などの農業関係の災害補償及び被害農業者に対する融資状況について
- 災害未然防止のため、堤防などの保全の強化及び河川改修の促進、水門施設設置地区の内水排除施設の完備について

- 警報や避難命令の広報連絡方法及び警報施設等について

(9月26日)

和田光豊議員 (自由民主党)

- 被災公共土木施設の早期復旧、被害の大きい河川の抜本的改修について
- 農地、農業用施設並びに山地保全に対する災害予防対策の進め方について
- 農地被害による来年の生産への影響が懸念されるが、その復旧対策の進め方について
- 都市河川を含む総合治水対策についての基本的方針について
- 気象や河川情報の収集伝達体制の整備について

(9月29日)

安田泰議員 (自由民主党)

- 過去の浸水等水害についての情報の提供について

武田裕子議員 (日本社会党)

- 今次災害の都市河川における洪水の原因と改良復旧対策並びに河川情報の伝達体制の強化について

- 自主防災組織の現状と今後の育成強化策について
- 避難所の運営等にかかる避難体制の整備の再検討について

佐川吉平議員 (公明党)

- 全国的に低位にある本県下水道事業の促進について
- 雨水排水整備率の現況とその引き上げ目標について

亀岡義彦議員 (自由民主党)

- 今回の災害により甚大な被害をこうむった支川広瀬川の阿武隈川合流付近の河川改修について

- 普蔵川、佐久間川の阿武隈川合流付近の治水対策について

- 被災したし尿処理施設が復旧する間の対応、被災施設復旧についての措置、及び今後、施設の新設等にかかる立地及び構造上の指導について

- 冠水の被害を受けた水稻の作柄について

- 冠水害で落葉した桃の来年の花芽への影響と今後の対策について

(9月30日)

永沼幸人議員 (自由民主党)

○県地域防災計画の今回の災害に当たっての機能と評価について

○今次災害の反省を今後の防災対策にどう生かすのかについて

○土石流、地すべり危険箇所の最近の増減状況及びその対策と市町村に対する指導について

鈴木光雄議員（日本共産党）

○いわき市の夏井川の鎌田地区、本宮町の阿武隈川右岸、梁川町の被災地周辺地区の河川改修計画、その進捗状況及び今後の取り組みについて

○県管理河川の60年度河川改修事業費決算額及び61年度予算額並びに最近の予算措置状況について

○8月5日の豪雨による被災者に対する国保税の減免総額が、調整対象需要額の3%以下であっても、特別調整交付金の対象とすることについて

渡辺一夫議員（自由民主党）

○災害の未然防止のための河川管理の強化について

三保恵一議員（無所属）

○今後の阿武隈川の改修計画とその対応について

## 2 常任委員会

○福祉環境委員会

(1) 水害により阿武隈川に流れたトリクロロエチレン入りドラム缶の回収状況と安全性について

○商工労働文教委員会

(1) 8・5水害で郡山市は激甚の指定を受けられなかったが、県としての措置について

(2) 郡山工業団地の現在の操業状況について

(3) テクノポリス指定という動きの中での郡山工業団地災害の復旧と防災対策について

(4) 被害を受けた学校の災害復旧の状況について

(5) 被災家庭の生徒に対する授業料免除の取り扱いについて

○土木委員会

(1) ダムにおける堆砂とごみの除却について

(2) 郡山工業団地災害と阿武隈川、谷田川の旧堤防の管理について

(3) 急傾斜地の崩壊事業について

(4) 水門の管理システムについて

なお、土木委員会においては、定例会中の10月2日に郡山市（逢瀬川、谷田川）、本宮町（安達太良川）、梁川町（広瀬川）についての調査を行った。

### 第3節 12月定例会

12月5日開会の12月定例会における災害に関する主な論議事項は次のとおりである。

#### 本会議

(12月9日)

鈴木久議員（日本社会党）

- 河川改修事業の現状と今後の治水対策の県の基本的な考え方について
- 防災について住民の理解を得るため、水害危険地域マップの作成公表について
- 人家5戸未満の区域に対する県単独急傾斜地崩壊対策事業の実施について

(12月11日)

塩田智禧議員（公明党）

- 8・5水害に係る河川及び農地、農業用施設の復旧の現状と今後の見通しについて
- 被災住民に対する日常生活支援対策について



## 第 7 部

---

# 市町村の被害と活動状況



# 第1章 災害救助法適用市町

## 第1節 福島市

### 1 災害対策本部

8月4日18時00分、大雨・洪水警報が発表されたことに伴い、水防本部を設置し、水害に対する警戒体制をしいた。

時間の経過とともに雨量が増し、河川の増水も著しく、側溝があふれて道路の冠水、住居の床下浸水等の被害が散発的に報告され、市職員、消防機関が協力してその対応に当たった。

5日の早朝にいたり、阿武隈川のほか中小河川の水位が急激な上昇を示し、低地帯にある住宅地への浸水等、被害が広範囲にわたり拡大する様相を呈したため、市では4時30分災害対策本部を設置し、全組織を挙げて災害に対応することとした。

中小河川のはんらん、崖崩れ、堤防の損壊、家屋の損壊、浸水等の被害報告に続き、床上浸水家屋に逃げ遅れた住民が多数残されているとの報告があり、その救助のため自衛隊の派遣要請を行い、自衛隊員69名、車両11台、ボート14隻の派遣を受けて全員を無事救助することができた。

その後、避難住民への救援活動を活発に行い、午後には各河川の水位も減水するにいたり、市では災害後の復旧作業に全力を傾注し、一日も早い民生の安定を図った。

表7-1 被害数量及び被害額

住家被害			公共施設等被害		
全壊	棟	3	道路	344	362,981
	世帯	3	河川	86	503,456
	人	10	橋梁	14	73,960
半壊	棟	1	公園等	17	53,420
	世帯	2	下水道	6	387,350
	人	4	市営住宅	97	5,357
一部破損	棟	5	商工施設等	13	7,960
	世帯	5	文教施設等	37	146,706
	人	22	福祉施設等	8	1,250
床上浸水	棟	1,169	清掃施設等	6	16,125
	世帯	1,185	農道	75	97,520
	人	3,726	林道	127	212,199
床下浸水	棟	1,307	農地	2	16,590
	世帯	1,342	水路	118	272,060
	人	4,670	農業施設	23	89,460
計	棟	2,485			
	世帯	2,537			
	人	8,432			
田畑被害			崖くずれ	3	18,750
			農産物		222,244
田	流失埋没	1.6 <sup>ha</sup>	その他	3	83,355
	冠水	751.4			
畑	流失埋没	12.1			
	冠水	307.8	合計		2,570,743

## 2 避難所の設置

8月5日早朝、全職員による災害応急体制を整え、避難所として開放する学校・公民館等の施設確保のため、管理者に対し連絡、協力を求めるとともに、各施設の被害状況調査及び県災害対策本部への報告を行った。開放した10か所の避難所のうち多数の被災者を収容した施設には特に事務局職員を配置し、災害対策本部職員、施設の管理者と共に救護活動に従事した。

## 3 被害状況

被害の状況は人的被害が軽傷1名、家屋、公共施設等の被害は表7-1のとおりである。なお、水道施設、土木、農業、教育関係施設等の被害の詳細については後述する。

## 4 応急対策活動

### (1) 防疫、保健対策

#### ア 浸水家屋の消毒

- (ア) 実施期間 8月5日～11日
- (イ) 消毒戸数 2,520戸（一部重複して消毒した分を含む）
- (ウ) 消毒に従事した人数 延べ229人
- (エ) 使用薬剤 塩化ベンザルコニウム（逆性石けん液） 500ml 700本  
クレゾール液 500ml 530本  
石 灰 20kg袋 1,440袋

#### イ 消毒に要した経費

- (ア) 竹ぼうき、バケツ、麻袋等 20万円
- (イ) 賃金及び消毒用薬剤等 197万円

#### ウ そ族昆虫駆除

（水害によるそ族の異常発生に対し、殺そ剤及び殺虫剤を配布）

- (ア) 殺そ剤（オキシクマリン） 50g袋 304袋  
殺虫剤（スミチオン粉剤） 500g袋 1,000袋
- (イ) そ族昆虫駆除費 21万円

エ 井戸水の検査を保健所に要請し、井戸水の集約、検査結果の周知及び井戸水の消毒を行った。 137件

オ 避難所における救護活動並びに被災世帯を訪問して健康相談指導を実施した。

- (ア) 実施期間 8月6日～11日及び8月25日～26日
- (イ) 従事した保健婦 延べ79人
- (ウ) 使用した薬品等 5万円

## (2) ごみ等

### ア 処理経過

8月5日 清掃管理センターの対応を協議

#### (ア) 災害ごみ収集について

被災地区全戸にチラシを配布し災害ごみの出し方を指示する。

#### (イ) し尿くみ取りについて

市内の汲取業者に“し尿くみ取券”を配布し、被災地区民から依頼があった場合、無料扱いとした。

8月6日 被災地区のごみ収集開始

畳、家具類等の大型ごみは委託車により7日から収集を開始、金沢処分地へ運んだ。

8月26日 災害ごみの収集を9月1日をもって終了する旨のチラシを配付

9月1日 ごみ収集、し尿くみ取り終了

### イ 処理実績

#### (ア) ごみ収集量（8月6日～9月1日）

直営車 延べ654台 1,898t

委託車 延べ474台 1,132t

計 延べ1,128台 3,030t

#### (イ) ごみ処理状況（8月6日～9月1日）

金沢処分地での埋立 3,115t

清掃工場での焼却 52t

〃 破碎 87t

計 3,254t

#### (ウ) し尿くみ取り（8月5日～9月1日）

くみ取り戸数 1,776 戸

くみ取り量 955.747 l

### (3) 被災者相談

災害対策本部内に被災者相談所を設け、その業務を市民部生活課相談係で対応した。

特に被害の大きかった南町地域ほか3地域には現地相談所を開設し、他部課の職員の応援を得て相談に応じるなど被災

表7-2 相談受付状況

相談内容	件数
1 住宅のあつ旋・修理	64
2 消毒	47
3 生活物資の支給	44
4 ごみ収集	37
5 融資	31
6 道路の整備・補修	30
7 災害見舞金	28
8 生活費の援助	17
9 し尿くみ取り	15
10 税金の減免	15
11 その他	131
合計	459

者の相談、要望、救護等に万全を期した。

被災者相談状況は表7-2のとおりである。



▲被災地区に設けられた災害相談連絡所（福島市南町・福島民友新聞社提供）

#### (4) 被災者の救護

避難所別の宿泊者数は表7-3のとおりであり、その他応急救護措置の主なものは次のとおりである。

##### ア 応急対策

炊き出し 延べ8,021人

被服等の給与 日用品 1,200世帯 3,761セット

毛布 490枚

学用品の給与 213人

##### イ 災害義援金等

福島市分 16,680,819円

県配分 11,625,000円

合計 28,305,819円

なお、物資は日赤を始め県内外の会社、個人から約32,000個ほど寄せられた。

##### ウ 災害見舞金の支給

全壊 1世帯当たり 20万円

半壊 // 10万円

表7-3 避難宿泊者

避難場所	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
渡利公民館	人 35	人 22	人 9	人 6	人 5			
三河台公民館	4	7	7	4				
市立第三小学校	10							
市立清明小学校	87	13	14	8	6			
市立渡利小学校	10							
市立鎌田小学校	60	23						
永井川集会所	23	4						
信夫支所平田出張所	40							
葉ノ木立集会所	10	6	6					
郷野目集会所	40	20	15	15	20	14		
計	319	95	60	39	31	14		

床上浸水 1世帯当たり 3万円

エ 生活援護資金の貸付け

市内金融機関の協力により、生活援護資金貸付制度を創設、1世帯50万円を限度に緊急融資を実施、154世帯の利用があった。

オ 災害弔慰金の支給等に関する条例による貸付け

低所得者を対象に実施、48世帯の利用があった。

(5) 水道主要施設点検及び被害箇所復旧作業

ア 被害の状況

○配水管及び給水管埋設土流出による露出

被害箇所 11か所 延長 1,360m 被害額 593万円

○河川添架給水管の流出

被害箇所 1か所 延長 5 m 被害額 12万円

○阿武隈川の増水により渡利浄水場取水口土砂堆積(約3,600m<sup>3</sup>)、取水口スクリーン損傷、沈砂池土砂堆積(約500m<sup>3</sup>)による取水不能

被害額 271万円

○摺上川の増水により、大坊水源ポンプ所が一部冠水し、取水ポンプ井土砂堆積(約50m<sup>3</sup>)による取水不能

被害額 3万円

イ 断水区域に対する応援給水

○小田遅沢地区 12世帯 38人

- 飯坂町平野地区 50世帯 200人
- ウ 床上, 床下浸水家屋給水装置点検
  - 8月8日 20人 8月9日 20人
- エ 被災家庭に対する水道料金減免措置
  - 減免件数 1,621件 200万円
- オ ドラム缶流出事故に係る阿武隈川沿岸調査
  - 9月2～3日 20人

#### (6) 建設部関係

8・5豪雨は、河川、道路、公共下水道施設等にも甚大な被害をもたらした。通常、災害の復旧工事はおおむね3か年で実施することとされているが、本市においては可能な限り初年度に復旧工事を実施することとし、一般会計における予算を補正した。このため、河川、公園、下水道施設等の市単独災害復旧工事は初年度100%、道路は86%、橋梁は71%を実施した。また、公共災害復旧工事は、河川92%、道路94%、橋梁100%、公共下水道施設100%の実施見込みである。さらに、準用河川耳取川は県の指導のもとに、災害関連事業として延長1,700m提案し、国の現地査定後、協議を重ねてきたが12月29日に事業費が最終決定し、災害関連事業は初年度に約54%実施することになったため、予算を繰越す措置をし3年計画で実施することとした。

災害復旧工事は、短期間に施工完成する必要があるため地方自治体は財政的にも容易でないが、事業執行にあたっては万全を期し、再度の災害を防止すべく努力している。

#### (7) 農政部関係

##### ア 被害状況

農地及び農業用施設の被害は、市内全域の平坦地のほか、奥羽山系の飯坂町茂庭地区及び阿武隈山系の岡山、大波、立子山、松川地区の山間傾斜地で多く発生した。

工種別被害内訳は表7-4のとおりである。

##### イ 応急対策

大雨・洪水警報発表に伴い8月5日未明には、農地課職員全員が登庁し応急体制を整えた。夜明けとともに市民からの被害通報が相次いだが、全職員で情報及び現地の確認、応急対策の指示、資材(土のう1,000袋始め杭、橋板などの木材、土砂及び碎石、塩ビパイプ、ヒューム管等)の交付等を行い、地区民と一体となって応急対策に取り組んだ。

##### ウ 復旧状況

災害復旧には、災害復旧事業費国庫補助法による、国の強力な財政援助が必要である。

本格的な災害復旧工事を前に、規模的に大きい箇所については、9月中に国等の災害査定を受けた。この結果、山口、中入第1地区水路工始め78か所と、県及び農協が事業主体とな

表7-4 農地・農業用施設被害内訳

区分 工種	公共災		市単災		市以外 (県農協)事業分		合計	
	箇所数	金額 千円	箇所数	金額 千円	箇所数	金額 千円	箇所数	金額 千円
水路工	42	227,845	58	15,477	1	2,781	101	246,103
道路工	27	64,886	37	12,840	2	2,333	66	80,059
橋梁工	3	9,188	2	561			5	9,749
頭首工	5	92,830	3	1,042			8	93,872
溜池工	1	1,009	1	80			2	1,089
農地工(畑)					(1.58) 4 <sup>ha</sup>	7,617	(1.58) 4 <sup>ha</sup>	7,617
小規模復旧 機械借上			49	14,600			49	14,600
計	78	395,758	150	44,600	7	12,731	235	453,089

る松川町、水原地区水路工など農地(畑)1.58haを含む7か所について、公共災として規模、内容、工事費等が決定した。

なお規模的に公共災に次ぐ市単災は、渡利、坂下水路工など150か所であり、公共災、市単災合わせて235か所、復旧事業費4億7,823万円で昭和62年度完了を期し復旧工事を進めている。

(注) 公共災とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業である。

#### (8) 学校等の被害

##### ア 被害の状況

阿武隈川、須川に隣接する教育施設が被害甚大で、学校施設では第一中学校、第三中学校、清明幼稚園の各学校等が浸水し、特に第一中学校、清明幼稚園の現場は地区一帯の冠水がひどく、8月5日の現地調査の立ち入りが困難であった。

6日現地立ち入り調査の結果、第一中学校は床上1.6mの浸水で普通教室4、特別教室2、屋内運動場及び備品等が使用不能となり、第三中学校も屋内運動場が床上10cmの浸水で使用不能となった。

体育施設は、信夫ヶ丘野球場、陸上競技場が全面冠水し競技場のハンマーサークルが流失するとともにヘドロが10cm以上たまり使用不能となった。

これら教育施設の被害状況は表7-5のとおりである。

##### イ 復旧状況

学校施設については、8月21日の授業開始までの復旧を目的に復旧作業を開始した。被害

表7-5 教育施設被害状況

1 学校施設

区分	改修	施設名	被害額
公共災	校舎床、屋体床	一中、三中	56,560 <small>千円</small>
市単災	土砂崩壊、校庭陥没、遊具破損、雨もり	土湯小、松川小、下川崎小、平石小、清明小、一中、三中、茂庭中	17,096
	備品購入及び修繕	一中、三中、清明幼	52,000
	学用品等給与	小学校延320人、中学校延120人	1,124
計			126,780

2 社会教育施設

市単災	敷地一部陥没、土砂崩壊	松川公、渡利公	300
-----	-------------	---------	-----

3 保健体育施設

市単災	管理棟、グランド清掃補修、器具、原材料購入	信夫ヶ丘競技場、野球場、阿武隈漕艇場、河川敷運動公園	20,000
総額			147,080

甚大である第一中学校、第三中学校、清明幼稚園では、学校PTAの協力のもとで復旧作業を開始した。また、復旧工事関係は文部省の指令前着工の承認を得て8月8日着手し、第二学期の授業に支障ないよう万全を期した。

体育施設で被害甚大な信夫ヶ丘野球場、陸上競技場については、水が引けるのを待って、6日から体育館職員、市内高校生300名と清掃業者の協力のもと、ドロの除去と清掃、器具等の整備乾燥を実施し、応急復旧を行った。

今回の災害は、学校の夏休み中に発生したため、学校における人的被害がなく、この点については不幸中の幸いであった。施設等の被害は、学校PTA、工事請負業者、付近住民の絶大な協力のもと順調に復旧し、第二学期の授業は支障なく開始された。

## 第2節 郡山市

### 1 災害対策本部

郡山市は、災害の少ない住みよい都市として発展を続けてきた。

しかし、8月5日には昭和16年7月以来45年ぶりと言われる大水害に見舞われ、大きな被害の爪跡を残した。

4日6時頃から降り始めた雨はその後も降り続き、16時ころからは本降りとなり時間当たりの雨量は10mmとなった。また、降り始めてからの総雨量も約40mmに達した。

18時県内全域に大雨・洪水警報，強風・波浪注意報が発表され，本格的台風接近が報じられ，ただちに防災担当課職員による警戒体制をしき情報の収集等を行った。

21時台風10号は温帯低気圧となり勢力は衰えたかにみえたが，降雨量は以前にも増して強まり，市南端の安積町等から床下浸水，道路冠水等の被害報告が入り始めた。

消防団員の非常召集が市内各地で行われ，担当地区の河川等の警戒巡視及び被害箇所への応急対策が実施された。

5日に至り，被害が全市的に拡大する恐れが生じたため，3時，災害対策本部を設置すべく本部員召集が行われ，4時，全本部員の集合により市災害対策本部を設置し，市長以下災害対策に当たった。

## 2 被害状況

被害の状況は表7-6のとおりであるが，その主なものは次のとおりである。

表7-6 被害数量及び被害額

区 分			被害数量	区 分			被害数量	区 分			被害額	
人 的 被 害	死 者	人	2	田	流失・埋没	h a		公 立 文 教 施 設	千円	1,555		
	行方不明者	人	0		冠 水	h a	1,231		農 林 水 産 業 施 設	千円	331,161	
	負 傷 者	重 傷	人	0	畑	流失・埋没	h a			公 共 土 木 施 設	千円	852,584
		軽 傷	人	0		冠 水	h a		176,5	そ の 他 の 公 共 施 設	千円	54,332
住 家 被 害	全 壊	棟	2	文 教 施 設	箇 所	11	小 計	千円	1,239,632			
		世帯	2	病 院	箇 所		そ の 他	農 産 被 害	千円	265,450		
		人	5	道 路	箇 所	229		林 産 被 害	千円			
	半 壊	棟	9	橋 梁	箇 所	12		畜 産 被 害	千円	2,739		
		世帯	9	河 川	箇 所	46		水 産 被 害	千円			
		人	36	港 湾	箇 所			商 工 被 害	千円	38,657,607		
	一 部 破 損	棟	0	砂 防	箇 所			水 道 被 害	千円	47,149		
		世帯	0	清 掃 施 設	箇 所	3		清 掃 衛 生 被 害	千円	34,397		
		人	0	崖 く ず れ	箇 所	2		そ の 他	千円			
	床 上 浸 水	棟	1,212	鉄 道 不 通	箇 所			被 害 総 額	千円	40,246,974		
		世帯	1,321	被 害 船 舶	隻							
		人	4,395	水 道 戸	1,500							
床 下 浸 水		棟	1,363	電 話 回 線	1,433							
		世帯	1,386	電 気 戸	4,091							
		人	4,484	ガ ス 戸	192							
計	棟	2,586	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所								
	世帯	2,718	林 道	箇 所	37							
	人	8,920	農 道	箇 所	65							
非 住 家	公 共 建 物	棟		そ の 他 の 農 林 水 産 施 設	箇 所	100						
	そ の 他	棟	295									

(1) 人的被害

死者 2 名

(2) 家屋被害

全壊 2 棟, 半壊 9 棟, 床上浸水1,212棟, 床下浸水1,363棟, 非住家の水損295棟

(3) その他の被害

農林関係5億9,935万円, 土木関係8億5,258万円, 商工関係386億5,760万円, その他1億3,743万円

(4) 主な被災地区

旧郡山市	床上浸水637世帯	床下浸水269世帯
安積町	// 113世帯	// 135世帯
富久山町	// 453世帯	// 443世帯
田村町	// 87世帯	// 106世帯

(5) 主な公共施設の被害

道 路	229か所
農 道	65か所
林 道	37か所
橋 梁	12か所
河 川	46か所

(6) 都市施設の被害

水道施設	1,500戸
電気施設	4,091戸
都市ガス施設	192戸
電話施設	1,433回線

3 応急対策活動

(1) 救助活動

被災地域住民の救助活動に全力を傾注したのはもちろんであるが、特に食品工業団地、中央工業団地に勤務中の従業員の救出活動は5日夜半まで続けられ、行方不明者1名を除き全員救出に成功した。

○救出状況

- ① 工業団地, 水門町, 昭和町, 小原田地区 448名
- ② 食品工業団地, 卸売団地, 富久山町地内 550名

また, 被災した住民等に対しては10か所に避難所を設置し, 延べ1,718名を8月18日まで収容

した。

## (2) 義 援 金

罹災者及び避難者に対し県内外から暖かい金品の御寄附をいただき、罹災者等の大きな励ましとなった。

義援金は4,469万2,000円余に達したほか、寄せられた物品も1万余点にのぼった。

## (3) 防 疫 活 動

一方、発生時期が真夏だけに、衛生面の対策が急がれるとともに飲料水の確保に万全を期したほか、家畜を含めた防疫対策に全力を傾注した。

### ◎防疫対策

対応期間 8月6日～13日

保健婦及び看護婦が被災地域の各世帯を巡回し、食器類、室内及び家具衣服等の消毒方法の指導を行うとともに、消毒液を各戸に配布した。

また家畜の防疫対策として、郡山市家畜衛生推進協議会が主体となり8月7日、薬剤散布等による消毒を実施した。

## (4) ごみ処理

ごみの処理については、市有車をはじめ、市内の廃棄物処理業者及び郡山市建設業者協議会の協力を得て収集、運搬を実施した。

### ア 収集運搬車両延べ台数

市直営車	57台
廃棄物処理業者	386台
建設業者協議会	630台
計	1,073台

### イ ごみ処理経費

自動車借上料	2,561万円
委託料（民間埋立処理分）	816万円
人夫賃	26万円
原材料費（埋立用覆土砂）	15万円
計	3,418万円

その他、8月19日から22日まで谷田川沿川、水門町、富久山町、日和田町上萱沼地内の農用地内に流入したごみを撤去した。

延べ車両	67台
総金額	224万円

(5) し尿処理

市営第一、第二衛生処理場が被災したが、応急修理を実施した結果、第一衛生処理場は、8月7日に全面復旧し、第二衛生処理場は、8月11日に一部復旧し、18日には全面復旧した。

なお、復旧に要した費用は3,024万円であった。

また、し尿処理場の復旧とともに被災家屋の便槽くみ取りを業者に指示し、併せてくみ取り料金の負担軽減のため、料金の一部助成を実施した。

浸水便槽	1,593件
くみ取り量	938,502 l
助成額	443万円

(6) 電気施設

8月5日 4,091戸 停電

8月7日～8時50分 全戸復旧

被害施設

電柱の倒壊、傾斜、折損	71本
電線の接触	30か所
電線の切断	8か所
家庭用のメーター類	402か所
被害額	2,442万円

(7) 電話施設

8月5日回線不通箇所 1,433か所

8月8日 全線復旧

(8) ガス施設

8月5日16時30分ころから富久山町食品工業団地及び家屋192戸供給停止

8月6日11時50分 食品工業団地に供給開始

8月7日14時30分 留守家屋を含め192戸全戸に供給開始

(9) 水道施設

8月5日～6日

配水本管折損事故により富久山町東部全域1,500戸断水

水道局給水車6台、陸上自衛隊給水車11台により給水

8月6日18時 折損箇所の応急修理により全戸に給水開始

(10) 消防関係者の出勤状況

延べ出勤人員 消防団員 5,063人 消防職員 573人

出動期間 8月4日～18日

(1) 自衛隊派遣状況

派遣期間 8月5日9時15分～6日12時00分

延べ人員 504人

4 復旧の状況

被災した住宅等については、その後の天候の回復に恵まれ順調に復旧が行われ、10か所に設置した避難所も8月18日に閉鎖され、それぞれ自宅等に戻ることができた。

今次災害で最も被害の大きかった商工関係の復旧も、旧盆を目の前にした食品関連企業を中心に復旧活動に全力を傾注し、市民生活の混乱を最小限とした。

◎郡山市地方卸売市場

8月9日 一部市場開始

8月11日 全面市場開始

◎郡山食品工業団地

8月8日 一部操業開始

8月10日 全面操業開始

○福島県食肉流通センター

8月25日 操業開始

○郡山中央工業団地

8月下旬 一部操業開始

11月下旬 全面操業開始

このほか農作物等の復旧については、その被害の実態に即した技術対策指導を実施し、更に水稲農業共済金の早期支払い（9月3日完了）及び農作物災害対策助成の措置として補助金を予算化し交付した。

また、被災畜産農家の巡回指導を徹底し、特に伝染性病等の発生を防止した。

5 おわりに

未曾有の大水害に遭遇した被災地の人達の中には、昭和16年7月の大水災を体験した人達は意外に少なく、ほとんどの居住者は初めての体験であったため、混乱状況は図りしれないものがあったが、県内外からの暖かい御支援、御協力により被災者も気を取り直し復旧に向かって全力を挙げて取り組んだ。

幸い、今災害が激甚災害対策特別緊急事業の指定により、水害の直接原因となった谷田川、逢瀬川の破堤箇所を含めた抜本的な改修が、5か年の計画によって行われている。

行政機関としてもこのような大災害に対して反省すべき点、また被害者とのトラブル等も多々

みられたところであるが、この大災害の経験を尊い教訓として前向きで今後の防災体制の充実強化の推進を図ってゆきたい。また、情報の収集、伝達に対してもその必要性、重要性を改めて認識させられ、早期に整備する必要性が生じている。

この大災害を体験したことにより、市民にもまた行政機関の中にも、水害に対する意識の高揚が着実に見受けられており、そのような意味では貴重な体験であったと考えている。

## 第3節 いわき市

### 1 災害対策本部

8月4日から5日午前にかけて本県を直撃した豪雨は、いわき市内においても最高448mm(田入地区)、平均313.7mmの降雨量を記録し、小名浜測候所開設以来未曾有の豪雨となった。

4日18時00分大雨・洪水警報発表と同時に、第一次非常配備体制をとり、各部署で警戒体制をしいていたが、19時00分市水防本部及び各地区水防本部を設置し、本格的な水防活動を開始した。しかしながら夜半を過ぎても一向に雨足は衰えず、市内の主要河川が次々と警戒水位を突破する状況から、被害が拡大することが予想されたので、5日3時00分災害対策本部を設置し、市長以下全職員による災害応急体制を整え、市の全組織を挙げて災害対策に対処することとした。

5日4時前後を境に市内各所から続々と被害情報がよせられ、災害対策本部は、自衛隊をはじめ、県警、消防団、自主防災組織等の協力を得て、被災者の救出救助、避難誘導等に全力を尽すとともに、市民生活の一日も早い安定のための災害応急対策に取り組んだ。幸い、5日のうちにほとんどの水害地域の水がひいたため、以後の応急対策活動が円滑に進められた。

応急対策活動の進展と同時に被害状況の調査も進み、6日17時00分の集計により、床上浸水世帯が災害救助法の適用基準(450世帯)を超えていることが判明したため、同日災害救助法の適用をうけ、国・県・市一体となって災害救助に当たった。

### 2 避難状況

市内河川の警戒水位突破により、はんらん、溢水等が多発し危険な状況となったため、各地で避難指示・勧告が行われ、市全体で28か所の避難所が設置され、8月4日から9日までに延べ1,889名の市民が収容され、1,562食の給食を行った。(表7-7)

### 3 被害状況

被害状況は表7-8及び表7-9のとおりであるが、その主なものは次のとおりである。

#### (1) 人的被害

なし

表7-7 避難所設置、収容及び炊き出し状況

地区名	開設期間	施設名	8月4日			8月5日			8月6日			8月7日			8月8日			8月9日			計									
			朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	延べ	収容人員	計				
			計			計			計			計			計			計			計									
平	8月5日	磐城高校体育館				20	0	0	20															20	0	0	20			
									9															9						
平	8月5日	市立平体育館				10	10	0	20															10	10	0	20			
									58															58						
平	8月5日 ~8月7日	平二小体育館				50	50	15	115	15	15	6	36		6	6	0	12						71	71	21	163			
									50			15			6									71						
平	8月5日	社会福祉センター				0	0	0	0															0	0	0	0			
									20															20						
平	8月5日	平五小体育館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									30															30						
平	8月5日 ~8月9日	平三小体育館				100	100	100	300	100	70	19	189		19	19	17	55	17	0	0	17	0	0	0	0	236	189	136	561
									350			100			19			17			14						500			
平	8月5日 ~8月6日	下久田公民館				13	13	8	34	8	10	0	18													21	23	8	52	
									13			10															23			
平	8月5日	平商業高校体育館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									0															0			0			
平	8月5日 ~8月7日	蛸岡公民館				75	75	15	165	15	15	15	45		15	15	0	30						105	105	30	240			
									75			15			15									105			105			
平	8月5日	鷹ノ内集会所				0	0	0	0															0	0	0	0			
									0															0			0			
平	8月5日	夏井公民館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									0															0			0			
平	8月5日	草野小体育館				0	100	0	100															0	100	0	100			
									90															90			90			
勿来	8月5日	植田公民館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									0															0			0			
勿来	8月5日	仁井田公民館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									18															18			18			
勿来	8月5日	植田中体育館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									300															300			300			
内郷	8月5日	小島保育園				60	60	0	120															60	60	0	120			
									60															60			60			
内郷	8月5日	市立御殿保所				10	10	0	20															10	10	0	20			
									10															10			10			
内郷	8月5日	磐城第1高校体育館				50	50	0	100															50	50	0	100			
									50															50			50			
遠野	8月5日	山崎集会所				34	34	0	68															34	34	0	68			
									34															34			34			
小川	8月5日	小川小体育館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									150															150			150			
小川	8月5日	高萩公民館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									90															90			90			
小川	8月5日	上ノ原公民館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									80															80			80			
好間	8月4日 ~8月7日	今新田集会所	0	0	0	40	20	18	78	5	5	5	15		5	0	0	5						50	25	23	98			
						20			20			5			5									50			50			
好間	8月5日	内ノ原集会所				0	0	0	0															0	0	0	0			
									55															55			55			
好間	8月5日	川中子集会所				0	0	0	0															0	0	0	0			
									2															2			2			
好間	8月5日	上野原集会所				0	0	0	0															0	0	0	0			
									30															30			30			
好間	8月5日	隅田川集会所				0	0	0	0															0	0	0	0			
									34															34			34			
好間	8月5日	好間公民館				0	0	0	0															0	0	0	0			
									20															20			20			
計	28カ所		0	0	0	462	522	156	1,140	143	115	45	303	45	40	17	102	17	0	0	17	0	0	667	677	218	1,562			
						20			1,648			145			45			17			14						1,589			

表7-8 被害数量及び被害額

区	分		被害数	区	分		被害数	区	分		被害額
	死	者	人		0	田	ha		883	公立文教施設	千円
人的被害	行方不明者	人	0	畑	ha	186.5	農林水産業施設	千円	987,390		
	負傷者	重傷	人	0	文教施設	箇所	21	公共土木施設	千円	2,596,800	
		軽傷	人	0	病院	箇所	0	その他の公共施設	千円	10,317	
	住家被害	全壊	棟	1	道路	箇所	1,616	小計	千円	3,629,176	
世帯			1	橋梁	箇所	12	その他	農産被害	千円	197,344	
人			4	河川	箇所	313		林産被害	千円	622,450	
半壊			棟	2	港湾	箇所		0	畜産被害	千円	6,486
		世帯	2	砂防	箇所	0		水産被害	千円	6,827	
人		6	清掃施設	箇所	0	商工被害		千円	145,573		
一部破損		棟	4	崖くずれ	箇所	61		その他	千円	72,126	
		世帯	4	鉄道不通	箇所	0		被害総額	千円	4,679,982	
被害		床上浸水	人	14	被害船舶隻	1					
			棟	771	水道戸	489					
			世帯	771	電話回線	0					
			人	2,621	電気戸	0					
	床下浸水	棟	1,520	ガス戸	0						
		世帯	1,527	その他の公共施設	箇所	503					
		人	5,191								
		計	棟	2,298							
世帯	2,305										
人	7,836										
非住家	公共建物	棟	3								
	その他	棟	134								

表7-9 地区別被害状況

区分	住家被害(世帯)					一般被害(千円)										
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	上関	木係	農関	林係	商工水産関係	上水道関係	都市建設関係	教育関係	衛生関係	その他
平	0	0	0	507	832	1,339	288,716	161,896	97,782	200	29,605	300	6,543	2,864	587,906	
小名浜	0	1	2	3	118	124	138,503	35,431	150	583	24,300	398	2,158	1,895	203,418	
勿来	0	0	0	58	141	199	114,600	200,176	16,755	3,100	17,010	4,701	2,776	2,614	361,732	
常磐	0	0	2	3	12	17	17,000	53,434	0	0	19,000	200	517	626	90,777	
内郷	0	1	0	96	137	234	225,700	20,104	27,550	920	12,475	0	1,051	861	288,661	
四倉	0	0	0	13	122	135	84,208	164,104	100	2,500	510	200	690	1,091	253,403	
遠野	0	0	0	1	21	22	68,330	110,265	5,100	1,340	500	10,662	231	540	196,968	
小川	0	0	0	15	47	62	71,515	146,659	2,300	180	0	250	486	663	222,053	
好間	0	0	0	62	55	117	148,615	84,448	2,000	32,180	700	0	501	406	268,850	
三和	0	0	0	3	24	27	632,962	326,287	0	0	0	1,527	338	888	962,002	
田人	1	0	0	6	13	20	578,700	295,215	0	1,250	0	16,323	215	720	892,423	
川前	0	0	0	4	4	8	89,018	83,984	0	70	0	408	119	262	173,861	
久・大	0	0	0	0	1	1	44,550	131,667	663	0	300	0	167	581	177,928	
計	1	2	4	771	1,527	2,305	2,502,417	1,813,670	152,400	42,323	104,400	34,969	15,792	14,011	4,679,982	

## (2) 家屋被害

全壊1棟、半壊2棟、一部破損4棟、床上浸水771棟、床下浸水1,520棟、その他非住家137棟

## (3) その他の被害

農林関係 18億円、商工水産関係 1億5,000万円、土木関係 25億円、都市建設関係 1億円、水道関係 4,200万円、教育施設関係 3,500万円、その他 3,000万円

## (4) 主な公共施設の被害

道路 1,616か所、河川313か所、橋梁 12か所

## (5) 主な災害

### ア 桂団地の土砂崩落

8月5日2時30分ころ、常磐湯本町下浅見地内通称「桂団地」ののり面が崩落し、生活道路等に被害が出た。

### イ 自由ヶ丘ののり面崩落

8月5日2時ころ、自由ヶ丘の団地内のり面が崩落し、道路が一部陥没し、車両の通行が不能となった。

### ウ 内郷小島町花輪地内の地すべり

8月9日15時過ぎ、内郷小島町花輪地内において大規模な地すべりが発生し、危険な状態となったので、周辺住民に対し避難勧告を行うとともに地すべり対策本部及び現地対策本部を同日17時30分に設置し、対応に努めた。

## 4 応急対策活動

### (1) ごみ対策

水害を受けた大型家具や畳の処分は、市保有のパッカー車では積み込み不可能なため、許可業者に委託し対応するとともに、その他の水害ごみについては通常収集終了後時間外に収集し、8月13日までに処理を完了した。

### (2) し尿対策

いわき市は全面的に委託方式をとっているため、許可区域ごとにそれぞれの許可業者が特別収集を実施し、8月12日に応急対策を完了した。

### (3) 防疫対策

水害発生後直ちに、市内及び関東地方から薬剤を調達し、8月5日午後から各地区保健委員、区長らの協力を得て被災各戸に配布を開始し、かつ、保健委員の協力により、浸水の多かった地域を重点に、動力煙霧機による床下等の消毒を行い8日、延べ200名を動員した初期防疫作業を完了した。

#### (4) 応急給水対策

応急給水については常時即応体制にあったが、8月5日のうちに市内8か所で応急給水を要する断水事故が発生したため、被災地区に対して直ちに、延べ11台の給水車による給水活動を行うとともに、復旧作業に着手し、6日に応急復旧工事を終了した。

#### (5) 自衛隊の活動

8月5日4時35分の派遣要請に基づき、10時に陸上自衛隊郡山駐屯地第6特科連隊第6大隊隊員117名、車両14台が到着し、直ちに平北白土地内新川左岸及び平下神谷地内夏井川左岸での水防活動にあたり、17時作業を完了し駐屯地へ帰隊した。

#### 5 見舞金・救援物資

水害直後の痛手も生々しい時期に、全国各地から見舞金や救援物資が送られてきたことは、大きな励ましとなった。見舞金は983万3,786円、救援物資は4,895点に達している。

#### 6 被災者に対する救護措置

この水害により住家をなくしたり、大きな被害をうけた市民に対して、次のような援護措置をとった。なお、金額的に時宜に合わないものについては、8月臨時議会において条例の改正・制定を行った。

##### (1) 見舞金（救助金）の支給

全壊世帯1世帯につき10万円、ほか被災者1人につき2万円

半壊世帯1世帯につき5万円、ほか被災者1人につき1万円

床上浸水世帯1世帯につき3万円

あわせて、福島県罹災救助基金協議会の交付も受けた。

##### (2) 上下水道料金の減免

床下浸水以上の世帯に対し、10m<sup>3</sup>まで減免措置

(2,133件、20,808m<sup>3</sup>、206万円)

##### (3) 市税等の徴収猶予及び減免

###### ア 市・県民税及び国民健康保険税の減免

農作物及び家財等が10分の3以上の損害を受け、かつ、昭和60年分の合計所得金額が600万円以下の場合

(153件、893万円)

###### イ 固定資産税及び都市計画税の減免

農地、宅地、家屋及び償却資産が10分の2以上の被害を受けた場合

(299件、155万円)

###### ウ 徴収猶予

今回の集中豪雨により被害を受け、納期内に税金を納付することができないと認められる場合（3件）

#### (4) 中小企業に対する金融対策

既存の制度である「いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度」を活用し、水害により商品及び設備等に著しい被害を受けた市内中小企業者に対し、長期低利の必要資金（限度額1,000万円）を融資し、経営の安定を図ることとした。

（11月30日現在28件，9,301万円）

#### (5) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例」に拠って、被災者に対して生業資金の貸付けを行った。

（12月24日現在27件，1,578万円）

### 7 国・県への対応

8月7日には福島県副知事が、13日には建設大臣がそれぞれ被害調査に訪れるなど、国・県も災害復旧に活発な動きをみせた。また、調査が進むにつれて被害額が膨大なものであることが判明したので、28日には県に、9月4日には国に対して災害の早期復旧についての陳情を実施した。

### 8 災害対策本部の解散

8月5日3時以来水害に対する応急対策及び復旧対策の指揮をとっていた災害対策本部は、27日15時以後、新しい災害の発生のおそれもなく、また応急復旧対策も各部署ごとの対応で十分な程度に事態が收拾できたと判断し、解散を宣した。

### 9 災害復旧の状況

被害状況の確認と並行して、市は直ちに復旧事業に着手し、軽微な被害は予備費充当、予算流用などで対応すると同時に、8月12日には市長専決により、また8月臨時議会、10月定例会、12月定例会ではそれぞれ災害復旧のための補正予算を組み、鋭意復旧に当たった。

復旧工事に際しての国・県の査定は、11月には完了し、単独復旧事業についても地区住民の協力を得て原材料のみの支給によって復旧に当たった箇所も多数あった。

この間、復旧事業担当の技術職員のなかには過労で倒れる者も出たが、よくその責をまっとうし、表7-10のとおり復旧事業は進行している。

### 10 おわりに

今回の水害は、昭和41年市発足以来未曾有の規模であった。このため、防災計画の不備な箇所がかなり発見された。我々は、この教訓を生かして、より一層実効性の高い防災計画を策定しなければならないことを痛感した。

表7—10 災害復旧状況

区 分	国・県等の災害査定完了時期	被害箇所	昭和61年度復旧目標率	昭和61年度第3四半期現在復旧率	復旧工事完了予定時期
農業施設補助事業分	昭和61年度第2四半期	214	87. <sup>1</sup>	0. <sup>8</sup>	昭和62年度第4四半期
林業施設補助事業分	昭和61年度第2四半期	88	91. <sup>7</sup>	0	昭和62年度第3四半期
公共土木施設(道路)補助事業分	昭和61年度第3四半期	265	66. <sup>4</sup>	24	昭和62年度第4四半期
公共土木施設(河川)補助事業分	昭和61年度第3四半期	227	60. <sup>9</sup>	5	昭和62年度第4四半期
公共土木施設(橋梁)補助事業分	昭和61年度第3四半期	11	15	0	昭和62年度第3四半期
下水道関連施設補助事業分	昭和61年度第2四半期	3	100	100	完了
農業施設単独復旧分		300	100	31. <sup>8</sup>	昭和61年度第4四半期
林業施設単独復旧分		65	47. <sup>7</sup>	14. <sup>3</sup>	昭和62年度第4四半期
公共土木施設(道路)単独復旧分		919	90	50	昭和62年度第1四半期
公共土木施設(河川)単独復旧分		80	100	70	昭和61年度第4四半期
公共土木施設(橋梁)単独復旧分		1	100	90	昭和61年度第4四半期
区画整理事業関連施設復旧		1	100	100	完了
公園関係施設復旧分		3	100	25	昭和61年度第4四半期
下水道関係施設単独復旧分		16	100	68	昭和61年度第4四半期
公共文教施設		12	100	79. <sup>4</sup>	昭和61年度第4四半期
上水道関連施設復旧分		39	100	100	完了
商工業関連施設復旧分		8	100	100	完了

## 第4節 須賀川市

### 1 はじめに

8月4日、5日の台風10号くずれの集中豪雨は市内を直撃し、調査が進むにつれて予想を上回るツメ跡をみせ始めた。

須賀川地方におけるこの大雨は、降り始めから230mmという驚異的な雨量を記録し、市内を流れる阿武隈川、釈迦堂川などの各河川がはんらんし、川沿いの各地で家屋の浸水が続出、道路、橋梁などの公共施設や水稻をはじめ、農作物にも大きな被害をもたらし、昭和16年の水害以来の記録的な大水害となった。

### 2 災害対策

8月4日23時、水防警報（待機準備）が発表されると同時に警戒体制（第一非常配備）をとり、情報収集に着手するとともに、須賀川地方広域消防本部との協力体制のもとに厳戒体制をとって

いたが、未曾有の集中豪雨は一瞬のうちに水かさを増し、5日1時30分水防警報（出動）が発表され、全消防団員に対し出動命令を発し第二非常配備をとって警戒と調査に当たった。2時には阿武隈川が5mの警戒水位を突破、3時40分阿武隈川上流洪水警報が発表され、5時を過ぎるころには市民からの被害情報が相次ぎ、公共施設にも被害が出始めた。

9時第1回目の災害対策会議を開き、被災者に対する応急対策に着手する措置を講ずるとともに、以後頻繁に災害対策会議を重ね、事態の把握と被災者救済に当たるため災害応急体制を整え、災害対策に対処した。なお、万全を期するため、災害救助法の適用についても県と協議を進めていたが、7日、被害の全容が明らかになるに及び災害救助法の適用基準を超えることが判明したため、これが適用の申請をなし、市始まって以来初めて災害救助法が適用された。これにより国・県・市は一体となって災害対策に全力を傾注した。

### 3 被害状況

被害の状況は表7-11のとおりであるが、人的被害がなかったことが不幸中の幸いであった。

表7-11 被害数量及び被害額

区 分			被害数量	区 分			被害数量	区 分			被害額	
人的被害	死者	人		田	流失・埋没	ha		小 計	公立文教施設	千円	3,630	
	行方不明者	人			冠水	ha	699		農林水産業施設	千円	86,600	
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没	ha			公共土木施設	千円	260,945
		軽傷	人			冠水	ha		159	その他の公共施設	千円	34,365
住家被害	全壊	棟		文教施設	箇所	3	その他		小 計	千円	385,540	
		世帯		病院	箇所			農産被害	千円	609,015		
		人		道路	箇所	277		林産被害	千円			
	半壊	棟	1	橋梁	箇所	4		畜産被害	千円			
		世帯	1	河川	箇所	19		水産被害	千円			
		人	3	港湾	箇所			商工被害	千円	758,283		
	一部破損	棟		砂防	箇所			その他	千円	130		
		世帯		清掃施設	箇所	2						
	床上浸水	人		崖くずれ	箇所	12		被害総額	千円	1,752,968		
		棟	293	鉄道不通	箇所							
		世帯	313	被害船舶	隻							
	床下浸水	人	1,211	水道	戸	19						
		棟	126	電話	回線	158						
		世帯	137	電気	戸	756						
	計	人	512	ガス	戸							
棟		420	ブロック塀等	箇所								
世帯		451	農地等	箇所	65							
人		1,726	消防屯所	箇所	2							
非住家	公共建物	棟		保育所	箇所	1						
	その他	棟	136									

被害の主なものは次のとおりである。

(1) 家屋被害

ア 半壊 1棟1世帯, イ 床上浸水 293棟313世帯, ウ 床下浸水 126棟137世帯, エ  
その他非住家 136棟

(2) 公共施設被害

ア 文教施設 3か所, イ 道路 277か所, ウ 橋梁 4か所, エ 河川 19か所, オ  
清掃施設 2か所

(3) 都市施設被害

ア 水道断水 19戸, イ 電話不通 158回線, ウ 停電 756戸

(4) その他の被害

ア 田冠水 699ha, イ 畑冠水 159ha

4 応急・救援対策

応急救援活動は市民にとって精神的打撃をやわらげ、士気をもりたて、復旧に対する勇気づけとなるところから、速やかに対処する必要がある。このため人命尊重を第一義に避難の指示、指導を行う一方、11地区に避難救護所を設置し被災者の収容に当たるとともに、市はもとより消防、警察及び自治会などによる救出、救助や家財道具の搬出に全力を尽くした。また、応急対策として、特に、伝染病発生を防止するための防疫対策、ごみ、し尿などの環境保全対策、断水や浸水により井戸水が使用できなくなった地区に対する給水等の対策を急いだ。

その主なものを挙げると次のとおりである。

(1) 救出、救助活動

表7-12は須賀川消防署員によって救出されたものであるが、このほか、民間人のボートにより多数救出されている。災害直後の混乱から十分把握できなかったもので、これらの御協力に対し誌上をもってお礼を申し上げるものである。

表7-12 消防署員による救出状況

救出救助地区	世帯数	人員
仲の町地区	世帯 1	人 3
縮取町地区	4	9
森宿地区	2	12
岩淵地区	4	14
江持地区	2	6
計	13	44

(2) 避難救護所等の設置状況

市では被災者救助のため避難所を開設したが、その設置・収容状況は表7-13のとおりである。

表7-13 避難救護所の設置、収容状況

施設名	対象地区	収容者		摘要
		世帯	人員	
松本アパート かじか荘	中宿地区	6	12	夕食、毛布布団30組配備
中宿公会堂	〃	4	13	夕食、毛布布団20組配備
栄町公民館	森宿(芋畑) 地内	1	4	婦人消防隊の炊き出しにより夕食及び朝食を配付、毛布布団10組配備
須賀川一小	館取町地内	1	4	夕食の供与4名 毛布布団11組配備
岩淵区民館	岩淵地内	3	10	夕食、毛布布団10組配備
老人憩の家	東町、中宿及 び前川地内	—	—	避難者なし、毛布布団20組配備
松塚区民館	松塚地内	1	3	区で昼食を配布
市営住宅	森宿(ピアノ 首)、北町及び 南町地内	6	13	北団地1世帯4人、一里 垣1世帯1人、六軒1世 帯2人、和田池3世帯6 人
計		22	59	

### (3) 防疫活動

#### ア 消毒

- 期間 8月5日～11日
- 実施件数 延べ516件
- 作業人員 延べ48人

#### イ 井戸水検査

- 期間 8月8日～9月16日
- 実施件数 92検体、延べ124世帯

### (4) ごみ処理

- 期間 8月6日～16日
- 処理量 580 t
- 活動車両 延べ362台
- 作業人員 延べ93人

なお、被災地区及び道路、橋梁等に散乱したごみの処理は、市委託業者並びに須賀川市建設業者協会による奉仕作業により撤去された。

### (5) し尿処理

- 期間 8月6日～16日
- 実施世帯 150世帯

許可業者5社、車両21台で緊急くみ取り業務を実施した。なお、処理場冠水のため処理不

能となったが、8月8日から平常運転を開始した。

(6) 飲料水給水

水道施設が被災するなど飲料水が使用不能となった地区において、表7-14のとおり応急給水措置を講じた。

表7-14 飲料水の給水状況

給水地区	世帯数	期 間
寺田地区	2	8月5日 同日給水管修復旧
仁井田地区	17	8月6日 同日給水管修復旧
岩測地区	23	8月6日～23日

(7) 日用品配布

8月7日、浸水を受けた359世帯に対し石けん、タオル等の日用品を配布した。

(8) 学用品給与

8月25日、浸水を受けた小学生30人、中学生3人に対し教科書、副教材、学用品を給与した。

(9) 救護措置

ア 災害見舞金

イ 災害援護資金

被災者に対し1世帯当たり60万円、30世帯分1,800万円の援護資金を準備した。

ウ 中小企業貸付金

中小企業緊急対策融資のため、1企業500万円以内で2,500万円の運転資金を準備した。

エ し尿くみ取り料金の助成

便槽の溢水により使用できなくなった世帯などに対し、し尿くみ取りの基本料金1,200円の助成をした。

オ 水道料金の減免

1か月の使用水量10m<sup>3</sup>以内について基本料金750円を、10m<sup>3</sup>を超えた場合は1,060円を限度として減免した。

カ 市税等の減免

被災により担税能力を著しく喪失したと認められる納税者に対しては、市税等の期限の延長を図るとともに徴収猶予、減免措置を行った。

キ 国民年金保険料の免除

被災者のうち、保険料の納付困難な者に対し免除措置を行った。

ク その他の免除措置

(7) NHKは床上浸水世帯に対し8、9月分の受信料金を免除した。

(イ) 東北電力株式会社は被災者に対し電気料金の早収料金適用期間延長の特別措置を講じた。

## (10) 見舞金等

ア 共同募金 8月13日、半壊及び床上浸水を受けた308世帯に対し92万円の見舞金を配布した。

表7-15 災害見舞金の支給

被害区分	世帯等	金額(千円)
半壊	1世帯	50
床上浸水家屋	307世帯	9,210
床上浸水事業所	55事業所	1,650

イ 寄付金 福島県をはじめ、14機関、団体から230万円の寄付金が寄せられた。

ウ 見舞品 日本たばこ産業株式会社をはじめ、5企業から現物見舞品が寄せられた。

## 5 復旧対策

災害の復旧は被災地住民の復興への大きな足がかりとして期待されるものであり、国の強力な財政援助が必要である。市としては、被災した各種公共施設のうち、早急に復旧を要するものについては取りあえず既定予算をもって措置するとともに、本格的な復旧工事並びに農業、商工業などの財政援助や被災者の生活安定対策については、国、県に対し強く要請し、これが実現に努めた。

今次災害による被害総額は17億5,297万円に及んでいるが、このうち道路、河川などの土木施設をはじめ、農業、文教施設などを含めた公共施設の被害割合は全体の21.9%を占めている。これら公共施設の災害復旧工事は表7-16のとおりであるが、市はこれらの災害復旧をおおむね2か年計画をもって実施することとし、可能な限り年度内に実施すべく補正予算をもって対処し、国、県の指導のもとに鋭意努力をした結果、その前提となる国庫補助の査定もすべて完了し、これにより災害復旧事業の進捗を期すべく、積極的に取り組んでいる。

## 6 おわりに

この未曾有の大水害に際し、被災住民はもとより被害地域の住民が受けた精神的、肉体的な打撃ははかりしれないものがあった。しかしながら、災害直後の打ちひしがれた中から全市民の暖かい励ましと、国、県をはじめとして各種機関、団体など関係各方面からの力強い援助により復興に一生懸命汗を流している。多くの市民の方々が寝食を忘れ、私欲を捨てて応急復旧に従事されたことを余すところなく書き尽せないことをお詫び申し上げるものである。

今後も、かかる災害から逃げることはできないと思われるが、市民の英知と日頃の心構えとによって被害を最小限に食い止めることは可能であると確信している。

市としては、二度と再びこのような災害に遭わないためにも国、県に対し治水事業を早急に推進するよう強く要請すると同時に、防災施設の整備と自主防災組織の育成強化に努め、常に市民とともに日頃の防災行政を推進していくことを決意するものである。

表7-16 災害復旧工事計画表(補助事業)

昭和62年1月31日現在

事 項	査定見込 件数 (A)	査定済 件数(B)	採択 件数(C)	工事発注 件数 (D)	未査定 件 数	復旧計画件数		査定率 (B) (A)	採択率 (C) (B)	発注率 (D) (C)
						61年	62年			
道 路	件 81	件 81	件 80	件 40	件 0	件 40	件 40	100%	98.8%	50.0%
橋 梁	4	4	4	3	0	4		100	100	75.0
河 川	3	3	3	2	0	2	1	100	100	66.7
都市下水道										
公 園										
農地農業用施設	26	26	26	12	0	26		100	100	46.2
林 道	1	1	1	1	0	1		100	100	100
林地崩壊防止										
自然災害防止										
公 営 住 宅										
公 立 学 校	1	1	1	1	0	1		100	100	100
社会教育施設										
社会体育施設										
重要文化財施設	1	1	1	1	0	1		100	100	100
公共下水道施設										
水 道 施 設										
環境衛生施設	2	2	2	2	0	2		100	100	100
児童福祉施設	3	3	3	3	0	3		100	100	100
合 計	122	122	121	65	0	80	41	100	99.2	53.7

## 第5節 相 馬 市

### 1 災害対策本部

8月4日台風10号の北上に伴い、当市においても19時ころから断続的な大雨となり、宇多川をはじめ市内各中小河川がはらんし、溢水、決壊、崖崩れ等の発生が予想されたため、22時ころから土木課、消防団、消防署による河川及び水門調査を実施、それぞれの部署で警戒体制をしいていたが、5日1時30分、市災害対策本部を設置し、市長以下全職員による災害応急体制を整えると同時に消防団長の命により全団員の召集を行い、市の全組織を挙げて災害対策に当たった。

2時を過ぎるころから市民からの被害情報が相次ぎ、市内各所に被害が発生、特に市の中心に位置する宇多川の増水に伴い、堤防決壊の危険が切迫したため2時10分袋町・川原町地区、3時40分寺前・百槻地区、4時30分黒木田・清水地区、更に、小泉川の増水に伴い、4時6分高池地区のそれぞれの地区において消防団員による住民の避難を開始するとともに、それぞれの避難場

所への収容を行った。

また、床上、床下浸水をはじめ、土砂くずれによる被害が相次ぎ、市内各所からの被害情報は後を絶たず、未曾有の大災害となり、7日18時災害救助法が適用され、国・県・市一体となって災害救助、災害対策に全力を投入した。

## 2 被害状況

8月4日7時から翌5日13時までの30時間の降雨量は、昭和33年の台風22号時の336.9mmに次ぐ312mmを記録した。しかも今回は時間最大降雨量が35mmに達し、満潮時とも重なり、各河川の増水及び堤防決壊など市内各地域に大きな被害をもたらした。被害総額は、18億3,039万円にのぼり、市災害史上例のないものとなった。

被害の主なものは次のとおりである。

### (1) 人的被害

なし

### (2) 家屋被害

住家半壊	2棟
床上浸水	382棟
床下浸水	1,115棟
非住家半壊	1棟

### (3) 農林水産関係

田・冠水	925ha	2億703万円
畑・冠水	40ha	633万円
農地	59か所	8,940万円
農業用施設	80か所	3億3,090万円
林道	9か所	7,739万円
水産	3か所	650万円

### (4) 土木関係

河川	(県)	23か所	7億5,500万円
	(市)	11か所	3,160万円
橋梁	(市)	1か所	500万円
道路	(県)	19か所	5,000万円
	(市)	86か所	7,782万円
砂防	(県)	2か所	450万円

(5) 商工関係

店舗 96件 3,750万円

(6) 水道施設

上水道等 4か所 193万円

(7) 文教関係

公立学校 (市) 2校 55万円

私立保育園 1園 319万円

3 応急対策活動

応急対策は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、被害発生の防止、その拡大を防ぐものであり、被災市民の復興への勇気づけを早急に行う必要がある。

水害直後、被災地市民の安全確保のため避難所への収容、水害拡大防止のため消防機関をはじめ関係機関、地区住民協力による水防活動、被災地市民に対する炊き出し、防疫対策、ごみ・し尿等の環境保全対策融資の指導強化を図った。また、救護物資、義援金、見舞金など県内外の皆様から心温まる金品が寄せられ、被災市民は物心両面に感謝の気持で一杯であった。

(1) 避難者等

○一時避難者 395人  
○避難宿泊者 45人  
○避難所 7か所  
○炊き出し 1,581食

(2) 水防活動

各河川における水防活動は昼夜にわたり行われた。特に、宇多川上流(清水地区)堤防決壊では、木流し工法による適切な水防活動が行われ、被害を最小限度に食い止めることができた。この水害防御ができなかったならば市の中心にまで被害が及び、その被害は計り知れないものになったと思われる。

○水防活動延べ従事者数

消防団員 584人  
消防署員 48人  
土木作業員 110人  
その他 101人  
○水防箇所 10か所  
○使用水防資材 麻袋 5,400袋  
砂 75m<sup>3</sup>



▲消防団による土のう積み水防活動（相馬市・地藏川）

繩	107玉
丸太	187本
板	192枚
大竹	6本

### (3) 防疫対策

○伝染病患者発生数		0人
○対応期間	8月5日～24日	
○戸別活動	消毒	2,151戸
	そ族昆虫駆除	5,433戸
○延べ従事者数	市職員	70人
	一般市民	1,100人
	業者	135人

### (4) ごみ処理

埋立処分場に持込まれた災害廃棄物

○処分量	72.7t（車111台分）
○処分完了月日	11月25日

### (5) し尿処理

市内くみ取業者3社に対して契約に基づきし尿くみ取りを指示した。

なお、浸水世帯のくみ取料を無料とした。

○処理量	284,670 l
------	-----------

○処理完了月日 8月27日

(6) 水 道

上水道は宇多川堤防決壊による本管破損。簡易水道は水源浸水及び配水管破損の復旧をそれぞれ行った。

○上水道

被害箇所 2か所  
断水世帯 48世帯  
復旧完了月日 8月5日

○簡易水道

被害箇所 2か所  
断水世帯 24世帯  
復旧完了月日 9月30日

(7) 障害物除去

山上（上並木，縄谷）地区では住家2棟が土砂流入により半壊し，災害救助法による障害物除去の適用を受けた。

また，富沢地区では非住家が土砂流入により被害を受け，地元住民，消防団員の協力により障害物を除去した。

(8) 学用品の給与

小学校児童3名，中学校生徒2名に災害救助法の適用により学用品の給与を実施した。

(9) 災害見舞金品等

○見舞金（義援金を含む。）

10件 668万円

○救援物質

日用品一式382組，たばこ500個，タオル320本，ごみ袋2,000枚，粉石けん400個，石けん400個，麻袋10,000枚

(10) 災害資金貸付状況

援護資金	8件	490万円
天災資金	19件	1,170万円

(11) 道 路

通行止箇所	応急復旧月日
市 道 18か所	9月1日
県 道 3か所	8月12日

国 道 1か所 8月6日

計 22か所

#### 4 復旧の状況

災害復旧対策は、民生安定と社会経済活動の早期回復、復旧事業の迅速適切な推進を図り、再度災害の発生を防止し、必要な施設の整備、改良など諸施策を講じ、将来の災害に対応できる「災害に強いまちづくり」の建設にあると言える。

水害発生の翌日、8月6日からいち早く市技術職員32名、県職員4名の協力のもと、本格的な災害復旧工事施行に必要な災害査定設計書作成に昼夜を問わず全精力を傾注して災害現場測量、設計、積算を行い、11月26日最終査定を完了した。

また、市単独として、農地、排水路、住宅地に被害を受けた者について、「61・8・5相馬市水害対策実施要綱」を設け、その中で小災害復旧基準により、原形復旧を原則とした諸施策を講じた。更に、別途災害見舞金交付要綱を設け、家屋等に大きな被害を受けた者に対する復旧のための見舞金の交付を行った。

○公共土木施設等災害復旧査定事業 160件 4億8,445万円

○小災害復旧状況

農地（施設を含む。） 95件 2,049万円

林道 20件 433万円

計 115件 2,482万円

○災害見舞金交付状況 4件 47万円

#### 5 終わりに

今次災害は、昭和33年台風22号以来のもので、被害規模、被害額とも市防災史上最大のものであった。しかしながら、いち早く災害対策本部を設置し、被害実態の把握と対応に全力を投入、特に消防署の無線利用により災害対策本部と現場災害本部が密接な連絡、情報を取りあい、市民の安全確保と水害防御に最大限の努力をした結果、被害を最小限に食い止めることができた。また、大きな災害にもかかわらず一人の怪我人も出さなかったのは、消防・警察機関をはじめ住民が一体となり、災害対策が迅速、的確に行われたためである。更に、県・国をはじめ、多くの機関・団体からの御支援、御協力と皆様方からの心温まるお見舞、激励のお言葉や金品を賜り、4万市民は勇気づけられた。

## 第6節 梁川町

### 1 災害対策本部

梁川町では、昭和57年9月の台風18号による災害の教訓から、各種災害時における職員の召集及び災害対策活動を円滑に行うため、職員防災活動要綱を策定している。防災体制も3段階により措置することにしており、第3次体制により災害対策本部を設置し、あらかじめ定めてある災害対策本部の組織編成により全職員が防災活動を行うこととしている。

今次災害においては、8月5日0時30分、第1次体制をしき、関係職員をもって阿武隈川上流の雨量及び水位、更には、町内五十沢地区の浸水状況等、各種情報の収集活動を行ったが、上流部の増水傾向等々から、3時55分町災害対策本部を設置し、町長以下全職員による災害応急対策を整えるとともに、消防団に対する緊急出動、更には町内建設業者に対する協力要請を行い災害対策に当たった。

### 2 被害状況

被害状況は表7-17のとおりであるが、その主なものは次のとおりである。

#### (1) 人的被害

なし

#### (2) 家屋被害

全壊	4棟
半壊	7棟
一部壊	2棟
床上浸水	380棟
床下浸水	109棟
その他非住家	584棟

#### (3) その他の被害

土木関係	31億2,010万円
農林関係	5億1,521万円
商工関係	22億1,943万円
文教施設	63万円
水道施設	310万円
その他施設	100万円
計	58億5,947万円

表7-17 被害数量及び被害額

区 分			被害数量	区 分			被害数量	被害額 (千円)	
人的被害	死者	人		農田	流失・埋没	ha	3.0		
	行方不明者	人			冠水	ha	94.5		
	重傷	人		農畑	流失・埋没	ha			
	軽傷	人			冠水	ha	169.1		
住家	全壊	棟	4	農林	農林業施設	箇所	63	177,118	
		世帯	4		農産物	ha	266.6	208,745	
		人	8		畜産物	頭・羽	5,660	5,317	
	半壊	棟	7		計				391,180
		世帯	6		土木	道路	箇所	169	73,360
		人	17			橋梁	箇所	5	2,550
	一部破損	棟	2			河川	箇所	14	3,007,000
		世帯	2			砂防	箇所	1	3,000
	床上浸水	棟	380		計				3,155,910
		世帯	358		商工被害				1,455,430
		人	1,479	公立文教施設				630	
	床下浸水	棟	109	その他				92,321	
		世帯	109	被害総額				5,095,471	
		人	444	非住家					
	計	棟	502	公共建物		棟			
世帯		479	その他		棟	30			
人		1,954							

(4) 主な公共施設の被害

道路	169か所
橋梁	4か所
河川	14か所
砂防	1か所

3 対策の概要

町は、8月5日19時、災害救助法の適用を受け、国、県の協力をいただきながら災害対策本部長を先頭に対策に当たった。

(1) 避難世帯に対する生活物資の支給

8月5日17時、日本赤十字社福島県支部から毛布300枚(貸付100枚、給付200枚)及び生活用

品700セットの支給を受けた。

(2) 被害状況の調査

8月6日、浸水地区の戸別訪問調査を実施し、被害状況を把握した。

(3) 防疫対策

8月6日～8日、浸水地区のすべての住家、非住家の消毒を実施した。

生石灰	140袋
逆性石けん液	600本
人 員 延べ98人	県職員 14人
	町職員 46人
	雇用作業員 38人

8月20日、第2回目の消毒として保健委員を通じて浸水世帯に生石灰を配布した。  
100袋

(4) ごみ対策

8月6日～13日、衛生処理業者、町内建設業者及び町職員が一丸となって連日被災世帯から出されたごみの排除作業を実施し、伊達地方衛生処理組合へ搬入し処理した。

自動車借上	2 t 車	延べ127台
	4 t 車	延べ 55台
ショベルローダー		延べ 11台
ホークリフト		延べ 2 台
バックホー		延べ 5 台
人 員	延べ452人	
	雇用作業員	230人
	町 職 員	222人

8月20日、町内建設業者に依頼して、第2次の運搬処理を実施した。

自動車借上	2 t 車	延べ9台
	4 t 車	延べ4台
バックホー		1台
人 員	延べ 18人	
	雇用作業員	18人
事業費	633万円	

(5) 罹災者住家のし尿くみ取りの実施

ア 伊達地方衛生処理組合のし尿処理施設が浸水し使用不能となったため、8月7日～9

日まで粟野地区農業集落排水処理施設において応急処理した。

イ 床上、床下浸水世帯のし尿くみ取りを衛生処理業者に委託し実施した。

浄化槽を除く 455戸

事業費 137万円（1戸当たり3,000円の割）

(6) 医療対策

表7-18 巡回治療の状況

8月6日～8日、被災地の医療対策のため、町国保病院の医師、看護婦による移動医療班を編成し、表7-18のとおり巡回治療に当たった。

	患者数	医師	看護婦	運転手ほか
6日	6人	1人	2人	1人
7日	74	2	4	2
8日	79	3	5	3
計	159	6	11	6

(7) 水道料金の減免と井戸水の検査

ア 床上、床下浸水家屋の8月分の水道料金を減免

○一般家庭用 8月分免除 416件

○営業用 8月分軽減 59件

(使用水量 $\frac{1}{2}$ )

○事業費 203万円

イ 自家用井戸冠水家屋に対し消毒薬を配布

○水質検査 55件（検査料無料）

(8) 教科書、学用品の給与

床上浸水世帯の児童及び生徒に対し実施

教科書の滅失・汚損

小学校 40人、中学校 27人

学用品の滅失・汚損

小学校 129人、中学校 79人

教材の滅失・汚損

小学校 32人、中学校 31人

(9) 税の減免、納期限延長

ア 8月13日付をもって被災納税者（梁川・粟野・富野・五十沢）の町県民税第3期、国民健康保険税第3期の納期限を10月6日まで延長した。

イ 町条例を制定し、町税及び国民健康保険税の減免措置を講じた。

(10) 災害援護資金等の貸付け

借受希望者69世帯に総額4,380万円貸付けた。（12月末現在）

(1) 災害義援金, 義援物資

義援金 76件 14,360,804円  
(内県の配分額 4,464,000円)

義援物資 27,900点

(2) 災害見舞金の交付

全壊・半壊世帯

10世帯 (1世帯当たり15万円)

床上浸水世帯

358世帯 (1世帯当たり3万円)

(3) 商工業対策

局地激甚災害の指定により, 中小企業設備近代化資金, 中小企業設備貸与制度, 中小企業機械貸与制度が, 償還期間の延長, 低率の災害融資などの適用を受けた。

(4) 農林業対策

天災融資法及び激甚災害法の適用により, 天災資金, 自作農維持資金, 農家経営安定資金などの特別融資が実施された。

4 おわりに

今次災害の復旧は, 国, 県の御協力をいただきながら61年度完了をめざして取り組んでいる。特に, 市街地中央を流れる広瀬川は, 激甚災害対策特別緊急事業の適用を受け, 昭和61年度から昭和65年度までの5年間の予定で河川改修を行うこととなり, 町としても「防災町づくり」の見地から本事業の推進を積極的に進めていく考えである。

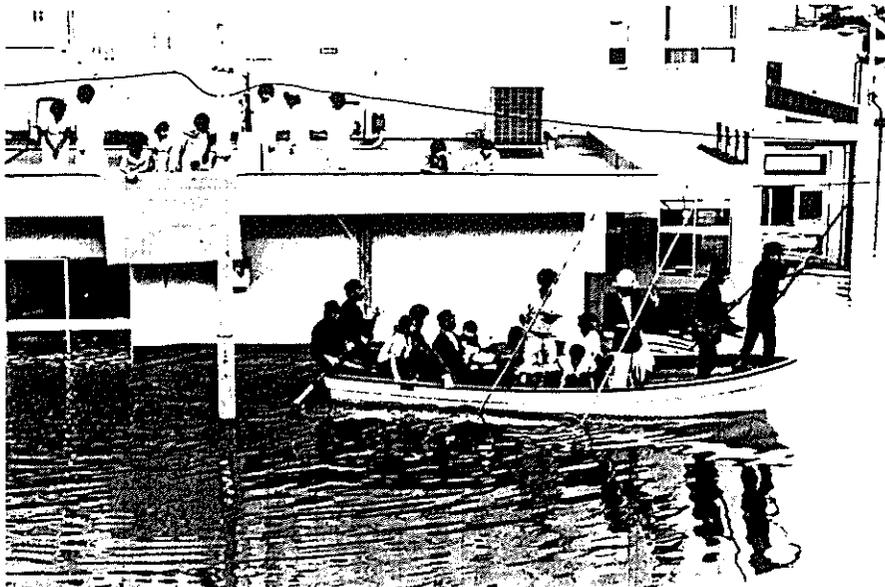
## 第7節 本 宮 町

### 1 災害対策本部

昭和16年以来の豪雨をもたらした台風10号くずれの温帯低気圧は, 梅雨明け間もない8月4日から5日にかけて本町を襲った。

4日22時に水防本部を設置し, 大雨に対する警戒体制を整えたのに続き, 5日には, 阿武隈川上流の異常降雨と出水状況により, 2時20分に災害対策本部を設置し, 厳戒体制でそれぞれの部署についた。

3時ころ, 阿武隈川の水位はついに5mの警戒水位に達したため, パトロール体制や広報体制を更に強めた。次いで4時には, 早くも低地への浸水が始まり, 消防団による家財道具運搬, 避難誘導が懸命に開始された。



▲救助活動を行う消防団員（本宮町）

その後も阿武隈川、安達太良川、五百川の水位は刻々と上昇し、阿武隈川の水位 8 m48cm を記録する中、7時55分町内全域に避難命令を出した。人命最優先を関係者に指示し、特に、救助にあたっては、和舟、ゴムボート、船外機等を用い、人命救助や避難誘導を必死に行う一方、河川の決壊、溢水を防ぐべく、懸命の水防活動を開始した。

特に阿武隈川での水防活動は、危険な状態の中での必死の作業が続けられた。水面は膨張し、怒濤のごとく音をたて、すべてを飲み込むかのように波打って激しく流れる濁流、水位は既に堤防高を超え、溢水や透水の中での作業であった。

8月5日19時災害救助法が適用され、国・県・町一体となって、災害対策に全力をあげることとなったのである。

町が直ちに措置したことは、市民生活の一日も早い復興のための、ごみ処理、し尿処理、防疫、融資制度等々の災害応急対策であった。

## 2 被害状況

被害の状況は表 7-19のとおりであるが、その主なものを示すと次のとおりである。

### (1) 人的被害

負傷者（軽傷）1人

### (2) 家屋被害

床上浸水 717棟      床下浸水 314棟

表7-19 被害数量及び被害額

区 分 被 害				区 分 被 害				区 分 被 害						
人 的 被 害	死 者		人		田	流失・埋没		h a		公立文教施設		千円		
	行方不明者		人			冠 水		h a	150	農林水産業施設		千円	14,660	
	負 傷 者	重 傷		人		畑	流失・埋没		h a		公共土木施設		千円	32,569
		軽 傷		人	1		冠 水		h a	38.7	その他の公共施設		千円	33,565
住 家 被 害	全 壊		棟		文 教 施 設		箇所		小 計		千円	80,794		
			世帯		病 院		箇所	2	公共施設被害市町 村		団体			
			人		道 路		箇所	21	そ の 他	農 産 被 害		千円	70,536	
	半 壊		棟		橋 梁		箇所	2		林 産 被 害		千円		
			世帯		河 川		箇所	6		畜 産 被 害		千円	936	
			人		港 湾		箇所			水 産 被 害		千円		
	一 部 破 損		棟		砂 防		箇所			商 工 被 害		千円	1,196,913	
			世帯		清 掃 施 設		箇所			そ の 他		千円		
			人		崖 く ず れ		箇所		被 害 総 額		千円	1,349,179		
	床 上 浸 水		棟	717	鉄 道 不 通		箇所							
			世帯	656	被 害 船 舶		隻							
			人	2,492	水 道 戸									
床 下 浸 水		棟	314	電 話		回線	130							
		世帯	272	電 気 戸			414							
		人	1,018	ガ ス 戸										
計		棟	1,031	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所								
		世帯	928	水 路		箇所	11							
		人	3,510											
非 住 家	公 共 建 物		棟	3										
	そ の 他		棟											

(3) その他の被害

農林関係 8,613万円, 土木関係 3,257万円, 商工関係 11億9,691万円, 公共施設 3,357万円, 田畑冠水面積 188ha

3 応急対策活動

泥とごみの山が、水害の生々しさを物語り、改めて災害のツメ跡の深さを見せつけた。こうした状況の中で、被災町民の生活再建への対処に迫られたのである。

水害直後、町民が茫然自失、なす術も知らないでいる時期に、政府、国会議員及び県議員の方々のお見舞いや、全国各地からの救援をいただき、被災者はたいへん励まされたのである。義援金の額は1,437万円余、寄せられた救護物資は3万点以上にものぼった。

応急対策は過去の教訓を生かし、前夜のうちに地域担当班を編成し、泥水がひけた早朝に作業を開始した。特に急いだのは、夏場でもあり、伝染病発生の予防であった。このため、浸水家庭

の徹底消毒に全力を挙げる一方、ごみ、し尿等の環境保全対策にも万全を期した。

その主なものを挙げれば、次のとおりである。

#### (1) 防疫対策

- 伝染病患者発生数 0人
- 対応期間 8月6日～9日
- 戸別活動 907戸
- 薬剤の支給 生石灰806袋、粉剤101袋

#### (2) ごみ

- 被災ごみ 3,458 t
- 8月6日清掃作業開始（車両延べ台数1,669台）

#### (3) し尿処理

- 処理数量 389,272 l

### 4 復旧の状況

災害の復旧には、国の強力な財政援助が必要である。幸い今次災害においては、その規模、態様等から、国の「安達太良川激じん災害特別緊急事業」の採択をうけることができ、町ではこれを柱に、復旧事業に取り組むこととした。

激じん災害特別緊急事業は、再び災害が起きないようにするため、通常の災害復旧事業とは別枠で集中投資を行い、約5年間で河川改修を図るという制度である。このため、町は激特対策室を設置し、職員3名をもってこれらの事業に対処することにした。

### 5 教訓

自然災害に対する安全防衛対策は、近代科学の粋をもってしても、完全を期することは至難な面を多分にもっているが、今回の災害は多くの貴重な教訓を我々に与えてくれたのである。

その中でも、特に、緊急時における広報体制、手段のあり方、避難体制のあり方、情報収集と伝達等、人命に係る事項については、あらゆる状況を想定し、確実に実行できるよう訓練を重ねておくことであった。

かくして、災害直後の惨事と混乱の中から半年が過ぎ、日一日と過去のものとなりつつある8・5水害の忌まわしい記憶をここに記録し、今後の資料としていただきたい。

## 第2章 市町村別災害復旧事業の状況

前章では特に大きな被害を受け、災害救助法が適用された7市町における活動状況等について詳述したが、その他の市町村においても各所で被害が発生したことは、第2部各章に記したとおりである。

これらの被害について、各市町村における災害復旧事業等の状況は表7-20のとおりである。本表に被害額が計上されていないのは、県内90市町村のうち12町村に過ぎず、このことからも今次水害が広くほぼ全県に及んだことがうかがえる。

表7-20 8・5水害による災害復旧事業等の状況調 昭和61年12月末現在 (千円)

市町村名	補助災害復旧事業		単独災害復旧事業		災害対策事業 事業費	合 計	
	被害額	61年度 復旧事業費	被害額	61年度 復旧事業費		被害額	61年度 復旧事業費
福島市	1,488,741	1,429,201	769,341	616,300	77,258	2,258,082	2,122,759
会津若松市	116,884	71,802	173,553	173,553	3,397	290,437	248,752
郡山市	770,556	719,977	423,245	408,245	332,833	1,193,801	1,461,055
いわき市	3,263,180	2,725,835	305,028	229,096	66,747	3,568,208	3,021,678
白河市	182,304	182,304	21,852	21,852		204,156	204,156
原町市	203,891	187,045	28,164	28,164	45,926	232,055	261,135
須賀川市	331,821	221,158	88,387	88,387	22,862	420,208	332,407
喜多方市	4,812	4,812				4,812	4,812
相馬市	688,270	424,348	89,087	67,932	37,143	777,357	529,423
二本松市	354,903	273,870	31,413	31,413	5,636	386,316	310,919
市 計	7,405,362	6,240,352	1,930,070	1,664,942	591,802	9,335,432	8,497,096
町 村 計	10,132,643	8,656,092	1,530,140	858,805	323,816	11,662,783	9,838,713
県 計	17,538,005	14,896,444	3,460,210	2,523,747	915,618	20,998,215	18,335,809
桑折町	28,711	28,711	24,868	24,868	1,534	53,579	55,113
伊達町						0	0
国見町	30,954	30,954	18,463	18,463	10,552	49,417	59,969
梁川町	99,398	98,795	23,141	22,045	120,129	122,539	240,969
保原町	25,508	25,508	59,174	59,174	14,499	84,682	99,181
靈山町	117,787	117,787	26,852	26,852	916	144,639	145,555
月舘町	115,806	104,123	3,643	3,643	2,986	119,449	110,752
川俣町	208,347	198,725	13,225	13,225		221,572	211,950
飯野町	148,421	94,285	42,847	7,021		191,268	101,306
安達町	108,509	108,509	45,241	22,471	90	153,750	131,070

市町村名	補助災害復旧事業		単独災害復旧事業		災害対策事業	合 計	
	被 害 額	61 年 度 復旧事業費	被 害 額	61 年 度 復旧事業費	事 業 費	被 害 額	61 年 度 復旧事業費
大 玉 村	48,441	48,441	36,198	36,198	7,965	84,639	92,604
本 宮 町	55,272	43,856	31,574	8,980	49,321	86,846	102,157
白 沢 村	143,715	101,242	4,897	4,897	804	148,612	106,943
岩 代 町	256,242	211,324	51,569	35,169	3,135	307,811	249,628
東 沼 町	180,652	128,917	10,628	10,628		191,280	139,545
長 沼 町	95,910	95,910				95,910	95,910
鏡 石 町	40,677	40,677	43,349	37,321	496	84,026	78,494
岩 瀬 村	4,053	4,053	5,177	5,177		9,230	9,230
天 栄 村	173,897	141,784	15,700	15,700		189,597	157,484
田 島 町	116,913	17,163			49	116,913	17,212
下 郷 町	265,766	231,771			9,098	265,766	240,869
館 岩 村						0	0
檜 枝 岐 村						0	0
伊 南 村						0	0
南 郷 村						0	0
只 見 町						0	0
北 会 津 村						0	0
熱 塩 加 納 村						0	0
北 塩 原 村	3,341	3,287				3,341	3,287
塩 川 町	10,210	9,048	19,490	4,489		29,700	13,537
山 都 町	14,817	11,047	1,200	1,200		16,017	12,247
西 会 津 町	20,029	9,236				20,029	9,236
高 郷 村			3,200	1,450		3,200	1,450
磐 梯 町	19,350	19,350	25,127	4,938	1,765	44,477	26,053
猪 苗 代 町	25,980	12,531	220	220	1,046	26,200	13,797
会 津 坂 下 町	1,482	1,482	8,895	8,895		10,377	10,377
湯 川 村					428	0	428
柳 津 町	33,299	5,800	1,200	1,200		34,499	7,000
河 東 町	7,080	7,080	7,084	761		14,164	7,841
会 津 高 田 町	27,752	27,752				27,752	27,752
本 郷 町	4,356	4,356	8,250	250		12,606	4,606
新 鶴 村						0	0
三 島 町						0	0
金 山 町						0	0
昭 和 村						0	0
西 郷 村	121,755	121,755	26,457	25,766		148,212	147,521
表 郷 村	366,431	359,577	11,243	10,968		377,674	370,545
東 郷 村	180,972	165,861	3,908	3,908		184,880	169,769
泉 崎 村	127,148	127,148				127,148	127,148
中 島 村	26,324	26,324				26,324	26,324
矢 吹 町	144,403	144,403	14,765	14,765	2,188	159,168	161,356
大 信 村	247,174	247,174	5,581	5,581		252,755	252,755
棚 倉 町	691,100	462,175	85,591	47,026		776,691	509,201
矢 祭 町	140,795	125,668	41,688	35,693		182,483	161,361
塙 町	112,276	106,725	7,503	7,503		119,779	114,228
蛟 川 村	122,977	138,829				122,977	138,829
古 殿 町	527,785	395,370	200	200		527,985	395,570

市町村名	補助災害復旧事業		単独災害復旧事業		災害対策事業 事業費	合 計	
	被害額	61年度 復旧事業費	被害額	61年度 復旧事業費		被害額	61年度 復旧事業費
石川町	457,394	340,509	27,327	21,560	26,447	484,721	388,516
玉川村	255,214	231,396			8,084	255,214	239,480
平田村	277,686	254,444	15,709	15,389		293,395	269,833
浅川町	117,070	117,070	6,919	6,919		123,989	123,989
三春町	195,113	132,759	75,858	35,963	3,304	270,971	172,026
小野町	440,045	231,185	48,528	47,091	3,405	488,573	281,681
滝根町	57,823	64,964	870	870		58,693	65,834
大越町	42,128	33,406	6,030	4,683	208	48,158	38,297
都路村	131,309	127,162				131,309	127,162
常葉町	115,288	123,071	550	550		115,838	123,621
船引町	251,285	222,211	81,886	27,905	1,991	333,171	252,107
広野町	209,342	104,125	21,481	21,481		230,823	125,606
檜葉町	89,500	77,538	185,800	34,304		275,300	111,842
富岡町	91,163	76,610	22,930	19,272		114,093	95,882
川内村	600,873	525,311	3,194	3,194	9,542	604,067	538,047
大熊町	11,995	11,995	13,056	13,056	37,800	25,051	62,851
双葉町	67,097	67,097	5,185	4,365		72,282	71,462
浪江町	266,346	330,647	250,373	39,962	959	516,719	371,568
葛尾村	64,764	56,626				64,764	56,626
新地町	130,352	130,352	2,102	2,102	983	132,454	133,437
鹿島町	390,609	402,859	16,915	16,215	4,092	407,524	423,166
小高町	372,950	338,158	11,700	11,700		384,650	349,858
飯館村	255,482	252,084	5,579	5,579		261,061	257,663

## おわりに

死傷者数こそ少なかったが、かつて経験したことのない規模の大水害となり、被害が広範かつ多岐にわたったため、克明・正確な記述を行うための資料収集には多くの日数を必要とした。

災害の記録は、記憶に新しいうちに印刷物として形を整えなければ、刊行の意義が薄れることから、昭和61年度事業として年度内に発刊する運びとなった次第である。

庁内各部局長の推せんする編集員と消防防災課所属の事務局員による第1回編集員会議が開催されたのが、昭和61年12月12日であったから、年度末まで100余日しか残されていなかった。

編集員は所管部局の原稿取りまとめ及び編さんの任に当たり、庁外防災関係機関の原稿、資料収集は事務局員が行った。編集員会議はその後第4回まで開催し、全体としてのバランスの調整等を行い、どうか記録としての体裁が整ったときは、既に2月下旬に入っていた。

約2か月の短期間にまとめざるを得ないという時間的制約に加え、事務局員の未熟によって、原稿をお寄せいただいた各位には大変御迷惑を及ぼす結果となった。また、紙数にも限りがあるため、編集作業で原稿の大幅な削除等を行わざるを得なかった部分もあった。ここに深くお詫び申し上げたい。その他報道機関等からも資料の提供を仰いだが、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

最後に編集員等を列記する。

### 編集員

知事直轄広報広聴課	黒	沢	芳	伸
総務部財政課	菅	野	幸	裕
企画調整部企画調整課	松	本		茂
生活福祉部社会福祉課	矢	部	孝	夫
保健環境部医務課	関	根	俊	一
商工労働部商工課	飯	塚	善	昭
農政部農政課	高	梨		公
農地林務部農林課	皆	川	健	一
土木部監理課	根	本	博	行
企業局建設課	舟	生		寛
議会事務局調査課	土	屋	文	明
教育庁総務課	遠	藤	教	之
警察本部警備課	本	柳	偉	佐男

### 事務局員（生活福祉部消防防災課）

原	坦	鈴木	康稔	石原	道男
遠藤	善正	二瓶	弘	加藤	一彌

## 61・8・5集中豪雨水害の記録

---

昭和62年3月

編 集 8・5水害記録編集員会議  
(福島県消防防災課内)

発 行 福 島 県  
〒960 福島市杉妻町2番16号  
電話(0245)21-1111(代表)

印 刷 株式会社 阿 部 紙 工  
〒960 福島市南町345番地  
電話(0245)45-2111(代表)

---